

目 次
第1号（3月3日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	4
出席議員	6
欠席議員	6
事務局職員出席者	6
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	7
会議録署名議員の指名について	7
会期の決定について	7
諸報告	8
議案第16号	22
発議第1号	33
諮問第1号	35
諮問第2号	35
議案第3号	36
議案第4号	37
議案第5号	39
議案第6号	50
議案第7号	52
議案第8号	53
議案第9号	61
議案第10号	62
議案第11号	63
議案第12号	64
議案第13号	65
議案第14号	66
議案第15号	67
議案第17号	70

議案第18号	83
議案第19号	85
議案第20号	87
議案第21号	90
議案第22号	90
議案第23号	90
議案第24号	90
議案第25号	91
散 会	94

第2号（3月5日）

議事日程	95
本日の会議に付した事件	96
出席議員	97
欠席議員	97
事務局職員出席者	97
説明のため出席した者の職氏名	97
開 議	98
議案第14号	98
議案第15号	98
議案第17号	104
議案第18号	136
議案第19号	136
議案第20号	137
散 会	137

第3号（3月16日）

議事日程	139
本日の会議に付した事件	140
出席議員	141
欠席議員	141
事務局職員出席者	141

説明のため出席した者の職氏名	1 4 1
開 議	1 4 2
一般質問	1 4 2
4 番 平田 康雄君	1 4 2
1 番 松本 照行君	1 5 8
9 番 大石 純君	1 7 1
8 番 河野 政之君	1 8 3
散 会	1 9 2

第4号（3月17日）

議事日程	1 9 3
本日の会議に付した事件	1 9 4
出席議員	1 9 5
欠席議員	1 9 5
事務局職員出席者	1 9 5
説明のため出席した者の職氏名	1 9 5
開 議	1 9 6
一般質問	1 9 6
7 番 平山 賢治君	1 9 6
1 1 番 野瀬 繁隆君	2 2 0
6 番 安丸眞一郎君	2 3 7
3 番 中村 竜博君	2 5 1
散 会	2 6 2

第5号（3月26日）

議事日程	2 6 3
本日の会議に付した事件	2 6 5
出席議員	2 6 6
欠席議員	2 6 6
事務局職員出席者	2 6 6
説明のため出席した者の職氏名	2 6 6
開 議	2 6 7

諮問第1号	267
諮問第2号	272
議案第3号	273
議案第4号	273
議案第5号	274
議案第6号	277
議案第7号	277
議案第8号	278
議案第9号	283
議案第10号	284
議案第11号	284
議案第12号	285
議案第13号	285
議案第21号	286
議案第22号	286
議案第23号	286
議案第24号	286
議案第25号	286
公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の最終報告について	296
安丸眞一郎議員に対する問責決議	301
閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）	304
閉会	304
署名	305

大刀洗町告示第4号

令和8年第14回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和8年2月19日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和8年3月3日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

松本 照行

中村 竜博

實藤 量徳

平山 賢治

大石 純

野瀬 繁隆

古賀 世章

平田 康雄

安丸眞一郎

河野 政之

白根 美穂

高橋 直也

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

令和8年3月3日 午前9時38分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 議案第16号 令和6年第7回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議について (公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議)

追加日程第1 発議第1号 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査期限の確定に関する決議

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 議案第3号 大刀洗町いじめ防止対策推進条例の制定について

日程第8 議案第4号 大刀洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第9 議案第5号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第6号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第11 議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第8号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第9号 大刀洗町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第14 議案第10号 大刀洗町法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第19 議案第15号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- 日程第20 議案第17号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第21 議案第18号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第19号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第20号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第21号 令和8年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第25 議案第22号 令和8年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第23号 令和8年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第24号 令和8年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第28 議案第25号 令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 議案第16号 令和6年第7回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議について（公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議）

追加日程第1 発議第1号 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査期限の確定に関する決議

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 議案第3号 大刀洗町いじめ防止対策推進条例の制定について

日程第8 議案第4号 大刀洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第9 議案第5号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第6号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第11 議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第8号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第9号 大刀洗町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第10号 大刀洗町法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第11号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第12号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第13号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第19 議案第15号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- 日程第20 議案第17号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第21 議案第18号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第19号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第20号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第21号 令和8年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第25 議案第22号 令和8年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第23号 令和8年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第24号 令和8年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第28 議案第25号 令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算について
-

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 竜博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	福岡 信義	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	渡邊 章子	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	西村 智道
建設課長	黒岩 雄二	住民課長	入江由香理
会計課長	案納 明枝			

開会 開議午前9時38分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

少し遅れての議会になりましたけども、皆さん御了承のほどよろしく申し上げます。

町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和8年第14回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 直也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番、平山賢治議員、8番、河野政之議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（高橋 直也） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。令和8年第14回大刀洗町議会定例会の議会運営について、協議結果を御報告いたします。

委員会は、令和8年2月26日水曜日午前9時30分から協議会室において開催しました。出席委員は5名全員です。高橋議長及び執行者側から平田総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

本定例会の会期は、令和8年3月3日火曜から26日木曜までの24日間と決定いたしました。

次に、会期日程について申し上げます。

本日3月3日火曜は、本会議を開催し、日程に従いまして、順次、議案の上程及び審議をしていただきます。

なお、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、5日木曜日採決予定の議案6件に対する自由討議を行います。

4日水曜は休会といたします。

5日木曜は本会議を再開し、議案第14号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第15号久留米市

との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について、議案第17号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第20号令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）についてまで、以上6件の議案について採決することといたしております。

なお、議案第21号令和8年度大刀洗町一般会計予算についてから、議案第25号令和8年度大刀洗町下水道事業会計についてまで、以上5件については、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、委員会付託していただき、5日の本会議散会后より翌6日金曜日及び9日月曜日から11日水曜日まで委員会審査をしていただきます。

7日土曜、8日日曜日及び12日木曜日から15日日曜は休会といたします。

16日月曜日、17日火曜日は本会議を再開し、一般質問を行います。

18日水曜から25日水曜日までは休会としますが、23日月曜日は全員協議会を開催し、上程議案に対する自由討議を行います。

26日木曜日は本会議を再開し、議案審議をさせていただきます。

なお、本議会に陳情書2件の提出がありましたが、配付のみの取扱いとしています。

次に、本日3月3日午前9時から協議会室において委員会を開催いたしました。出席委員は5名全員です。高橋議長の出席を得て、議事日程の変更について協議をいたしました。協議の結果、議案第16号令和6年第7回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議について（公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議）は、初日採決することに決定いたしました。

以上が、本定例会の会期及び会期日程です。当議会の円滑な議会運営ができますようお願いいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（高橋 直也） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月26日までの24日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの24日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、タブレットの会期日程のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第3. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。

これまでに2件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いとすることにしましたので、御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和7年10月末日分、11月末日分、12月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。タブレットにアップしております。

次に、委員会の所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、松本照行委員長、登壇して報告を願います。

○総務文教厚生委員長（松本 照行） おはようございます。総務文教厚生委員会委員長の松本でございます。閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告をいたします。

当委員会は、1月27日に委員6名及び高橋議長の出席の下、委員会を開催し、GIGAスクール構想についてを議題として、こども課所管事務調査を実施いたしました。

最初にこども課の説明がありまして、まずGIGAスクール構想とは、2019年に文部科学省が提唱した、学校におけるICT環境の取組で誰一人取り残すことのない、公正で個別最適化された学びを実現する環境整備に関する構想となっております。

具体的に内容といたしましては、まず児童一人一人、1人1台の端末を実現すること、また、高速大容量通信ネットワークを整備すること、3番目にデジタル教科書などの教育DXを推進することを柱としたものでございます。従来の一斉授業から一人一人の学習進度、理解度に応じた学びを提供する個別最適化された環境の中で能力を伸ばそうとするものです。

そこで、大刀洗町の現況といたしましては、令和7年度までで合計1,620台のタブレットを児童生徒1人に1台を実現して、授業等で使用しておる状況にございます。

ここで重要なのは、児童生徒のみならず、先生たちがタブレットの操作や授業における資料の作成など、タブレットを十分に使いこなせる必要がございます。そのため学校ごとに週1日1名のICT支援員が配置されて、細やかな支援を行っているとのことでした。実際に子供たちの積極的なタブレット端末活用は、令和7年度の主張大会で端末を活用した発表にもありましたように、写真や動画を撮り情報を調べる、まとめるなど、非常に使いこなす能力が高まっていることがうかがえたということでした。

次に、いつでもタブレットを持って帰り、家庭で学習することのできるWi-Fi環境調査を行ったということございまして、現時点では全ての家庭でWi-Fi環境が整っているとのことでした。

一方、GIGAスクール構想における課題。

まず、維持管理費については、年間必要な経費として1,600万円超が必要となっていること、2番目に、端末のトラブルについては、故障について、機器の保証があり費用は発生してお

りませんけれど、破損については、令和3年から5年間で92件あり、故意や過失、重大過失の場合の14件を除き、全て町が負担している。

以上のような説明を受けたものです。

そして、委員の質問や意見につきましては、まずデジタル教科書についての質問でございましたけれど、単なる教科書の紙置き換えではなく、動画や表を見える化することで児童生徒に合わせた学習能力の向上を図っている。また、発達段階に合わせた、例えば1年生には、まず写真を撮るとか、動画を撮るとかから始めて、徐々に高学年のプレゼンテーションを目指す等の段階を経た指導を行っているということでございます。

2番目に、視力の低下の実態についての質問につきましては、文部省が実施している令和6年度の学校保健統計調査で、視力裸眼が1.0未満であるものの割合は、小学校で約3割を超えておりまして、中学校では6割程度が1.0未満ということになっており、スマートフォンなどのデジタル機器の普及や外で遊ぶ時間の減少などが視力の低下の一因とされているところです。

学校でタブレット端末は長時間使用することはありませんが、1日のデジタル使用時間の増加にはつながっていると考えられるものの、文部科学省の見解として、GIGAタブレット端末が視力低下の要因になっているとの因果関係は判断できないということでございました。

それから、5年経過した機器の更新の経費はどういうふうにしているのかという質問については、福岡県が共同調達を行い、それに乗っかったといたしますか、それに応じて機器の選定と購入を考えていると。

なお、8年度は端末の5年度更新のため、約1億4,500万ぐらいが必要になっている。おおむね補助対象となつてございます。

次に、先生のICTに対する教育の推進はどうなっているのかという質問につきましては、空き時間があるときに時間等の調整をして、先生のクラスに入って、一緒にICT教育員と一緒に授業をやっているとか、放課後に研修をする、習熟するよう進めているということです。

最後に、Wi-Fiの環境が整っていない家庭へのプリント紙の配付。こういうところについては、ほかの児童から「実際に家庭にWi-Fi環境がない」と思われる。また、そういったことがいじめ等の要因につながらないように、しっかりと注意深く配慮していただきたいということなど、質問や意見があったところでございます。

最後に、委員会の振り返りとして、実際に子供たちがタブレットによる授業をやっているところを視察してはどうかという意見も出ておりまして、今後計画してまいりたいと考えております。

次に、2月5日及び2月13日に実施した総務文教厚生委員会・建設経済合同委員会について簡単に報告します。

2月5日は、税務課から令和7年12月31日現在での7年度の税の収納報告を受けました。

おおむね前年同期と同じような収納率を確保しているとの報告を受けております。委員からは、差押え物件の競売に関する質問があつておるところでございました。

2月13日は、順次、各課から8年度主要事業計画について報告を受けました。最終決定ではないとの前書きがあつたものの、重要事業の継続、新規事業概要の説明を受けたものです。

詳細な質疑については、3月5日からの予算特別委員会で行う予定となっております。

以上で、閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、建設経済委員会、古賀世章委員長、登壇して報告を願います。

なお、古賀委員長は、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の委員長でもありますので、調査特別委員会についても、続けて報告を願います。すみません、建設経済委員会の委員長報告は、大石純副委員長に登壇してお願いしたいと思います。

○建設経済副委員長（大石 純） 改めまして、おはようございます。建設経済委員会の副委員長の
大石純でございます。私からは、閉会中の所管事務に関します調査などにつきまして、委員長に成り代わり御報告させていただきます。

去る2月13日金曜日の9時半より合同委員会を開催し、令和8年度の主要施策や事業計画の審議を行いました。前段の総務文教厚生委員会が所管する事業審査の後、建設経済委員会が所管する事業の審査を行いました。なお、当委員会が所管します事業は、総務課の消防防災安全関係、そして地域振興課のブランド推進事業など経済に関する事業、さらには農政課、建設課の全般の事業でございます。

その中で来年度の特筆事項としましては、消防防災では、レスキューボートの購入や消防団の夏用活動服購入事業が上げられておりましたが、活動服自体の耐久性や着用時の爽快性にも配慮してほしいこと、また、これらの購入時期は、今年の出水期前をお願いしたい旨、強く要請させていただきました。

また、農政課からは、新規に大刀洗町農産物ブランド推進を目的に、大刀洗産を表すシールを交付する事業が計画されていますが、将来を見据えた面白い取組であると感じました。何を大刀洗の農産物ブランドにするかやどのようなシール形態にするかは、今後議論の余地はあるものの、大刀洗町の品質のよい野菜を内外に周知させるためにはすばらしい事業であると思います。ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それから建設課ですが、十数件の新規事業の説明がありましたが、道の駅推進の説明が全くございませんでした。その点期待していただけに大変残念でございました。3月の特別委員会で質疑したいと考えます。

そして建設課の説明後、下水道会計の消費税納付遅延による延滞金が発生した旨で謝罪がありました。今後の原因究明と再発防止の徹底をお願いしたいと思います。また、当日の午後からは、

令和8年度主要工事予定箇所3か所の現地視察を行いました。

1番目は、大堰校区西原地区の児童通学道路の安全対策事業、2番目が、大刀洗校区、高樋校区の行政区内道路改良事業、3番目が、大堰校区床島地区の佐田川橋架け替えに伴う下水道事業について説明を受けました。

いずれの事業も、地域や地元の要望が高く、重要なものばかりであります。計画に沿い遂行されんことを強く求めます。

次に、2月16日月曜日9時半より建設経済委員会を開催いたしました。出席者は議長を除く全委員と山田局長で、執行部からは村田地域振興課長と棚町係長に出席をお願いしました。

審議事項は、経済に関する課題として、現在地域振興課が取り組んでいる地域ブランド推進事業の現状や課題について説明を受けました。アンケートを含めた中間報告書での説明があり、この点は評価できますが、全体的にインパクトを感じにくく、令和10年度を目指した第5次総合計画の具体的なゴール設定も見られず、本当に町民の利益になっているか、その点を今後も議会として議論し、明確にすべきと感じました。

委員からは多くの質問や指摘がありましたが、意見として承る、今後検討するなどの返答が多く、議論にならなかったことは残念でした。ただ、その中で委員からの要望としては、効果の可視化や事業の目的をきちんと数値化することや、具体的なブランドネームの策定やその必要性を明確にすることなどが出されました。

今後、早急に検討の上、対応願いたいと考えます。

なお、今回の調査は、3月の予算審議に生かし、より効果的な予算となるよう、委員一同頑張ります。

また、ブランド推進事業については、議会の調査機能の強化を目指すという観点から、今後そのテーマとして取り上げましたが、今後も当委員会としては、住民の立場で町の事業を監視し、定期的に評価していく予定です。

結びに、今話題となっている道の駅の推進や防災・減災対応、そして環境整備など、所管事務に係る調査や研究も併せて進めていく予定です。

以上で、建設経済委員会の委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

なお、議会運営委員会の副委員長として、議会運営委員会につきましても続けて報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。広報委員長の平山です。閉会中の所管事務調査の報告を行います。

1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について。

第189号の作成に当たっては、12月1日に広報委員会、その後、12月23日、1月13日、19日、26日と4回の編集会議を開催し、2月13日に発行いたしました。なお、そのほか11月28日に正副委員長及び事務局打合せ、12月19日、22日に作業日などを実施しています。中山町長はじめ行政職各位には、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき、深く感謝申し上げます。

次号190号の発行につきましては、本日広報委員会を開き、企画や日程を協議する予定でございます。5月8日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中24件の記事を更新しております。また、議会ホームページのリニューアルに伴い、コンテンツの追加や整理を協議しているところであります。

3、その他議会の広報に関する活動。

①視察受入れは、閉会中5件を受け入れました。広島県廿日市市議会、長崎県長与町議会、鹿児島県南大隅町議会、宮城県大和町議会、佐賀県多久市議会。最近、2回目のお申込みも増えてきました。平成26年以降、約110件の視察をお受けしております。4月以降もお申込みいただいております。全国の議会の皆さんとお会いできることを楽しみにしています。

②3月定例会の案内チラシを作成し、2月4週の回覧をお願いしたところでございます。

③研修について、2月19日、全国町村議会議長会が主催する全国議会広報クリニックが全国町村議会議員会館で開催され、正副委員長で参加しました。元朝日新聞校閲部の前田安正先生を講師に「AI時代の文章」と題して、前半は講演を、後半は参加の4町村の紙面の実際の添削が行われました。

たちあらい議会だより186号は、デザインの自由度を評価されるとともに、正確な言い回しや分かりやすいデザイン等の御指導をいただきました。全体として、文章の重要性や価値などについて多くの御指導がありました。また、他議会の議会だよりについても、見出しの基本やフルカラーの色使い、正しい丁寧語、顔写真の撮影方法などの御指導がありました。

今回の講演を全委員で共有し、生かせるものから紙面や企画に反映させたいと考えています。

④全国町村議会議長会が主催する第40回町村議会全国広報コンクールにおきまして、たちあらい議会だよりが、全国応募331市中5位に入賞いたしました。11年連続の入賞です。多くの皆さんの御協力を得て、発行できていることを心から感謝申し上げます。これを励みに、今後も住民の皆さんとの双方向型の紙面作りに努めてまいります。今後とも御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

広報委員長の報告は以上でございます。

○議会運営副委員長（平山 賢治） 次に、議運の副委員長として、議会運営委員会の閉会中の所

管事務調査の報告を行います。

まず、令和7年12月17日、令和7年第12回定例会閉会后、直ちに委員会を開催し、12月定例会の議会運営について協議を行いました。この中で同意第1号に関連し、過去2回、同一の候補者の議案で地方自治法第117条に該当する議員が議決に参加していたことが明らかになり、その取扱いについて協議をいたしました。当町議会としても、近年経験のない事例であり、今後の対応を検討するため、再度議会運営委員会を開くことを決定いたしました。

これを受け、令和8年1月6日、議会運営委員会を開催し、地方自治法第117条の該当者である安丸委員長退室の上、副委員長が会議を進行し、法的な検討のため、慎重に調査を行うことを決定いたしました。さらに1月27日、安丸委員長退室の上、副委員長が会議を進行し、当該教育委員の同意案件については、過去2回とも地方自治法第117条に違反する議決であり、同法に基づき首長に再議などの諸対応を促すことが適当との全会一致の結論に達しました。したがって、同日、議会運営委員会の協議に基づく答申書を議長へ提出いたしました。議長は当委員会の答申書に基づき、首長などに対し必要な対応を取ったものと認識しております。

また、一連の協議経過・協議結果につきましては、2月5日の全員協議会において説明を行いました。その他、2月12日に臨時会に関する協議、2月26日、先ほど委員長から報告ありましたように、第14回定例会に関する委員会を開催しております。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会、古賀世章委員長、登壇して報告を願います。

○公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員長（古賀 世章） 皆さん、おはようございます。大刀洗町議会特別調査委員会、いわゆる百条委員会委員長の古賀世章でございます。閉会中の所管事務調査を報告いたします。

一昨年の12月に百条委員会の設置以降、昨日まで33回の委員会を開いております。そして、参考人、証人として延べ23名の方をお呼びいたしました。また、調査に必要な資料などの提出も要求しまして、本年度末の3月議会、今日からスタートでございますが、この最終日に、最終報告書の提出を目指しまして調査を行っておるという状況でございます。

しかしながら、ここに来まして、中山町長の2度にわたる証人喚問出頭拒否や、マルシェかててが地域経済活性化協議会としまして、本当に生まれ変わったのかどうか、これらを最低限調査し、検証する作業がまだ残っております。

今後もこの調査を継続してまいりますのでございます。

ここからは、本年度の1月以降の百条委員会の状況につきまして、簡単に御報告をいたします。

まず1点目は、本年1月以降の委員会の開催状況ですが、勉強会を1月6回、2月4回、3月、

本日までに1回ということで、合計11回実施いたしました。それから2番目に、委員会は同じく1月に3回、2月に4回、3月に1回の合計8回実施しております。主な審議内容は、ただいまから申し上げますが、4点ございます。

1点目が、証人出頭要求に対する審議でございます。そして2点目が、記録提出要求に関する検討、そして3点目が、前代表監査委員等に対する証人喚問、そして最後の4点目が、調査事項の検証及び整理でございます。

また、3月議会におきまして、本委員会の設置決議が再議に付されることを踏まえまして、制度整理及び今後の対応について協議を行ってまいりました。

なお、2月6日に町長に対する証人出頭を求めましたが、出頭はされず、詳細な質問事項及び喚問理由を明示した上で、再度出頭要請を行いました。しかし2月27日の委員会においても出頭はされず、2回にわたり証人出頭がなされませんでした。極めて残念だというふうに感じております。

また、調査の核心部に関する記録についても提出がなされていない状況でございます。そして、それから2月6日の委員会終了後には、町長喚問の必要性について、町民への説明の一環としまして、記者会見も行っております。

本委員会は、提出資料の精査及び証言内容の整理を重ね、事実関係の確認に努めてまいりました。現在は、最終報告書の取りまとめに向けた検証作業の段階でございます。先ほども申しましたが、3月議会の最終日には、最終報告書の提出をもちまして、本委員会としての責任を果たすべく、引き続き整理を進めてまいりたいと考えております。

以上、閉会中の活動報告といたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和8年第14回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年度も残すところ僅かとなりましたが、基幹系業務システムの標準化・共通化や町公式LINEのリニューアル、床島地区冠水対策事業、ふれあいセンターの大規模改修工事や運動公園の照明改修工事など、予定しておりました諸事業・諸施策も、一部を除きおおむね順調に進捗をしております。

また、一昨日は大刀洗公園で第2回目となる大刀洗レタスフェスタを開催し、多くの皆様に御

来場をいただきました。みい農業協同組合をはじめ御協力いただきました全ての関係者の皆様に感謝を申し上げます。

さて、足元の人口動態では、日本全体で人口減少が進展する中、昨年1月末と本年1月末の人口を比べますと44名の増、町長就任の令和2年1月末と比較しますと488名の増加となっておりますが、より一層の子育て支援と教育環境の充実を推進するため、本議会に小中学校の給食費無償化などの必要な予算案を上程してございます。

今後とも、町民の皆様到大刀洗に住んでよかった、住み続けたいと思っただけけるよう、子育て支援と教育環境の充実、町民の皆様の健康づくり、地域づくりをはじめ町民の皆様との対話を大切にしたい町政を目指してまいります。

次に、新年度の予算の概要について御説明をいたします。

令和8年度の一般会計予算につきましては、これまでの政策を継承するとともに、第5次総合計画及び大刀洗よかまち創生プロジェクトの各事業やマニフェストで掲げた政策を推進していくために必要な予算を計上し、総額94億7,300万円余で前年度当初予算と比較しまして2億5,000万円余、率にして2.7%の増となっております。

まず歳入です。町税につきましては、前年比1億1,400万円増の17億400万円余、地方交付税につきましては、地方財政計画などを踏まえ、前年比1億7,000万円増の23億2,000万円を見込んでございます。

また、ふるさと応援寄附金については、前年度と同程度の5億円を見込んでいるほか、基金から12億7,100万円余を繰り入れることとしてございます。

次に、歳出では、義務的経費は、人件費が人事院勧告に伴う給与改定等に伴いまして9.6%の増、扶助費は障害児者自立支援費などの増加に伴い3.9%の増、公債費はため池の緊急浚渫推進事業などの償還に伴い12.3%の増となっております。

また、投資的経費のうち普通建設事業費が前年比17.6%減の5億9,300万円余となっております。

次に、令和8年度に取り組む主な事業につきまして、課ごとに御説明をいたします。

まず総務課です。選挙の関係では、令和9年4月に福岡県議会議員一般選挙が執行予定であり、必要な準備に努めてまいります。

総務関係では、引き続き職員の人材育成と能力開発に努めるとともに、ハラスメントやコンプライアンスなど必要な研修を実施してまいります。

消防防災関係では、近年の地球温暖化に伴う豪雨災害を踏まえまして、消防団に夏用活動服とレスキューボードを追加導入するとともに、引き続き防災士の育成支援など、地域に密着した防災意識の啓発や防災訓練などの活動を通じて、今後とも防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、企画財政課です。

企画関係では、今後の公共交通の維持確保に向け、地域公共交通計画を改定するとともに、引き続きのりあい定額タクシー「ひばり号」の運行や甘木鉄道、西鉄バスへの補助、そして、利用者が減少してございます西鉄甘木線が今後も存続できるよう、事業者及び沿線自治体と協議を進めるなど交通弱者対策に取り組んでまいります。

また、ふるさと応援寄附金については、多くの皆様に御寄附いただけるよう、町内事業者からの返礼品の充実とPRに努めるとともに、住民の皆様の消費生活に関する被害防止のため、消費者教育や啓発活動に取り組んでまいります。

財政関係では、引き続き健全財政を維持するとともに、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を改定し、町が管理する各施設の長寿命化に取り組んでまいります。

次に、デジタル戦略関係では、基幹業務システムの標準化・共通化を踏まえ、引き続き基幹システムと窓口システムの連携によるフロントヤード改革に取り組むとともに、新たにオンライン申請システムと文書管理システムの導入に取り組んでまいります。

今後とも、住民の皆様の安全安心で便利な生活に向け、デジタルを活用した業務の見直しや改善に努めてまいります。

次に、地域振興課です。

協働推進関係では、引き続き住民の皆様が町の課題を自分ごととして捉え、考えていただけるよう、自分ごと化会議、住民協議会に取り組むとともに、慶應義塾大学SFC研究所と連携し、大刀洗みらい研究所の活動をはじめ、つながりの学校「PLAT」の開催など対話の場づくりに取り組むなど、住民の皆様の意見を町政に生かし、住民の皆様との対話を大切にしたい町政を推進をしてまいります。

次に、地域振興関係では、プレミアム付クーポン券やプレミアム付商品券の発行などを通じて、物価高で苦しむ住民の皆様の暮らしと地域経済の循環を応援するとともに、枝豆収穫祭やレタスフェスタなどを通じて、大刀洗の知名度向上とPRに努めてまいります。

また、地域経済活性化協議会などを通じて、町民の皆様の生きがいがづくりや、やってみたい気持ちを応援するとともに、パートナー企業事業等を通じて、町内企業との連携強化にも取り組んでまいります。

次に、住民課です。

住民係の関係では、引き続き戸籍や住民基本台帳など、個人情報管理に万全を期すとともに、デジタル社会の実現に向け、戸籍法や住民基本台帳法の法改正等に伴い、必要な準備を進めてまいります。

生活環境関係では、さらなるごみの減量化と再資源化を目指して、引き続き各校区センターに

設置した資源回収ステーションでのごみのリデュース・リユース・リサイクルの推進とコミュニティの活性化を目指した3RプラスCの活動に取り組むとともに、空き家対策の強化に取り組んでまいります。

併せて、町営納骨堂の建て替えに向けた実施設計に取り組んでまいります。

次に、税務課です。

引き続き適正課税等公正な徴収に努め、税収の確保に努めるとともに、納税相談の充実や口座振替や電子納付の利用促進など、税務行政におきましても、住民サービスの向上に向け、オンラインでの申告手続の普及促進など、DXの推進に取り組んでまいります。

次に、会計課です。

引き続き正確で安全な会計事務に努めてまいります。

次に、福祉課です。

高齢者福祉係の関係では、高齢者の皆様が役割や生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き在宅医療・介護連携や認知症対策、体操教室などの介護予防対策に取り組んでまいります。

併せて、社会福祉協議会が入居するぬくもりの館大刀洗の改修工事に取り組んでまいります。

障がい福祉係の関係では、障がいのある人もない人も自立し安心して暮らしていける地域に向け、引き続き福祉サービスと相談体制の充実に努めてまいります。

併せまして、7月の同和問題啓発強調月間に啓発映画を上映するとともに、パネル展示や小学校での人権の花運動など、人権啓発活動を推進をしてまいります。

次に、健康課です。

健康増進事業では、引き続き住民の皆様の健康寿命の延伸に向け、フレイル予防や重症化予防のため、地域の健康課題の分析や糖尿病などの生活習慣病への個別指導、ミニデイや分館体操などでの健康相談や健康指導のほか、新たに40歳以上の方の骨粗鬆症検診を実施をしております。

また、引き続き各種がん検診や、20歳から39歳の若年者健診に取り組むとともに、民間企業と連携した保育園での食育・足育事業、公園ウォークなどの健康づくり事業や、健康講座などの参加を促す健康ポイント事業など、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

母子保健事業では、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠や出産後の経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援事業を実施するとともに、新たに5歳児健診フォロー教室を開催し、運動発達に遅れや苦手がある児童に対し、基礎的な運動能力向上の支援と身体的・心理的なサポートに努めてまいります。

国民健康保険では、引き続き県とともに安定的な財政運営や効率的な事業運営を目指していく

とともに、各種届出の受付や医療費の給付、保健事業など、丁寧できめ細かな事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療では、引き続き広域連合と連携を図りながら、誰もが安心して医療を受けることができるように取り組んでまいります。

次に、農政課です。

まず、長年の悲願でございました北部地区圃場整備事業は竣工いたしました。引き続き区内の農道舗装などの整備に取り組んでまいります。

農業振興関係では、引き続き地域計画に基づいた担い手への農地の集積や、新規就農者育成総合対策事業などを通じて、新規就農者の支援の充実を図るとともに、JAなど関係機関との連携を図りながら、米の需給調整による米価の安定や農業所得の確保に努めてまいります。

併せまして、大刀洗産農産物のPRに努めてまいります。

農業委員会では、引き続き農地中間管理事業による農地の集積・集約を推進するとともに、遊休農地の解消に努めてまいります。

次に、建設課です。

町道関係では、区長要望や道路巡視等により、道路舗装やカーブミラー、側溝、防護柵等の補修工事を実施するとともに、継続6路線、新規1路線、計7路線の道路改良事業を実施をするほか、橋梁の点検21橋、橋梁の詳細設計3橋を計画をしております。

水路管渠整備では、引き続き北鶴木地区排水路整備事業に取り組んでまいります。

また、町営住宅や公園施設の適正な維持管理に努めてまいります。

道の駅関係では、引き続き関係機関との連絡調整や、先進事例の調査・研究をし、施設の在り方を検討してまいります。

下水道事業では、引き続き佐田川橋の架け替えによる下水道管路の移設をはじめ、下水道施設の維持管理に取り組んでまいります。

次に、こども課です。

学校教育関係では、引き続き、豊かな心、確かな学力、健やかな体の調和の取れた、自立できる子供の育成を目指し、教科の知識・技能のようにテストで測れる学力だけではなく、向上心や協調性などのテストで測れない学力を含めて、骨太の学力を育ててまいります。

具体的には、小中学校の9年間を通して、一貫した主体的・対話的で深い学びを目指した授業改善を進めるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向け、1人1台端末や電子黒板などのICT機器の積極的な活用と、ICT支援員や特別支援教育支援員などの配置など、子供たちや先生方への支援に取り組んでまいります。

また、小中学校体育館への空調機の設置や大刀洗小学校南校舎改修工事、児童生徒用タブレット

ト端末の更新など、教育施設整備の充実を図るとともに、新たに小中学校の給食費の無償化に取り組み、保護者の負担軽減を図ってまいります。

併せて、校務支援システムの活用による教職員の負担軽減を図り、児童生徒に向き合う時間の創出と教育の質の向上に取り組んでまいります。

子育て支援関係では、引き続き保育料や副食費への町の独自助成を継続し、保育士確保や保育士の処遇改善に取り組むとともに、新たに乳児等通園支援事業を開始し、菊地学童保育所を増設するなど、保育環境の充実に取り組んでまいります。

また、こども家庭センターでは、全ての子供と家庭を総合的に支援する相談体制の強化を図るとともに、こども自立サポートセンターでは、不登校やひきこもりの児童などを含めた子供の居場所づくりを支援するなど、今後とも安心して子供を産み育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、生涯学習課です。

人権教育関係では、町民一人一人が人権を尊重し合える社会の実現に向けて、引き続き人権学習や平和学習会の開催と啓発に取り組んでまいります。

社会教育関係では、町民の皆様が生涯にわたり人間性豊かな生活を送れるよう、各種講座や学級の充実を図るとともに、青少年育成町民会議や国民会議、アンビシャス広場、チャレンジ教室、通学合宿、地域リーダー育成プログラムなどの活動支援を通じて、青少年の健全育成に努めてまいります。

また、町立図書館では、引き続き町民の読書活動の推進に向け、施設運営や事業の充実に努めてまいります。

社会体育関係では、スポーツやレクリエーション活動を通じて、町民の皆様が健康で充実した生活を送れるよう、近年の地球温暖化を踏まえ、勤労者体育センターと武道場への空調設備設置に向けた設計業務に取り組んでまいります。

文化財関係では、国重要文化財の今村天主堂の耐震対策及び保存修理に取り組むとともに、地元保存団体や関係機関等と協議を行いながら、保存活用に向けた取組も進めてまいります。

併せまして、下高橋官衙遺跡や佐々木家住宅、三原城址などについて、町が誇る文化財として後世に伝えられるよう、必要な調査や適切な保存・活用に取り組んでまいります。

次に、今議会に提案しております令和7年度一般会計補正予算については、諸事業の確定による不用額の減額補正と、大刀洗小学校仮設教室設置工事などに必要な費用等を計上してまいります。

さて、先月20日、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の事実関係等調査に関する第三者調査委員会から調査報告書が提出をなされました。

調査報告書では、かててにおいて資金管理及び会計処理の面で不備があったことは認められるものの、現時点で不正行為があったと断定することはできないとの結論に至ったことや、百条委員会の調査事項のうち、公金の支出に関する事務については、地方自治法第100条の要件を満たさない一般的・包括的な調査事項と認められたこと、百条委員会における調査権行使は、その制度趣旨に照らして十分な限定等統制が図られていたとはいえ、一部の証人尋問については、証人の人格的尊厳及び防御権に対する配慮を欠き、人権侵害のおそれもある対応に及んでいたと認められるとして、大刀洗マルシェかてての経理事務に関する提言、かてての法的問題に関する提言、宿泊証明書偽造による処分事案に関する提言に加え、百条委員会の調査権行使と人権侵害の有無に関する提言として、1つには調査事項の特定の確保、2つに証人尋問及び資料提出要求に関する必要性審査の制度化、3つに証人尋問における人権配慮ルールの明文化、4つに公開・非公開判断の基準及び手続の整備についても提言をいただいております。

町としましては、このたびの第三者調査委員会からの提言やこれまでの議会からの御指摘も踏まえ、改善すべきところを一つ一つ改善し、住民福祉の向上を目指して真摯に町政運営に取り組んでまいりますので、議会におかれましても、これまでの議会運営の在り方や今後の議会運営の在り方はどうあるべきか、議員各位には改めて考えていただきますようお願いを申し上げます。

さて、本議会で審議していただきます主な議案は、人権擁護委員候補者の推薦2件、大刀洗町いじめ防止対策推進条例の制定など条例関係が11件、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更1件、久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議1件、令和7年度一般会計補正予算など補正予算議案が4件、令和8年度一般会計予算案など予算議案が5件、令和6年第7回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議が1件でございます。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、議員各員におかれましては慎重に御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 直也） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

では、次に議会を代表し一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、新年度を前に町の方向性を定める重要な議案を審議する場であります。議会は、議決機関としてその責任の重さを自覚し、慎重かつ冷静に判断を重ねてまいります。

新年度は、地域経済、子育て支援、防災対策など多くの課題に向き合う一年となります。その一つ一つについて、町民の皆様の視点に立ち、丁寧な審議を尽くしてまいります。

議会と執行部は、それぞれ異なる責務を担っております。執行部は行政を執行する責任を、議会は議決機関としてその内容を審議し、必要な検証を行い、判断する責任を負っております。

その緊張関係の中でこそ、自治は健全に機能します。

様々な見解が示されることがあったとしても、最終的には法令に基づき、事実に基づき、議会として責任ある結論を示すことが求められます。本定例会におきましても、秩序ある議会進行に御協力をお願い申し上げます。

以上、議長としての挨拶といたします。

日程第 4. 議案第 16 号 令和 6 年第 7 回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議について（公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議）

○議長（高橋 直也） 日程第 4、議案第 16 号令和 6 年第 7 回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議について（公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議）を議題といたします。

町長から、令和 6 年第 7 回大刀洗町議会定例会において議決された公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議について、地方自治法第 176 条第 4 項の規定によって再議に付されました。

町長から、再議に付した理由の説明を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、再議に付した理由について御説明をいたします。

議案第 16 号令和 6 年第 7 回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議について（公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議）。

地方自治法第 176 条の規定に基づき、令和 6 年 12 月 18 日に議決された公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議について、次のとおり再議に付する。

令和 8 年 3 月 3 日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由を御説明いたします。

先ほどの冒頭の挨拶の中でも述べさせていただきましたが、百条調査につきましては、一般的・包括的に町政全般について調査する旨の議決はできず、いかなる範囲の事務について調査権を行使するかを個別・具体的に議決すべきとされているところでございます。

この点、令和 6 年 12 月 18 日付で議決されました公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議の公金の支出に関する事務についての調査事項は、地方自治法第 100 条の要件を満たさない一般的・包括的な調査事項と認められることから、地方自治法第 100 条第 1 項の定める調査権の範囲を逸脱し、法令に違反すると認められるため、同法第 176 条第 4 項の規定に基づき再議に付するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） それでは、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時28分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。3番、中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 質問させてください。再議の申立ての書面にある「法令に違反すると認められるため」という文言が記載されておりますけど、こちら法令に違反すると認められるためというのはどなたがおっしゃられているんですか。裁判官ですか。それとも町長ですか。それとも第三者委員会の方でしょうか、質問です。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

これは、私としてもそういうふうに思っておりますし、町の顧問弁護士も同じ見解でございます。また、第三者調査委員会の報告事項でも同様の見解が示されているところでございます。

○議長（高橋 直也） 中村議員。

○議員（3番 中村 竜博） ということは、一応裁判所からとかではないというところは間違いないですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。

訴訟になっているわけではありませんので、裁判所等ではございませんけれども、これまでの行政実例等ではそういうふうに解されており、顧問弁護士等にも確認したところ、そのように伺いをしているところでございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。

11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと一、二点お聞きしたいんですが、この再議を出されているのがつい最近なんです。2月の24日ですか。町長も御存じかも分かりませんが、調査自体はずっと設置以来、いろいろ時間はかかっているかも分かりませんが、どこかで休んどったということじゃなくて、ずっと続けてきて今に至っておると。先ほど古賀委員長が説明されましたけど、今議会でもう終了するというところで報告書も出して、終了するということが言われています。

例えばそういう一般的に、私もいろんな本を読んだり勉強しますと、やっぱり一般的で包括的

な調査という内容では議決すべきではないかと、してはいけないみたいなことを書いた本が結構あります。

だから、もっと具体的に書けばよかったんでしょうけど、ただ、何が申し上げたいかといったら、実態論としてはもう既にずっと調査をやってきて、事業としてはかてての事業をやってきたということで、極めて限定的なことをやってきているわけです。

いや、そうじゃないんだよと、やっぱり自分が、町長が自らこれはやっぱり違法があるということ判断されたのは、今、中村議員が質問されましたけど、やっぱりあまりにもこれだけやっていること自体も包括的だというふうな考え方なのか、そこら辺ちょっとあれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 議員の御質問にお答えをいたします。

まず、一昨年から続いております百条委員会につきましては、これは私どもとしても初めての経験でございましたので、当初どのように対応すべきかというところが、よく十分咀嚼できていなかった部分があるかと思っております。

また、議会との二元代表制の趣旨を重く考えてございましたので、議会の中で御議論いただいて、お考えいただけないかということ再三申し上げてまいりましたけれども、ただ、実際としてこの百条立ち上がったときから、調査事項については包括的過ぎるんじゃないかということは、私自身は思っておりましたし、それについては何度も議会のほうにはそういうふうな申出をしてきたところでございます。

なぜ今の時期になったのかということですが、確かにこれは遅きに失したというふうには私は考えてございます。本来であれば、速やかに昨年当初に、1月でも2月でもすべきことだったんだろうというふうに反省をしております。

ただ、その後の審議を通じて、やはり百条の尋問なり資料要求を通じて、かなり職員が疲弊し、通常業務に支障が出、病休に入ったりとか、また今年度の末で退職を決意した職員も何人もございます。

そういう中で、今のような百条調査の在り方を今後とも続けることが是認されるのであれば、役場自体がもたないという思いから、今回、第三者調査委員会の調査報告書も出されたこともありますけれども、顧問弁護士とも協議の上、再議に付したところでございます。

また、実質旅費の不正支給の問題と、かててしか審議していないんだと、実質的に審議していないんだというふうに言われておりますけれども、例えばですけれども、今までは本当に多くの資料提出の要求があつてございます。

例えば本年3月6日には、地域振興、商工、観光に関する全ての補助金に係る歳入（収入伝

票)、歳出(支出伝票・流用伝票)、4月の25日には、地域振興、商工、観光に関する平成29年度以降の各補助金の支給条件、支給等の内容及び実績報告書、7月の10日には、地域振興、商工、観光に関する平成29年度以降の国・県の補助金等の要綱と実績報告書ということで、かててだけではなくて、本当にもう今言った地域振興や商工や観光に関するあらゆる事業の資料要求がなされてございまして、とてもこれが限定的に運用されているというふうには思えませんし、そのことで担当課のほうがかかなり日々の業務に支障が出てまいってございます。

いろんな、例えば今税務署のほうと必要な協議をやっておりますけれども、その最終的な額の確定等も百条委員会のほうから押収されたというか、取り上げられて、それを幾ら言っても返してもらえないので、その額の確定がなかなか進まないとかいろんな面で支障が出ておりますので、いま一度今の百条委員会の在り方がどうなのかというのを議員各位に御判断いただきたいと思い、再議に付したところでございます。

これは、形式的にも実質的にも限定はされていないというふうに、私どもは認識をしております。

○議長(高橋 直也) 野瀬副議長。

○議員(11番 野瀬 繁隆) 資料要求とかいろんな調査は、委員会の中で議論されたんだろうと思います。

そうであって、やっぱり今町長が言われているように、これはいわゆる調査権の範囲を超えているんじゃないかということであれば、その時点でお断りになっておってもよかったのかなと思うんです。そういう意味では、いたずらに月日がかかっている面もあるのかも分かりません。

私が非常に残念なのは、例えばこの再議に付すということで、いろいろ議論している中で、いや、もうそうじゃないということの意見の中には、このまま委員会を再議に付して、可決なのか、否決ちゅうのはちょっと分かりませんが、とにかく続けられないということになれば、今までやってきた労力とか費用とか、そういうのが全く意味のないものになってしまうというふうなお考えでこういう付議の案件を出されたのか、そこら辺、ちょっと考え方があればお聞かせいただきたいというふうに思うんですが。

○議長(高橋 直也) 中山町長。

○町長(中山 哲志) 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

今回の再議によって当該議決が否決された場合、恐らく地方自治法に基づく百条委員会としての、委員会としての法的な権限なりはなくなるんだろうと思っております。

ただ、一般的な通常の委員会、議員活動としてやってきた部分というのは、そういう百条によって付与された強制力のある調査権ではない部分については、それは議員活動としてあり得るんだろうというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） ほかにございませんか。白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 先ほどの町長の御発言に対して質問させてもらってもよろしいですか。

○議長（高橋 直也） どうぞ。

○議員（10番 白根 美穂） 先ほど町長が、休職だったり今年度退職される職員の方の理由が百条調査によってであるというような言い方に聞こえましたが、それは事実でしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをいたします。

百条調査を元に病休に入った職員も複数名ございます。また、それ以外の理由で休んでいる職員もございます。複合的な理由で休んでいる職員もございまして、今年度末で退職の申出がされている複数名の職員の中で、百条調査が主な原因だと言っている職員もいます。

ただ、それが全てではございませんので、いろんな事情なり職業選択の中で退職を決められた職員が、複数名というか、相当数出てきているということでございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。

平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、今の御答弁というのは、医学診断書等によって客観的に証明できるものでしょうか。それとも、その職員が主観的におっしゃっているということですか。

それから併せて、3月議会、9月議会等において、町長はこの本会議の場において、議会とのやり取りによって追い詰めになった議員とございます。これも含めて、医学的なそういう医師、専門家等の確固たる証拠があつてこういうことをおっしゃっているのか、非常に重大な発言だと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

証明と言われるとあれなんですけれども、職員からそういうふう聞いておりますし、そういうことで病院のほうに通院し、休職に至っている職員が複数名いるということでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 職場の調査によって、町長らが隠蔽してきた不正が幾つも明らかになっていますよね。それは間違いありませんよね、違いますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

私どもとして、何か意図を持って隠蔽したというふうな認識はございません。

ただ、例えばさくら市場かてて等について、不備な面、いろいろ御指摘いただいている面は確

かにあったというふうに認識してございますので、それについては一つ一つ改善をしまいたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃあ、百条委員会の法100条に基づく調査によって事実が明らかになって、追い詰められた職員が辞めたりするというのは誰の責任ですか。百条の責任ですか。あなたは今百条のせいにするようなことばかり言っていますよね。あなたの管理責任はどうなるんですか。そういう不正を野放しにして百条の調査によってやっと明らかになってきた。それで百条によって辞めるんだと、それが百条のせいなんですか、あなたの頭の中では。お答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、百条のせいだというふうに言われていますけれども、百条なりあるいは議会、あるいは議員さんとのやり取りの中で、心を痛めて病休に入った職員がいるというのは事実でございます。

あともう一つ申し上げたいのは、百条委員会が町のいろんな事務事業を改善する目的で調査をする。それも議会の権能でありますし、尊い議会の議員の使命だと思ってございますけれども、ただ、その調査に当たっては、職員に対する人権上の配慮であるとか、議員の皆様が正しいと思うことをするためには、職員はどんなに傷を負っても、職員に対する配慮がなくても、あるいはもう何か横領したんだとか、犯罪を犯したんだというふうな決めつけた中で職員に対して尋問をするなりすることが、本当に議会の委員会の在り方として適切だったのか。百条調査を、調査すること自体を否定しているわけではございませんけれども、調査の在り方として、職員に対するそういう人権上の配慮なりがどうだったのか。

あるいは、当然ですけれども、百条調査については民事訴訟法の訴訟規則の準用があるというふうに自治法でもされておりますので、そういうふうな民事訴訟規則にのっとったような尋問なり運営がされてきたのかというのを、そこはお考えいただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 全くお答えいただいておりません。あなたの行政運営責任を問うておるんです。

あなたは、例えばかててについて不備があったということはお認めになっているにもかかわらず、これだけ百条調査においてかてての問題が明らかになっているにもかかわらず、一度でもかてての運営を止めて、その正常化の調査を行って、完全な正常化が実現してから事業を再開するような手だてを一度でも取ったことはありますか。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まず前段で、町長の責任について言及がございました。まずは、かてても含めて議会から御指摘いただいた点、あるいは今回の調査報告書で御指摘いただいている点を一つ一つ改善すべきところは改善していったって、そういう不備な点を直していく。

そしてもう一つは、職員が本当に安心して働ける職場環境、心理的安全性の高い職場っていうのをつくっていくことが私の第一の責任だと考えてございます。

その上で、今回というか、これまでの町長としての、組織の長としての責任については、改めて判断をしたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるような第一の責任は全く果たしていないのではないのですか。二言目には職員を守る職員を守ると言いながら、町長、副町長、担当課長らは一貫して、それは現場が現場が、私は知りません、そんな団体ですけど、団体の実態は全く分かりませんというような答弁を繰り返して、全てを現場へ、出品者のせいにしてきた。

そして、これだけ問題になっているにもかかわらず、事業を一切止めず、現場や現場の担当の職員に負担をかけ続けてきたのはどなたなんですか。そこをよくお考えいただきたいと思えます。

百条から何かを言われたから辞める、じゃあその問題、責任は誰にあるのか。今、町長がおっしゃった御発言を軸に、よくよくお考えいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） なければ、これで質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 議席番号10番、白根美穂です。私は、百条委員会が、設置が決定された原議決に賛成する立場で討論いたします。

今問われているのは百条委員会の評価ではなく、議会としてこの調査をどう扱うのかという判断です。

予算を議決するのも議会、決算を認定するのも議会です。その議会が公金支出の適正を確認することは、制度上当然に予定された行為です。

調査は無限定ではありません。特定事案に関する支出の手続、会計処理、内部統制の運用を確認してきました。今、その調査は最終段階にあります。

ここで私たちが判断すべきことは1つです。議会が設置した調査を議会自身の判断で完結させるかどうか、再議は議会に責任を戻す制度です。であるならば、議会が最終判断を示すことこそが制度に忠実な対応です。

各議員におかれましては、本件を制度論として冷静に御判断いただきたいと思います。

議員各位の御賛同をお願いし、原決議を維持することへの賛成討論といたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。5番、實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 議席番号5番、實藤量徳です。私は、百条委員会設置が決定された原案に賛成する立場で討論いたします。

委員会としては、調査を無期限に続けるつもりはございません。委員長が申しましたように、この議会をもって最終報告書を提出し、議会のほうで承認していただき、それで調査を終わりにしたいと思っております。

現在、大刀洗の中で、役場なり、庁内でもそうですけど、何となくぎくしゃくしております。昔の大刀洗はこんなじゃなかったと、私、皆さんから言われます。早く元の姿を取り戻したい、それにはやはり報告書をきちんとした形で出して、町長にそれを参考にさせていただいて、今からの行政に使っていただきたい、そう思っております。

議員各位の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番の古賀世章でございます。私は、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

本件は、百条委員会を支持するか否かという問題ではございません。議会が設置した調査につきまして、議会自らが最終的な結論を示すかどうか、その責任の所在が問われている問題であるというふうに考えております。

そして、本件は調査の範囲を広げるものではございませんし、無期限に継続をするものでもございません。先ほどから、3月議会の最終日に最終報告書をもって区切りをつけるということも申し上げました。であるならば、その区切りまでを完結させることこそが制度に対する誠実な態度であろうというふうに考えております。

さらに、本日の判断はこの場限りのものではありませんし、将来にわたり議会がいかなる姿勢を示したのかという記録が残ることは、明々白々でございます。

各議員におかれましては、その重みを十分に踏まえ、冷静かつ責任ある判断をお願いしたいというふうに思います。

議員各位の御賛同をお願いし、原決議を維持することへの賛成討論といたします。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。8番、河野政之幸議員。

○議員（8番 河野 政之） 議席番号8番、河野政之です。百条委員会の設置が決定された原議決に賛成する立場で討論をいたします。

私は、本件を議会として将来に何を残すかという観点から考えたいと思います。

百条委員会は、議会が自らの判断で設置した調査機関です。この調査が最終報告を出す前に実質的に停止する、この前例を残すことの意味は極めて重いと考えます。

本件は、誰が町長であろうという問題ではありません。将来どの町長であっても、議会が設置した調査に対し、出頭せず、資料を提出せず、再議によって実質的に止めるという構図が成立する、その可能性を残すこととなります。

議会の監視機能は、いかなる状況であっても常に制度として機能しなければなりません。本件をここで翻すことは、百条委員会の是非を超えて議会の調査を途中で止め得るという前例を確立することとなります。私は、それは残すべきではないと考えます。議会が設置した調査は議会の判断で完結される、それが制度の趣旨であります。

本件は、将来の大刀洗町議会のための判断です。各議員におかれては、この1票の将来に何を残すかをどうか御助力ください。

議員各位の御賛同をお願いし、原議事を維持することを賛成討論といたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私も原議決に賛成する立場で討論いたします。なかなか申し上げたいことが多くてまとまらないんですけども、お許しください。

今まで、結果的に百条特別委員が討論に立ってまいりました。1年3か月前の当初の議決以降、この議会から付託を受けた百条委員5名が、どれほどの時間と知恵を費やして、様々な妨害やデマにさらされながらも、議会の付託に従って調査を続けてきたか、それこそ血を吐くような努力をしてまいりました。議員各位におかれては、我々のこの1年3か月の活動をよく御理解いただければと思います。

そしてまた、今回町長が提案なさった本案は、大刀洗の住民そして大刀洗の議会に対する攻撃のみならず、この数百年、人類が英知を結集して積み上げてきた近代民主政治に対する重大な攻撃であると言わざるを得ません。大刀洗町のみならず全国に、そしてまた全世界にすら影響を与えかねない重大な議案であろうと思います。

そもそも町長がこの提案の根拠とする地方自治法第176条4項に基づく再議というのは、その議決が明確に法令に違反する場合に限り認められる制度であります。例えば法令上参加してはいけない議員が議決に参加したとか、予算が100万しかないのに1,000万の事業を議決したとか、一見明白な、違法な議決を是正する場合のみ町長に課せられている義務であります。今

回のような、町長が違法と思うからということでは解されていません。

さらに、本件は百条委員会の瑕疵という枠を超えた問題であります。議会が付託した調査に対して首長がどのように向き合うのか、町政に対する説明責任がどのように果たされるのか、その姿勢そのものが問われています。

これまで、職員をはじめ多くの関係者の皆さんが誠実に証人尋問に応じ、資料提出に協力をしてくださいました。議会は多大な労力と時間をかけ、記録を精査し、検証を積み重ねてきました。その調査が最終段階に入ったところで、再三にわたる出頭の要求に応じない、そして核心部分の記録提出がなされないという異常な状況が生じています。

これは、単なる手続上の問題ではありません。議会が正式に設置した調査に対し、首長が出席せず、記録も提出されないまま調査が停滞する、この状態を私たち議員はどう受け取るべきでありましょうか。

さらには、違法というのであれば、町長が条例も制定せず、議会に予算の議決もかけず、1,000万円もの予備費を勝手に支出して設置した第三者委員会と称する団体、こちらのほうの違法性がまず厳しく問われるべきではないでしょうか。

百条委員会は、公金の支出が適正であったか、内部統制が機能していたか、事実を確認するための制度であります。事実を確認するためには、記録や説明が必要であります。必要な説明がされないまま調査が終わるとすれば、議会は何のために設置されたのでしょうか。

さらに重大なのは、先ほど申し上げたとおり、議会の調査が首長の判断によって実質的に停止し得るという前例が残ってしまうことです。もしそれが常態化すれば、将来にわたり議会の監視機能が大きく制約されます。これは何度も申し上げますが、大刀洗町内で済む話ではありません。

公金の支出は、議会が最も真剣に向き合うべき分野であります。予算を議決し、決算を認定する責任を負うのは議会です。その議会が、疑義が生じた支出について検証できないとすれば、議会の役割は空洞化してしまいます。町政の説明責任を確保できるのか、議会の監視機能を守れるのか、その1点に尽きます。

説明責任は、対立の問題ではありません。議会が最後まで事実を確認し、記録に基づき結論を示すことこそが町政への信頼を支えるのではないのでしょうか。本件をここで終わらせるのか、それとも最後まで検証を尽くすのか、その選択は議会の姿勢を示すこととなります。

各議員におかれては、党利・党略や人情に流されることなく、本件を自らの責任として御判断いただきたいと思っております。

今日は、町の将来を心配する住民の皆さんも、たくさん傍聴にお越しいただいています。この場において議会が正しい判断を下し、行政の正常化への道を引き続き続けられるよう、議員各位の御賛同をお願いし、原決議を維持することへの賛成討論といたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第16号令和6年第7回大刀洗町議会定例会において議決された議案に係る再議について（公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議）を採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議について賛成する議員は起立願います。

〔議員11名中起立7名〕

○議長（高橋 直也） 11名中起立7名です。よって、本案は原案のとおり可決しました。

白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 議員公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査期限の確定に関する決議の動議を提出いたします。

○議長（高橋 直也） 白根議員から動議が出されました。

ここで暫時休憩をいたします。議員は、全員協議会室にお集まりください。

休憩 午後0時07分

再開 午後0時22分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の議会運営委員会の報告を求めたいと思います。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を求めます。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 議会運営委員会委員長の安丸です。

先ほど議会運営委員会を開催しましたので、協議結果について御報告いたします。

先ほど出されております発議第1号公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査期限の確定に関する決議について、本日の日程に直ちに追加して審議することに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、委員長報告を終わります。

お諮りします。この際、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査期限の確定に関する決議を直ちに日程に追加し、追加日程第1として、議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査期限の確定に関する決議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第1号 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査期限の確定に関する決議

○議長（高橋 直也） 追加日程第1、発議第1号公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査期限の確定に関する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めたいと思います。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 議席番号10番、白根美穂です。公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査期限の確定に関する決議、上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由です。令和6年12月18日の現決議の効力を前提とし、有効性を前提とし、またその適正な運用を確認し、終期を整理するものでございます。

動議理由です。ただいま提出いたしました公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査期限の確定に関する決議について、もう一度、提案理由を御説明させていただきます。

本決議は、令和6年12月18日の現決議を変更するものではありません。また、調査事項を新たに追加するものでも、削除するものでもありません。現決議の効力を前提とし、その趣旨の範囲内において、現在実施されている調査運用の状況を議会として確認するものであります。

本特別委員会は、これまで具体的事案に基づき、大刀洗マルシェかてて事業に関する公金支出、宿泊費支出に関連する公金支出、それらに関連する懲戒規程の整備状況及び運用を主要論点として審議を行ってまいりました。町政全般または予算全体を無限定に調査する趣旨で運用してきた事実はございません。

本決議は、その実態を確認するものでございます。併せて、本特別委員会の調査は、令和8年3月議会最終日までに最終報告書を提出し、同日をもって終了することを明確にいたします。これは調査を拡大するものではなく、また無期限に継続するものでもありません。議会として責任ある区切りを定めるものであります。

本決議は、現決議の有効性を前提とし、その適正な運用と終期を整理するための趣旨であります。法令に基づき、事実に基づき、議会として責任ある判断を示すための整理であることを御理解いただき、御賛同をお願い申し上げます。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 6番の安丸です。

先刻の全員協議会の中でも、ちょっとお尋ねをした件に重複しますけども、今現在、議決によって調査特別委員会にこの件については付託されているかというふうに思います。ですから、私は、この調査期限の確定については反対するものではないんですけども、早急に終わらせたいというのは、いろんな住民の方からのお声を聞いたところです。

そういう中で、あえてお尋ねしたいのは、現在、調査特別委員会に付託されて調査が進められております。それで、その調査内容の最終報告書を委員長報告されて、そして議会で議決すればいいというふうに私的には思いますけども、ここ、あえて決議を出されたところの真意をお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 議席番号10番、白根です。

提案理由でも申し上げましたが、何度も包括的であるという御指摘がございましたので、調査内容のもう一度確認をするとともに、最終の区切りをいつにするのかというのを明確にするためのものがございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後0時31分

再開 午後0時35分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の調査運用確認及び調査権限の確定に関する決議を採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

ここでお昼の休憩をいたします。議場の時計で2時から再開したいと思います。

休憩 午後0時36分

再開 午後2時00分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第5. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 直也） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） タブレットの19ページをお開きください。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。お名前が佐々木寛さんです。住所、生年月日は記載のとおりです。

令和8年3月3日提出、大刀洗町長、中山哲志。

次のページをお開きください。

履歴書を添付しております。佐々木寛さんの生年月日、住所、最終学歴、職歴、その他、賞罰等を記載しております。

任期につきましては、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3か年となっております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 直也） 日程第6、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） タブレットの21ページをお開きください。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。お名前が黒岩義行さんです。住所、生年月日は記載のとおりです。

令和8年3月3日提出、大刀洗町長、中山哲志。

次のページをお開きください。

黒岩義行さんの履歴書を添付しております。生年月日、住所、最終学歴、職歴、その他、賞罰等について記載しております。

任期につきましても、先ほど同様、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3か年となっております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7 議案第3号 大刀洗町いじめ防止対策推進条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第7、議案第3号大刀洗町いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） それでは、議案第3号について御説明をさせていただきます。

議案第3号大刀洗町いじめ防止対策推進条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由です。

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関係する機関等と連携していじめ防止等の対策の推進を図るとともに、いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関を設置する必要がある。

これが条例案を提出する理由でございます。

それでは、タブレットの24ページをご覧ください。

今回の条例制定につきましては、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、本町におきましても、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、大刀洗町いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめ防止等に関係する機関と連

携を図り、いじめ防止等のための対策を実効的に行うための附属機関を設置する必要があるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例第3条をご覧ください。

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、大刀洗町いじめ・不登校等防止対策連絡協議会を置くというふうにしております。

この協議会の中では、次に掲げる事項を協議するということで、1つ目がいじめの防止等及び不登校に係る情報の交換に関すること、2点目が、いじめの防止等及び不登校のための対策に関すること、3点目、その他必要事項に関することとございます。

2つ目の附属機関は、大刀洗町いじめ問題対策委員会とございまして、第4条に規定するものでございます。

教育委員会と協議会との円滑な連携の下に、基本方針に基づく町におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に法第14条第3項に規定する附属機関として大刀洗町いじめ問題対策委員会を置くとしております。

この対策委員会の中に、対策委員会では、1つ、いじめ防止のための対策の推進に関すること、2つ目、法第28条第1項に規定する調査に関すること、3点目、その他教育委員会が必要と認める事項に関することとございます。

3つ目の附属機関としまして、第5条に規定しております大刀洗町いじめ問題再調査委員会としております。

こちらは、法第30条第2項に規定する附属機関として、大刀洗町いじめ問題再調査委員会を置くということです。

第2項では、調査委員会における事務としまして、第1号、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関すること、第2号、その他町長が重大事態への対処等のため必要があると認める調査に関することとございます。

タブレットページ25ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行する、です。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第4号 大刀洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条

例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第4号大刀洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） それでは、議案第4号について説明をさせていただきます。

タブレットページで26ページでございます。

議案第4号大刀洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、大刀洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次のページ、タブレット27ページをお願いいたします。

この条例では、令和8年4月から就労要件を問わず、月一定時間までの時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」が実施されます。

本町では、乳児等通園支援事業の実施に伴い、実施事業所に対する設備及び運営に係る基準を定めるための条例を12月定例議会において制定をしたところでございます。

今回の条例につきましては、その設備及び運営に係る認可を受けた実施事業者に対し、給付費の代理受領ができる特定乳児等通園事業者として、町が確認を行うための基準を定めるための条例を制定するものです。

本条例の規定につきましては、国の従うべき基準、それと参酌すべき基準がありますが、今回は全て国の基準と同じ規定としておるところでございます。

それでは、第1条になります。この条例は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

タブレット28ページ、お願いいたします。

第4条では、面談について規定をしております。特定乳児等通園支援事業者は、こどもに対して最初に通園支援を提供しようとするときには、こども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談を行わなければならないと規定をしているところです。

また、第5条におきましては、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを

拒んではならないと規定しております。

また、次のページをお願いいたします。

第12条におきましては、12条では、特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受けない場合の支払い方法について、こちらで規定をしております。

続きまして、タブレット32ページをご覧ください。

第23条におきましては、子どもを平等に取り扱う原則というところで、差別的取扱いをしてはならないというところ。

第24条におきましては、虐待等の禁止を規定しております。

また、次のページ、第25条におきましては、秘密保持等というところで、子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならないということを規定をしているところです。

タブレット34ページをご覧ください。

第30条におきましては、事故発生の防止及び発生時の対応について、規定をしているところです。

それでは37ページ、附則をご覧ください。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9 議案第5号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第5号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） タブレット38ページをお願いいたします。

それでは御提案申し上げます。

議案第5号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由、国家公務員に係る旅費制度の改正に伴い、旅費の種類、請求手続等について全面的に見直しを行うため、当該条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

続いて、39ページをお願いいたします。

改正条例案になります。

こちらにつきましては、令和7年12月議会で御提案した条文と同じ内容になっております。

改正の理由につきましては、国家公務員との旅費等の均衡を踏まえ、その内容に準じた取扱いとなっているが、国家公務員の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日付で施行されたことに伴い、地方公務員等の旅費の取扱いについて国家公務員に準じて見直しを行うものでございます。

国家公務員の今回の旅費改正の趣旨ですけれども、主な改正内容といたしましては、旅費の計算等に係る規定の簡素化。続いて、旅費の支給対象の見直し、また、町費の適正な支出の確保というところでございます。

それでは、タブレット39ページに戻って御説明いたします。

大刀洗町職員等の旅費に関する条例ということで、大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正するというところで、第1条で目的を定めております。

第2条、用語の定義のほうで、第1号から第8号にわたりまして、用語の定義をいたしております。

中では、第8号、旅行役務提供者というところで、旅行代理店等に対する直接の支払いを可能とすることを明文化いたしております。

次、タブレットの40ページをお願いいたします。

第3条におきまして、旅費の支給をしております。

旅費を支給する場合ということで、その場合と対象となる、支払い、支給の対象となるものを明記しております。

続きまして、タブレットの41ページになります。

旅行命令等、第4条です。

次の各号に掲げる旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令または旅行依頼によって行うことを明記しております。旅行命令と旅行依頼について記載をしております。

また、第2号におきまして、旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができるということで記載をしております。

続きまして、第5条におきましては、旅行命令等に従わない、天災、その他やむを得ない事情等による場合を記載しております。

第6条において、旅費の種目を定義しております。タブレットの次ページにまたがりませんが、

旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とすると定義をつけております。うち、その他の交通費につきましては、路線バス、タクシー、レンタカー、職員の自家用車等を位置づけております。また、新たに、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当というものを現行条例に追加をしております。

タブレット41ページになります。

第7条におきまして、旅費の計算方法を記載しております。

こちらにつきまして、旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして計算することを、また、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算するというを規定しております。

続いて、第8条におきまして、旅費の請求手続について記載をしております。

また、第4項におきまして、旅行命令権者は、支出し、支払った概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者が旅費の精算をしなかった場合、または、期間内に過払金を返納した場合については、その者に対し、給与等から差し引くということを明記しております。

以降、第9条から第20条につきましては、第6条のほうで申し上げました旅費の種類についての御説明をさせていただいております。

タブレットのページでいきますと、44ページをお願いいたします。

第12条に、その他の交通費ということで、第1号に路線バス等を、第2号にタクシー等を、第3号にレンタカー、第5号について、公務について自家用の自動車を使用した場合の規則を書いております。

続いて、タブレットでいきますと45ページでございます。

第15条に宿泊手当のほうを明記しております。

こちらについては、現行の条例が日当ということで、日当を支払うようにしておりますが、改正後条例におきましては、日当を廃止して、宿泊手当に係る、(ウ)夕食または朝食に関する掛かり増し費用を支給する旨を記載しております。

続いて、第16条におきまして、転居費ということで、赴任に伴う転居に要する費用のほうを記載しております。

第17条におきましては、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として、着後滞在費に関する記載をしております。

続きまして、第18条、家族移転費につきましては、赴任に伴う家族の移転に要する費用ということで記載をしております。

第19条におきまして、外国旅行に要する経費としまして、渡航雑費のほうを記載しております。

す。

第20条におきましては、職員が公務における旅行中に職員が外国で死亡した場合におきまして、支払う死亡手当について記載をしております。

第21条におきまして、退職者の旅費について記載をしております。

次ページ、タブレットページ、第46ページでございます。

第22条におきまして、証人等の旅費ということで、証人等の旅費に関する記載をしております。

また、第23条におきまして、遺族の旅費に関するものを記載しております。

続きまして、第24条におきまして、旅費の支給額の上限につきまして、費用に関して、最も経済的な通常の経路で計算した場合と現に支払った額を比較して、いずれか少ない額を合計した額を支給するものと定めております。

第2項における宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費におきましても、計算した額と現に支払った額を比較することを記載しております。

第25条、旅費の調整についてでございます。

こちらには、現行の条例にもございますが、この条例の規定により、旅費を支給した場合に、不当に旅行の実費を超えた旅費、または、通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費、または、その必要としない部分の旅費については支給しないことができるという旨を記載しております。

また、第2項におきまして、任命権者は、旅行者が条例の規定による旅費により旅行することが特別の事情または旅行の性質上困難である場合には、町長に協議して定める旅費を支給することができるものと定めております。

第26条、旅費の特例でございます。

次ページ、タブレットページ、第47ページになりますが、第2項におきまして、職員が公務のため、町長等に随行して旅行する場合は、町長等に支給すべき旅費を支給することができるものと定めております。

第3項におきまして、この条例に規定していない旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例により支給することができる旨を定めております。

第27条におきまして、旅費の返納に係るものを明記しております。

旅行命令権者は、旅行者または旅行役務提供者がこの条例またはこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給または旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には、当該旅費または当該金額を返納させなければならないと定めております。

第2項におきまして、この条例、旅行者が規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅行

命令権者は、返納に代えて、その者に対し支出し、または支払う給与または旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる旨を定めております。

続きまして、附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以降、経過措置について定めているものでございます。

改正後の大刀洗町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に、新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の大刀洗町職員の旅費に関する条例第2条第1項に規定する命令権者が規定する出張命令等を発した出張については、なお従前の例によるものとしております。

続いて、次ページをお願いいたします。

タブレットでいきますと第48ページ目でございます。

第6号、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正ということで、証人等の実費弁償に関する条例、別表中2の項中、「大刀洗町職員の旅費に関する条例」を「大刀洗町職員等の旅費に関する条例」に改める。

第7項で、廃止。「大刀洗町職員等の者の外国旅行の旅費支給に関する条例」は廃止する、でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 先ほどの説明では、12月議会で提出された内容と同じであると言われたかと思いますが、間違いございませんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） それでは、白根議員の御質問にお答えします。

御提案しております条文につきましては、12月の定例会で御提案した条例案と同じものでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 12月議会では、条例内容に不備があるとして否決されたかと思いますが、前回と全く同じ内容で提案された理由はなぜでしょうか。

○議長（高橋 直也） 福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 条例の中身について不備があるという内容で否決をされたという、そのまま出した理由ということでの趣旨の御質問かと思っております。

今回12月議会の中で、旅費条例、規則に委任をして、旅費の条例の中で条文が定められてないという御趣旨の御意見も賜ったところでおります。

国の国家公務員の旅費制度の見直しについてということで、こちら総務省の月刊誌でございます「ファイナンス」のほうを確認いたしまして、現行の旅費法は旅費の種類や内容の詳細を法律で規定しているが、旅費自体は実費弁償でございます、必ずしも給与のように法律で詳細を規定する必要がない中で、旅費の種類や内容に係る技術的事項を政令に委任することで、適時・適切に時代の変化に対応できるような制度に改めることが適当であると考えられるということで書かれてございます。

また、こちら旅費法が制定されました昭和25年以前におきましては、旅費は人に支給される経済的利益であるという点から広い意味で給与に含めて考えられる場合が多かったため、給与法定主義の要請から給与と同様に旅費においても法律にその詳細が定められたと考えられる。他方、現在では、旅費の支給は給与の支給から明確に分離された経理手続と理解されておりまして、基本的事項は法律で定めつつ、技術的事項は政令に委任することで、国内外の経済、社会情勢の変化に対応できるようにすることが適当であると考えられるというふうに御記載がございました。

今回御提案しております条例につきましては、国家公務員の旅費に関する法律に準じております。改正をしたものでございます。そのため、法の趣旨に背くものではないというふうに考えておりまして、今回12月に御提案した内容のものを同じ内容で御提案させていただいております。

また、施行日につきましては、令和8年4月1日とさせていただきます。

こちらについては、令和8年度の予算の中で、旅費に関しては新条例に基づく計算をしておる旅行、旅費もでございます。そういった点もございまして、今回のタイミングでこの条例案を提案させていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 12月の否決に当たっては、宿泊費の明文化のみならず、これまでの中山町政での管理職らの不正を受けて、より一段と厳しい、いわゆる標準では済まない。今、答弁でおっしゃったのは、法律に基づく行政事務をなさる、あるいは法律に基づいてきちっと公金を管理する自治体において考えられ得るもので、残念だけど、当町においては、そういう標準的なものでは済まないでしょという指摘があったと思いますが、それに対する対応も一切していらっしゃらないということですか。例えば、再発防止策をこれに併せて発表して公表するとか、そういうことも一切ないんですか。

それから、管理職の、管理者の自らの責任を提案するとか、そういうことも一切なしに、同じものを国の標準だからということで提案しているんでしょうか。町長にお尋ねしたいです。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

12月議会でもお答えしましたとおり、今回の旅費の条例の全部改正につきましては、国家公務員に係る旅費制度の改正に伴いまして、国家公務員に準じて全面的に見直しを行ったものでございます。ですので、そういう趣旨から全部改正をしてございます。

また、議員のほうから御指摘がございました、これまでの旅費の支給に関して、宿泊証明書なり、宿泊に伴う旅費の添付書類等について、職員間で理解にそごがあったような点もございましたので、それについては、この間、1年間かけて、庁議等で旅費制度の添付書類等について、どうするべきなのかというのをずっと協議をし、それに基づいて旅費の支給に関する手引であるとか、Q&A等をこれまで作成してきたところでございます。

なので、そういう一連の部分、新たに分かりやすい形につくった部分で、議員御指摘があったような点については解消されるものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 例えば、この当町、中山町政においては、管理職の立場である者が複数故意に証拠書類を偽造して宿泊公金を受け取ったと。

それから先ほど、そごという発言がありました。これも間違っていると思います。明らかに、その当該偽造職員が、証拠書類が要らないように内規の改変を要求して、担当者がそのとおりに改変して、そしてその改変を受けて、その偽造者が証拠書類が要らないだろうということで、証拠書類なしに公金を支出するように要求したと。この一連の流れが明らかになっています。完全にそごではありません。

そして、とりわけそういう管理職にある者が、そういう複数に当たって、書類を偽造して公金を受け取るという、この中山町政において、例えば、少なくとも管理職の不正を防止するような新たな再発防止策等が何一つ実施されていないのでしょうか。例えば、管理職、課長に対する出張命令者は誰ですか。課長が復命書を出したときに、それを決裁するのは誰ですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 平山議員の御質問に答弁いたします。

管理職、課長職の出張命令につきましては、総務課長が決裁をするようにしております。

なお、総務課長の出張におきましては、副町長の決裁によるものとなっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そこにおいて、例えば、出張命令者が出張の必要性をしっかりとチェックしたり、復命書をもって、復命書の決裁に当たって、しっかりと証拠書類等も出張命令者の責任において決裁するという、そういう運用の改善等が一切協議されていないのでありませんか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

出張復命書、宿泊に関する旅行に関する復命書につきましては、担当課長並びに総務課長で決裁を行っております。

そして、旅費に関する部分の概算払いが行われた後の精算払いにつきましては、基本的に担当課長のほうで、担当課の分ですね、伝票になってきますので、所管課の課長による決裁ということで、今までどおりの、従前どおりの決裁のやり方となっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、この町というのは、決裁者が不正を働くような町だから、何らの信用もできないわけです。だから、国の標準に従って改正するという理由は全く正当性を持ちません。国の標準どおりやっていたら、ここはうまくいくのか、全くそういう信頼はありませんので、そこで、先ほどから申し上げておりますが、国と標準、国に合わせた、しかもこれは義務ではないですよ、義務改正ではないと思う。国の標準に合わせた改正をするに当たっては、当然今回の問題を踏まえた、再発、原因の再発防止策と管理者の処分というものが当然セットになって提案されてしかるべきだと思いますが、必要性は感じませんか、そういうものに対しては、町長。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員のほうから御指摘があった点について、書類として何を添付すべきなのかというのは、旅費の手引等で新たに職員に対して分かりやすい形でお示しをすることとしているところでございます。これが再発防止策につながるものだと考えておりますし、また、その周知徹底であったりとか、あるいはチェック体制というのは、これまでの議会からの御指摘も踏まえて全庁で取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、最後ございました、命令権者というか、首長の責任という意味でございましたら、これについては先ほど午前中の議案の中でもありましたとおり、きちんと改めるべきところは改めて、そういう新しい旅費制度をつくっていく、そういう体制をつくるということが責任だと考えておりますし、その上で改めて、今回、管理職でそういう出張命令書の添付書類の偽作があったことについての責任については、改めてまた議会のほうに御相談をしたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 内側に向けてじゃなくて、外側に向けて発表すべきなんですよ。何が起きたのか。それを二度と起こさないために何をすべきなのか。それを一切なさないじゃないですか。

今回の複数の同一人物による旅費文書偽造についても、経過と結果だけしか、経過というか、こういうことが明らかになったから処分したと。最初に問題になったときに、町長らが何と答えて、そして誰が調査して、これは明らかになったのか、それを全て再発防止策とともに有権者に発表すべきではないんですか。なさらないんですか。それが責任じゃないんでしょうか。それもなく、国に準ずるからってお手盛りの文書をお出しになるというのは、甚だ無責任じゃないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

当案事案につきましては、その後、百条委員会等の調査も含めて、いろんな疑義が生じてまいりましたことから、改めて職員分限懲戒審査委員会を開催し、これまでの宿泊を伴う旅費の支給に関する部分を改めて再調査をし、関係者あるいは宿泊した宿泊施設等に確認を取った上で、再度、分限処分あるいは懲戒処分を行ったところであり、この概要については、ホームページ等を通じて町民の皆様にもお知らせをしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 全然お知らせしてないですよ。あなた方が何と答弁して、百条が立ち上がって、百条がどのような思いを大変な思いをしてこれらを明らかにしてきた、全部それを明らかにするのが責任じゃないんですか。それどころか、それを一切住民にも説明しようとせず、百条に対して、このような無効化するような条例を出してくる。本当に信じられない思いです。

もう一つです。先ほど担当者がおっしゃった、政令でよいということかな。いわゆる法律にうたわなくてもいいということがあるということが書いてあったと思うんですが、近隣の地方自治体ののを調べてみました。まだ公布されていない自治体も多いんですけど、お隣の小郡市は、令和8年4月1日の同様の条例の中で、当然別表は条例の中にうたってございます。それから八女市も当然うたってございます。それから私が今議員を務めております介護保険広域連合、これにも先日の議会で国の改正に準じた旅費の改正条例が出てきまして、ここにも当然、条例の中に別表がうたってございます。

それから、三井水道企業団ですね。こちらの議員からも報告ありました。条例の中でうたってございます。なぜ大刀洗町だけ条例でうたわらないんですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 複数の事例を挙げていただいて、その中で、条例でうたっていないということで、大刀洗町のほうを上げていただきました。

こちらも条例を提案するについて、法令の中身を確認しましたところ、必ずしも全ての自治体が条例案で上げているというところではございません。規則で参酌している自治体の例もござい

ましたので、そういったところも参考につくらせていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほどから申し上げておるように、大刀洗町の中山町政というのは、法律遵守の精神、それから公金を厳密に扱うという精神が著しく欠如をしているというのがもう明らかになっている中で、先ほど来申し上げているように、国の標準では足りず、国の標準よりもさらに厳しい厳格な旅費条例をつくるべきと考えるところ、近隣の自治体や一部事務組合が当然のように条例で規定している宿泊費を故意に取り、ここから外すというのは誰の指示によるものか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 指示については、特に受けておりませんが、この条例案を策定するに当たっては、令和7年度の当初頃から策定に関する準備、素案の他自治体の事例収集等をしている中にございまして、今、今回御提案申し上げておりますような条例と規則の構成の自治体の例がございまして、そちらについて、それを参考にしながら、条例案のほうは作成を進めてまいりました。また、当然ながら、国の法律または施行令、そして施行規則についても内容を確認しながら進めておりましたので、意図的というところではございませんで、もちろんこの条例案については、最終的に決裁を、内容については、法制担当のほうのチェックも受けつつ、町長まで決裁をして御提案をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 最近明らかになった複数の事案というのは、あなた方が条例に定めようとしないう、必要なものが条例に定まっていない、法に基づく立てつけができていないというのは、もうほぼ原因ですよね。それに対する反省が何もないんじゃないでしょうか。標準規則では足りない。あなた方の信頼回復のためにも、さらに厳しい、近隣がこんなことをちゃんとうたってるのに、この不正疑惑が複数明らかになった大刀洗が、なお条例にこの金額をうたわない。もうどういう評価を、あなた方がどういう気持ちでこういうものをつくって、住民に対してどういう、住民をどれだけ、住民の公金をないがしろにしようとしているのかというのは、本当に寒心に堪えません。

前から言いますけど、校区センターの使用料改定の時も同じでしたよ。どれだけあなた方は議会の議決が邪魔なんですか。議会が邪魔である旨の答弁をなさいましたよね、そのときの課長はね。それから、私の名前を名指しして、事実と違うだろうと言った。まさにあなた方が言う人権侵害じゃないんですかね、これはね。

それから、悪いようにはしません、変なことは作らせん。じゃあ、条例にすればいいんですよ。それも反省もなくこれをうたってくる。本当に信じられない思いですが。また再質問があると思いますので、町長さんを大好きな近隣の状況を調査するのがお好きなようなので、ぜひ近隣の状況も調査した上で、近隣と同じでは駄目ですよ、大刀洗町の行政は。近隣よりも数段厳しいものをつくらなければ、信頼回復も、公金の適正な支出もあなた方には任せられないと思っていますから、いま一度、議案の撤回等も含めて考えていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 2番の古賀でございます。

関連ではございますが、本件の上程された理由が、前回の内容と全く変わらないというふうなことでした。たしかこれは前回否決したやに記憶しているんですけど、これが内容が全く変わらんということは、何ですか、午前中に176条でしたか、再議したような内容と一緒に、変わらんとか。そうなると、結局たちごっこになるんじゃないかと。また否決したり、また出したということで、何かそんなこともちょっと考えられたもんですから。少なくとも前回否決されたというのは理由があるわけですから、それぐらいはせめて改定するか改善するか、そういうふうにされておかないといかんのやないかと思うんですけど、町長、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮ですけれども、今回の旅費の全部改正の条例につきましては、国家公務員に係る旅費制度の改正に伴いまして、国家公務員に準じた旅費制度を定めるものでございます。これまで定額支給であった宿泊費等を実費支給に改めるとか、今よりもより実態にあった条例にするというのが趣旨でございまして、これは国なり県なりのほうから示されている標準的な条例改正案を基に改定作業をしたものだというふうに考えてございます。

また、条例で何を規定すべきかというのは、いろいろ考え方があろうかと思っておりますけれども、条例で規定しないといけない事項、あるいは、規則で委任できる事項、あるいは、その以下の要綱等で定める事項、それぞれございますので、そういう中で、議会のほうから御指摘があった点については、旅費の手引等できちんと職員にも誤解がないように分かりやすい形で定めることとして、再度提案をお願いをしてるところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 町長、申し訳ないんですけど、私の質問を履き違えていただくとちょっと困るんですけどね。私は、前回の12月の議会で上程された議案が否決されてるんですよ。それは御存じでしょう。それを全く文言も変えずに上程されたことに、まず問題はないんで

すかということをやつとるわけですよ。あとの細かいことは分かりませんが、だから、また176条のようなやり方をされているんじゃないかと。何か最近えらいはやつとるみたいですけど。まず、そこを確認して、それから、どうなんですかという質問をしたつもりですけど、いかがですか。もう一回御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

12月議会でこの条例案が否決されたということは、そのとおりでございます。ただ、これを提案した、これは12月議会もそうですけれども、執行部側としては、これは必要な条例改正であるということで、再度御提案をしているものでございます。議会が否決されたから全く同じ条例案を提案してはいけないというふうな形にはなっていないものというふうに理解してございまして、これは必要な条例案ということで、再度上程し、審議をお願いしてのものです。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） だったら、前回否決されたんですから、その問題点ぐらいは改善というんですか、対応されてもよかったんじゃないですか。先ほどの企画財政係員か課長か知りませんが、彼は何も変えてないというふうな御発言だったから、じゃあ、前回の議論は何だったんだというふうなことになるんですね。そういうところを踏まえてやらないと、本当何回でも言って申し訳ないけど、176条が最近はやっていますのでね、そのやり取りかなど。私だけかもしれませんけれども。そこはきちんと対応された上で、こう指摘されたんで、今回はこうやったんだよというぐらいのことは、私は言っていた方がいいんじゃないかと思いましたんで、質問をしているところでございます。そこだけお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをします。

重複した答弁になって恐縮でございますが、12月議会での御指摘も踏まえて、条例事項は条例事項として同じ条文で出しておりますけれども、御指摘いただいたような点については、職員が誤解がないように、旅費の手引等できちんとどういう考え方で、どういう必要書類を徴するかというのを、今回、条例事項にはなってはおりませんが、手引のほうで改めさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第6号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の

整理に関する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第10、議案第6号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） それでは、タブレットの49ページをお開きください。

議案第6号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

では、新旧対照表で説明させていただきます。

タブレット51ページ、紙では2ページをお開きください。

まず、第1条関係では、大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例、新旧対照表でございます。

第6条の第1項の部分でございますけれども、そこが「特別職の旅費は、大刀洗町職員等の旅費に関する条例の規定による」と改めさせていただきます。第6条第2項につきましては、削除とさせていただきます。

次ページをお開きください。別記1のこの表につきましては、削除となっております。

続きまして、53ページ、次、紙媒体で4ページをお願いいたします。

第2条関係です。大刀洗町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、新旧対照表でございます。

第4条第2項の部分が、先ほどと同様に、大刀洗町職員等の旅費に関する条例の規定によるものでございまして、第4条第3項は削除となっております。

次ページの別表でございますけれども、この表を削除するものでございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

第3条関係で、大刀洗町特別職の非常勤の者で報酬及び費用弁償に関する条例、新旧対照表でございます。

第3条第3項の部分でございますけれども、同じく大刀洗町職員等の旅費に関する条例の規定によるものでございまして、第4項につきましては削除、そして、次のページをお開きください。

別記1の表につきましては、同じく削除するものでございます。

お戻りいただきまして、PDFで50ページ、紙媒体では1ページにお戻りください。

附則でございます。「この条例は、令和8年4月1日から施行する」です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第7号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） では、タブレット57ページをお開きください。

議案第7号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

では、タブレットで59ページ、紙媒体で2ページの新旧対照表のほうで説明させていただきます。

まず、第13条の2項及び第3項につきましては、第5項の部分が第6項、項番号の変更でございます。

次ページをお願いいたします。60ページ、紙では3ページでございます。

同じく第1号の部分については、項番号の変更でございます。新しく第5項を設けるものでございます。

第1項第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設を利用し、通勤手当の額を、これにつきましては、第1号については、5,000円を超えない範囲で1か月当たりの駐車料金等の料金に相当する額を支給いたしますということでございます。

続きまして、紙媒体で4ページ、PDFで61ページでございます。

第7項でございます。通勤手当につきましては、最初の月の部分以下に当該月の通勤手当を支給することが困難な場合として規則に定める場合にあつては、「その翌月」という部分を追加させていただきます。

同じく第9項につきましては、「自動車等」の後に「及び駐車場等」を追加するものでございます。あわせて、コロンの部分の月を読点のほうに改めさせていただくものでございます。

次、PDFで58ページ、紙媒体で1ページにお戻りください。

附則でございます。「この条例は、令和8年7月1日から施行する」です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第8号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第12、議案第8号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 健康課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号の説明をさせていただきます。

議案第8号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

国民健康保険の厳しい財政状況を踏まえ、安定的な国民健康保険運営を維持するため、国民健康保険税の税率及び税額を改定するとともに、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に伴う納付金課税額の新設、その他所要の改正を行う必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

それでは、議案書の7ページ、タブレットページで69ページをご覧ください。

新旧対照表を用いて御説明させていただきます。右側が旧、改正前でございます。左側が新、改正後になります。

まず、第2条第1項第1号の改正ですが、こちらは、介護保険法の規定による納付金の後に、令和8年度から新たに新設されます子ども・子育て支援法の規定による「子ども・子育て支援納付金」という文言を追加するものでございます。

第4号の追加につきましては、新たに国民健康保険税の課税額に「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加するものでございます。

次のページ、タブレットページで70ページをご覧ください。

第3項につきましては、「被保険者」の前に「国民健康保険の」を追加し、第5項につきましては、新たに新設します子ども・子育て支援金課税額については、所得割額並びに均等割額及び平等割額に当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とするものがございます。

なお、こちらのただし書でございますけれども、子ども・子育て支援納付金の課税限度額を3万円とするものがございます。

次に、第3条につきましては、第2条第5項におきまして、地方税法を以下法という規定いたしましたので、「地方税法」を「法」と改めるものがございます。

次のページ、タブレットページで71ページをご覧ください。

第5条の2の改正につきましては、基礎課税額——基礎課税額というのが医療費分になりますけれども、基礎課税額の平等割について、新設されます子ども・子育て支援納付金課税額の平等割の規定であります第9条の5を追加するものがございます。

第6条につきましては、後期高齢者支援金等課税額の所得割額につきまして、「100分の2.2」を「100分の2.89」に改め、第7条の2につきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を「7,000円」から「1万45円」に改め、次のページ、タブレットページ72ページをご覧ください。第7条の3につきましては、後期高齢者支援金等課税額の平等割額を、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では「7,000円」を「9,721円」に、特定世帯では「3,500円」を「4,860円」に、特定継続世帯では「5,250円」を「7,290円」に改めるものがございます。

次に、第9条の2から第9条の5までの規定は、新設された子ども・子育て支援納付金課税額について定めるものございまして、第9条の2については、所得割額を100分の0.24に、第9条の3につきましては、均等割額を被保険者1人につき1,086円に、第9条の4につきましては、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき83円に、第9条の5につきましては、平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では1,172円に、特定世帯では586円に、特定継続世帯では879円と定めるものがございます。

次のページ、タブレットページで73ページをご覧ください。

第23条の規定は、国民健康保険税の減額について定めるものございまして、ここでは、新たに新設された子ども・子育て支援納付金課税額の減額に関する文言を新たに追加するものがございます。

まず、第1号は、7割軽減の減額でございます。

次のページ、タブレットページ74ページをご覧ください。

ウの後期高齢者支援金につきましては、均等割額を被保険者1人につき「4,900円」を「7,032円」に改め、エの平等割につきましては「4,900円」を「6,805円」に、特定世帯については「2,450円」を「3,402円」に、特定継続世帯については「3,675円」を「5,103円」に改めます。

次の、カからクまでにつきましては、新たに新設されました子ども・子育て支援納付金課税額の減額について新たに規定するもので、カでは、均等割額を被保険者1人につき761円の減額、キでは、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき59円の減額、クでは、平等割額を次のページ、タブレットページ75ページをご覧ください。特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では821円、特定世帯では411円、特定継続世帯では616円を減額するものでございます。

次に、第2号は、5割軽減の額でございます。後期高齢者支援金につきましては、ウの均等割額を被保険者1人につき「3,500円」を「5,023円」に改め、エの平等割につきましては「3,500円」を「4,861円」に改め、特定世帯につきましては「1,750円」を「2,430円」に、特定継続世帯につきましては「2,625円」を「3,645円」に改めます。

カから次のページのクまでにつきましては、こちらも新たに新設された子ども・子育て支援納付金課税額の減額について規定するもので、カでは、均等割額を被保険者1人につき543円の減額、次のページ、タブレットページ76ページをご覧ください。キでは、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき42円の減額、クでは、平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では586円、特定世帯では293円、特定継続世帯では440円を減額するものでございます。

次に、第3号は、2割軽減の額でございます。後期高齢者支援金につきましては、ウの均等割額を被保険者1人につき「1,400円」を「2,009円」に改め、エの平等割については「1,400円」を「1,945円」に改めまして、特定世帯につきましては「700円」を「972円」に、特定継続世帯については、次のページ、タブレットページ77ページをご覧ください。「1,050円」を「1,458円」に改めます。

カからクにつきましては、こちらも新たに新設された子ども・子育て支援納付金課税額の減額について規定するものでございまして、カでは、均等割額を被保険者1人につき218円の減額、キでは、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき17円の減額、クでは、平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では235円、特定世帯では118円、特定継続世帯では176円を減額するものでございます。

次に、第2項は、未就学児の均等割の減額についてでございます。

第2号でございますけれども、後期高齢者支援分の均等割について、軽減額を次のページ、タブレットページ78ページをご覧ください。未就学児1人につき減額する額を、アの7割軽減世帯では「1,050円」を「1,507円」に、イの5割軽減世帯では「1,750円」を「2,511円」に、ウの2割軽減世帯では「2,800円」を「4,018円」に、エの軽減がない世帯につきましては「3,500円」を「5,023円」に改めます。

次に、第3号の規定は、新たに新設されました子ども・子育て支援納付金課税額に係るものでございまして、未就学児1人につき、アの7割軽減世帯では163円を、イの5割軽減世帯では272円を、ウの2割軽減世帯では434円を、エの軽減がない世帯につきましては543円を減額するものでございます。

次に、第3項、出産被保険者に関する減額でございます。出産被保険者につきましては、基本的に出産月の前月から出産月の翌々月までの4か月の期間につき、出産被保険者の所得割及び均等割額を減額するもので、今回の改正は、新たに新設されます子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額について、新たに規定を追加するものでございます。

第7号の追加は、出産被保険者の所得割額を、次のページ、タブレット79ページをご覧ください。第8号では均等割額を、第9号では18歳以上評件者均等割額の減額について新たに追加するものでございます。

第4項の規定は、18歳未満の被保険者者については、子ども・子育て支援納付金課税額の均等割を課税しない旨の規定を新たに追加するものでございます。

第24条の3の改正につきましては、次のページ、タブレットページ80ページをご覧ください。こちらは、法律の番号が抜けていたため、(平成25年法律第27号)の文言を追加するものでございます。大変申し訳ありませんでした。

次に、附則の改正でございます。

附則の改正につきましては、第3項で、上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例を、次のページ、タブレットページ81ページをご覧ください。第4項で、長期譲渡所得に係る課税の特例、第6項で、一般株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例、次のページ、タブレットページ82ページをご覧ください。第7項で、上場株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例、第8項で、先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例、次のページ、タブレットページ83ページをご覧ください。第9項で、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例を、第10項で、特例適用利子等に係る課税の特例、次のページ、タブレットページ84ページをご覧ください。第11項で、特例適用配当等に係る課税の特例、次のページ、タブレットページ85ページでございますけれども、第12項で、条例適用利子等に係る課税の特例、次のページ、タブレットページ86ページになりますけれども、第13項で、条約適用配当等に係る課税の特例について、

それぞれ子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の規定であります第9条の2の文言を追加するものでございます。

議案書5ページ、タブレットページで67ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項、「この条例は、令和8年4月1日から施行する」としまして、施行期日を定めております。

第2項、この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとして適用区分を定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。それでは、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これも先ほどの旅費同様に、昨年3月議会において一旦値上げ案、一言で言って値上げ案が否決されたと思います。今回はその額を圧縮してというか、圧縮して提案してるようにお見受けいたしますが、今後ですよ、例えば8年度がこうなったとして、9年度以降について、例えば、町側が何か税負担についてお考えはありますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まず、この国民健康保険制度につきましては、議員も御承知のとおり、都道府県単位での一本化というのが予定されてございます。保険料率、保険税率につきましても都道府県で一本化する方針が示されてございまして、今、町の保険税率は、県が想定しております標準税率よりもかなり低うございます。最終的には今より高い県の標準税率に一本化されることとなりますので、その税率は引き上げられることになろうかと考えてございます。その際、一気に引き上がることはなかなか難しい点もございますので、今回については所要額の半額程度を引き上げさせていただいたところであり、今後も、今のところ3年程度をかけて、県の示す水準に持っていかなるを得ないのではないかと考えてございます。これは、一つには、やはり国保の制度から申しますと、今、大変厳しい経済情勢を踏まえて、引上げのほうは控えてございましたが、単年度で赤字で、一般会計からの繰入れをせざるを得ない状況になってございまして、この点、国保加入者以外の方の町民税等からも充当されるということで、やはり社会保険間の公平性の観点であるとか、あるいは、先ほど申し上げましたとおり、国保加入者だけを見ても、将来的な県単位での一本化が予定されてございますので、今現在の国保の加入者と、一本化されたときの国保加入者間の中でも公平性の観点というのが出てまいりますので、今回、大変経済情勢厳しい中に引上げをお願いするのは心苦しいんですけれども、今回、上程をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） となりますと、我々が国保の方が使っている医療費というのはそれほど変わらないにもかかわらず、県の保険料を一本化すると、現行の保険料から随分上がらざるを得ないということであれば、この県統一の保険料制度ということがかなり問題があるんじゃないでしょうか、町長からすると。町の国保を預かる者からすると。これは、やっぱり反対すべきじゃないですかね、統一保険料に関しては。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

大刀洗町のことだけを考えれば、議員御指摘のような観点からの意見も当然あり得ると思えますし、そういう意見もこれまでも伝えてきたところですが、ただ、もうこれは国全体として都道府県での国保制度の一本化、税率の一本化という方針が示されてございますので、これについてはなかなか難しいのではないかと、変えるのは難しいのではないかと考えてございます。また、社会保険制度でございますので、各論は別として、総論として見れば、やはり規模が大きくなればなるほど保険制度は安定化するというところがございまして、方向性としては、これは一定理解できるところでございます。

ただ、議員御指摘があったとおり、本町に限って見れば、それが町民負担の増加につながる面が出てまいりますので、そういう面があるというのは確かではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 最初の答弁では、高い保険料が統一されるために、それに向かって約3年間、徐々に慣らしていくという御趣旨の答弁があったと思います。ということは、9年度以降も少しずつ保険税を、3年間に分けて税額を上げていくという受け止めでいいのでしょうか、我々加入者としては。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

また来年度以降、来年というか、9年度以降の保険税率については、また8年度に議会のほうに御説明を改めてさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほどから答弁しておりますとおり、県単位での保険税率の一本化というのが予定されておりますので、そちらのほうに向かって慣らしていく必要があるというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 慣らしていくということは、つまり、被保険者に対して負担を強いていくということですね。それは必要ないんであれば、慣らす必要はないんじゃないでしょうか。町が一般財源使って、県が強制力を持って高い保険料を付加してくるまでは、町は頑張っ

低い保険料で住民負担を、被保険者負担を減らしていけばいいんじゃないでしょうか。その慣らしていくという発想は、私には全く理解できないんですけど。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複して恐縮でございますが、一般会計から繰り入れるということは、国保加入者以外のほかの社保等の加入者の方も含めた町民税等で充填するというか、一般会計から繰り入れるということでございますので、社会保険間の公平性の問題であるとか、あるいは、先ほども申し上げましたとおり、国保加入者だけ見てみても、今の現在の加入者と、3年後、5年後の加入者の公平性の観点というところがございまして、それを県の保険税率に一本化するまでは一般会計からの繰り入れでやればいいのかというのは、そういう議論もあるかもしれませんが、やっぱりそこは公平性の観点から問題があるのではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） まず前提として、このところ十数年間、値上げしてなかった理由は何かという、そもそもが高過ぎるんですね。大刀洗町の国保税が高過ぎた。医療費は県内平均程度だったのに、以前、前回、十数年前に値上げしたときというのは、モデル世帯での国保税額というのは県内9位でした。だから、医療費に比して極めて高額な国保税を当時の人に課して、それによって国保が回っていた。だから、公平性という観点からそういう御答弁は当たらないんじゃないかと思えます。高過ぎる国保税を取っていたことによって、今まで値上げをしてこなかったという事実があると思えます。

それから、もう一つ。一般会計から入れてもいいと、議会が議決しています。議会は、この保険、国保というのは、一般の会社や企業が入っている保険と違って様々な、無職の方とか低所得の方、地元の零細・中小の方、農業者の方が入ってるから、当然財政基盤の弱い保険であるから、ここは社会保障として値上げをせず、一般財源から繰り入れてもいいという判断をしてるわけですよ、議会は。つまり、この条例案を否決したこと、それから、その後の一般会計繰り入れるという補正予算を可決しています。だから、議会の意思として、一般会計を入れてでも負担を軽減していいんだという意思表示が、議決が2回にわたって行われていることを再度御確認いただければと思います。

それから、もう一つは、2月5日の全員協議会で示された値上げ案の中で、今回2,000万だけ上げさせてくれと。激変緩和をやりますと。激変緩和するために2,000万上げさせてくれということは、1年前の5,000万円上げさせてくれという、町が出した1年前の国保値上げ案というのは、激変を提案されたという解釈でよろしいですね。住民の負担を激変させる提案を昨年3月になさったということで我々は認識してよろしいですね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

お答えになってるかどうかはあれですけども、昨年度御提案したのにつきましては、これまで、先ほど議員のほうからも御紹介がありましたとおり、税率の改定を抑えてきた、やらずに来たわけですけども、もう一般会計から繰り入れざるを得なくなったと。その一般会計からの繰入れについては、先ほど来、他の保険制度との公平性の観点等もございますので、それについて必要な額について改定をさせていただくということで提案をさせていただいたところでございますが、ただ、その際にも、県のほうから示されている必要な標準税率よりも低い税率でもう最低限、当時の試算で最低限均衡するような税額で提案をさせていただいたところでございます。

また、今回につきましては、昨年の議会での御判断も受け、公平性の観点から言えば、足りない部分を全額保険料税率の引上げをすべきところなのかもしれないんですけども、今年度については、来年度から始まる子ども・子育て支援金制度に伴う納付金額の税率の新設という別の引上げ要因もございましたので、そういうところも踏まえて、足りない額の全額ではなくて、半額程度を引き上げさせていただく税率の改正案を御提案をさせていただいてるところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 昨年のいわゆる激変提案が、年間所得が300万円に過ぎない4人家族のモデル世帯にも年間7万4,000円もの増税。500万円の4人家族に対しては、年間10万6,000円もの大增税。これをもう、まさに激変と言わずして何と言うのでしょうか。この物価高騰の折に減税ではなく増税を、しかも所得の低い層に、あるいは、地元で頑張っている自営業の層、農業者の層にこれだけの負担をかぶせてくるということが本当に利益にかなうものなのかを、いま一度、旅費の条例とも合わせて、いま一度この再提案についても再度御検討いただければと思います。また、最終日に申し上げます。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で15時45分から再開いたします。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時45分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第13. 議案第9号 大刀洗町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第13、議案第9号大刀洗町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 建設課の黒岩でございます。よろしくお願いいたします。

議案第9号の大刀洗町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容を説明させていただきます。

それでは、タブレットページ87ページをお願いいたします。

議案第9号大刀洗町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしましては、道路法施行令の改正に伴い関係条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

道路法の第39条の規定により、道路管理者は道路占用に係る占用料を調整することができることとされており、占用料の額は令和6年度より条例で定めております。

本町の道路占用料の額は、道路法施行令別紙を基に定めております。道路法施行令の別紙の占用料の額が見直しが行われたため、本条例に定められている道路占用料の額の見直しをする必要があるものでございます。

では、紙媒体で7ページをお願いいたします。

タブレットで94ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

この備考の次のページにあります5の文言のほうが改正されております。

下線部分の（施行令第7条、第8号に掲げる施設のうち、特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について、近傍に類似の土地が存しない場合には立地条件収益制等の土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものという文言に変更をしております。

次ページが別紙の表になります。最初が新になるページでございます。これの右端の占用料の金額の部分の改定となっております。

タブレットページ102ページからは旧の表を提示させていただいております。

国において、固定資産税評価の評価替えや地価に対する賃金の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令別表に定めた占用料の額の見直しが行われていることから、本条例においても見直しを行います。

最後に、6ページ、タブレットページ93ページをお願いいたします。

附則になります。この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上、条例案についての説明を終わります。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14．議案第10号 大刀洗町法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第14、議案第10号大刀洗町法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 建設課の黒岩でございます。よろしく申し上げます。

議案第10号大刀洗町法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明をさせていただきます。

それでは、タブレットページ108ページをお願いいたします。

議案第10号大刀洗町法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしましては、道路法施行令の改正に伴い関係条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

道路法の適用されていない道路等の法定外公共物に関して占用料の額を令和6年度より条例で定めております。本町の法定外公共物の施行料の額は、道路法施行令別紙をもとに定めているところでございます。

道路法施行令の別表の占用料の額が見直しが行われるために、本条例に定めている法定外公共物の占用料の額の見直しをするものでございます。

では、タブレットページ115ページ、紙媒体で7ページをお開きください。

新旧対照表でございます。こちらのほうの備考の10ページにある5の文言のほうの改正を行っているところでございます。下線部分の括弧書きの、（施行令第7条、第8号に掲げる施設のうち、特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件収益制等の土地価格形成上の要素が類似した土地）の時価を表すものとする変更を行っているところでございます。

次ページの別表のほうでございます。

まず、新のほうの表になります。こちらの右側の占用料の金額の改定を行っているところでございます。

タブレットページの122ページからが前回の旧の表を掲載させていただいております。

国において固定資産税評価額の評価替えや時価に対する賃金の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令別紙に定める占用料の額の見直しが行われていることから、本条例においても見直しを行うところでございます。

最後に、6ページをお願いいたします。タブレットページ114ページをお開きください。

附則になります。この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上、条例案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第15. 議案第11号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第15、議案第11号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） それでは、議案第11号について説明をさせていただきます。

タブレットで127ページでございます。

議案第11号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由です。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。タブレット130ページをご覧ください。主なものについて説明をさせていただきます。

まず、第23条掲示のところでございます。特定教育保育施設は、見やすい場所に運営規定等

の重要な事項を掲示しなければならないという規定に追加をしまして、掲示するとともに電気通信回線を接続して行う自動講習送信により講習の閲覧に供しなければならない。つまりインターネットを利用して見えるようにしなさいというところを追加をしているところでございます。

次のページをご覧ください。

第25条虐待等の禁止の部分でございます。これまでは、児童福祉法第33条の10、各号に掲げる行為をしてはならないとありましたが、今回、児童福祉法第33条の10第1項各号の中で、幼保連携型認定こども園、それと幼稚園等の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為をしてはならないというものが追加をされております。

続きまして、タブレット132ページをご覧ください。

第42条の第2項になります。この第42条第2項では、保育内容支援の実施にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に、確保しないことができる要件を第1号、第2号で定めているものになります。

次のページをご覧ください。

続いて、同条第4項では、代替保育の提供にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合に、連携施設を確保しないことができることを第1号、第2号で定めているものでございます。

続いて、タブレット135ページをお願いいたします。

第53条第2項第2号におきまして、磁気ディスクCD-ROM等記録しておくことができるものというものを電磁的記録媒体というふうに改正をしているところです。

最後に附則になります。連携施設を確保しないことができる経過措置期間について、これまで10年だったものを15年に改めるものでございます。

タブレットページ129ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は交付の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第16 議案第12号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第16、議案第12号大刀洗町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 議案第12号について説明をさせていただきます。

タブレット137ページでございます。

議案第12号大刀洗町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い当該条例を改正する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由でございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

タブレット139ページをご覧ください。

第11条第3項において、放課後児童支援員は次の各号のいずれかに該当するものとされておりまして、保育士の資格第1号では保育士の資格を有するものとあります。今回、その保育士の中に新たに地域限定保育士というものが追加をされているものでございます。地域限定保育士とは、保育士確保のための措置を講じてもお保育士が不足するおそれが大きい地域として、福岡県が令和7年11月に認定を受けております。そのため、福岡県内で専門的知識及び技術を持って児童の保育を行うための試験に合格した方を地域限定保育士として新たに資格を有するものとして、こちらに追加するものでございます。

それでは、138ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は交付の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第13号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第17、議案第13号大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） それでは、議案第13号についてご説明を差し上げます。

タブレット140ページをご覧ください。

議案第13号大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い当該条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

タブレット142ページをご覧ください。

主なものについて説明をさせていただきます。条例第10条、11条、14条、19条につきましては、乳児等通園支援事業者とあったものを乳児等通園支援事業所のほうに改正をいたします。

続いて、タブレット144ページをご覧ください。

第23条でございます。第23条で保育士の後に先ほど説明いたしました地域限定保育士のほうを追加をされております。

それでは、141ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は交付の日から施行する。ただし第3条から第21条第3項まで、第27条後段及び第28条の改正規定は令和8年4月1日から施行するでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第18. 議案第14号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

○議長（高橋 直也） 日程第18、議案第14号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） それでは、タブレット146ページを開きください。

第14号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日を限り福岡県市町

村職員退職手当組合から久留米市ほか3市町高等学校組合を脱退させ、令和8年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

令和8年3月31日を限り久留米市ほか3市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

では、タブレットで148ページ、紙媒体で2ページをお願いいたします。

新旧対照表で説明させていただきます。右側が旧となっております。左側が新となっております。上から2段目でしょうか、糟屋郡の部分でございます。粕屋郡と、それと粕屋郡自治会館組合並びに粕屋郡篠栗町ほか1市5町財産組合の粕屋郡の「粕」の文字、米編に白の文字が米編に11画、難しい「曹」の字ですかね、の字に改めるものでございます。

続きまして、中段当たりの右郡の部分でございます。久留米市ほか3市町高等学校組合を削除するものでございます。

下段の、その他の部分の一番下でございます。久留米広域市町村圏事務組合を久留米広域消防組合に改めるものでございます。

次ページをお願いいたします。

福岡県市町村職員退職手当組合規約の新旧対照表でございます。

第4区の部分でございます。旧の部分では久留米市ほか3市町高等学校組合を削除するもので、そして、久留米広域市町村圏事務組合を久留米広域消防組合に改めるものでございます。

147ページ、紙媒体で1ページにお戻りください。

附則でございます。この規約は令和8年4月1日から施行するです。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第19 議案第15号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約
の変更に関する協議について**

○議長（高橋 直也） 日程第19、議案第15号久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 企画財政課の福岡でございます。

それでは、タブレットの150ページをお願いいたします。

議案第15号久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について。

久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法昭和22年法律第67号、第252条の2第4項の規定により、久留米市と協議する。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由。久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更するため、地方自治法第252条の2第4項の規定により、久留米市と協議することについて、同項の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

タブレットの151ページをお願いいたします。

久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約。

久留米市、以下甲という、と大刀洗町、以下乙という、は地方自治法昭和22年法律第67号第252条の2第4項の規定により、平成28年2月23日付で締結した久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表2、工事の都市機能の集積・強化に関する取組の表を次のように改める。

取組の内容。文化施設・交通建設機能など圏域の中心拠点機能の集積・強化を図り、圏域の工事都市機能を活かしたにぎわいづくりを推進する。

甲の役割。中心拠点機能の集積・強化や圏域の工事都市機能を活かしたにぎわいづくりに取り組む。乙の役割。久留米市と連携・協力して圏域の工事都市機能を活かしたにぎわいづくりに取り組む。

こちらのほうが今回追加された取組の内容でございまして、平成28年の締結時の協約における取組の内容については、久留米シティプラザを圏域全体のにぎわいづくりをはじめとした文化・活力創造の拠点として、圏域内の自治体の様々な情報発信に活用するという内容からの変更でございます。

続きまして中段、こちらについては変更ございませんが読み上げさせていただきます。

診療情報取組の内容。診療情報ネットワークの充実や圏域での救急医療体制の整備など、地域医療の連携及び救急医療のさらなる充実を図る。

甲の役割。関係機関と調整を図り、診療情報ネットワークの充実や圏域での救急医療体制の整備に取り組む。乙の役割。久留米市と連携・協力して診療情報ネットワークの充実や圏域での救急医療体制の整備に取り組む。

3段目でございます。こちらにも新たに追加された項目でございます。

取組の内容。大学等と連携しその機能を活用して圏域の行政課題・地域課題の解決につなげる。

甲の役割。大学等との調整を図り圏域の行政課題・地域課題の解決に向け大学等と連携した施策の検討・研究・実施に取り組む。乙の役割。久留米市と連携・協力して圏域の行政課題・地域課題の解決に向け大学等と連携した施策の検討・研究・実施に取り組む。

こちらの項目につきましては、以前の協約におきましては取組の内容として美術や音楽・演劇など優れた文化・芸術を鑑賞する機会を提供し圏域において文化・芸術に対する興味や関心を高め豊かな感性や郷土を愛する心を育むという項目と変更して入っているものでございます。

それでは、タブレットの152ページをお願いいたします。

この協約の締結を証するため本協約書二通を作成し、甲と乙が記名・合意の上、各自1通を保有する。

甲、福岡県久留米市城南町15番地3、久留米市長、原口新五。

乙、福岡県三井郡大刀洗町大字富田819番地、大刀洗町長、中山哲志。

以上、説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 大学連携について伺います。

全協でも質問いたしました。令和8年度からこの大学連携は連結することは可能でしょうか。

○議長（高橋 直也） 福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 大学連携事業を令和8年度から実施することが可能かというご質問。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） すみません。言い直します。

大学連携事業が、この久留米広域の、令和8年度の大刀洗町の上がっている事業で、久留米の大学に頼むことができるのか。連携を図って令和8年度の事業内容をこの大学で連携を使うことができるのか。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 今回の連携協約の変更につきましては、今現在、連携中枢都市圏ビジョンというものの第3期の策定にかかっております。それは令和8年度からの5カ年間のビジョンと作成をする中で、あくまで大学連携については具体的な、仮称の大学連携というところがございまして、具体的な詳細については未定というところがございますので、今後、協約を締結しまして、さらに久留米市との協議を具体的に進めていきまして、詳細な事業内容というのは固めていくものというふうにご覧しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第20. 議案第17号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（高橋 直也） 日程第20、議案第17号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） それでは、タブレットの153ページをお願いいたします。議案第17号でございます。

議案第17号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）。

令和7年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億2,104万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8,125万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正第2条繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正第3条債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正第4条地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、タブレットの171ページをお願いいたします。

予算に関する説明書でいきますと、ページ番号は10と打っているものでございます。

歳入歳出のほうからご説明をさせていただきます。歳入歳出ともに減額につきましては、実績や見込み値により不用額を減額しておりますので説明を省略させていただきます。増額の主なものについてご説明をさせていただきます。

では、同ページの2款1項1目一般管理費、10節需用費、法規追録代一般法令集の増額が30万円でございます。

続きまして、タブレットの172ページ、中段でございます。

2款1項5目財産管理費24節積立金、総額としましては5,000万円余の減額でございます。内訳でございます。財政調整基金の積立金に3,724万2,000円を。減債基金積立金に

1,223万8,000円を増額しております。

一方、ふるさと応援基金の積立金は1億円を減額しております。こちらについてはふるさと応援寄附金収入の減額によるものでございます。

続きまして、タブレットの175ページのほうをお願いいたします。

紙でいきますと14ページがページ番号になっております。

上段でございます。2款1項21目地域公共交通対策費、18節負担金補助及び交付金31万6,000円を増額でございます。内訳といたしましては、甘木鉄道事業継続支援金、省エネ対策に13万6,000円、同物価高騰に18万円の増額でございます。こちらについては国からの物価高騰対策重点支援地方創生交付金を活用して行うものでございます。

以降、減額でございますので、続きましてタブレットページの178でございます。紙でいきますと17ページでございます。下段でございます。

3款1項2目障害児者自立支援費、19節扶助費、こちらが自立支援医療費厚生医療費の500万円の増額でございます。

続いて、タブレットの180ページでございます。紙で19ページでございます。

上から2段目になります。3款1項7目ひとり親家庭等医療費、19節補助費が100万円の増額でございます。

それでは、タブレットの182ページをお願いいたします。

上段の方でございます。3款2項1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金つきまして、一番最後のところに保育所等物価高騰対策費補助金67万6,000円を増額でございます。

続いて、3款1項3目子ども医療費でございます。19節扶助費、子ども医療費給付費を600万円増額しております。

続いて、タブレットの184ページをお願いいたします。

中段でございます。4款2項1目し尿処理費、21節保障補填及び賠償金、こちらについては下水道整備等に伴う営業補填金として90万円を増額しております。

次ページ、タブレット185ページをお願いいたします。

下段でございます。5款1項4目農業振興費18節負担金補助及び交付金のうち、1番下、みい農協大豆調整施設改修工事第2期分、事業費負担金600万円の増額でございます。

続いて、タブレット186ページ、中段でございます。5款1項9目農業農村整備費18節負担金補助及び交付金、2段目の県営両筑二期事業負担金1,160万5,000円の増でございます。

こちらについては、国の補正がついたことに伴います県事業の前倒しによる増額でございます。

続いて、タブレットでいきますと188ページをお願いいたします。下段でございます。7款

3項2目公共下水道費積立金でございます。下水道施設整備基金積立金に2,000万4,000円を増額しております。

次は、タブレット191ページをお願いいたします。9款1項2目事務局費でございます。こちらも24節積立金教育施設整備基金積立金に2,000万円を増額補正しております。

続きまして、タブレットの193ページをお願いいたします。紙ですと32ページでございます。

下段のほうになります。9款2項1目一般管理費です。10節需用費です。各小学校補修費51万8,000円、空調機の修繕料に30万円を増額しております。

続いて、タブレット194ページでございます。

9款2項7目小学校改築費、12節委託料に42万5,000円を、14節工事請負費に1,413万4,000円を増額しております。

内容といたしましては、大刀洗小学校仮設の南校舎を改修するに当たりまして、仮設教室の設置が必要ということで、工事管理業務委託料と設置工事費を計上しております。

歳出は以上でございます。

それでは、歳入のほうの明細についてご説明をいたします。

タブレットの164ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、紙ページと3ページでございます。

1款1項1目、それから2目町税でございます。個人分の現年課税分を5,000万円の増、法人分現年課税分を4,000万円増額しております。

続きまして、2項固定資産税でございます。こちらも現年課税分を5,000万円増額しております。こちらは、収入実績見込みによるものでございます。

続きまして、10款1項1目地方交付税、普通交付税を1億3,316万5,000円増額しております。こちらにつきましては、昨年末に再算定の結果、交付決定がなされ増額されたものでございます。そちらのほうを増額しております。

続きまして、12款1項2目農林水産業費分担金、農業費分担金で116万円の増でございます。

こちらについては、県営両筑のかんがい排水2期事業、両筑土地改良区分担金で、こちらは歳出で増額した負担金の土地改良区の分担金でございます。

続きまして、12款2項2目民生費負担金、1、社会福祉費負担金、老人福祉施設入所者負担金、養護老人ホームが137万円の増額でございます。

続きまして、13款1項4目教育使用料、1節社会教育使用料119万5,000円の内訳でございます。ドリームセンター使用料として120万円の増額でございます。こちらも収入実績

によるものでございます。

続きまして、タブレットの165ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、障害者医療費負担金が250万円の増額でございます。同じく3節児童福祉費負担金、こちらについては、子どものための教育・保育給付費国庫負担金が818万3,000円の増額でございます。

続きまして、タブレットの166ページをお願いいたします。下段でございます。

15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金が125万円の増額で、こちらは障害者医療費の県の負担金のほうで、国負担金と同様に計上しているところでございます。

続いて、タブレットの167ページです。

15款2項2目民生費県補助金、5節児童福祉費の補助金、3番目の項目でございます。子どものための教育・保育給付費補助金（幼稚園除く）が380万9,000円の増額でございます。

続いて、同じページの4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金で、説明でいきますと一番上、農業委員会交付金のほうが70万8,000円の増額でございます。

次、タブレットの168ページでございます。

節は同じでございますが、その表の下から3番目に、園芸農業DX推進事業費補助金1,090万1,000円の増額でございます。

続きまして、タブレットの169ページでございます。上段でございます。

17款1項1目一般寄附金、2節ふるさと応援寄附金は2億円の減額でございます。こちらは収入見込みによるものでございます。

続きまして、18款1項1目基金繰入金です。1節財政調整基金の繰入金は6億3,165万4,000円の減でございます。こちらにつきましては、財政調整基金の繰入金は、予算ベースでは7年度は行えないということになっております。2節ふるさと応援基金繰入金です。4,906万8,000円で、こちらは充当事業の決算見込額に応じて充当額を減少しております。4節地域優良賃貸住宅基金繰入金は100万円で、こちらは改修工事の実施設計を業務として発注しておりませんでしたので、その分の基金は繰り入れておりません。

続きまして、同じページの20款3項1目雑入でございます。一番上に、新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）交付金は、交付決定が出ておりますので、実績に合わせて増額補正をしております。

続きまして、タブレットの170ページをお願いいたします。

21款1項3目農林水産業債、1節農業債、2段目でございます。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で県営両筑平野2期分について540万円ということで、こちらについては、国補正に対応した起債のメニューで増額をしております。

続きまして、タブレットの159ページをお願いいたします。

第2表から第4表までの御説明でございます。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。追加分でございます。款項、事業名と金額、それから所管部署名のほうを御説明いたします。

1款1項議会費でございます。事業名は議会費（100条調査関係）でございます。225万円で、議会事務局でございます。

続きまして、2款1項総務費、総務管理費でございます。甘木鉄道物価高騰対策支援事業の燃料費高騰分と省エネ対策分で31万6,000円、企画財政課でございます。

同2款1項総務費、総務管理費の交通安全施設設置事業510万円、こちらは建設課のほうでございます。

続きまして、2款3項総務費、戸籍住民基本台帳費、出産記念品給付事業18万円、こちらは住民課でございます。こちらは、3月出生分に対して4月以降の支給が見込まれるものについての費用の計上でございます。

続きまして、5款1項農林水産業費、農業費、みい農協大豆調製施設改修工事（第2期）事業費負担金600万円、こちらは農政課でございます。

続きまして、7款2項道路橋りょう費から7款7項公園管理費まで、所管部署は建設課でございます。

7款2項道路橋りょう費、事業名、道路維持事業2,770万円。

同道路橋りょう費の道路改良事業でございます。6,560万円でございます。

続いて、7款2項道路橋りょう費の道路メンテナンス事業670万円でございます。

3項生活環境整備費の水路環境整備事業です。890万円でございます。

7項公園管理費、公園管理事業630万2,000円でございます。

続きまして、9款1項教育費、教育総務費の屋内運動場空調設置設計業務792万円、こども課でございます。

同じく2項小学校費の大刀洗小学校体育館照明LED化工事500万円、同じく2項菊池小学校体育館照明LED化工事530万円、こちらも、こども課でございます。

それから、同大刀洗小学校仮設教室設置工事費1,413万4,000円、こちらも、こども課でございます。

続きまして、「第3表 債務負担行為補正」をお願いいたします。

追加でございます。大刀洗小学校南校舎改修事業でございます。期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は4,980万8,000円でございます。こちらはこども課でございます。

続きまして、タブレット、160ページをお願いいたします。

「第4表 地方債補正」でございます。

1、追加。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法と御説明をさせていただきます。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で540万円、証書借入れでございます。

利率。5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率。

償還の方法。政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還、または低利に借換することができる。

2番、変更でございます。

変更につきましては、変更点のみ御説明いたします。いずれも限度額の変更でございます。

記載の目的、上水道一般会計出資債、限度額50万円を40万円の変更です。

続きまして、公共事業等債、限度額770万円を600万円の変更でございます。

続きまして、緊急防災・減災事業債、500万円を400万円の変更でございます。

続いて、学校教育施設等整備事業債、510万円を680万円の変更でございます。

合計ですが、1,830万円を1,720万円の変更でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） PDFの169ページ、紙の8ページ、歳入の雑入のところでは

特産品販売収入410万円が減額になっている理由は何でしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 白根議員の御質問にお答えいたします。

特産品販売収入の410万円を減額補正させていただいている分でございます。毎年、えだまめ収穫祭におきまして、販売用の枝豆を購入しておりまして、そちらの収入を入れさせてもらっていたものでございます。今年度から協議会を立ち上げましたので、そちらのほうで取り扱っておりますので、今回、減額させていただいているという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 別件で、PDF174ページ、紙で13ページ、2款1項17目地域ブランド推進費の委託料411万円減額されています。委託をされなかったということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 白根議員の御質問にお答えいたします。

タウンプロモーションの委託費でございます。こちら、委託契約しておりませんので、減額させてもらっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 委託をされなかった理由は何でしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちら、地域ブランド推進費を管轄しておりますのが、地域振興課の地域振興係でございます。今年度、調査等が入っております、地域ブランド推進の委託、契約というところを契約せずに、ほかの事業に取り組んだということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 分かりやすく、詳細にお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 再度、質問にお答えいたします。

こちら、地域ブランド推進費を所轄しております地域振興課地域振興係でございます。今年度、様々な調査等入りまして、ブランド推進、委託料とともに行う事業のほうを優先順位を決めまして、そちらの委託を契約してする事業のほうの分のみ、今年度は実施されておきませんので、減額させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 関連でございますが、今のページ、タブレットの174の2款1項17目ですか、地域ブランド推進費、第12節ですか、411万2,000円ですよね、これが何でされなかったのか、その理由を問うとるんですよ。それをお答えしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

先ほど、担当課長から答弁いたしましたとおり、昨年度からですけれども、地域振興課につきましては、百条調査等で、いろんな資料提出、あるいは証人尋問等が続いております、当初予定していた事業を全て実施するだけのマンパワーが不足していたということがございますので、執行体制がまず確保できなかったという点もございまして、そこは、地域振興課の所管する業務の中で優先順位をつけて、できるものを行ったということございまして、先ほど御指摘があ

っている部分については、そこまでの人的な余裕がなかったため、今回、補正で減額をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 分かったような、分からんような感じなんですけど、これ、去年の3月にこの予算を計上されたんですよね。そのときは、当然、できることとして計上されたんだろうと思いますけれども、百条は、その前の12月からやっていますよね、それとこれとの関係はどうなるんですか。ちょっとよく分からんなんですけど、そのときからマンパワーが足らんかったんですか、いかがなんですか。この予算策定とこの関係はあまり関係なさそうな気がしますけれども、そこを具体的にきちんとお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

予算編成過程時点では、どこまでこういう調査があるのかというところは、執行部側として想定できなかったところでございます。

ただ、実際の今年度、昨年度末からですけれども、その調査において、職員等の体調不良もございまして、百条調査への資料提出等で、かなりそちらのほうに労力を取られてございまして、全ての事業を予定したとおりの体制が取れなかったというところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） あくまでそうおっしゃるなら確認しますけれども、これは委託料としてのブランド推進委託料ですよね。それ、お間違いはないですね。金額も411万2,000円ですよね。そうでしょう、違うんですか。これが全部されてないんですよね、一円も使われてないんですよ。だから、言っているんですよ。これ、そんなにマンパワーがかかる仕事なんですか。そこ、いかがですか、町長、もう一回お答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

このブランド推進事業については、議会の中からも、予算委員会、決算委員会等で、その業者選定の在り方等について、いろいろ御指摘を受けたところでございますので、それを受けて、今年度はプロポーザル方式なりで業者選定をして、実施をすることを考えていたところですが、先ほど来、答弁しておりますとおり、それだけの準備するマンパワーというか、職員体制が取れなかったというところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何かいまいちょう理解できんのですけれども、何か聞くとところによると、これ、1社だけ落とされているような感じですね、（ワタナベ）か何か知りませんが。

具体的にそこお答えいただけるなら、お答えいただきたいんですけど、どうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

今、言われたとおりでございまして、ただ、これまでの議会からの御指摘も踏まえ、今回、今年度はプロポーザルで新たな業者選定を考えていたところなんですけれども、その準備なり、実施をするだけの体制が、地域振興課内において取れなかったため、今回はこの執行を見送ったところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 大分核心に迫ったみたいでございまして、先ほどは、マンパワーがないからできなかったというふうな御答弁でございましたけれども、どうもそうじゃないですね、今のお話から聞きますと。1社に対して契約するだけのお話じゃないんですか、これは。違うんですか。そういうところをきちんと答えてください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって恐縮でございまして、議会からの御指摘も踏まえて、今年度は新たにプロポーザルなりで業者選定を計画をしていたところなんですけれども、それをするだけのマンパワー、要は職員体制が確保できなかったというところでございます。

○議員（2番 古賀 世章） 取りあえず、いいです。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 同じ項目でございまして。優先順位をつけた結果、優先順位が低いという判断をしたということよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

優先順位をつけて、できるところ、できないところを判断したというところでございます。

○議長（高橋 直也） ちょっとお待ちください。ここでちょっとお諮りいたします。本日の会議時間は、審議の都合によって、特に午後5時以降まで延長し、開くことにします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

質問の続きを行います。質問ございませんか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質問は、優先順位が低いと判断したのかということです。例えば、

これより低くて、同時に全額減額した事業があるのか、これ以上優先順位が低くて。優先順位の低さで何番目ですか、これ。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

地域振興課が所管する業務の中で、いわゆる一つ、すっぱり全てをやれなかった事業というのは、この事業だけではないかというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ということは、優先順位が最も低い事業だったというふうなことですよね。だから、これだけがすっぱり抜けていったということ、御答弁だと思います。

これによって発生した損害というか、発生しなかった、つまり逆に言えば、8年度の当初予算で、議会の多数が認めて実施すべきだと認めた予算が一円も執行されなかったということに対しての町長の責任なり、執行されなかったことに対する事業効果と申しますか、それはどうお考えなのか、どういう問題が生じたのですか。これが、一番優先順位の低い事業が行われなかったことによって、どのような不利益が生じたのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

地域振興課で見れば、この事業が執行されなかったということなんですけれども、各課が所管している事業におきましても、いろんな事情により当該年度の執行が難しくなって、執行ができなくなった事業もございます。

優先順位というか、一昨年度から続いております百条調査の中で、この事業をプロポーザルをして実施をしていくということが、そこはなかなかマンパワー的にもそうですし、職員に対するいろんな議員の皆様からの御指摘もある中で、実施をするのは難しいんじゃないかということで判断をして、今年度は執行をしていないところでございます。

それに伴って、どういうマイナスの効果があったのかということは、なかなか定量的に、定性的に申し上げるのは難しゅうございますけれども、例えば、これまでやってきた、多国籍語というか、広東語なり含めた情報発信とか、そういうのはできておりませんし、当初、想定していたような事業ができなかった面というのは、これは国内・国外通じてあってございます。

それを情報発信ができなかったことで、大刀洗町のPRがどれほどマイナスになったかというのが、ちょっとここでどのくらいというふうに的確に申し上げるのは難しゅうございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長は答弁の中で、議会からもかねてより指摘があったという御主旨の答弁がありました。その発言は全くそのとおりでらうと思います。

だから、我々の指摘を踏まえて事業を中止するという選択はありだと思いますが、これ、認められた事業が、優先順位をつけた結果、最も低かったのに実施されなかったということは、それをやっぱり当初予算で計上した町長の責任というのも、よく考えていただきたいと思えます。

先ほど来、おっしゃっているように、PRとか、それから対話というのがありますよね。PRとか対話というのは、手段であって目的じゃないですよ。本来は、物を売るとかいうことが目的だったと思うんですが、そのための手段がPRなり対話だったと思うんですが、いつの間にか、PRや対話というものが目的化してしまって、対話ができたとか、PRができたとか、それが何か事業効果になっている、全くこれは正しくないと思えます。

PRを手段として、対話を手段として、何らかの目的を発生させていかななくてはいけない。8年度事業についてはよく考えていただきたいと思えます。

それからもう一つ、今回について、プロポーザルが実施できなかったといえます。議員の指摘というのは、これまでこの地域ブランド推進委託について、なぜか工事請負契約のような契約書が取り交わされていて、双方の立会いによる完成品とか、管理技術者の設置というものがうたわれているにもかかわらず、うたわれていなかった。

これらは8年度を事業しようとした場合に是正されていたものでしょうか。それとも、それ自体がもう是正できなかったというところで、事業を諦めたのか、どちらですか。

7年度です。7年度までは、工事請負契約書のような契約で、管理技術者や完成品の双方立会いの検査というものは書いてあったけれど、一切これが実施されていないと。すなわち債務不履行というのが発生していたので、本来は委託費を払ってはいけないケースだったと思うんです。これについての反省や、8年度、事業を実施しようとした場合に、この工事請負契約書のような契約が是正されようとしていたのか、そこはどうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員のほうから御指摘がありました契約書等については、なかなか委託契約書等の書式について、これは地域振興課だけではなくて、全庁的に十分な整備がなされてこなかったというふうに認識してございます。

今、議員のほうから御指摘があったような様式の改正も含めて、全て実施するというような体制にできていなかったというところもあろうかと思えます。

ただ、最もあれなのは、そういう様式の部分もございませうけれども、こういう議会からの御指摘がある中で、プロポーザル等できちんと体制を整えて、実施をしていくというところが、なかなか本当に体制的にも難しいところがあったことがございまして、今年度は執行を見送ったところでございませう。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そもそも論として、これだけ問題となっているかとても一切止めずに、事業を漫然と継続させ、現場を疲弊させてきた責任は誰にあるのか、よくお考えいただきたいと思います。

それから、適切な人事異動もなされないというのも、一つの大きな原因になっているんじゃないかと思います。

第三者委員会ですらもおっしゃっているような内部統制の崩壊、一部の事業ではなく、町全体の統制がなくなっているんだという厳しい御指摘があつているようにお見受けします。そこを真摯に受け止めるべきだと思います。

最後にお聞きしたいんですけど、この地域ブランド推進委託料は、8年度の予算、当初予算にも掲載されていないようですが、8年度は実施する予定はありますか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 8年度の地域ブランド推進事業の委託料でございます。

先ほどの御質問のほうにちょっと補足いたしますが、今年度、こちらのブランド推進委託料のほうを執行できませんでしたが、議会からの御指摘もいただいておりますので、今年度、複業クラウドという無償の制度を使いまして、これまでの地域ブランド推進事業というものが、どのような効果があつたのかという効果検証をさせていただいております。先日の委員会のほうで中間報告をさせていただいているところでございます。

こちら、まとめ次第、速やかにホームページのほうにアップロードさせていただきたいと思っておりますので、補足をいたします。

令和8年度でございます。令和8年度は、これまで行って、今年度はプロポーザルでやるところで、年度当初いたしておりましたが、1年間、執行できない間に、担当のほうで十分に考慮いたしまして、来年度の予算のほうに個別に項目をいろんな、こういうものが必要だということで費目立てて、予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 最後に申し上げますが、補正予算の説明に当たっては、もちろん減額や人件費の部分、減額に関する部分は省略というのはあり得るんですけど、事業が一切執行されていないという件はかなり重要な問題であるから、全てを減額で、一絡げに省略するんじゃないかと、一円も執行されていない、事業自体が執行されていないという項目については、やはり説明が、私は必要だと思いますが、町長、いかがですか、今後、説明については、執行されていない部分について。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員からの御指摘も踏まえて、今後の予算説明に留意してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） もう一件ございまして、建設課になろうかと思うんですけど、タブレットで177ページ、予算表で16ページですか。

2款7項1目の道の駅推進事業ですか、これがあるかと思えますけれども。当初の予算が63万2,000円ですか、金額的には少ないんですけども、ただ、補正額が47万円も補正されとるんですね。実際にはその差額ですから、16万2,000円しか使われていないと。もうあんだだけ町長が大花火を打ち上げられて、こんな状況で何をされとるかというのをまずお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

道の駅の推進、これについては私も前向きに進めたいと考えてございまして、そのように議会のほうでも答弁をさせていただき、そのための係も新設をしたところでございます。

ただ一方で、建設課の中で所管している業務が多岐にわたってございまして、これも全てが全てマンパワー不足というつもりはございませんけれども、国、県の事業の調整であるとか、そういうほうに力を割かれておりまして、なかなか私のほうがやっていただきたいと思っているような形で、担当課のほうで、道の駅の推進ができていないというのが現状でございます。

これはいろいろ調整すべき点多いところはあるんですけども、それ以上に、今、建設課のほうでいろいろ近年の大雨災害であるとか、国・県事業の見直しの時期、いろんな調整が必要な時期に入っておりますので、そちらのほうに注力をした結果ではないかと思っております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何かいまちようわからん御答弁でしたけれども、やる気あるんですか、そこだけはっきり確認したいんですけどね。あんだだけ大博打とは言わんですけど、大きな花火を打ち上げて、毎回こうなんですよ。それに続いて何の反省もなくて、どうやってやるかの意見もなくて、どうお考えなんですか。そこをきちんとお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

私としては、前に進めたいという思いはございますけれども、担当課において、いろいろ検討すべき課題がございまして。道の駅についても、当然、検討していただいておりますけれども、なかなかこちらが思っているとおりには進んでいないというのが現状でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） それはそうですよ。そちらが思うようにスムーズにいくなら、何の心配もないんですよ。雨が降れば、台風も来る、地震もある。その中で、どう前に進むべきかというのを考えるのが長じゃないんですか。今後、どのように考えておられるかお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

私としては、道の駅というのはこれからの大刀洗町を考える上で、必要な事業だというふうにご考えてございます。ただ、今、建設課の現状といたしまして、それを特化して推進できるだけの体制が取れていないということでございます。

また来年度につきましても、現時点で今以上に厳しい状況になることが、建設課については予想されてございます。なので、ここも建設課の中で優先順位をつけていただいて、どうしても止められない事業、調整ございますので、その中でどういうふうに執行体制を確保してやっていくかというのを考えながら、遂行していくことになろうかと考えてございます。

○議員（2番 古賀 世章） ぜひ、前向きをお願いします。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

**日程第21．議案第18号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について**

○議長（高橋 直也） 日程第21、議案第18号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 健康課の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

では、議案第18号の内容の説明をさせていただきます。

タブレットページ、198ページを開きください。

議案第18号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度大刀洗町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ560万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,862万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出、大刀洗町長、中山哲志。

それでは、予算に関する説明書の5ページ、タブレットページで207ページをお開きください。

歳出のほうから御説明いたします。

まず、1款1項1目一般管理費でございます。補正額348万9,000円の減額でございます。主なものとしては、12節の委託料、総合行政システム改修委託料といたしまして275万6,000円の減額でございます。これは、システム改修が終了いたしまして、執行残のほうでございます。17節備品購入費でございます。25万3,000円の減額、こちらは、国保情報集約システム連携用機器の購入費でございます。これは、国保連合会によります共同購入に参加いたしました結果、執行残となったものでございます。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費でございます。補正額400万円の減額でございます。18節の負担金・補助及び交付金で、一般被保険者療養給付費といたしまして、400万円の減額でございます。これは、11月までの実績によりまして見込んだところ、400万円の減額ができるのではないかとこのところ減額をしております。

2款2項1目一般被保険者高額療養費でございます。こちらは400万円の増額でございます。18節の負担金・補助及び交付金で、一般被保険者高額療養費を400万円増額しております。こちらにつきましても、11月までの実績により見込みまして400万円の増額でございます。

次に、2款4項1目出産育児一時金でございます。150万円の減額でございます。18節負担金・補助及び交付金で、出産育児一時金の3件分、150万円を減額しております。

次のページ、タブレットページで208ページをご覧ください。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分と、次の3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、次の3款3項1目介護納付金分につきましては、特別調整交付金の減による財源組替でございませう。

5款2項2目保健事業費でございます。61万6,000円の減額でございます。こちらは12節の委託料でございます。若年者健診委託料のほうは、事業のほうが確定いたしましたので、61万6,000円の減額でございます。

次に、タブレットページの205ページをご覧ください。

歳入のほうの御説明をいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。補正額870万円の増額でございます。

す。内訳といたしましては、1節の医療費給付費分の現年課税分といたしまして700万円の増、2節の後期高齢者支援金分現年課税分といたしまして200万円の増、3節の介護納付金分現年課税分といたしまして100万円の増でございます。4節の医療給付費分滞納繰越分といたしまして100万円の減額、5節の後期高齢者支援金分滞納繰越分といたしまして30万円の減額としております。

次に、4款1項1目保険給付費等交付金でございます。158万円の減です。これは、特別調整交付金分といたしまして158万円を減額しております。これが先ほど歳出のほうで申しました財源組替えの分でございます。

次に、6款1項1目一般会計繰入金でございます。1,490万4,000円の減でございます。

まず、2節の職員給与費等繰入金でございます。73万3,000円の減。出産育児一時金等繰入金でございます。これは、先ほど歳出のほうで150万円減額いたしましたので、その3分の2、100万円の繰入金の減でございます。

財政安定化支援事業繰入金でございます。こちらは、財政安定化支援事業繰入金のほうを317万1,000円減額しております。

7節のその他一般会計繰入金でございますが、先ほど1款1項1目のほうで税収のほう伸びておりましたので、その他一般会計繰入金のほうを1,000万円減額しておるところでございます。

次のページ、タブレットページ206ページをご覧ください。

7款1項1目繰越金でございます。217万9,000円の増でございます。こちらは、1節の前年度繰越金といたしまして、217万9,000円を増額しておるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第22、議案第19号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 直也） 日程第22、議案第19号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは、議案第19号の御説明をさせていただきます。

タブレットページ209ページをお開きください。

議案第19号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度大刀洗町の後期高齢者医療保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,313万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,142万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、予算に関する説明書の4ページ、タブレットページで217ページをお開きください。

歳出のほうから御説明させていただきます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補正額2,313万1,000円。こちらは18節の負担金・補助及び交付金で、2,313万1,000円を増額するものでございます。こちらは、広域連合への納付金の額が確定したため、増額するものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

1ページ戻っていただきまして、タブレットページ216ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料でございます。補正額282万6,000円の減額でございます。これは、現年分の特別徴収に係る保険料の減額でございます。282万6,000円の減でございます。

次に、1款1項2目普通徴収の保険料でございます。こちらにつきましては、1,659万円の増額でございます。

まず、1節の現年分といたしまして、1,516万1,000円の増でございます。2節の滞納繰越分といたしまして、142万9,000円の増でございます。

こちら現年分のほうが1,516万1,000円増加しておりますけれども、これは、団塊の世代の方が後期高齢者のほうに移行いたしまして、移行した当初は、年金からの特徴ではなく、普通徴収となります。普通徴収の期間が大体半年ないし8か月ぐらい普通徴収の期間がございますので、そちらの普通徴収に係る方の数が多かったというのが原因だというふうに分析しております。

5款1項1目繰越金でございます。補正額932万5,000円。1節の繰越金といたしまして、前年度繰越金を932万5,000円増額しております。

6款1項1目延滞金でございます。補正額4万2,000円でございます。これは、滞納繰越分に係る延滞金といたしまして、1節の延滞金4万2,000円を増額しておるところでございます。

ます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第23. 議案第20号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 直也） 日程第23、議案第20号令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 建設課の黒岩です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第20号について説明をさせていただきます。

タブレットページ218ページをお願いいたします。

議案第20号令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、令和7年度大刀洗町の下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。第2条、令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

金額等につきましては、既決予定、補正予定、計の順で読み上げいたします。

（1）年間有収水量、145万816立米、3万3,263立米の減、141万7,553立米。

（2）主要な建設改良事業、①下水道施設整備事業、9,264万9,000円、3,298万6,000円の減、5,966万3,000円。②流域下水道建設負担金、2,977万4,000円、2,027万3,000円の減、950万1,000円。

収益的収入及び支出の補正。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入。第1款下水道事業収益、6億4,834万3,000円、199万6,000円の増、6万5,033万9,000円。

第1項営業収益、2億6,727万7,000円、322万4,000円の増、2億7,050万1,000円。

第2項営業外収益、3億8,106万4,000円、122万6,000円の減、3億

7,983万8,000円。第3項特別利益、2,000円、2,000円の減、計ゼロ円です。

次ページをお願いいたします。

支出。第2款下水道事業費用、6億6,404万8,000円、1,662万6,000円の減、6億4,742万2,000円。

第1項営業費用、6億252万8,000円、1,662万6,000円の減、5億8,590万2,000円。

資本的収入及び支出の補正。第4条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億2,239万8,000円」を「1億4,007万2,000円」及び当年度利益剰余金処分量「209万9,000円」を「1,977万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入。第3款資本的収入、3億4,846万5,000円、7,093万3,000円の減、2億7,753万2,000円。

第1項企業債、4,130万円、1,980万円の減、2,150万円。

第2項出資金、ゼロ円、1億5,801万6,000円の増、1億5,801万6,000円。

第3項補助金、2億2,616万9,000円、2億1,373万9,000円の減、1,243万円。

第4項負担金、8,089万2,000円、389万4,000円の増、8,478万6,000円。

第5項分担金、10万4,000円、69万6,000円の増、80万円。

支出。第4款資本的支出、4億7,086万3,000円、5,325万9,000円の減、4億1,760万4,000円。

第1項建設改良費、1億3,655万3,000円、5,325万9,000円の減、8,329万4,000円。

次ページをお願いいたします。

企業債の補正。第5条、予算第5条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

変更でございます。起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額の順で読み上げさせていただきます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、下水道事業債、流域下水道、2,900万円を910万円。

続きまして、下水道事業債、公共下水道事業、1,230万円を1,240万円。合計4,130万円を2,150万円と変更しております。

次のページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

(1) 職員給与費、2,847万円、381万2,000円の減、2,465万8,000円。

他会計からの補助金。第7条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「2億4,058万5,000円」を「2,553万1,000円」に改める。

利益剰余金の処分。第8条、予算第10条に定めた当年度利益剰余金の処分金額「209万9,000円」を「1,977万3,000円」に改める。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

主な修正は、下水道の使用料や受益者負担金など、年度内実績に伴う調整、資本的収入側の一般会計繰入金受入れ、科目の一つである他会計補助金の分を他会計出資金に切り替え、県工事などは進捗に合わせた事業で実施できないものの減額等でございます。

それでは、紙ベースで7ページ、タブレットで229ページをお願いいたします。

下水道事業会計補正予算の事項別明細書でございます。

1、収益的収入及び支出の収入。

1款下水道事業、収益として、補正予定額199万6,000円の増。主なものといたしまして、1款1項1目下水道使用料322万円の増。年度内実施に合わせ再計算したものでございます。

続きまして、1款2項2目の他会計補助金122万5,000円の減。この分は、今回の補正に伴い、一般会計繰入金が減額となっております。なお、一般会計繰入金は、3款の資本的収入でも計上されているところでございます。

次ページをお願いします。

支出です。

2款下水道事業費用として、補正予定額1,662万6,000円の減。主なものといたしまして、2款1項1目の管渠費146万7,000円の減は、停電対応の委託費を減額したものでございます。

続きまして、2款1項4目総係費862万4,000円の減は、人件費の調整に伴う減額。不納欠損に対する貸倒引当金の調整に伴う貸倒引当金繰入額の減額でございます。

次ページをお願いいたします。

2款1項5目流域下水道維持管理負担金652万3,000円の減は、年度内実績に合わせ再計算したものでございます。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入の部でございます。

3款資本的収入、補正予算額7,093万3,000円の減。主なものといたしまして、3款1項1目建設改良企業債1,980万円の減は、流域下水道事業の建設負担金及び補助事業の事業費確定に伴うものでございます。

続きまして、3款2項1目他会計出資金1億5,801万6,000円の増は、会計支援を行う税理士の指導により、次の項目の他会計補助金から、こちらの支出金に一般会計繰入金を全部計上するものでございます。

続きまして、3款3項3目他会計補助金2億1,382万9,000円の減は、資本的支出の減額及び全額出資金へ切り替えたものでございます。

続きまして、3款4項2目受益者負担金389万4,000円の増は、実績に合わせ増額したものでございます。

続きまして、3款5項1目受益者負担金69万6,000円の増も、実績に合わせ増額したものでございます。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。

4款資本的支出、補正予定額5,325万9,000円の減。主なものといたしまして、4款1項1目管渠建設改良費3,298万6,000円の減は、合併浄化槽設置の減額、佐田川橋左岸側の朝倉市鳥栖朝倉線建設の工事に合わせた下水道管移設工事の減額、通報装置更新工事の額確定による減額でございます。

続きまして、4款1項3目流域下水道建設負担金2,027万3,000円の減は、大刀洗町の下水を流す流域下水道施設及び福童浄化センターの改修等に対する建設負担金の額確定による減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第24. 議案第21号 令和8年度大刀洗町一般会計予算について

日程第25. 議案第22号 令和8年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第26. 議案第23号 令和8年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第27. 議案第24号 令和8年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第28. 議案第25号 令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算について

○議長（高橋 直也） 日程第24、議案第21号令和8年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第28、議案第25号令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまで、以上5件につきましては関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案一括して、順次提案理由及び内容の説明を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） それでは、議案第21号令和8年度大刀洗町一般会計予算から、議案第25号令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算まで、議案書を朗読し、一括提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計の議案書の1枚目をお願いいたします。タブレットでは259ページでございます。

議案第21号令和8年度大刀洗町一般会計予算。

令和8年度大刀洗町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算です。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94億7,359万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、議案第22号でございます。

タブレット452ページでございます。紙ですと国民健康保険の1枚目でございます。

議案第22号令和8年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度大刀洗町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億9,799万3,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によ

る。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、議案第23号でございます。

タブレットは477ページでございます。紙の議案書の1枚目をお願いいたします。

議案第23号令和8年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算。

令和8年度大刀洗町の後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,241万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、議案第24号でございます。

タブレットは491ページです。紙の議案書の1枚目でございます。

議案第24号令和8年度大刀洗町土地取得特別会計予算。

令和8年度大刀洗町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ489万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、議案第25号でございます。

タブレットの500ページでございます。紙の議案書の1枚目をお願いいたします。

議案第25号令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算。

総則。第1条、令和8年度大刀洗町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、年間有収水量147万163立米。第2号、主要な建設改良事業、①下水道施設整備事業5,727万5,000円。②流域下水道建設負担金2,739万6,000円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入から支出の順に御説明いたします。

第1款下水道事業収益6億4,866万5,000円。第1項営業収益2億7,155万8,000円。第2項営業外収益3億7,710万6,000円。第3項特別利益。

支出です。

第2款下水道事業費用6億6,922万3,000円。第1項営業費用6億855万9,000円。第2項営業外費用5,996万4,000円。第3項特別損失60万円。第4項予備費10万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億977万3,300円は、当年度分損益勘定留保資金1億973万3,000円で補填するものとする。）

こちら収入から支出の順に御説明いたします。

第3款資本的収入3億76万6,000円。第1項企業債2,650万円。第2項出資金1億9,613万9,000円。第4項負担金7,802万3,000円。第5項分担金10万4,000円。

支出です。

第4款資本的支出4億1,049万9,000円。第1項建設改良費8,767万1,000円。第2項借入金償還金3億2,282万8,000円。

次のページをお願いいたします。タブレットで501ページでございます。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業債（流域下水道）。限度額2,650万円。起債の方法、証書借入。利率、5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金または地方公共団体金融機構資金についてはその貸付条件による。その他の資金については貸付先と協議して定める。ただし、財政等の都合により、据置期間又は償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、

職員給与費 3,295万1,000円。

他会計からの補助金。第9条、下水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,523万3,000円である。

令和8年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） お諮りします。日程第24、議案第21号令和8年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第28、議案第25号令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、3月5日解散後、協議会室で開催します。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。長時間お疲れさまでした。

散会 午後5時53分

令和8年 第14回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和8年3月5日 (木曜日)

議事日程 (第2号)

令和8年3月5日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第14号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第2 議案第15号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- 日程第3 議案第17号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算 (第7号) について
- 日程第4 議案第18号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) について
- 日程第5 議案第19号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第6 議案第20号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算 (第3号) について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第14号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第2 議案第15号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- 日程第3 議案第17号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第4 議案第18号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第19号 令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第20号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について
-

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 竜博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	福岡 信義	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	渡邊 章子	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	西村 智道
建設課長	黒岩 雄二	住民課長	入江由香理
会計課長	案納 明枝		

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12人です。

また、町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和8年第14回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 議案第14号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

○議長（高橋 直也） 日程第1、議案第14号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第15号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について

○議長（高橋 直也） 日程第2、議案第15号久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 大学連携は期待できますが、新規の大学連携において、具体的にどのような事業が想定されていますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 具体的にどのような事業が想定されているかという御質問でございます。1日目の御質問の際にも御答弁申し上げたんですけれども、こちらについてはまだ具体的な連携事業というものについては上がってきておりませんで、詳細については、今後、久留米市とも協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 当町が独自に遠くの大学と連携していますが、その事業とどう整合性を考えているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 今現在、町のほうで大学との連携をした事業というものを進めてございます。今回の久留米市との連携につきましては、久留米市内にも当然大学がございまして、そうした地域にある大学との連携という点で、そういった連携ができないかというところを協議を進めてまいることになるかと思っております。

その中で、当然久留米市と連携をしながら進めていく大学連携事業、また、一方で町独自で大学と連携をしながら進めていく事業もあろうかというふうに考えております。その点につきましては、今後、久留米市と連携する事業の内容等も踏まえながら、いま一度町が大学と連携している事業についても、今後検討を進めていくべきものというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 2番目、古賀でございます。

ただいまの御説明では、何か、今後ということで中身が少しも見えんですけれども、大刀洗町にとって、本当にメリットがあるのかどうか、そこはどうお考えですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 具体的なメリットというところの御質問でございます。こちらについては、当然、久留米市という中核市と連携することによりまして広域的なメリットを生かせるものというふうに考えております。当然、大刀洗町には大学がございません。久留米市のほうには一方、大学等が複数ございますので、そういったところと何か協議を進めながら、事業に活用できるとか、大学と連携しながら進めていける事業を、単独の市町村でなく久留米市とも連携しながら、事業を検討していくことができるというのがまずスケールメリットとしてあろうかと

いうふうに存じます。

また、具体的な事業についてははっきり出てきておりませんので、メリットについては今の段階では御説明はできないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） まあ、説明といたしますか、まだメリットが何かも分からずに、お金だけは捻出せないかなというふうなことだろうと思うんですけども、結局久留米の広域圏といえますか、久留米市が人口がずっと減っていますよね。それに対して、何か分からないけど大刀洗町も幾らかお金を出してくれんかというぐらいにしか私は感じられんのですよ。

こういう議案内容の御説明がないまま、この何ていうんですか、議案だけを認めろというのは暴力的なやり方じゃないんですか。私はそういう感じも受け止めるんですけど、その辺いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 具体的な事業がないままに連携協約を変更することについてですけども、現在、この連携協約に基づきまして連携中枢都市圏ビジョンというものの新たな5年間、第3期に向けてのビジョンづくりというのも進んでございます。その中で、大学と連携する事業については具体的なものを検討していくということになりますので、繰り返しの答弁になって恐縮なんですけれども、今現在としては具体的なものというものはございません。

ただ、一方でこの連携協約を変更することにつきましては、連携広域中枢都市圏を形成します4市2町の中で議会の議決をいただくということもございまして、今回御提案をさせていただいているところでございます。

当然ながら、この連携中枢都市圏に係る具体的な事業につきましては、どのようなことをするかというのは中心市久留米市と大刀洗町とが協議を進めながら進めていくものでございます。当然、町にメリットがないという事業については、具体的には進んでいかない部分もございまして、メリットがあるような事業につきましては幾らかでも町のほうが負担をしながら事業を進めていくことになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。まだよく分からないということですね、進め方等々につきましては。

最後に町長にお尋ねします。この考え方についてどうお考えか、御説明をお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

まず、久留米広域連携中枢都市圏というのは、久留米市が中核都市として久留米圏域の市町村を引っ張っていく、連携しながら圏域全体を盛り上げていくというようなものでございまして、その中で、これは久留米市と大刀洗町だけではなくて、それぞれの連携都市圏の中の久留米市とうきは市だったり、久留米市と小郡市だったり、久留米市と大川市だったり、久留米市と大木町だったり、それぞれ一緒になって取り組んでいけるところは一緒になって取り組んでいきましょうということで、広域でやっているところでございます。

また、この広域連携中枢都市圏で取り組むことによって、国の方から交付税措置などがございまして、そういうのを活用しながら、圏域全体が一緒になって盛り上がる事業というのをこれまでも取り組んできたところでございますし、今後とも取り組んでいくこととしてございます。

また、その中で今回協約の見直しということで出てきております。

ただ、議員御指摘のとおり、じゃこの見直しについて、今後具体的に何をするのか、そこが分からないと賛成しようがないじゃないかという御質問かと思えますけれども、これは前回というか、変更のときにも同様の御質問がほかの議員だったと思えますけれどもあったかと思えますけれども、まずこういう方向でやっていくんだということで、また具体的な事業については、またこの中枢都市圏の中でいろいろ部会等もございまして、協議をしながら、今後どういう具体的な事務事業について進めていくかというのがまとまったところで、また議会の方には御説明を何らかの形でさせていただければと思います。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにございせんか。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 私は、地元の大学と連携していくほうが町の課題解決に対しても有利性があると思います。中学校までしかない本町が、近隣の大学と連携できるということは、地域活性化にもつながるのではないかと考えます。

最後に確認なんですけれども、この協定を機に、当町独自の大学連携を地元大学との連携に見直していくという考えであるということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

これは先ほども申しましたとおり、久留米中枢都市圏として、都市圏として一緒になって進めていく事業でございまして、大刀洗町が単独で、例えば久留米大学とどうこうするというふうなことではなくて、連携中枢都市圏全体として一緒に取り組んでいく事業をこれから計画していくということでございます。

大刀洗町として、個々の、それぞれの大学と、町と大学等で、どこと連携すべきかというのは、そこはいろんな考え方があろうと思えますけれども、近隣の大学も含めて今後とも連携してやっ

ていきたいと思っておりますし、現在も大学の連携で大刀洗町は複数の大学と連携して事業をやっております。

こども課のほうで言えば東京大学であるとか、ほかのとも、慶応もありますけれども、福岡大学であるとか、太宰府にある日本経済大学とか、これまでもいろんなところと、福祉の面で言うと千葉大学であったり、いろんな面、複数の大学と連携をして、それぞれその所掌する事務事業にふさわしい大学のほうと連携しながら、いろんな各種事業を進めてきたところでございますので、今後ともそういうことで、もちろん地元の大学含めて、連携しながらやっていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 似たような広域連携ということで、以前、たしか東京の新橋にアンテナショップを置いたけれども、十分な効果が出ずに、前の市長が中止させたということがありました。やってみて効果がないというのであれば、思い切って中止をする、撤退をするというのはいいことなんですが、それに対しては当然公金が支出をされているわけですから、なぜ撤退に至ったのか、効果が十分でなかったのかという反省はしっかりしないといけないと思います。

併せて、こういう広域でやることについては、やっぱり監視の目が行き届かなくなることから、我々はより慎重に、この議案は審議しないといけないんだろうと思います。

町長からこれ提案されているから、当然この議案を提案するに当たっては、じゃ、これを具体的にどういう連携を目指していくのか。それは議会に私も説明しないといけないから、一定の青写真は必要ではないかというようなお話は、町長の方ではなさったんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） すみません。質問をもう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これを提案するに当たって、対象の自治体に対して大刀洗町の町長は、こういう提案をするのであれば一定どういう計画をやるものか、せめて議会に一定説明できるような、今後の直近の計画などが必要ではないか。これの協定を実施したことについてどういうものを目指していくのかという一定の、先ほど別の議員からお話しした、そういう事業計画のようなものの提案というか、そういうものの必要性については協議はなさってないんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複するところがあって恐縮でございますけれども、今回、連携協約の変更を行って、これに基づいて今後、関係市町で具体的などいうところに取り組んでいくかというのを協議をして、決定して実施をしていくこととなります。

ですので、具体的にどういうふうな事業に今後取り組んでいくかというのは、その具体例が分かった段階で、議会のほうにも御説明をさせていただければと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ということは、必要に迫られて、ビジョンがあつてこういうものを作っていくんじゃないで、取りあえず、まず形を作っておいて、それに当てはまるものを考えていこうという逆の発想になるんでしょうか、補助金もあるからということで、そうするとちょっと本末転倒な話になるんじゃないでしょうか。こういう必要に迫られてこういう事業が行われるというのならまだ分かるんですけども、まず補助金があるから、こういう箱を作っておいて後から考えると、またぞろ当町のいろんな事業を見ていると思うんですけども、それが本当に必要な事業なのかどうかということは、我々議会も少し首をかしげざるを得ません。

例えば、町長、大刀洗町長として、こういう必然、必要性があるとかということで、大刀洗町の方から要求したとかそういうことではないんですかね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

この事業、中枢都市圏の事業については、基本的に中心市である久留米市のほうで、この圏域をどういうふうに盛り上げていくかということを検討いただいて、久留米市の中心市としての考え方に基づいて、そのほかの市町が一緒になって取り組んでいくという事業でございまして、まずは久留米市の方から基本的な考え方の御提案をいただいて、その中で協議をしながら進めていくことになるものでございます。

今回の協約の変更についても、中心市である久留米市が今後こういう変更をした上で取り組んでいきたいということで、関係市町のほうに連絡があり、関係市町としても、中心市の久留米市がそういうふうな意向でやっていくんだったら今後一緒にやってみようということで、今回の協約の変更について御審議をいただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） それでは、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号久留米市と久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 8名〕

○議長（高橋 直也） ありがとうございます。起立が8名です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第17号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（高橋 直也） 日程第3、議案第17号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 一般会計ですよ。初日に一定質疑がありました。その中の町長等の答弁に極めて看過できない。議会としても議員としても看過できない重大な発言が連続して行われていたことを指摘したいと思います。

まず、1つはデータで言うと169ページ、20款3項1目ですか。すみません、そっちじゃなくて申し訳ありません。エダマメじゃなくて、地域ブランド推進のほうです。データで言うと174ページになりますか。中ほど委託料に地域ブランド推進委託料、全額減額というものがございまして、この中で、様々な御答弁がありました。御趣旨としては、百条調査によって事業が停滞しているとか、マンパワーが足りないとか様々、それによって最も優先順位の低い、このブランド推進委託を実施しないこととしたとも、いろんなことの御発言がありました。これについては、町長は訂正も撤回も、また議会に対する謝罪も今なさいませんか。そこをまず御確認させていただきたい。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

地域ブランド推進事業の中で、一部の事業が執行できていない旨の答弁はいたしてございます。そこは、担当課の執行体制上の問題もあり、なかなか従前のとおり事業を進めていくのは難しいのではないかということで、それぞれの担当課の中の優先順位をつけたというので、また進める事業を絞ったということでございます。

ただ、この優先事業が一番低いから執行しなかったということではございませんので、議員はそう話をされていますけどそういうことではなくて、これまでの議会からの御指摘も踏まえて、今後の地域ブランド推進事業の進め方について、一旦やはり立ち止まって、今後の進め方について、担当課の中でも1回整理して考えてみるべきではないかということもあり、来年度以降の進め方も含めて検討の指示を出したところでございます。

体制上の厳しい点というのは、これについてはもう事実でございますので、それについて訂正なりということは考えてございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 行政事業の実施や終了の判断というのは、事業評価に基づいて行われるべきものと考えますが、議会の調査が理由で行政事業は停止するという説明というのは、行政として適切なものでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員、今何て言われましたか。議会の調査でやめたということではなくて、議会の調査への対応等もあり、そちらの方にマンパワーを取られるというか、することもあり、いろいろ体調を崩した職員もあり、当初予定していた形での執行が難しいというふうに判断をして、この事業については執行ができなかったということでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 地域ブランド推進を担当しているのは地域振興課だと思うんです。百条委員会の調査の対象になっているのも地域振興課のかてて事業であります。にもかかわらず、かてて事業は慢然と継続されています。なぜ海外PR事業が止まって、調査対象であるかてて事業が継続されているのでしょうか。これこそがまさにマンパワーとか、事業優先順位に関わるものだと思うんですけれども、その理由が全く分かりません。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

かてて事業については、今年度、地域経済活性化協議会ということで、体制等を見直して実施をしているところでございます。

また、これについては、出品者の方の生きがいづくりであったりとか、いろんな福祉的要素も含めてございますので、そこは見直しを行いながら実施をしてきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 実際には、町長、副町長、担当課長全てが、知らない、知らない。全部現場がやったということになっているでしょう。でも、現場は継続していますよね。全く矛盾するんじゃないでしょうか。現場の責任であるなら、まず一旦事業を止めて精査すべきじゃないかと思うんです。

他の事業の入札は今年度も実施されておりますが、他の入札ができているのになぜこの事業だけ入札ができなかったのでしょうか。地域ブランド推進。マンパワー不足で入札できないんだったら、なぜ他の事業が実施されているのでしょうか。

つまり、どこまでできたんですか、この事業は。どこで、誰が、どの時点まで——私はこの事業は中止すべきだと前から申し上げておりました。ですから、新年度予算においてこの事業を廃止することは大いに賛成いたします。しかし、今回の現象は、7年度は議会はこれを認めておるんです。ですから、当然議会在が認めた議決に従ってこの地域ブランド推進委託は実施しなくてはいけない。にもかかわらず、最終補正になってこの事業を実施しなかったとって全額を減額する。積極的に説明しようとしめない。大変な問題だろうと思います。

ですから、初日にもお尋ねしたんですが、そこにおいては以前から指摘もあったという指摘はあったが、これを以前から指摘もあったので今回減額したというのは理由になりません。新年度において落とすんだったら分かります。今年度可決しておきながら、最終補正で落とした原因を聞いておるんです。どこまでこの事業は進んで、どの時点において、誰がこの中止、全額減額というのを決断したんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

これまでの議会からの御指摘、あるいは予算委員会等の御指摘や、今年度に入ってから担当課の執行体制を踏まえて、現行の体制でこの事業を実施していくのは困難ではないかということをお私判断して、執行はしないということにいたしました。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 御質問にお答えいただきたい。どこまでこの事業が進んでいて、どの時点まで事業が進んでいて、何月の時点で、誰がその執行を中止する決断をしたのか。そこをお尋ねしたい。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 議員の御質問にお答えいたします。

年度当初、予算が通りましてから、年度当初にプロポーザルを行って事業を進める予定でございました。そのプロポーザルの内容としましては、今まで行っていたコーディネートだったり、情報発信、そしてイベントの開催等の委託内容ということで三本立てにしてプロポーザルを行う予定でございました。

1月からの10日の時間外勤務で申しますと、課員が2名おりますけれども、2名がはや30時間を超える時間外を行いました月が大体6か月ほどございまして、非常に業務が圧迫しているところでもございました。重ねて、年度途中から産休でございまして不調に入りましたりする職員がございまして、課の中に、課は係が2つございまして、お互いの係がお互いの業務を補い合いながら1年間過ごしてきまして、それでただこのプロモーション事業のほうは推進しなければならないということで予算も立てていただいておりますので、誠心誠意頑

張ってきましたが、プロポーザル等を行う前に協議等いたしまして、今年度は地域ブランド推進事業について本当にこれでよかったのかという振り返りの調査や、アンケート調査等を実施させていただくところで、係としても協議をしまして進めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、いつ中止の判断したんですか。いつ頃。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

明確な時期というのがちょっと今分からないんですけども、恐らく昨年の秋以降ではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 議会が議決した事業を一切中止するという重大な事態にもかかわらず、いつ誰が中止したかも説明できないというのが今の中山町政ですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど来お答えしておりますとおり、担当課のほうと協議をして、何月かというのは今明確に言えませんけれども、秋ぐらいに、私が、今回執行は見送るということを判断したところがございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おとといの補正予算の上程、理由説明においても、他の不用額の減額とひとからげにして、えだまめ収穫祭の全額減額、それからこのブランド推進は全く説明しなかったですよ。どこまで不誠実な態度なんですか。猛省を促す。

だから、ということは、今回の減額の本質は、百条の影響とかそういう事業の型じゃなくて、事業の必要性、効果、委託管理そのものに根本的な問題があり、継続ができなかったということではないですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

事業の必要性も含めて、再度立ち止まって検証をするということはそのとおりでございますけれども、当初予算に計上していて執行できなかったというのは、やはり組織体制上の執行体制の確保が難しいということを判断した結果、今年度執行を見送ったところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほど、担当課長から忙しい、残業が多いというお話がありました。

その原因は何かということですよ。百条が法に基づいて調査をやって、事業量が増えたのであれば、当然適切な人事配置をするべきではないですか。全て町長の責任だと思います。

それからもう一つは、百条委員会の証言の中で、令和6年度のかてての出入金伝票で数百枚にわたる印鑑や日付のない伝票がございました。この伝票は誰がいつつくったのかと聞いたら、百条から提出を求められたので、その後に勤務時間中に数百枚を作成しましたという証言がありました。そのとおりですね。そのような証言がありました。誰が指示したのですか。その百条に対して、後から数百枚もの書類をつくって、印鑑もない伝票を出せと指示したのは誰ですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

百条委員会のほうから資料要求がございまして、ただその部分についてパソコン上のデータしかなかったもので、それだけ出しても百条のほうに分かりづらいというか、分からないのではないかとということで、その部分をプリントアウトして出力したやつを提出したというふうに報告を受けてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 我々は、ある書類を出せと言っているのに、百条は、ないものをつくって出せということは言っておりません。しかも印鑑もない。日付もない。その伝票が一体我々に出されて一体何をさせようというのでしょうか。それを勤務時間中に行って残業が発生している。これも町長の管理責任ではないんですか。

全く百条のせいにする理由はないと思います。本当に残念な行政運営だろうと思います。

それから、先ほどおっしゃっていた、プロポーザルを予定していたけどおっしゃっているんですけど、昨年までのブランド推進委託契約は、決算委員会でも明らかになったように工事請負契約書のような立てつけになっています。管理技術者を置く、それから校区立ち合いの下、完成品の検査を行う。それから工程表を作成する。何一つ契約に、その点については全く契約に基づく履行ができていないと。令和6年度まで。そのとおりですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員から御指摘があったことはもっともなんですけども、なかなかこれまで各課において委託契約の契約書を、その委託契約の内容に応じてそれに合った契約書を作るべきものではございますが、なかなかそこまで手が回ってなかった部分がございまして、これまで委託契約においても工事請負契約の契約書を準用して使用してきたものでございまして、それを今回、議員のほうから御指摘を受けたというふうに認識してございます。

これは、この事業だけではなくてほかにも委託契約について、工事請負契約に準じた形の契約

書を作ってきた面があったのではないかと考えてございますので、その点は反省して、今後の委託契約の契約書について改善をしてまいりたいと考えてございます。

なかなかすぐに全部できるかという問題もあるんですけども、そこはそのように指導をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 例えば、法定の事務ですね。法定の事務であればもう事業を止めることはできないけれども、その何とかっていうことはあるんだけど、法定外業務、法定の必要のない業務において、かてても含めて、制度改正当初からそのような制度設計の基本ができていないということが散見されるではないですか。全部、かてても含めて、やはり町長の責任者の判断としてはそういう法定外で止められる業務、重大な疑義の生じている業務を直ちに中止して、数か月をかけて精査して、一旦、法定の問題が改善されたという説明を持って再開するのが当然のことではないでしょうか。それが全くなされていないというのがもう共通している問題の根底にあると思います。

例えば、結局のところ、工事請負契約書に準じたもので長年委託はされていて、現場管理者とかもいないまま、つまり双方の契約が履行されなかった、履行されないまま委託料を支払われていたという事実があります。工事現場監督者も置かない、工程表も作らない、完成品の検査もなっていないということが長年続いてきたのではないですか。そうであれば、契約の債務不履行ということで、これまでの事業を全て精査し、必要であれば委託先に対して委託料の返還を求めることが必要と思いますが、これ以前の、6年度以前のことについて、この7年度の中止の反省を踏まえ、当然法的などうか、金銭的な整理が必要と思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、委託の契約書について、先ほども答弁しましたとおり、委託契約に応じた個々の契約書を策定すべきところではございましたが、これまで工事請負契約書の様式、契約書に準じて、その契約書の様式を準じて使用してきたところではございまして、本来であれば委託契約に必要な条項も工事契約には求められるけれども、委託契約には必要のない条項まで含めて契約書として定められていた契約書になっていたということだと思っております。

ただ、議員から御指摘があった観点については、そこは町のほうと契約相手方と工事契約書に書かれているそういう部分について、必要があるのかないのか。そこは提出を求めているものについては求める必要はないというふうな認識の基に、これまで業務を遂行してきたものと考えてございます。ですので、契約書で書かれている工事契約に必要な部分で委託契約に必要な部分でないような部分を提出されていないから、そのことをもって相手方に対して契約不履行だとかいうこ

とで金銭の返還を求めるといふようなことは考えてはございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 不要だろうが不要じゃなかろうが、その契約書に基づいて400万円を委託しているわけだから、ちゃんと契約書どおりやらないと駄目ですよ、あなた方も。

だから、契約書に基づくことが委託料の支出なんだから、契約書どおりに業務が履行されていないと払っちゃいけないですよ。払っちゃいけません。だから返還を求めないといけない。

それから、そういう不要なものを契約書にうたって履行していないとしたら、こちら側の責任問題もなります。町長の責任になると思います。何でこんな契約書で発注して、この契約書に基づいて四百数十万円払って、一部が履行されていないのか、大変な問題です。だから、年度末で落しました。来年はやりませんで済む話じゃないんです、これは。数年にわたって時効の及ぶところまできちんと再調査して、我々の公金がこの契約書に支出されているわけですから、その公金を、何度も言いますけど、公金全体の問題だと思えます。公金がこの町において適切に管理されていないという問題だと思えます。この問題も重大な問題として検証すべきだと思います。

それから、これもやっぱり委託なのか、直接販売なのかという、非常な問題が生じていますよね。香港において、委託事業でありながら、職員が委託業者を指定する場所で販売員として出張して、何か販売しているんじゃないですか。現地で職員が行っていた業務というのは具体的に何なんですか。町長も含めてですよ。それが委託仕様書に位置づけられていた業務なんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。もう一回聞きましょうか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 過去の一般質問で、町長の答弁では、委託料の内容として、現地販売場所代などと答弁しました。しかし、委託業者が県の現地事務所を通じて紹介を受けた場所が多く、福岡県に確認したところ、場所代は取っていないという回答でした。こうなると、町長の答弁と事実が矛盾するんじゃないでしょうか。

かつ、委託事業でありながら、町の職員がこの委託業者を指定する場所で販売員として出張しているんじゃないですか。これは委託なのか、それとも職員による直接実施なのか、どっちなんじゃないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

香港での事業のことについてお尋ねかと思いますが、香港での事業については、いろいろ県人会なり香港事務所と一緒にあって、議員が言われるように、場所代が要らないような事業もあれば、香港の日本食レストランであるとか、今であれば大刀洗の応援店舗になっているような各店舗において、いろんな町の特産品をPRするような事業を実施してきたところでござい

す。その中で、いろいろ町から持参した、例えば野菜であったりとか、その部分を、店舗とか、飲食店のほうで料理として供していただいたりとか、お土産として持って帰っていただいたりとか、あるいはその分を買いたいという方もいらっしゃったので、そういう、そこで委託業者のほうで野菜も含めて販売したようなケースもございます。その際、町の職員も町の野菜をPRするというので、その場でお手伝いをしてきたところでございますし、いろいろ、お酒であったりとか、野菜であったりとか、いろいろなものについて、現地でそこに集まっている方に説明をしたりとか、そういうPR活動をしてきたところでございます。

現地の香港の方も当然おられますけれども、かなり香港駐在の日本人の方とかが、すごくごひいきにしてくれるというか、集まって、いろいろ情報交換等させていただきながら、そういう関係の中からまた次の日本での事業につながったりとか、そういうのもございますので、あくまでも地域ブランド推進事業としては、大刀洗町のPRをするという観点で事業を実施してきておりますし、そのままのトータルのコーディネートを業務として委託をし、また香港においても多言語による情報発信等に取り組んでいただいたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いずれにしても、まずちょっとこの地域ブランド推進について申し上げますが、主に地域ブランド推進、それからえだまめ収穫祭、それから現在問題になっているかてて、それから校区センターの管理運営、いずれにしても地域振興課が管理している法定外の事業、法定の事業じゃない、法定外の事業が当初の制度設計も全くできておらず、それが十数年も漫然と続けられ、公金の管理もできず、業務委託一つとっても直営か、委託か、その業務分担、さらにはその効果も明らかでないということが、もう複数の事業にわたって明らかになってきましたよね。

そうしますと、町長がやるべきことは、百条が調査したからマンパワーが足りないとか、残業が生じているとか、必要のない書類をつくって残業が生じているとか、そういうことではなくて、この事実を真摯に受け止めて、問題が指摘されている一切の事業を不要不急であれば中止するなどして、正常化のためにマンパワーを使う。そして全ての正常化を確認した時点で、本当に緊急必要な事業に限って、議会説明して事業を再開させる。こういう対策がどう考えても必要だと思いますが、まだそういうことをまとめて着手するというお考えは全くないですかね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まずは議員のほうから御指摘があった、例えばえだまめ収穫祭であるとか、校区センターの事業であるとか、全く効果がなかったというふうには考えてございません。えだまめ収穫祭で言えば、去年は9,000人を超える来場者の方に来ていただき、効果はあっているものだと考えて

ございます。なので、そこは継続しながら、議員から御指摘があったような点について改善すべきところは、そこは真摯に反省しながら改善を繰り返してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） とにかく公金を扱うことである、そして法律に基づいて事業を施行しないといけない地方自治公共団体がある以上、その根幹が全くできていないというのは、指摘を受けて、その都度、できるところは改善するという、そんな生ぬるいことですむ話じゃないです。直ちに必要な不要不急の事業の、それから疑惑が、疑問が指摘されている事業の中止、停止、そして正常化、議会に対する説明責任、責任者の相応の責任の所在。それから過去に遡ってのいわゆる法的な効果、それから支出の効果、不当な支出がなかったか、返還が必要ではないかということが求められていると思います。まず業務委託、地域ブランド推進の質問についてはひとつ終わります。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 議席番号10番、白根です。昨日も質問いたしました、PDFの169ページ、紙で8ページの歳入の雑入の物産品販売収入で、マイナス410万円の計上になっている件について質問いたします。

先日の答弁では、えだまめ収穫祭の売上げ分で、本年度から協議会になったのでというような趣旨の御発言だったかと思えます。予算を計上し、承認された7年度の予算書が間違いだったということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 白根議員の御質問にお答えいたします。

450万円の歳入の部分でございます。

えだまめ収穫祭のときの枝豆の購入費用とその売上げの部分でございまして、地域経済活性化協議会を立ち上げるに当たり、まだ予算継承の時点では十分に関係機関との協議等が整っておりませんでしたので、当初予算では計上させていただいておりますが、その後、全員協議会等で地域経済活性化協議会を立ち上げる説明をさせていただいたときに、こちらの予算のほうの執行は協議会のほうでさせていただきますという説明をさせていただいておったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。

白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） それでは7年後、どのようなシステムで町は枝豆を購入し販売を

行っていたのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 枝豆の購入等についてでございますが、J Aみいさんと連携しておりますので、枝豆のほうをJ Aみいさんと連携して、協議会のほうで販売をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） そうなりますと、町で主催しているえだまめ収穫祭に、協議会が独占出店しているという形になるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

まず議員の質問の趣旨とはちょっと違うかもしれないんですけども、当初予算で町のほうで歳入歳出を計上していたのは落としたということなんですけれども、当初予算で計上して町のほうで購入して販売するというので考えておったんですけども、近年のえだまめ収穫祭の状況を見てまいりますと、枝豆を、購入を求められる方がかなり増えてまいりました。それから当日の天候にも人数が増えたり減ったりするんですけども、農協さんなり、あるいは枝豆の出品者と話す中で、やっぱり買いたいと思って来たのに買えなかったってすごい残念だというふうな来場者の声とかが多くございまして、一般会計の中の予算であると、当日、来場者の方が多くて、販売したい、まだ供給側が供給できるといっても予算の範囲内でしか枝豆を販売できませんので、要は、当日の販売の状況で、追加で仕入れて販売をするということ考えた場合、この一般会計の中で購入するよりは、地域活性化経済協議会のほうで購入して販売したほうが、来場者のニーズに合わせた販売ができるということで、今年度、やり方を協議の上、変更をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 歳出のほうでも、えだまめ収穫祭の消耗費だったり、イベントの委託料だったり、町が支出している町のお祭りということですよ。そこで枝豆の販売を、委託を協議会にしているということよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

委託ではなくて、町が開催したえだまめ収穫祭の中で、その一つの枝豆の販売とかの部分、地域活性化協議会のほうに担っていただいているということでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） すみません、確認ですけれども、枝豆販売全てを協議会に担って

いただいているということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） えだまめ収穫祭の件についての御質問にお答えさせていただきます。

えだまめ収穫祭はもちろん、町内製品のPRと町内経済の活性化を目的とするイベントだというふうに解釈しております、会場にはいろいろなブースが立っております。そのブース全部、広く公募して出店していただいているものでございます。その中の一つに、枝豆というものは、活性化協議会のほうでJAのほうと協議して、どういった販売方法にするかなどというのは、協議会のほうで、商工会とJAと役場の担当、農政課とうちの地域振興課等で協議して、出店の内容を決めているところでございます。トウモロコシはJAのほうが単独で販売しておるものでございますが、そのほかにも会場の中、外で露店で枝豆の生産者さんが別に販売なさったり、またはトウモロコシの生産者の方が御自身の分だけを販売なさったりという事例がございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） そうしますと、協議会のほうで枝豆の収益は上がっているということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 現在、最終的な年度の集計をしておりますので、そちらが終わり次第、また報告させていただきたいと思っておりますが、仕入れと販売が同額ではございませんので、若干の売上げは上がっているものかと思われま。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 正確な数字はなくていいのですが、大体どのくらいの売上げが上がっていると見込まれていますか。集計はもう終わられているとは思いますが。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 現在、当日の売上げ販売数等はこちらに手元にはございませんので、後ほどよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） この会中にお答えしていただくことは可能でしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 現在、もちろん年度集計、先ほど来申し上げておりますように年度集計の年でございますので、途中経過というところでもよろしいかとこのところでございますが、大体概算でお答えさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 協議会の年度集計ではなくて、えだまめ収穫祭での売上げの分だけで結構でございます。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩を挟みます。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 白根議員御質問のえだまめ収穫祭時の枝豆販売の詳細についてお答えいたします。

仕入れました枝豆の袋数が1万1,197袋で、仕入金額が403万920円、販売金額が410万5,560円で、7万4,640円が協議会のほうに入っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 支出のほうでも、消耗品費収穫祭45万円とか、イベント委託料9万6,000円、えだマネークーポン補助金が28万円とマイナスになっています。これは、全て協議会が持ったということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 予算書にあります未執行分の、えだマネークーポンの28万円の分と、もう一つはどの金額ですかね。

○議員（10番 白根 美穂） イベント委託料と消耗品費の仕入れだと。収穫祭と書いてあるところが全部マイナスになっています。

○地域振興課長（村田 まみ） イベント委託料のほうは、収穫祭と書いてあるところの未執行分というところでございますかね。

まず、消耗品費の450万円については、今申し上げましたとおりでございます。イベント委託料の9万5,000円の分に関しましては、未執行分の9万5,000円というふうに、もともとは歌を歌いに来られたりとか、そういった有料の方が来られる場合の委託料で組んでおりましたが、予算がかかりませんでしたので、マイナスをさせていただいております。PR動画につきましても、今回は無償で動画制作することができましたので、未執行となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） そうしますと、今説明していただいた分は、町の予算の一般会計の中からということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 白根議員の御質問にお答えいたします。

白根議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） そうしますと、やはり町が行っているえだまめ祭りという行事に協議会さんが枝豆を全て売っているということでしたので、そうすると協議会が単独というか、協議会さんだけが枝豆を売ることができる祭りになるんじゃないですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えいたします。

枝豆の生産者の皆さんに、各生産者の皆さんに、えだまめ収穫祭用の枝豆を出していただいけませんかということで、全てお声がけをして、出していただいた方の枝豆を協議会のほうで購入して販売しているものでございます。

本来であれば、枝豆農家さんなり、あるいはJAさんなりがブースを設けて、そこで全て販売等も完結していただけるのが一番望ましいと思いますけれども、やはり個別の農家さん等が、そうやって対応するのは難しいということがございますので、協議会のほうで仕入れをして販売をしているというところでございます。

また、JAさんのほうにも、枝豆の保管等で冷蔵庫をお借りしたりとかで、御協力をいただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） そうしますと、協議会のほうには、先ほどの御答弁だと委託はしていないということですが、委託なしの契約で協議会さんのほうにしてもらっているということは、法的に問題はないということですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

えだまめ収穫祭というイベントを町がつくって、その中でいろんなブースなり出展者の方に出発していただいております。それで、枝豆販売のところを協議会のほうに出発していただいているという整理でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 関連して質問いたします。

まず、えだまめ収穫祭というのは誰が主催者ですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

町でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 多分、ほとんどの議員もそういう理解だと思います。事実もそうなんだと思います。であるからこそ、この7年度の当初予算においては、町が主催するえだまめ収穫祭の一番の重要な商品である枝豆を町の一般会計から仕入れて、その売上げは全て町の一般会計に戻されるという制度設計で、我々は当初予算を議決したんだと思いますが、その理解でいいですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

当初予算の段階では、恐らくそういうふうな御説明をしてきたんじゃないかなと思ってございます。

ただ、先ほども申しましたように、需要に応じた枝豆の販売を来場者のニーズに合わせてできるという観点で、協議会のほうでやったほうが、よりニーズに合った取組ができるのではないかとということで、これは恐らく5月なり6月なりの——4月か5月だったかな——の全協なりで、そういう旨も議会のほうにも御報告しながらやってきているものだというふうに認識をしております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これも、かてても絡んでいるんですけど、同じなんですよ。結局、直営の事業だから町の一般会計で仕入れて、その売上げは1円残らず一般会計に雑入として——雑入じゃない、いわゆる枝豆収入ですかね——として戻し入れなさいと。それだったら認めましょうというのが、議会の今回の7年度予算の立てつけだと思います。

ところが、この全額、減額と合わせて、全く違う制度設計になっていますよね。ある1団体が枝豆の仕入れから売上げまでを担当して、そこで利益が出るようになっています。当初予算の制度設計と全く違うんじゃないですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

協議会は議員も御承知のとおり、町とJAや商工会が入った形で、地域の経済を回していくんだということで、新たに今年度設立した協議会でございます。その中で、町が得意な分野とか、

あるいはJ Aさんが得意な分野がございますので、そういう得意な分野を合わせながら、えだまめ収穫祭に今年度取り組んだところでございます。

また、これは何度も言うようですけれども、一般会計で仕入れて一般会計ですということになると、当日足りなくなったから新たに仕入れるということができませんし、えだまめ収穫祭をよりスムーズに来場者のニーズに合った形とするには、協議会のほうで行ったほうが良いというふうな理解で変更をしているところでございます。

また、えだまめ収穫祭の中では、今年度はスイートコーンも枝豆と同じような形で販売をさせていただいておりますけれども、これについては、J Aさんのほうが販売等一括して引き受けられるということでございましたので、それについてはJ Aさんのほうが販売をされているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 理由はどうでもいいんですよ。そういう理由があつて制度を根本から覆すのであれば、そういう制度設計をしないとイケませんよねって法に基づいたと何度も申し上げます。

今回、こういう本来直営事業として1円の利益も出ないような制度設計をしているのに、ある団体に仕入れから売上げまで担わせて、その団体が町の主催するお祭りで利益が出るようになっている。当然、このために、さらに収穫祭の一番のメインである枝豆を仕入れも販売もさせるということになれば、当然、委託契約や指定管理等の法的な整備が必要になると思いますが、それはなさっていますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、えだまめ収穫祭において、協議会が枝豆を販売することについて、委託契約あるいは指定管理という話もありましたけれども、指定管理等については、そういう必要は全くないというふうに考えてございます。それぞれ出展者、出展団体にどういう分野を担っていただくかということ、それぞれ役割分担をしながら、町を盛り上げていくということで、行っている祭りだというふうに御理解いただければと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町が主催する事業を、我々は一般会計において収入、支出を行って、1円の利益も出ないようにしっかりとということを、我々は認めたつもりなんです、それがいつの間にか委託契約も指定管理もなく、ある特定の団体に、祭りのメイン商品である枝豆の仕入れと売上げが、いつの間にか移管されて、そこでその団体において利益が出ている。これは、もしかすると、かてて以上の大変な問題になるのではないかと私は思いますがね。

じゃあ、そのもうけはどうなるんですか。かてての利益ということになるんでしょうか。そうすると、一般会計で我々が認めた立てつけとは全く違うことになると思いますが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

仕入額と販売額の差額については、協議会のほうの利益になると思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 我々はこの予算において、そんなことは認めていませんよ。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

当初予算の際には、議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、その後、協議会ができて、これは協議会のほうで取り扱ったほうがニーズに合うのではないかということで、見直しを行ったところでございまして、それは4月、5月なりの全協で御説明をさせていただいたものだと考えてございます。

この仕入れと販売については、これは一般会計の外で、協議会の中で行ってございますので、落とすことについては当然、今回議会のほうに予算案として出させていただいておりますけれども、その協議会の仕入れなり販売というのは、それは協議会の中で完結する事象でございまして、それについては、枝豆販売に係る部分の予算ということで言えば、それは一般会計等の御審議とはまた違う話だというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も言いますけど、それは認めてないんですよ。だから、そうやるのであれば、当然法的整備をしないとイケませんね。それもできていない。できていなくて勝手に一般会計の立てつけを一方向的に覆して、特定の事業者に枝豆の仕入れをさせて、もうけを出させていると、大変な問題だと思います。

この1点を見ても、中山町政が全く法的な制度整備ができていない。そして、さらに、重大な問題へと足を踏み入れようとしている。7年度、是正したとおっしゃっているけれども、むしろ様々な問題が問われる、税法もそうですけど。中山町長が突然任意団体だと言い出した、そして協議会をつくったことによる新たな問題が一層深刻化しているということを御指摘申し上げたいと思います。

それと、6年度以前に関しても百条の委員会の調査で明らかになったところでは、年度によって、かててに枝豆の仕入れと収入が上がっていたり、上がっていなかったり、あるいは収入、売上げが入っていなかったりということが、年度によって全くばらばらなんですけど、これはなぜ

ですか、町の主催する事業であるにもかかわらず。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） えだまめ収穫祭の枝豆の販売の経緯についてでございます。こちら、平山議員のおっしゃるとおりでございます。年度年度で変わっている事実はございます。こちらいろいろかてての方針等に御指摘いただいたこともありまして、先ほど申し上げられたように、一般会計で組めるものは一般会計で当初から組むべきであろうという御指摘をいただいて、一般会計で組ませていただいたものでございます。

今年度からは、協議会というところで販売等行うというところになりましたので、全協等で説明させていただき、今回の予算執行ということになったということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） もう一回お聞きしますけど、年度によって枝豆の売上げや仕入れ代が、かてての会計に入っていたり入っていなかったりしているのはなぜなんですか。毎年毎年判断が異なるということなんですか。直営で一般で仕入れたほうがいいのか、かててでやるのがいいのか、毎年毎年判断が安定しない結果、入っていたり入っていないということが繰り返されているのでしょうか。

それと、過年度そういう入っている場合においても、委託なり指定管理という契約はなされていたのでしょうか。業者さんとの契約書も一切お見かけしていないもんですから。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

えだまめ収穫祭の枝豆の仕入れ等が年度年度で違うんじゃないかというふうな御指摘かと思えます。これについては、年度年度の担当課の担当職員とか、いろんな外部のアドバイスを踏まえて、その年度年度で見直しをした結果、議員御指摘のような点になったんじゃないかと思っております。

また、指定管理というのは、公の施設の管理を直営でやるか、指定管理者にさせるかということでございますので、えだまめ収穫祭等ソフトイベントには全くなじまない概念だというふうに認識しております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるように、指定管理は校区センターのところで申し上げたいと思います。

ということは、全く一貫性がないということですよ。その都度都度担当者が、でも責任者は町長じゃないですか。えだまめ収穫祭は町の事業だから、町の事業のえだまめ収穫祭のメイン産

物である枝豆をどういうふうに仕入れるのかというのは、当然町長が責任を持って判断しているべきものだと思う。法に基づいて制度設計しているべきものだと思いますが、町長は、毎年毎年かててが仕入れたり、一般会計で入れたりという安定性がないことに対して、どのような指示をしていたんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

全ての事務事業について、事業のやり方について町長が担当課を支持するということではございませんので、そこは担当課の判断でそれぞれいろんな見直しを行いながら、事務事業の遂行に当たってきているところでございます。

特に大きな見直しについては、当然町長まで協議があって、町長の判断の下に行い、例えばこういう活性化協議会に変えるとかはございますけれども、個々の事業についてはそれぞれ担当課で、これはえだまめ収穫祭だけではなくて、いろんな事業は担当課が担当課の責任において、よりよいと思う見直しなりを行っているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私もかねてから指摘しているように、特定の課や特定の事業、法定外事業に問題が集中しているということは、かねてより指摘してきた問題であります。であるからこそ、先ほどから申し上げてきたように、法定外や特定の部署に集中する問題は、全て一旦事業を止めてでも正常化を図れということを数年前から申し上げてきたつもりですが、この期に及んでそのような担当課に任せているなどという無責任な発言が、この本会議の場でお出になるということは本当に残念なことだと思います。

それから、えだまめ収穫祭については一般の職員が動員されていると思いますが、これはどのような立場で、どのような労働基準、労働根拠によって動員されているものでありますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

町役場の職員が、えだまめ収穫祭等でいろんな業務に当たっているのは、これは町の業務として認めて、業務として遂行しているものでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） その中で、枝豆の販売に関わっているとすれば、これは町の業務というより、かてての営利事業に町の職員が動員されているということになりますよね。となると、またそこに制度設計が必要になると思いますが、そのような制度設計はなさっていますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

協議会についても、町も構成団体となっている準公金団体でございまして、それを町の職員が支援をしているということでございます。これは、いろんな町が行うようなイベント等もございまして、それについても同様な事例はあるというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長がお示しした事例は、何度も言いますが、横領、逮捕、懲戒免職があったような事案ばかりですよね。そこからちゃんと何が問題で、何を正さなくてはいけないのかを引き出さないといけません。

当然、法律の方々、それから議長会、あらゆる方々に聞いても、公務員を準公金団体等の他の業務に当たらせるに当たっては、当然立てつけがないといけない、当然のことです。それが全く今、このかてて関係の事業においては行われていない。この延長線上にこのえだまめ収穫祭というのもあると思います。直ちに法的な制度設計を求めます。

先ほどある職員の方から、こんなのいろいろと言われたんじゃないか、町の事業できないじゃないかと言われる。そんなことはないですよ。ちゃんと他の自治体が普通にやっているように、要綱や例規、それから委託等を整備してやればいいんです。例えばマラソンでもそうですけど、利益が出た分全部雑入に差し戻すなどの直営でのやればいい。準公金団体が設立するんであれば、準公金団体の規約や要綱を整備して何をやらせるのか。そして、職員に何を関わらせるのかという根拠をちゃんとつくらないといけない。当たり前の話なんですよ。

残念だけど、この中山町長以下のこの町政の幹部において、その基本的な理解が全くできていないと。本当に残念なことであります。我々は何かいちゃもんをつけているわけじゃないんですよ。よその自治体やっているのは、当たり前の制度設計をやりなさい。当たり前の法整備をしなさい。法に基づいて執行をしなさいと、当たり前のことを言っている。それができていない。そこを御理解いただければと思います。

これが、結局この補正予算を考えるに当たっては、このような我々が認めた予算を否定して全く違う事業に振り向けたり、何の根拠もなく特定の団体に利益を出させたりという、ちょっと信じられないことが起きておりますので、その点は他の議員さんもよく御理解いただければと思います。

それから、念のため先ほどおっしゃった、先ほど、かてての経理に関して、業務多忙でできなかったとおっしゃる中に、数百枚の印鑑なしの伝票を作った理由として、「いや、それはもともとデータの中にあつたものを打ち出しただけだ」という御趣旨の御発言をなさいました。それは間違いありませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 百条委員会のほうに提出させていただいた書類のほうでございま

す。文書で、一切の文書というふうにございましたので、データでありましたものを整理してお出ししているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 我々は文書を出せと言っているわけですよね。ない文書を作るのにかなりの勤務時間がかかったということは、事実を御指摘申し上げたい。

それと、百条委員会の証言によれば、複数の職員は出せと言われたけど、なかったのでゼロから作ったという御証言をなさっています。今の課長の答弁と完全に矛盾すると思います。どちらが正しいのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 重松副町長。

○副町長（重松 俊一） この場合は、一般会計の補正予算を議論する場でありますので、百条委員会の質疑とは全く関係がございませんので、そこら辺は一般会計の補正予算の概要に絞って質問していただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 一般会計の補正に、今の発言がちょっと法的効力を持つものか分かりませんが、一般会計に絞ってやらせていただいております。

一般会計の答弁の中に、町長等が、百条の調査等に時間が割かれ、業務が多忙で必要な事業ができなかった旨の発言がなされています。そうでしょ。その理由、いわゆる議会側に責任があるかのような発言をなさっているのは、あなた方ですよね、違いますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

議会側に責任があるというふうに申し上げたつもりはございませんで、実態として業務を遂行するだけの執行体制を確保することが難しいと判断したところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） と発言をなさいました。それが、この本会に提案されている補正予算で一部の事業を全額減額したという理由ですよね。副町長さん。そうですね。

であれば、この全額減額したのに説明しようとしてもしない町長側の理由を問うのは当たり前の話ではないですか。その業務多忙の原因が、数百枚もの何の法的根拠も有しない資料を数百枚も勤務時間中に作成したと。一方で、作成したという答弁がありました。ところが別の場では、いやこれはもう資料を出せと言われたからゼロから作ったんだという複数の証言があります。となると、町長側の本会議における答弁もしくは権限を持って調査をしている百条側の答弁、どちらかが嘘をついているということに言わざるを得ないんですよね。もしそれが誤解であれば、我々も

それは正してあげればいいと思うので、町長のためにもどちらか虚偽の発言をしているのかを明らかにしてほしい。この補正予算の審議の中で、こういう重大な発言がありますから。虚偽の発言が放置されたら町側のためにもなりませんから、念のため確認しておるところです。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

なかなかかみ合わないんであれですけども、委員会のほうから文書で出せと言われたので、文書を作成してお出ししたというふうに理解してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ゼロから作ったんですよね、ゼロからね。あったデータを出したわけじゃないと思うんですよね。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） お出ししているものは長年データで管理してきたものを見やすいように伝票で紙に出力してお出ししているものです。

令和6年度の伝票かがみに関しては、かがみに記載することで、その年度を整理しながら、もともと作成していたものをそのままお出ししているというものです。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それについては、後ほどまた議事録とも突き合わせて、一体何が起きているのか。少なくとも正当な業務行為ではないんじゃないか。ある書類を出していただければいいので、わざわざゼロから作って何時間もかけて業務時間中に作りました。それによって業務多忙が発生したとすれば誰の責任なのか、よく町長お考えいただければと思います。

質問終わります。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 再度質問させていただきます。

確認なんですけども、今回は、町は枝豆を仕入れなかったということによろしいですか。

そして、町は協議会に場所を貸したという理解によろしいですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをします。

えだまめ収穫祭で販売した枝豆については、協議会のほうで購入して販売をしているところがございます。ただ、それ以外にも町のほうで公認をして、女性の会員の皆さんの御協力で、ゆでて会場で無料で提供している枝豆がございますので、それについては町のほうで購入して提供させていただいているところがございます。

また、協議会のほうも、場所なり協議会だけではないですけど、いろんな出展者も町の敷地なり町の建物の中で出展をしているということでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） その際、町は出展料を取っていらっしゃいますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをいたします。

このえだまめ収穫祭に出展する出展者からの出展料については、徴収していないところでございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 2番、古賀世章でございます。関連質問なんですけれども、タブレットの先ほどのページの174ページ、予算書の13ページで、ブランド推進委託事業の関連でございまして。

御承知のように、せんだって建設経済委員会の副委員長から報告していただきましたけど、本年度から本事業につきましても、建設経済委員会で事業のあれをやるというふうに報告をしたように思っております。

これに関連しますと、これまで本事業は委託事業として実施されてきたという報告がございました。これを本年までに8年間継続したということでございますが、金額に直しますとざっと4,000万円。4,000万円もの費用を費やしとるということでございます。これだけ莫大なお金を費やして、行政としてまず事業評価、これをきちんと行われておられるのかどうか、これをちょっと確認したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁とちょっと重複するところもございまして、長年の地域ブランド推進事業におきまして、どのような効果があったかというところで、今年度調査を行って、そちらのほうを委員会のほうでも中間報告させていただいておるところでございまして、この後ホームページのほうに掲載するところにしてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございます。私は事業評価を毎年きちんとやられてきたのかどうか、ここをちょっと確認したいと思ひまして質問をしておるところですが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 事業の実績等は毎年事業が終了後、実績報告等で確認をしていたところですが、これまでの間に議会のほうでも年度を説明する機会をいただきまして、説明をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 担当課長の御説明では、やってきたということで理解してよろしいですか。そこをもう少し詳しくきちんとお答えいただきたいと思います。もし駄目なら町長でもよろしいですよ。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

これは議会からの御指摘も踏まえて、決算委員会の決算資料の主要施策報告書の中で、主要施策については事業評価をしてお示しをしているところでございます。

ただ、それが、議員がお尋ねのような十分な事務事業評価になっているかというのは、それはいろんな考え方があろうかと思えます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。一般的な御答弁だったように聞こえましたが、やはりこれは具体的に8年で4,000万円も費やしとるんですから、きちんとした形で報告をいただかないと、我々としても本来認めるべき問題ではないかというふうに判断いたしました。

今後どうなさるんですか。今までと同じようなやり方で、具体的にどのような成果、これがあつたかとか、こういった問題が何であつたのかというような評価、これはされないんですか、されるんですか。そこはどうなんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

また、重複した答弁になって恐縮でございますけれども、決算委員会等において、主要施策については、どういう成果があつたかというのをお示しをしてきたところでございます。

それが、議員が御指摘のように十分な評価かというのは、またいろんな考え方なり評価はあろうかと思えますけれども、これでどういう事業成果があつたかというのは、主要施策報告書の中でお示しをしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今からまた具体的にはやられるというふうな御答弁みたいですけども、特に地域振興課のこういった事業というのが、何か目標がきちんと定まってないんですよ。

何のためにやるかとか、そのKPOを何にするかとか、そういったところを、例えば5年後にはこうしたいんだとか、こういった目標なんかを決めて、今年はこちらまでやろう、来年はこちらまでやろうとか、そういう数値目標を決めたところで、やっぱりやってもらわないと、我々としてもよく理解できんわけです。例えば人間が500人来たとか、それは確かにいいんですけど、じゃあ、いつまでにどうしたいんだというのが全然見えませんので、そういうふうなところは我々も今後建設経済委員会ではきちんと進めていきたいと思っておりますので、それは期待しておきます。

変わります、今回は振興課の話ばかりになつてくるんですけど、私も幾つか確認したいことがありますので、続けさせていただいて結構でしょうかね。

○議長（高橋 直也） はい、大丈夫です。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。

まず、もう一つが、道の駅の推進事業、前回もちょっと私質問したかと思っておりますけども、現状と今後どうしたいかということ、もう一回お答えをいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。よければ町長のほうからがいいです。じゃなかった、ごめんなさい、先に建設課長か、お願ひします。

○議長（高橋 直也） 建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） それでは、古賀議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

道の駅の現状といたしましては、現状は今、下地処理というか、下地調べの段階でございますので、方向性のほうを確立して今後進めていきたいという考えでおります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 前回もちょっと質問しましたが、予算に対してほとんど使われていないんです。だから、今年の目標がどうであって、それに対してどうかというところの確認をちょっとさせていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 令和7年度の当初計画といたしましては、先進的な道の駅とか、そういったところの視察を行う予定の分と事業に対して話が進めば国交省との協議のほうに行きたいというところで、予算のほうの計上をさせていただいておりますが、現状は、千葉県の富津市のほうに視察に行って、そちらのほうは今現状、道の駅の推進に入っているところでございまして、その考え方としては、今まで道の駅というのは事業をするに当たっては、基本構想をまず固めてから事業を進めているのに対して、方針をまず決めて、そちらのほうで長年進んでいく中で、方向性がどのほうに向いても方向性を変えられるような感じで作り上げようと今されてあります。それが大刀洗町に対しても魅力的というところで、そちらのほうをうちのほうも見習って

進めていきたいというところで、まず方針のほうを固めさせていただきたいというところで今回動いております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御説明ありがとうございますでしたが、ちょっと現状では、あまり進んでいないように、伺います。

町長、どうなんですか。今後本当にやる気あるんですか、今のような状態で。もう一度、町長の方針とか考えをお聞かせいただくと助かりますけど、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

私自身としては、道の駅というのは大刀洗町の将来にとって必要な施設ではないかということで、新たに推進する係をつくり、今その準備に当たらせていただいているところでございます。

ただ、議員御指摘のように、なかなか思ったように進んでないという点はあるかもしれませんが、他の自治体の事例を見ても、道の駅については、構想から実際にできるまで10年近くかかるような事例が多くございまして、今、必要な基礎的な考え方の整理を担当課のほうにおいて実施をしているものだと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ですから、町長どうしたいんですかという質問をしとるんですよ。

担当課は任せきりじゃないんですか、どうなんですか。町長がやるぞと決めたら、すぐやっついんじゃないですか、どうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

私がやると思えば、何でもそのとおりにできるわけではございません。当然、私は必要だと思っておりますし、その方向で今、担当課で検討をさせていただいておりますけれども、担当課は担当課でそれぞれの業務なりございますので、その執行体制の中でやっているところでございます。特命事項だからといって、町長がやれと言え、それがすぐにそれだけでできるかというのは、なかなか難しい点がございまして。限られた職員の中で、いろんな事業を遂行しながら、やっているのが現状でございますので、議員の御指摘のように、町長がやれと言ったら全部できるんだったら、それが一番いいのかもしれませんが、なかなか現実はそうではなくて、それぞれ担当課のほうはいろんな業務を回す中で、この道の駅についても真摯に検討を続けているということでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（２番 古賀 世章） 何か、町長が２期目に就任されたときの新聞記事を読んでいますと、もうすぐできるんだと、恐らく町民の方々はその思われたんじゃないかと、私もそういうふうに感じました。そして今頃になって、何か風船の空気の抜けたごと、ふわーんとなるような御答弁ではだめなんじゃないですか。やっぱり前向きにきちんとかういう１０年計画でやるんだとか、例えばロードマップを作って、そして今ここまで来てるんだよと、あとここですよ、来年はと。そのための予算がこうなんですよと、そういったきちんとした計画もなしに、そして何か人がどうのこうの、忙しいからどうのこうの、そんなの会社で言うなら社長さんの仕事でしょうも。それを悔やんだところで何になりますか、だからそういうことをきちんとかやってくださいということをお願いをするところですけど、「私がやれっていったからといって何でもやれるわけではない」、それは当たり前のことですよ、お金が要ることですから。けども、その中でどう例えば金銭面あるいは人的な面をサポートしてやるかが担当課に対する対応じゃないんですか。私はそういうふう理解しとるんですけど、そういうところをお聞きしよるんですけど、何かネガティブな発言みたいなもんでしたから、ちょっと残念に感じたというところですよ。

何かあればお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

私としても先ほど来答弁しておりますとおり、道の駅の建設について前に進めたいという気持ちは持っておりますけれども、先ほど来答弁しておりますとおり、なかなかそこに人を集中させるだけのことが難しいというのが現状でございます、建設課でいうと、ほかにもいろいろ重要な、本当に安全・安心に関わるような重要な事務事業担っていただいておりますので、その中で、今の体制の中でできる限りの精いっぱい検討なりをやっていただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（２番 古賀 世章） 非常に苦しい御答弁みたいでしたけれども、前向きに進めていただくことをお願いをしておきます。

もう一点なんですけど、実は２月１３日に合同委員会がございまして、この席上で、建設課の黒岩課長と２名の係長さんから下水道関係の消費税の納付遅延、これによる延滞金が約３、０００円程度発生したというふうなことで、その説明と謝罪がございました。これはちょっとゆゆしき問題でもありますし、まだ具体的に議会に対しての説明がなされていないというふうに私は理解しております、まず、なぜこれが発生したのかという原因、この辺については建設課長のほうから、再発防止等はどうかというの町長のほうからお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 古賀議員の消費税の分について説明させていただきます。

この前、合同委員会のほうで説明させていただきましたが、今回、下水道企業会計は、一般会計と別で独立した会計方式である公営企業会計を用いての経営の仕組みになっております。その中で、消費税は、下水道使用料や資産購入等に係るもので、インボイス制度に基づいて適正な申告の納税が義務づけられているものとなっております。

申告納税は、前年度の確定申告に対して年4回に分けて、その月初めに電子申告で納付書の送付依頼をお願いし、月末までに納付を行うものでございます。その4回というのが、6月の確定の分と9月、12月、3月の中間払いの年4回の納付となっております。そのうちの12月の分が、電子申告の手続漏れで、579万7,300円の納付税漏れが発生しております。経緯としては、1月に入って久留米の税務署のほうより消費税の中間納付が納付されていなくて、今、滞納税として3,500円が発生している旨の連絡があり、そこで未払いを確認した状況でございます。

納付が遅れると、日替わりで延滞税が増額をすることから、その日のうちに税務署へ12月分の納付書の発行を依頼して、直接その納付書を受け取りに行き処理をしておるところでございます。その後、税務署のほうより滞納税の納付書3,500円の分が届いております。支出科目等を財政等調整を図って、1月27日に納付税の3,500円を支出しておるところでございます。

ちょっと原因といたしましては、一般会計と違い下水道企業会計であるため、担当する下水道管理係内のみで把握していた内容で、年末による業務の多忙により失念していたことと、私である課長の認識不足が原因でありまして、本当に申し訳ございませんでした。一応、今後の課内の対策としては、係内のみならず、課全体で分かるように、desknet'sのスケジュールのほうに納付の月初めに手続することの掲載をして、全体で確認できるように対策をしているところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。こういう状況が起こるということは、もちろん町長としては御認識されておられるものだと私は思います。本件については、数年前にも前町長時代に、葬祭場で同様な事案があったようにも聞いておりますけれども、あのときは、何か前町長さんが報酬の一部を半年間ぐらい減俸されたというんですか、そういうふうには私は伺っておったんですけど。そういった事実もございまして、今回またそういう事例も出ております。どういった再発防止を町長、長としてやるのか。そこをお聞かせいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

先ほど担当課長が答弁した答弁と重複して恐縮ではございますけれども、もともとやっぱり根本的な原因は、下水道の出納会計について、下水道管理係だけでやっていたというところが問題でございますので、そこを建設課内でスケジュール等 d e s k n e t ' s 等で見える化をして、あとはもうダブルチェックの徹底、そういう職員の意識の改革であるとか、課内でのチェック体制とかそういうことを、今後より一層対応するように指導をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今回の町長の御答弁は、何か組織の一部だけが徹底しとらんやったから起きたんだというふうにも解釈できるんですけど、そうじゃないでしょう。こういう問題というのは、庁の中の全課、ここが徹底せんことには、例えば13課があったたら、一つずついたら13回ことわり言わないかんのではないですか。だから、町長としてどうお考えかということをお尋ねしとるところですけども。もう一回お願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

今回の下水道事業の延滞については、今担当課の再発防止について申し上げたところでございます。町全体として、そういうふうなこの下水道だけではなく、全体の執行体制なり事務を行っていく上で、ミスをなくすような体制をどうすべきかということでもございましたら、それやっぱり今どうしても一人一担当でやっているような業務が多うございまして、それを担当係長、課長なりがチェックをして指導をしているところでもございますけれども、そこをやっぱりきちんと担当者が失念していた、あるいは誤りがあれば指導できるように、組織としてチームとして業務に当たるように、いま一度徹底をしていきたいと思っておりますし、組織的な問題ということであれば、そこは一つはマンパワーを少し確保しないといけない部分もありますけれども、必要な、例えば特殊な部分であれば、下水道等であれば専門家のチェックであるとかそういうのも含めて当たっていきたくて考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） まだ一般的な御答弁みたいな気がしたんですけども。やはりここは、町長、町長自体のガバナンスが効いとらんと私は思います。もうちょっと徹底的にそういうところは方針として出されたほうがいいんじゃないかと。そのために副町長がおられるんですから、町長一人でジタバタしたところで、何も出てこんんですから。そこをじゃあガバナンスを強くするために、副町長に活躍していただくとかそういう体制を取ればいいわけでしょ。町長は4年に1回変わらにゃいかんとですからね。いつまでもおるわけにはいかんでしょうから。副町長はど

うか知りませんが、それは別にしましても、やはり、私はガバナンスの欠如じゃないかというふうには認識をしております。

そういった面で、もう一度気合を入れ直して、本当二度とこういうことがないような対応をしていただきたいというのが意見でございます。

私からは以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） PDFの180、紙で19、3款民生費の9目の介護予防事業費のところ、トランポリン健康運動教室運営委託料の70万、これは未執行ということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） トランポリン事業についてですが、当初の予定価格よりも業者が変更したことで安い価格での執行となったための予算残額のことになります。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 8年度予算では、プラス7万5,000円ほどで上がっていたかと思うんですけども、8年度も同じようなところで計算をされているということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） 白根議員のおっしゃる同じように、来年度までが県の補助がつく年になっておりまして、来年度まで執行するという考えでおります。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今度は住民課のほうにお尋ねをいたします。

タブレットページで183、予算表の22ページでございます。

4款1項4目公害防止対策費として18節の負担金補助金及び交付金でございます。これが、予算表では141万、不良空家対策の除却補助ですか。これ141万5,000円ほど減額されとる。もともとこの予算は320万でしたけれども、半分以上の174万が補正されて、その中の141万が不良空家除却ということで、非常に大きな金額になっております。この理由をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

こちらの4款1項4目の18節の補助金でございますが、令和7年度は3件の予算、1件75万円の補助で3件組んでおりましたが、調査自体は行っておりますが、基準に該当する空き家のほうが1件ございましたので、2件分の補助の残を減額しております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございますでしたが、その3件を設定された根拠ちゅうのはどっから来とるんでしょうか。分かる範囲で結構ですからお答えください。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） この3件の根拠でございますが、補助を始めてから実績等を見てきまして、大体2件から4件、多いときは4件の補助ということで、3件当初予算で組ませていただいて、補助の件数が増えた場合は補正で対応するような形で行っております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 根拠については、2件から4件の実績値から判断したということですね。分かりましたが、せっかくこんだけ予算組んでありますので、できれば予算に合うような対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、本予算案に反対の立場から討論を行います。

これにつきましても申し上げたいことはたくさんございまして、またまとまっていない点については申し訳ございませんおわび申し上げます。

まず全体として、本補正予算案は極めて重大な問題を複数含んでいると思います。それも個別の事業がいいか悪いかじゃなくて、議会が7年度の当初予算で可決した議決を否定し、議会が可決した議決と全く異なる事業を許すのかどうかという重大な問題が含まれています。ここを議員各位がよくお考えいただきたいと思います。

先ほど来質疑でもありましたように、議会が当初予算において可決した事業が全く執行されていなかったり、当初予算で可決した制度と完全に異なる事業実施がされていることが明らかになりました。

さらに町長は、議会の百条調査などにより業務が遅滞し、様々な事業に遅れを生じている旨の発言があつています。自らの責任において招いた事態を適切に対処もせず、不正常が指摘されている事業を停止もせず、漫然と事業を継続させ、さらには責任を全て現場や議会に押しつけて、自ら知らぬ存ぜぬを押し通す。その結果、現場が疲弊し事業が停滞するのは誰の責任なのか、明白ではありませんか。町長以下の管理職に猛省を促すと同時に、現場や議会に責任を求めるかの

ような発言は直ちに撤回すべきだと申し上げます。

さらに、百条委員会の証言で明らかになったことは、かてての資料が百条委員会から提出を求められてから関係資料を作成して提出した。勤務時間内に数百枚の入出金伝票を作成した旨の証言がありました。日付も印鑑もない伝票です。これは誰の指示で時間をかけて作成したものでしょうか。これで業務多忙というのであれば、やるべきことが間違っているのではないのでしょうか。このような行為に多大な時間をかけておきながら、業務が圧迫されているというのが町長の主張ではないのでしょうか。

個別の項目について申し上げます。ブランド推進委託料の410万、全額の減額事業未実施についてです。議会が実施すべきと可決した事業を、どの時点で誰が未執行の決定をしたのか。全額を減額するという重大な問題なのに、他の不用額の減額に紛れて3月の最終補正で提案し説明もせず、不誠実極まりない態度と言わなければなりません。全額減額するような事業は、事前説明も含めてその経緯を詳細に誠実に説明すべきであります。さらに、このブランド推進委託料については、まるで工事請負契約書のような業務委託契約の書面が締結されていたことが明らかになりました。この委託契約書によれば、管理技術者を配置することや工程表を作成すること、双方立ち合いの下完成品の検査を行うことなどが明記されていますが、その点は何も実施されていないとの答弁でありました。であれば、契約不履行であり、委託料を払ってはならず、過去に遡って返還を求めることや、仮に不適切な契約であれば、その契約を締結した町長以下の責任も厳しく問われなければなりません。公金を支出する意識の欠如が甚だしいと言わざるを得ません。

また、町長から、地域振興課内で事業の優先順位をつけ、一番低かったのでこの事業の執行中止を決断した旨の答弁がありました。この事業については、数年来、私も中止をすべきと申し上げてきたところですが、中止自体は妥当ですが、当初予算で議会が認めた事業を実施しないことは全く別の問題です。さらに、これまで実施してきた内容についても、委託にもかかわらず町職員が販売に関与していることや、そもそも委託そのものの必要性など厳しく総括し、必要であれば返還請求や公金の組直しを行い、議会や住民に公表すべきであります。

2点目です。えだまめ収穫祭に係る減額修正について。これも仕入れと売上げ、我々議会が認めたのはえだまめ収穫祭は直営でありますから、当然一般会計から枝豆を仕入れて、販売収入は全て一般会計に戻入れるという制度設計を議決したものであります。本日聞いたら、それを年度途中で全否定し、全く違う形で事業が執行されているということが明らかになりました。ここでもかてて担っていただいていると言いました。つまり、担ってということは、法的に担ってないんですね。だから委託契約もしていない。えだまめ収穫祭という町の直営事業について、その主要な部分である枝豆の仕入れ販売について、委託契約もなく特定の団体にそれをやらせ、かつその団体に利益が発生しているという立てつけになっています。さらには、職員の動員があつて

いるようだが、どのような根拠でどのような条件で関わっているかは不明であります。さらに、百条調査で明らかになったのは、かてての過去の会計において、毎年、枝豆の売上げと仕入れ材料と収入、この枝豆に関する収入と支出が入っていたり入っていなかったりしています。その結果、かてての総売上げが1,000万円を超えたり超えなかったりと一貫性がありません。この1,000万円を超えるか超えないかというのも重大な問題にあります。お分かりだと思いますが。すなわち、このえだまめ収穫祭については、かてての事業のみならず、町の事業として、過去に遡ってこれが適法に行われたものかを厳しく精査する必要があると思います。

さらに言うならば、町長が是正したと主張する7年度の協議会においても、今日指摘申し上げたように、むしろ法的な問題は拡大している可能性があります。これについては、町長が一切の資料をお出しになりませんので、その内容が完全にブラックボックス化しているという現状であります。

何度も申し上げますが、地域振興課を中心とする法定外の事業、法整備が全くできていない各種の事業については一旦事業を中止し、適切な人事も含めて完全に体制を再整備し、過去の問題を全て精算した上で、事業再開を議会や住民に諮るべきではないでしょうか。

再度申し上げますが、今回の補正予算案は、議会が議決した7年度当初予算に違反する複数の重大な変更が含まれており、予算の減額修正の提案で済む話ではありません。議会が認めた事業が一切実施されない、あるいは予算の立てつけと全く異なる事業が、利益の発生も含めて実施されており、重大な問題を含んでいます。この補正予算を認めることは、議会の議決を無効化し完全に無視する補正予算であって、これを認めれば、町長の裁量で議会が認めた事業と正反対の事業を実施したり、一部の団体に利益を供与したり、必要な事業ですら一切執行されないことが許されることとなります。議会の議決を無視するもので、到底認めてはならない議案だと思います。

幸い、今日はまだ3月定例会の3日目であります。本日は一旦否決の上、会期中に誠実な説明、法に基づく制度設計を実施の上、再度議案を提案していただきたいと考える次第です。

大刀洗町の行政が、法律に基づき公金を適正に執行される当たり前の組織に是正させるために、今回の議案は極めて重大な問題をはらんでいるものであります。本日においては、可決すべきではないと考えますので、反対の討論といたします。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第17号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 6名〕

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4. 議案第 18号 令和 7 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（高橋 直也） 日程第 4、議案第 18号令和 7 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について議題といたします。

これから、1 日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 18号令和 7 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 19号 令和 7 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（高橋 直也） 日程第 5、議案第 19号令和 7 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号令和7年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） お座りください。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第20号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第20号令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号令和7年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） お座りください。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後0時05分

令和8年 第14回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和8年3月16日 (月曜日)

議事日程 (第3号)

令和8年3月16日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 竜博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	福岡 信義	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	渡邊 章子	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	西村 智道
建設課長	黒岩 雄二	住民課長	入江由香理
会計課長	案納 明枝			

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和8年第14回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております4番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。

4番 平田 康雄議員 質問事項

1. 今村天主堂の利活用計画の策定について

2. 带状疱疹ワクチンの接種について

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄でございます。私は、今村天主堂の利活用計画の策定についてと带状疱疹ワクチンの接種についての2件について質問します。

まず最初に、今村天主堂の利活用計画の策定について質問します。

昨年5月に実施しました議会報告会において、参加者から、町内の文化財である今村天主堂を今後どう生かしていくのか、構想や計画はあるのかとの質問がありました。また、資料館をつくるのか、見学者のための駐車場を設置するなど、今後の取組や計画を策定してくださいといった要望もありました。

御承知のとおり今村天主堂は、2つの塔を持つ美しいレンガ造りの教会で、全国的にも貴重な建築物であります。国指定の重要文化財であるため、現在、国・県、町の支援を受け、全面的な耐震工事が進められております。10年計画で進められている今村天主堂の耐震工事は、あと8年で終了する計画となっておりますが、私は、耐震工事の完了がゴールではなく、次世代へ継承するための新たなスタートであると考えています。修復された貴重な文化財をいかにして適正に管理し、観光や教育、地域振興に結びつけていくのか、いかに持続可能な形で次世代に引き継ぎ、町の活性化につなげるかがこれがポイントになると思います。今村天主堂の耐震工事の開始から既に2年が経過しましたが、工事終了後における保存・公開・利活用の構想は示されておらず、具体的な耐震工事の内容などは一般の住民には十分理解されていないようであります。

そこで、耐震工事の概要や工事の進捗状況、問題点、あるいは工事の終了後の利活用の在り方などについてお尋ねしたいと思います。

それでは質問します。

1つ目は、今村天主堂の文化財としての評価や周知活動についてであります。

現在、耐震工事中である国指定重要文化財、今村天主堂について教育委員会ではどのように評価しているか。また、文化財としての周知活動の状況はいかがでしょう。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の今村天主堂の利活用計画の策定について答弁いたします。

今村天主堂の評価や周知活動の状況についての御質問です。

まず、今村天主堂の評価についてですが、これは先ほど平田議員からも御紹介がありましたように、今村天主堂は国内のレンガ造り教会堂の中で平面規模、そして高さとともに最大級のもので、正面は類例の少ない双塔を備え、内部は本格的な三層構成、精微な細部装飾など優れた意匠を持つ点が高く評価されており、我が国の代表的なレンガ造りの教会堂として、国の重要文化財に指定されています。

次に、文化財としての周知活動の状況についてですが、町ではこれまでパンフレットの作成・配付を行うほか、現地説明会や郷土資料室での資料展示等の周知活動を行ってきております。

現在は、耐震工事中であるので、見学者を受け入れることが難しい状況です。

そのほか、所有者である一般社団法人今村天主堂保存会や今村小教区がホームページ等による周知活動を行い、理解促進に努めているところでございます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問をします。

今村天主堂保存会が周知活動を行っているということですが、この保存会とは具体的にどのような組織でしょうか。組織の目的と活動内容が分かったら教えてください。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） それでは平田議員の質問にお答えいたします。

今村天主堂保存会は、重要文化財今村天主堂のカトリック教会としての本来の役割を踏まえ、その保存と活用を図り、地域社会の文化発展並びに文化財への関心を高めていく活動を通じて公益に寄与することを目的として設置された一般社団法人です。

主な活動としては、今村天主堂の保存管理のほか、文化財への関心、文化財保護意識を高めること、文化財に関する知識の普及を図ることなどを目的としています。

以上で終わります。

○議長（高橋 直也） 再質問よろしいでしょうか。平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、先ほどの回答で天主堂は耐震工事中であるため見学者を受け入れ難いというような発言があったと思います。私は、工事の状況を住民に公開したほうがいいんじゃないかと思っています。住民を現地に案内して工事の進捗状況を見ていただく、これは住民に対する周知活動の一環として大いに効果があるのではないかと考えております。年に1回か2回でもいいと思いますけども、時期とか時間を限定して工事の現場を一般公開することはできないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） それでは平田議員の質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり現在工事中で、観光客等をその建物内に受け入れることはできませんが、最近の流れとして、文化財に指定されている建物の修理の状況等を公開しようという流れがありまして、今村教会堂に関しましても、現在、施工業者と行っています工程会議の中でも話し合っておりますけれども、年に1回程度、耐震工事の状況を公開する場を設ける方向で調整をしているところです。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに年に1回程度でも、ぜひ実現の方向で検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、今村天主堂の耐震工事についてであります。

耐震工事は10年計画で実施されるとお聞きいたしております。既に2年が経過しましたが、現状では工事の内容とか工事費など、私たち住民が知らない点が多数ございます。そこで、耐震工事の概要とか工事の進捗状況、問題点などについてお尋ねしたいと思います。

それでは質問します。今村天主堂の耐震工事の状況についてであります。

今村天主堂は、現在耐震工事が進められていますが、耐震工事の概要、それから工事の進捗状況はどのようになっていますか。それから工事を実施する上で何か問題はありますか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、今村天主堂耐震工事の状況についての御質問です。

まず、工事の概要についてですが、工事期間は、先ほど議員のほうからも紹介がありましたように10年間ということで、2年間、現在進んでいるところで、令和15年度に終了を予定しているところです。

工事は全体を3期に分け、第1期は主に地盤改良工事、第2期は主に建物耐震と保存修理、第

3期は主に外構と仕上げとなっているところです。

次に、工事の現在の進捗状況についてですが、本年度は第1期工事、地盤改良工事の準備として、レンガ塀や建物の一部解体、床板や祭壇の撤去等を行っております。

今後、双塔転倒防止のための仮設補強、天主堂地下の地盤改良工事へと進む予定となっております。

最後に、工事の問題点についてですが、工事の進行により思いもよらぬ遺構や痕跡、そして建物の傷みなどが発見され、その対応については手間を取られることがあります。また、各種設備についてどうあるべきかを所有者、そして今村小教区の意見を聞きながら、国・県、関係者と協議を進めているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問をします。

まず工事の入札についてであります。

耐震工事の入札が不調に終わったというふうにお聞きしていますが、この不調の原因は御存じでしょうか。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） 平田議員の質問にお答えいたします。

確かに工事の入札は一度不調に終わっておりますけれども、それは予算編成段階での工事価格の単価と予算執行時の工事単価の価格が、原材料の高騰、人件費の高騰などが原因となって合わなくなったということが原因です。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） 分かりました。それでは、来年度から2つのタワー、双塔といいますが、その転倒防止のための仮設補強されるということですが、確かにこの双塔が少し北東のほうに傾いています。その補強される、具体的にどのような工事がされるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） それでは質問にお答えいたします。

正面に2つあるレンガ造りの塔の転倒防止のため、塔の前面と側面に鉄骨のフレームを造りまして、塔が倒れないように補強するという内容になっています。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） それともう一点、非常に軟弱地盤であるとお聞きしております。それで工事が困難であるというふうなことでありますが、今後、天主堂地下の地盤改良工事ですか、

これを行われるということですがけれども、具体的にどのような工事が行われるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 西村課長。

○生涯学習課長（西村 智道） それではお答えいたします。

地盤改良工事ですがけれども、現在の教会堂の基礎の地下に機械を使ってセメントを噴出しまして、そのセメントを固めることによって地中にくいを造ります。そのできたくいと基礎を一体化させる工事をして地盤を強化するというような内容になっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは次の質問に移ります。

次の質問は、今村天主堂の耐震工事の工事費や負担割合などについてであります。

まず、今村天主堂は、国指定の重要文化財としてこれまで町により周知活動が行われてきました。また、地元住民による案内というも行われてきましたので、毎年多くの観光客がおいでになっていましたが、昨年耐震工事に入ったということで、観光客はほとんどおいでにならない状況になりました。これまで今村天主堂は、観光客に対する物品販売により寄附を集めていましたが、耐震工事が始まったことから案内所が閉鎖されておりまして、現在、観光客に対する物品販売は行われていません。耐震工事には、大体40億円程度の費用がかかるということや、かなり長くの地元負担があるとお聞きしています。地元負担の軽減を図るためにも様々な手法を講じる必要があると考えています。

それでは質問します。まず、耐震工事費とかその負担割合などについてですがけれども、工事費用や工事費の負担割合はどのようになっているか、地元負担はどの程度になるのでしょうか。

次に、地元負担の軽減策などについてであります。町では、地元負担の軽減を図るため、様々な対策を検討し、実施してこられたこととは思いますけれども、具体的にどのような施策を講じておられるのか。また、今後どのような対応策を講じるお考えでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、議員御質問の工事費や工事費の負担割合、地元負担の軽減策についての御質問です。

まず、耐震工事費や工事費の負担割合、地元負担額についてですが、全体工事費は約37億円で、そこへ国の補助が85%、県の補助が9%、単年度の上限は1,000万円ということで示されておりました。残りの部分については、町の補助が4.5%、所有者負担額が1.5%となっており、所有者負担額は6,000万円ほどとなりますが、国庫補助の対象外となる工事を含めると、今後、所有者の負担額は1億円ほどが見込まれているところです。

次に、地元負担の軽減を図るための施策や今後の対応策についてですが、町の補助については、従前、国及び県の補助を除いた最大40%の補助でしたが、文化財保存に係る町補助金の交付要綱で、国庫補助事業による実施の場合、補助率の加算ができるように定めており、令和6年度から町の補助率を国・県の補助額を除いた額の75%まで上げることができるように補助金交付要綱を改正したところです。

また、県の補助についても、令和7年度は上限の、先ほど言いましたように1,000万円の予定でしたが、上限額の見直しについて県に対し要望した結果、令和7年度は9%の3,060万円が補助されるようになったところです。

そのほかにも、クラウドファンディングを行い寄附を募る施策や、所有者自らも寄附の依頼をしているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問いたします。

今村天主堂の耐震工事の地元負担の低減を図るために、町においてはクラウドファンディングに取り組まれていると、こういうことは存じております。過去5年間における寄附額は約500万円程度だとお聞きしていますが、これは毎年100万円程度になると思います。ただ、昨年度は案内所が撤去されたということもあるのでしょうか、寄附額は半分程度まで減少しているようでございます。

今村天主堂は、耐震工事の実施に伴い多額の工事費用が必要ですので、その情報を発信するなど、積極的なクラウドファンディングの働きかけはできないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） それでは、御質問の積極的なクラウドファンディングについて答弁をいたします。

議員がおっしゃられますとおり、改修工事には多額の地元負担が必要になります。ただし、先ほど来の答弁の中でも申し上げておりますとおり、現在、工事期間中でございますことから、安全面の確保も含め、観光客の招致というものが難しい状況でございます。

クラウドファンディングの寄附については、現在インターネット等により行っておりまして、それを引き続き継続していくという手段によらざるを得ませんけれども、現在、ホームページの中に適宜工事の進捗状況なども視覚的にお知らせすることにより、積極的に呼びかけを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに工事中に観光客が来られますと非常に危険だと思います。また、工事に支障を及ぼすのではないかと私も思いますけども、地元負担が先ほど1億円とか言われて、非常に大変な額になります。やはり地元の負担の軽減を図るためにも、工事を支障を及ぼさない範囲で今の天主堂の耐震工事に対する寄附、これをいろんな手段をもって要請していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

次の質問は、今村天主堂の利活用計画の策定についてであります。

第5次大刀洗町総合計画では、町民が芸術・文化を気軽に学び、楽しみ、町の文化遺産が次世代に受け継がれているというのを目標とする姿とされています。また、計画の現状と課題では、文化遺産の維持管理として価値判断のための研究及び体制、文化事務の拠点及び展示保管する施設が不足しているといった指摘もあります。

さらに、施策の展開においては、町内文化遺産の適切な保存と次世代への継承が掲げられていますし、文化遺産の価値判断のための体制整備、そのための拠点としての文化財事務所とか展示保管施設を整備するというにされています。

先ほども申しましたとおり、今村天主堂は、国指定の重要文化財であり、2つの塔を持つレンガ造りの教会で、その美しさは全国的にも希少な建築物であります。したがって、貴重な建築物だからこそ、修理して終わりではなく、いかに持続可能な形で次世代に引き継ぎ、町の活性化につなげるか、これがポイントになると思います。

議会報告会において、住民からも要請がありましたが、町としては今村天主堂の保存・利活用の推進、そのための検討を行うとともに、保存・利活用計画を策定すべきではないでしょうか。

それでは質問します。教育委員会としては、今村天主堂の利活用についてどのようなお考えでしょうか。また、今村天主堂の利活用の方法についての検討を進めるとともに、具体的な利活用計画を策定することはできませんか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、今村天主堂の利活用計画についての質問です。

まず、利活用についての教育委員会の考えについてでございます。

教育委員会としましては、まずは保存のための耐震工事を着実に進め行うことが一番であるというふうに考えていますが、議員おっしゃりますように、同時に工事終了後の利活用を考えることも非常に重要なことだと考えているところです。

次に、利活用方法の検討や利活用計画の策定についてでございます。

今村教会堂の利活用方法の検討については、カトリック教会堂としての性格を十分に尊重し、

保存会と今村小教区で立ち上げられた今村100年会議において、現在協議が進められております。

それに加えて、文化財の保存・維持・管理・公開活用に専門知識を有するコンサルタントへの今村天主堂保存活用計画策定を委託するため、生涯学習課では手助けを行い、計画策定を令和8年度から9年度、国・県、町の補助事業として行う予定となっているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問をします。

先ほども申しましたけども、第5次総合計画では、文化遺産の維持管理として価値判断のための研究及び体制、文化事務の拠点及び展示保管する施設が不足していると、そういった指摘があります。文化財事務とか展示保管施設を整備するんだというふうに書かれております。

今村天主堂の利活用に関する計画は、先ほどコンサルタントに委託されるということのようですけども、町の総合計画で示された施策というのは反映されるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） それでは質問にお答えいたします。

総合計画で示された町の施策を利活用計画に当然反映させるべきものと考えますけれども、この利活用計画の策定はこれからの事業でございますので、どのような形で反映させるかはこれからの議論になるものと考えているところです。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 今回の天主堂の耐震工事というのは、建物の耐震化を図ることが目的だと思います。しかし工事終了後にいかに天主堂の利活用を進めるかというのは、より重要であると私は思っております。

耐震工事が終了するのは15年度ですから、工事終了後まであと8年の期間があります。その間に保存活用計画を策定して、計画に基づく施策を実現するというには時間が多いようであまりないのではないかと思います。早急な対策が必要であると思っております。

計画にどのような施策を盛り込むかというのが今後の課題だと思いますけども、計画は8年、9年に補助事業をしてやるということですけども、今回策定される計画にはどのような施策が盛り込まれるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） それでは御質問にお答えいたします。

今村天主堂保存活用計画につきましては、今村100年会議での議論を踏まえて考えられると

思います。教育委員会としましても、町の施策をどのようにこの中に盛り込むかの協議を積極的にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ぜひしっかりと協議を進めていただきたいと思います。

当初申しましたように、国の重要文化財である今村天主堂につきましては、耐震工事費として国・県、それから町から多額の助成金を受けるというふうになっていますけれども、地元負担金は、先ほど1億円ですか、かなりな額になりますから、あらゆる手段を設けて、地元負担の軽減を図っていただきたいと思います。

また一方では、耐震工事後の今村天主堂をいかに活用して町の活性化につなげるかについて、あらゆる手法を駆使して検討するべきであるというふうに私は考えています。教育委員会では、保存・公開・活用計画ですか、こういった計画の策定に至り、具体的な施策はまだ未定ということでございますけれども、例えば今村天主堂前の駐車場に資料館をつくるというのはどうでしょうか。教育委員会が平田商店から寄附された天主堂に関する膨大な資料が保管されています。こういった資料館をつくって展示したらいいんじゃないかと思っております。ぜひ計画策定には参考にしてください。

最後になりましたが、先日住民の方から、本町における文化財の在り方について要請がございました。要請の内容ですけれども、町では現在、今村天主堂の耐震化を進めておられるが、これは文化財を保存する上で必要不可欠なことだと思つと。しかしながら、本町には今村天主堂のほか、官衙遺跡や百間堰ですか、それから三原城跡、あるいは戦争遺跡など多くの文化財があるので、町全体として文化財の在り方を検討すべきではないかという意見でした。町としては、町内の文化財をアピールするためにも、これらの文化財を結んだんですね。何か非常に強調されておられました。文化財周回ルートを設けるべきであるというようなことを言われておりました。確かに全体的な町の文化財の紹介とか文化財周回ルート、これ設置すること、これは将来的には必要であると私も思っております。しかし、今村天主堂の利活用計画策定というのがありまして、これは早急に対応すべき事案であると考えて今回質問したところであります。ぜひ町の活性化につながるような計画を策定して、今村天主堂が将来の本町における文化財周回ルートの中核として位置づけられると、そういうふうになれば幸いだと思っております。

これで1問目の質問を終わります。

次の質問に移ります。

2つ目の質問は、帯状疱疹ワクチンの接種についてであります。

帯状疱疹は、過去に水ぼうそうにかかったときに、体の中に潜伏した水痘帯状疱疹ウイルスが

再活性化することによって発生する病気というふうにお聞きしています。病状としては、神経に沿って体の左右どちらかに帯状に痛みを伴う水痘、水膨れが出現するそうです。また、合併症の一つとして、皮膚の症状が治った後も痛みが残る帯状疱疹後神経症があり、日常生活に支障を来すことがあるそうです。帯状疱疹は70代で発症する方が多いとのことですが、実際には50代から発症率が急増し、80代までに約3人に1人の割合で発症するということでもあります。

帯状疱疹ワクチンの接種については、令和6年3月議会において質問いたしました。ワクチン接種には1人当たり4万円の費用がかかるということでしたのでぜひ補助をしてほしいという内容でした。質問当時は、朝倉市が助成を行っておられましたので、本町においても早急に対応すべきという考えで町に補助を要請したところであります。

町からは、町単独での接種は難しいので国・県に定期接種化を要望するということと、助成している周辺市町村の状況を調査するとの回答がっております。

その後の追跡調査では、朝倉市などが助成しておりますので調査するとの報告もあっているところでもあります。

幸いなことに、本年度から帯状疱疹ワクチンの予防接種が予防接種法に基づく定期接種の対象になったということで、本町においても、昨年4月から65歳以上の住民を対象に帯状疱疹ワクチンの定期接種が実施されております。また、令和7年度から11年度までは経過措置もあるようです。残念なことに、50歳から64歳までの方は定期接種の対象となっていません。

帯状疱疹は、働き盛りである50代から発症する方が急増するということから、仕事に支障を及ぼさないよう、なるべく早い段階で発症を抑える必要があると私は考えています。現に朝倉市や筑前町など近隣の市町では、65歳から定期接種に加え、50歳から64歳までの方を対象として任意接種とされておりまして、これも助成されているようです。本町においても、帯状疱疹ワクチンの任意接種に対する助成を検討すべきではないでしょうか。

それでは質問します。1つ目は、帯状疱疹ワクチンの接種方針などについてであります。

本町における帯状疱疹ワクチンの定期接種方針、これはどのようになっているか。次に、接種対象年齢とか助成対象となるワクチンの種類、あるいはワクチンの種類ごとの違いはどのようになっているのでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問の帯状疱疹ワクチンの接種について答弁をいたします。

帯状疱疹ワクチンの接種方針についての御質問でございます。

まず、ワクチンの定期接種方針と対象年齢についてでございますが、先ほど議員のほうから御

紹介がありましたとおり、大刀洗町では、令和7年4月から带状疱疹ワクチンの65歳の方への定期接種に対する助成を行ってございます。その際、国の方針に基づきまして、令和7年度から11年度までは、経過措置として、その年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方についてもワクチン接種の対象としてございます。

また、101歳以上の方につきましては、令和7年に限りワクチン接種の対象としているところでございます。

次に、ワクチンの種類や違いについてでございますが、定期接種の対象となるワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がございまして、生ワクチンは1回の接種、不活化ワクチンは2回の接種が必要となります。また、生ワクチンの抗体の持続期間が5年程度であるのに対しまして、不活化ワクチンは10年程度の効果とされているところでございます。

○議長（高橋 直也） 再質問よろしいでしょうか。平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

補助対象となるワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があるようですが、このワクチンの種類ごとの予防効果、これはどの程度あるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは平田議員の御質問にお答えいたします。

ワクチンの種類ごとの予防効果の御質問かと思えます。

ワクチンの予防効果につきましては、生ワクチンの場合は50%から60%と言われておりまして、これに対し、不活化ワクチンでは2回接種した場合でございますけれども、90%程度あると言われております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） 接種の対象者というのは65歳以上ですよ。非常に高齢者ですね。多分ワクチンを接種することを忘れる方もおられると思えます。もし該当する年度にワクチンを接種しなかった場合、次年度に接種することはできるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） ワクチンの接種についての御質問ですけれども、ワクチン自体はいつでも接種することができます。これ任意接種になりますけれども、ワクチン自体はいつでも接種することはできるのですが、定期接種に該当する年度にワクチンを接種しなかった場合におきましては、次年度に接種したとしても定期接種の対象とはなりませんので、ワクチン接種の助成対象とはならないため注意が必要となってまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） それからワクチンの予防効果、これは期間が生ワクチンでは5年、不活化ワクチンでは10年あるということですが、このワクチン接種後5年、それから10年たったら再度接種できるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平田議員の御質問にお答えいたします。

ワクチンにつきましては、先ほども言いましたように、いつでも接種することはできるのですが、接種の助成対象になるのは定期接種のときの1回のみとなりますので、これも注意が必要となります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 補助対象になるのは年に1回だけということですが、やっぱりワクチンの予防効果がある期間、これは生ワクチンでは5年で不活化ワクチンでは10年ということですから、これは多分、再接種を希望する方が結構おられるんじゃないかと思います。その場合、全額自己負担だと4万円ということですから、私は生ワクチンでもいいから再接種を希望される方には、町独自で助成を検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、ワクチンの定期接種の状況などについてであります。

朝倉市などは以前から実施されていますけれども、本町では昨年4月から定期接種が始まりました。ワクチンの接種が開始されてから既に1年が経過しようとしていますので、この間におけるワクチンの接種状況は御存じでしょうか。具体的に質問します。

まず、带状疱疹ワクチンの定期接種の状況についてであります。本町においては、4月以降、ワクチンの定期接種が実施されてきましたが、定期接種の対象者数とか接種率、これはどのような状況でしょうか。

次に、ワクチンの種類ごとの接種率、それから自己負担額はどのようになっていますでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

ワクチンの定期接種の状況についての御質問でございます。

まず、対象者数、接種者数、接種率についてでございますが、令和8年1月末現在で対象者数990名に対し、接種者は217名で、接種率は約22%となっております。

次に、ワクチンの種類ごとの接種率、負担額についてでございますが、生ワクチンの接種が全体の23%、不活化ワクチンが77%となっております。現在のところ不活化ワクチンを接種された方のほうが多い状況でございます。

また、ワクチン接種の費用につきましては、生ワクチンで8,426円、不活化ワクチンの2回の接種で4万3,252円となっております。しかしながら、接種費用の5割程度を町で助成してございますので、個人負担額としましては、生ワクチンの接種で3,000円、不活化ワクチンでは2回の接種で2万円となっております。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） 高齢者にとって、带状疱疹ワクチンの接種を受けるのは極めて大切なことでもあります。私は、多くの方からワクチン接種に4万円もの費用がかかるので町に助成をお願いしてもらえないか、そういった声をお聞きしてまいりました。幸いなことに昨年4月からワクチン接種に対する助成が開始され、ほぼ1年が経過いたしましたので、多くの方がワクチン接種を受けられたものと思っておりましたが、現状は22%ですかね、低い数字となっております。ということは、ワクチン接種を受けていない方が相当数おられるわけでありまして、町として、ワクチン接種を受けない理由というのを把握されておりますか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平田議員の御質問にお答えいたします。

ワクチン接種を受けない理由との御質問でございますけれども、町としましては、できるだけ多くの方にワクチン接種を受けていただきたいというふうに考えておまして、予算計上もしておったところでございますけれども、先ほど町長が答弁しましたとおり、接種率につきましては22%程度となっているところでございます。

なぜ接種されていないのかについてでございますけれども、理由についてはまだ調査を行っておりませんので、不明でございます。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） まだ接種期間が終わっていないし、今後どうなるか分からない中で、接種しなかった理由を把握するというのは確かに調査することも難しいでしょう。難しいなと思います。しかしながら、多くの接種対象者がワクチン接種を受けていないのが現状のようです。これは接種対象者がワクチン接種に対する助成制度があることを知らないからではないでしょうか。町では、带状疱疹ワクチン接種を受けるように接種対象者に何らかの情報提供というのはされているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平田議員の御質問にお答えいたします。

情報提供に関する御質問かと思えます。

町のほうでは、広報たちあらいにおきまして、带状疱疹ワクチンが定期接種になったことを周知しました。定期接種の対象の方につきましては、個別に予診票等を郵送し周知に努めましたけれども、残念ながら先ほど申しましたように、接種を受けていない方が多数いらっしゃるような状況です。

そこで先月、2月上旬になりますけれども、まだ未接種の方につきまして再度、接種勧奨の通知を個別に郵送で通知したところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） ワクチン接種の対象者というのは、高齢者ですからやっぱり忘れていたというのが多々あると思えます。再通知していただけるというのは非常にありがたいことでございます。今後ともぜひ続けていただくよう、お願いいたします。

次の質問に移ります。

次の質問は、ワクチンの任意接種に対する町独自の助成についてであります。

带状疱疹ワクチンについては以前質問しましたが、町長からは、朝倉市などが助成しており、調査するとの回答でした。朝倉市では、以前から50歳以上を調査対象として助成が行われています。自己負担額は、生ワクチンの場合は1回接種で3,000円、不活化ワクチンの場合は2回接種で2万円程度の負担となっているようです。

また、ネットで調査したところ、朝倉市のほかに筑前町でも50歳以上の住民に対する任意接種に対し助成が行われています。

ここで質問です。私は、朝倉市の事前調査の結果を参考にしまして、50歳以上の任意接種にも何らかの助成をしていただけるものと実は考えていたところですが、残念ながら調査結果は反映されませんでした。なぜ調査結果が反映されなかったのでしょうか。

次に、本町でも朝倉市と同様に、50歳以上の任意接種に対し、町独自で助成することはできませんか。50歳以上の任意接種を助成対象とした場合、何か問題があるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えいたします。

ワクチンの任意接種への町独自の助成についての御質問でございます。

まず、朝倉市の事例を反映されなかった理由についてでございますが、町では助成内容等、朝倉市の事例について検討してまいりましたが、国による定期接種の方針が示されましたので、国の方針を踏まえ、65歳以上を定期接種の対象としたところでございます。

次に、50歳以上の任意接種への助成、問題点についてでございますが、50歳以上を助成対象とした場合、仮に接種率を例えば22%で試算した場合でも、新たに1,200万円程度の財政負担が生じることや、人材の確保、予防接種を実施する医療機関との調整などの点で課題があるものと考えてございます。

このため、現在のところ、新たに50歳から64歳までの方の任意接種に対し助成を行うことは考えておりませんが、国民の皆様の健康づくりの観点からは、ほかにも各種事務事業がある中で限られた財源をどこに振り向けるべきかにつきましては、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

近隣市町村のワクチンの接種に対する対応状況についてであります。

ネット情報によると、朝倉市と筑前町は50歳以上の任意接種を助成対象とされているようですが、実際、近隣市町村の対応状況はどのようになっているか御存じでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは、平田議員の御質問にお答えいたします。

近隣市町村のワクチン接種に対する対応状況でございますけれども、近隣市町村のうち、調査したところ、久留米市、小郡市、行橋市などは本町と同様に65歳以上を対象とする定期接種となっております。朝倉市と筑前町につきましては、議員御紹介がありましたように、50歳から64歳までの任意接種に対しても助成を行っているようでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） 令和6年3月議会一般質問に対して町長は、周辺市町村の状況を調査するとの回答でした。確かにその時点では、周辺市町村のうち、ワクチン接種に対する助成をしていたのは朝倉市のみでしたけれども、今では町では他の市町と同様に国の制度に沿って60歳以上を助成したということでございます。しかしながら現状では、朝倉市のほかに筑前町でも50歳から64歳までの任意接種を助成対象とされています。筑前町の取組状況を調査して、50歳から64歳までの任意接種に対する助成の方法などを検討することはできないものでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平田議員の御質問にお答えいたします。

50歳から64歳までの任意接種に対する助成についての御質問でございますけれども、50歳から64歳までの方の任意接種を助成対象にした場合、助成費用につきましては、地方交

付税の基準財政需要額の基礎数値のほうに算入されませんので、全額が町の地方交付税を除く町税等を原資とする一般財源からの支出となってまいります。先ほど町長からも答弁がありましたように、新たに1,200万円程度の財政負担が生じるということで財政的な問題や職員体制の問題、医療機関との調整等の問題が想定されてまいります。したがって、今のところ50歳から64歳までの方の任意接種に対して助成する考えはありませんが、筑前町を含め周辺市町村の取組状況などを今後注視してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 先ほどから申していますように、带状疱疹は働き盛りである50歳から発症率が急激に上昇しますので、何らかの対応が必要であると考えています。周辺市町村の取組状況を注視するだけでなく、50歳から64歳までの方の任意接種に対する助成の方法などについて再度検討する必要があると思います。

任意接種を助成対象とした場合、当然財政的な問題が発生します。先ほど1,200万円と言われましたけれども、例えば助成率を3分の1にするとか、50歳・55歳・60歳のうち50歳のみを対象にするとか、そういった検討はできないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平田議員の御質問にお答えいたします。

助成の率を定期接種と変えるというような御質問かと思えますけれども、2分の1ではなくて3分の1程度とかする場合、医療機関のほうで混乱が生じるのではないかというふうに考えております。同じ带状疱疹のワクチンも2種類ございますし、その中でまた助成の割合が違ってくるということであれば、また医療機関との調整、混乱等の問題が生じてくるものと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 本年度から国による带状疱疹ワクチンの接種に対する助成制度が始まったことに伴いまして、本町でもワクチンの定期接種に対する助成が実施されております。

一方、朝倉市とか筑前町、これは65歳からの定期接種に加えて、50歳以上の方の接種に対しても助成が行われております。

また、ネット情報によれば、県内で50歳からの任意接種に対し助成されている市町村はかなりあるようでございます。それらの対応状況を調査の上、町独自の取組として、50歳代の任意接種に対する助成の方法を、これかなり難しい面があると分かっておりますけれども、ぜひ検討していただきたいと思っております。

ワクチンの効果がある期間は、生ワクチンで5年、不活化ワクチンで10年とのことでござい

ますので、再接種が必要になるのではないかと考えております。再接種を希望した方については、町独自の助成をぜひ検討していただくよう希望するものでございます。生ワクチンでも構わないと思いますので、ぜひ検討してください。

最後になりましたが、先月の20日の西日本新聞によれば、福岡市では带状疱疹ワクチンの接種率が想定の5倍になったということで、追加事業として6億5,000万円を補正予算に盛り込んだと、非常に力を入れているということでございます。接種対象者は19万5,000人と、定期接種に加えて50歳以上の任意接種にも定期接種と同額の補助を行っているということでございます。ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

これで全ての質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩を挟みます。議場の時計で10時40分より再開いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、1番、松本照行議員、発言席からお願いいたします。

1番 松本 照行議員 質問事項

1. AEDの設置について
2. 鵜木川の地域要望について

○議員（1番 松本 照行） 議席番号1番、松本照行でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、順次質問してまいります。

質問は、大項目として、AEDの設置について、2番目に鵜木川の地域要望について、小項目ごとに質問させていただきます。

最初は、AEDの設置についての質問です。

私は、この質問をするに当たり、もっと多くの場所に24時間利用できるAEDが設置されたらより多くの命が救うことができるという話を聞いて、大刀洗町での現状はどのようになっているのかということについて質問してまいります。

御承知のとおり、AEDすなわち自動体外式除細動器は、何かの衝撃等によりけいれんし、ポンプ機能を失った心臓に電気ショックを与え、正常な心臓のリズムを取り戻すための医療機器でございます。そこでまず、町長はAEDについてどのように認識されているのかお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員御質問のAEDの設置について答弁をいたします。

AEDの必要性についての御質問でございます。

今議員のほうから御紹介がありましたとおり、AEDは、心室細動を起こしていれば、強い電流を一瞬だけ流して心臓にショックを与えることで心臓のリズムを正常に戻す機能を備えた医療機器でございます。この点、心室細動になってから1分ごとに助かる可能性が7%から10%ずつ低下すると言われてございまして、心肺蘇生法とAEDをより早く行うことが救命につながるものと認識をしております。

このため、一般財団法人日本救急医療財団が策定したAEDの適正配置に関するガイドラインでは、市役所、公民館、市民会館などの比較的規模の大きな公共施設や学校などへの設置が推奨をされているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） 今お答えいただきましたとおり、正しい操作を行えば、完全に心臓が停止している場合を除き命を救うこともできるという医療機器で、おおむね今町長がおっしゃったように、この後個別にお聞きしていく内容も触れていただきましたけれど、一応法律では義務づけられているものではありませんが、多くの人を利用する、先ほど申されました公民館とかいろんな施設で設置が推奨されているというものでございます。そのような重要な役割を持つAEDの設置状況については、日本救急医療財団の全国AEDマップというのがあります。それによると、町内には事業所などを合わせて48か所が記載されておるところでございます。ただし、AEDの設置には届出が任意なので、これ以上恐らくあるものだと思っております。

そこで、第2項目めの質問ですが、公共施設におけるAED設置状況はどうなっているのか。例えば小学校、役場など大きくりの台数でも結構です。お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

公共施設などにおけるAEDの設置状況についての御質問でございます。

大刀洗町では、大刀洗町役場、中央公民館、ドリームセンター、こども家庭センターをはじめ、4つの小学校と中学校の校舎及び体育館、4つの校区センター、勤労者体育センター、武道場、大刀洗公園、運動公園の計22か所にAEDを設置をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 御答弁いただきましたように、人がたくさん集まるような公共施設にはほとんど設置されているようでございます。今おっしゃった21、これは予算書で拾うとそれとおおり21か所ございました。ちなみに予算額は128万円という金額が計上されております。

す。

なお、AEDマップで地域的に見ると本郷校区の西鉄甘木線から東側など空白地域になっているようにも感じます。この点については後で質問したいと思いますが、次に、AEDは必要なときにきちんと機能を果たす、作動することが肝腎なことは言うまでもありません。その状態を常に保つためには日常的な点検などが必要です。

そこで質問ですが、第1点目は、設置されたAEDは購入なのか、リースやレンタルによるものなのか。

2点目は、設置場所や利用できる時間はどうなっているのか。

3点目は、点検やバッテリー、パッドなど消耗品の交換はどうされているのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをします。

管理運用体制についての御質問でございます。

ちょっと順番は変わりますが、まず、設置場所及び利用可能な時間についてでございますが、設置場所は施錠可能な施設内の入り口近くの目に入るところに設置しており、基本的には、設置した公共施設の開館時間内の利用が可能となっております。

次に、購入・レンタル等の整備手法と消耗品等の交換についてでございますが、定期交換が必要なバッテリーは4年ごとに、電極パッドは2年ごとに交換してございまして、リモート監視システムによりAEDの状態を管理し、エラー発生時や消耗品期限が近づいた場合はメールにて通知が届くようになってございます。この消耗品の交換を含め、リース契約で設置をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） お答えいただきましたように、町の公共施設の場合はおおむねレンタルリースということで取られているようでございます。この質問をしたのは、導入時は購入かレンタルリースのどちらかになりますけれど、それはトータルの費用的には購入のほうが有利、約25万から35万円程度ということでお聞きしておりますけれど、さきに言いましたように、いざというときに利用できないのでは管理責任も問われかねません。管理責任者の交代などが頻繁になると、ちゃんと後任者に引き継がれているのかや、使用期限を把握して交換しているかなど留意すべき点があります。その点、先ほどお答えいただきましたように、リースレンタルであるから、メールとかでその状況、またちゃんとパッドやらそういった消耗品もされているということで安心感があると思います。いずれにおいても、いつでも利用できる状態が保持されているということが重要なポイントだと考えております。

次に、先ほどお答えいただきました設置場所ですけれど、事務室や施設玄関などの人目につきやすい場所に設置されているとのこと。通常そうだと思います。21か所全部がそうだったと思います。果たしてそれでいいのかというのが疑問として残ります。また後でこれについては聞きたいと思います。

次は、必要になったときにAEDはあっても操作できない、利用することができない、せっかく設置したAEDが宝の持ち腐れになっていませんかということです。いきなり操作しろと言われても、なかなか操作講習の経験のない方々にとってはどうしたらいいのか、恐ろしく思われる方も多と思います。このことはふだんの救命講習などで実際にAEDに触れてみることに、そういうのが一番だと思っています。そこで質問ですけれど、町民へのAEDを設置している場所の周知や救命講習の実施はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

町民への周知や救命講習の実施についての御質問でございます。

町民の皆様に対しまして、AEDの設置場所や使用方法について、町独自では特段の周知は行っておりませんが、日本全国AEDマップや救命サポーター等の無料アプリをはじめ、インターネットで「大刀洗町AED」と検索いただければ、近くの設置場所を把握することができるところでございます。

次に、救命講習につきましては、町では毎年、水防訓練終了後に消防団員を対象とした救命救急講習を実施してございます。また、久留米広域消防本部が実施する応急手当講習で心肺蘇生法とAEDの使い方を学ぶことができるほか、三井消防署におきましても、一般公募の普通救命講習を実施しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今お答えいただきました町民へのAEDの設置場所、これはスマホとかそういうものを見なきゃ分からないじゃちょっと困るなというのが率直な意見です。そして毎年、消防団とかに対して、訓練の後に対象としてされていると。これは、されていると言えはされていますけれど、消防団員がいつも扱うわけじゃないんです。だからここが一番の問題で、それと後でおっしゃいました久留米広域消防の救命講習者の実数というのがネットで載っていましたが、令和6年で4,606人という方が広域内では受けられているということです。これは当然、一般の方々も多くの方がいらっしやると思っています。そういう中で救命率の向上、これは町民のAED操作率の向上が決め手だと思っております。設置している施設の職員等への講習は当然すべきです。そこで倒れられた方がいらっしやったときに、扱い切れないじゃ話になりません。だからそういった意味では施設を利用しているサークルなど団体を対象に継続的に進める

べきだと思います。役場での講習会はどうなっているのか。これは先ほどおっしゃいました消防団とは別に、定期的にもし利用されているのであれば、どのように実施されているのかお伺いたします。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 町民の皆様に対して、施設使用の団体等への定期的な講習ということでございますが、町としましては特段、講習等は行っていない状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 先ほども申し上げましたけれど、職員が扱いきれないものが本当に宝の持ち腐れになっているんじゃないかとそういうふうに強く思いました。それでは小中学校のPTAとかそういった集まりで救命講習会を実施したことがあるのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御質問のAEDの救命講習会の実施について、学校等ではどうかという御質問の趣旨だというふうに思っているところでございます。

議員おっしゃっていますように、AEDの設置は非常に、私としても必要であり重要であるというふうに考えているところです。現在、小中学校では年1回程度、教職員を対象として、あるいは保護者・PTAを対象として、たしか三井消防署の消防職員をお招きしてAEDの講習というのを実施しているというふうに記憶しているところでございますので、これは毎年繰り返されているのではないかなというふうに考えているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今のお答えで、大体教職員を中心に毎年行われているということでございます。ぜひともこれからもずっとやっぱり継続して、そういう講習をぜひ実施してほしいということで考えます。

以上、大刀洗町の設置状況について質問してまいりましたけれど、ここからは、先ほど幾つか後で質問しますと言ったところでございますけれど、これからのAEDの運用体制や身近な場所への設置について質問してまいります。

私たちの周りで昼夜を問わず救急車のサイレンを聞かなかつた日はないと思います。ほとんどありません。令和7年10月に発表された、令和6年の久留米広域消防本部の資料では、急病による救急出動搬送は1万6,472件。これが18時から6時まで、いわゆる夜間の救出については6,566件、39.9%。実に約40%が夜間であるんです。今回質問しているAEDを多

く必要とする心停止状態の方は、全てではありませんが、その出動が、心停止の多くは自宅、住宅地で時間的には夜間に発症されていることが多いということを聞いております。心停止は時間を選びません。24時間利用できる体制が求められていると思っております。

2024年の4月のある新聞によりますとAEDの多くが、大刀洗町と一緒にすけれど、屋内に設置されていたが、近年屋外や24時間営業の店舗——コンビニとかそういうところを指しますけれど——に設置されるケースが多くなって、住民に活用を図るよう呼びかけられているとのことです。

そこで5項目めの質問ですが、24時間つまり昼夜を問わず利用できる体制を確保すべきと思いますが、いかがでしょうか。この質問は学校とか、役場とか、設置の管理区分でなく、町としての今後の方向性をお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをします。

設置場所の変更についての御質問でございます。

まず、24時間の運用体制というのは、議員御紹介がありましたとおり、それが可能であればそっちのほう望ましいんだろうと思います。一方で、この運用体制を確保するためには、これも議員のほうから御紹介がありましたとおり、公共施設の建物の外に設置するか、あるいは24時間アクセス可能な施設内へ設置する必要があると考えてございます。

一方で、施設外への設置につきましては、盗難や悪用への対策や、雨風による劣化を防ぐ対策等の課題があるものと考えてございます。この点、メーカーに問合せをしましたところ、AEDは医療機器であり、外に置くことは推奨していないとの回答を得ているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 答弁にありましたが、一番の問題は、盗難、いたずら、破損の心配だということではないかと思えます。それが24時間利用の大きなネックになっていました。しかし、命をつなぐ、その用途としてのAEDでございます。まず設置をすることから考えるべきではないでしょうか。屋外に置くことで雨対策は当然防水ボックスが準備されてあります。ある市においては、盗難を速やかに分かるように、AEDに全地球測位システムGPSをつけ、持ち出された追跡が可能となっている。また盗難保険を掛けるなどの対策が取られています。近くでは久留米市が24時間みんなで使えるように変更するようなそういった話が出てきております。さらに、福岡市、久留米市はAED設置や消耗品の交換に関して助成制度もあるようでございます。そのような社会情勢の変化に敏感に対応することこそ大事だと思います。

再度お尋ねいたしますけれど、少なくとも人が多く集まる公共施設において、単に施設管理者のみならず、周辺住民の緊急救命のためにも率先して24時間開放されたAEDとすべきと思

ますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 議員御質問のAEDの件でございますけれども、まず、久留米市におきましては令和7年度の新規事業におきましてですけれども、公立の小学校にですけれども、43小学校とあと市立の特別支援学校のAEDを屋外に設置してあります。予算としましては約650万円程度というふうになっておりますけれども、その目的としましては、学校のグラウンドや体育館の開放時における安全対策の一環というふうにお伺いしております。

また、緊急時でございますが、救急車にも当然AEDは設置されておりますし、久留米広域消防本部におきましては、119番通報から約6分から7分で現場に到着して救急搬送を行うということでございます。この救急搬送時間におきましては全国のトップクラスというふうにお伺いしておりますので、施設までAEDを取りに行く往復の時間を考えますと、119番通報したほうが早い場合もあるかというふうに考えているものでございます。

また、先ほど言われていました24時間運用というふうになっていきますと、本町におきましてはコンビニエンスストアが十分考えられると思っておりますけれども、そうなった場合におきましては、やはり店内に設置させていただけるものかどうか、または従業員の方が利用されたい方に対しての貸出し業務がしていただけるかどうかのコンビニエンスストア側との協議が必要かというふうに思っているものでございます。

ですので、この場でちょっとなかなか回答が難しいですけれども、この件については、庁舎内で協議させていただきたいというふうを考えているものでございます。

また、中野区、渋谷区、また神奈川県海老名市や埼玉県戸田市、幸手市、入間市などではセブンイレブンさんと連携して、24時間営業の店舗を中心にAEDの設置を進めてあるという先進的な事例もございますので、その件も含めまして、ちょっと庁舎内のほうで協議検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今コンビニとか、そういうほかの対象で求めているものでなく、まずは公共施設、そこでやっぱりやるべきだと。外に置くことで何か問題は、先ほどおっしゃったようなことはあるかと思っておりますけれど、やはりそういう方向性はきちんと決めてほしいと思っております。

それで、次の項目に入るに当たって、身近な事例としてAED設置しているところを紹介いたしますけれど、かけがえのない命を救うためにということで、令和4年4月から北鶴木公民館の玄関の屋外にボックス型のAEDが設置されております。誰でも24時間いつでもためらいなく

利用ができる、そういったことを前提として設置されたものです。このAEDは幸いなことにまだ一度も実際に使われたことはございません。さらに先ほどおっしゃった防犯灯とか防犯カメラを設置しておりますけど、現在まで一度も盗難やいたずらの事件が起こったことはございません。契約等は町と同じような状況でございますけれど、この事例を取り上げましたのは、先ほど申し上げました24時間の運用体制の確立と、これから少し説明しますけれど、身近な場所への設置を実現するための事例でございます。

そこで先ほどもおっしゃいました、心停止の場合1分ごとに10%低下する。総務省消防庁の令和6年の資料によると、救急隊の現場到着、全国平均で申し上げます。久留米広域では8.3分だそうです、が載っておりましたけれど、全国平均は10分です。どう判断されますかということです。心停止は平たく言えば救急隊の到着を待っていても助かる命も救われない場合がある。もう時間との勝負でございます。だからAEDの基本原則としては、心停止から5分以内に除細動ができる片道1分程度の場所が目安と、150メートルぐらいですけど、そういうふうに書かれておりますけれど、実際にはなかなか難しい面もございます。先ほど空白地域になっていると申しました地域、要は甘木線よりも東側、大堰校区も一部含まれますけれど、そういうところがございます。そうした場合、例えば行政区公民館など、身近で皆さんがよく御存じの施設に設置すべきと考えますけれど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

行政区公民館など身近な場所への設置についての御質問でございます。

議員のほうから御指摘がありましたとおり、行政区公民館など身近な場所へのAEDの設置は望ましいものと考えてございます。一方で、AEDの設置及び維持管理には、一定の財政負担が生じることやAEDを設置する施設側の理解と協力が不可欠でございまして、AEDの設置を希望する行政区があれば、費用負担や管理体制の在り方を含め、検討をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、行政区の問題というか、そういう要望があれば、いや要望じゃないと思います。要望があればでは駄目ですね。やっぱりいろんな事情が各区お持ちだと思います。だからこそ町が積極的に予算措置を、設置していくべきと考えます。先ほど21か所で128万円、リース料というか、それがかかっていると。それを1,000万円かかるというのであればそれは大変ですけど、やはりそのあたりを十分しんしゃくしてお願いしたいと思います。町民の方がいつどこで心停止になるか分かりません。他人ごとじゃなくて自分、私自身も、本当にそういうときどうなるのかというのを自分ごととして考えていただきたいと思います。そ

のためには、先ほどから繰り返しておりますけど、身近な場所に24時間利用できるAEDが設置されていること、多くの方がためらいなく使うことができるように計画的に講習会を開催すること、このことを大刀洗町の施策として早急に取り組まれることを提案しますが、最後に町長の本件に対する御所見をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えいたします。

今回議員のほうからいろいろ御紹介いただいた件を含めまして、久留米市の事例も含めて、今後どうあるべきかというのは検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） ありがとうございます。このことについては、機会があればまた再度確認していきたいと思います。

それで大項目AEDの設置については終わり、第2項目めの鵜木川の地域要望について質問いたします。

それでは、大項目2、鵜木川の地域要望について質問します。

昨年11月に鵜木川に関する地域要望が、鵜木川に接する3行政区から町長宛てに出されました。内容につきましては後で質問してまいります。最初に、河川の維持管理の現状について触れていきたいと思います。

町には農業用水など重要な役割を持つ幾つもの河川がございます。一方、それらの河川は梅雨時期や台風シーズンによる道路の陥没、田畑への冠水などの被害をもたらすなど、解決すべき喫緊の課題もたくさんあります。

そこで最初に、大刀洗町にはどのような川が流れているのか、管理者は誰なのかについてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員御質問の鵜木川の地域要望について、答弁をいたします。

大刀洗町を流れる河川と管理者についての御質問でございます。

大刀洗町を流れる主要な河川のうち、国が管理する河川としましては、筑後川、佐田川、小石原川の3本がございまして、県が管理する河川としては、長田川、桂川、二又川、小石原川、陣屋川、大刀洗川、寺川の7本がございまして、このうち小石原川につきましては、本郷に係る栄田橋付近を境に上流が県の管理、下流が国の管理となっております。

このほか小規模な河川や水路など、河川法の適用外で法廷外公共物として町が管理している普通河川としまして、下高橋川、鵜木川、上高橋川、牛手川、本郷川、住吉川、芳原川、大刀洗川、

御陵井手川の9本があるところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） 河川の管理、これはもう端的に申しますと、堤防の補修とかしゅんせつなど、そういう維持管理業務が大事な業務でございますけれど、特にその中でも目立つものが、やはり除草という形でございます。環境美化、毎年繁茂する除草作業ですけれど、道路同様に就農者や地域の人々などが協力と多くの手間がかかっています。そのため、国と県などは河川の清掃、除草などを行っているボランティア団体や企業に支援するような制度がございます。

そこで質問ですけれど、大刀洗町でも〇〇川を守る会というようなボランティア活動がなされていると思いますが、どのような団体があるのかお尋ねします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

河川を守る会などについての御質問でございます。

昨年度、大刀洗町環境保全活動助成金を交付しました河川を守る会といたしましては、陣屋川を守る会、高樋大刀洗川を守る会、桂川ほたる環境保存会、鶴木大刀洗川を守る会、大刀洗川を守る会、これは下高橋、大刀洗川を保存する会の6団体となっております。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） 今おっしゃったようなボランティアを中心とした活動が各地6団体のほうでやられているということでございます。具体的な支援内容とかそういうのは、ちょっと時間の関係でお聞きしませんけれど、ここから鶴木川に関する地域要望について伺ってまいりたいと思います。

この地域自体は、基盤整備がなされる前は縦横無尽に堀、クレークが走っておりました。こどもの頃は魚釣りなどの格好の遊び場でありましたけれど、当時は鶴木川という名前はなく、基盤整備後につけられたものと思っております。現在は上高橋区、鶴木区、高樋区の主に水田からの農業用水が流れ込んでいます。先ほど鶴木川は町で管理する川として御紹介ありましたので、この質問は省かせていただいて、鶴木川は道路排水も含む農業用水路であるかと思っております。管理者は当然大刀洗町で、そういった水路全てをなかなか管理することは難しいということは理解しております。そのために除草など就農者の方が担っておられますけれど、一部においては、加えて地域住民のボランティアの協力で清掃・除草が行われていると理解しています。どちらかという自主的・自発的な取組であると思っております。

しかしながら要望書にあるように、近年の就農者の著しい減少、高齢化などによる担い手不足。除草の継続が困難になっている。この実態に対してどのような認識をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

除草などの担い手不足の認識についての御質問でございます。

まず、鵜木川は、議員から御紹介がありましたとおり、県営ほ場整備事業大刀洗西地区において第1号幹線排水路として整備をされ、町が管理する普通河川でございまして、災害復旧や昨年度完了したしゅんせつ工事など、大規模な事業については町で実施をする一方、草刈りを含めた通常の維持管理については、平成15年に確認書を取り交わし、受益者である高樋、上高橋、今、鵜木の各行政区で行っていただいているところでございます。

また、農業者の減少や高齢化に伴い、年々農業者など受益者だけでは除草作業などが難しくなってきたことから、町としましては、鵜木川の両岸を含め、これまで非農家等も含めて、地区住民が一体となって農村の環境を守る多面的機能支払交付金事業の取組を推進してきたところでございます。

しかしながら、昨今の就業環境の変化等に併いまして、この多面的機能支払交付金事業の取組への参加者も年々確保が難しくなっている状況でございまして、今後の除草作業等への担い手不足は大きな課題と認識をしております。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） 今おっしゃったように、本当に深刻な就農者の問題、高齢化の問題、こういうものはずっと続いてきているし、今後も続くであろうという認識の中で、鵜木川の要望は十分承知してあると思いますけれど、やはりのり面から一部土羽というか、土の部分に草が繁茂するわけですが、そこをコンクリートで張ってほしいというのが要望の趣旨です。実際に見られたと思いますけれど、実際はかなり急なところで、転落するとか危険があるし、または下に下りたブロックのところもかなり狭くて、そこからの除草作業もかなり難しい。さらに言えば800メートルから1,000メートル、900メートルぐらい長いところを刈らなきゃいけない、除草しなきゃいけない、そういう実態でございます。

そこでまず、要望のあったコンクリート張りについてはどのように受け止めてあるのか。これは先ほどおっしゃった農水省とかの多面的支払機能支払交付金制度とか利用しているにもかかわらず、やはりそういうのがあるにもかかわらず、この張りについてはどう受け止めてあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

コンクリート張りの要望についての御質問でございます。

昨年11月、上高橋区、高樋区、鵜木区の区長及び土木長の皆様から、鵜木川の路肩から

1メートル程度の河川のり面を各区において年数回程度、役員及び関係者で除草作業を行っているけれども、作業者の高齢化に伴う安全面を考えたとき、今後の管理が困難な状況になっていることから、鵜木川のり面の張りコンクリートの要望を受けたところでございます。

この点、上高橋区では、河川側路肩のり面にガードレールが500メートル程度設置されておりますため、高齢者も多く、作業時の事故等が危惧されること。高樋区では、乗用草刈り機で400メートル程度の除草作業を行っているが、通行量も多く、作業時の事故が危惧されること。鵜木区では、これまで隣接する耕作者の協力により800メートル程度の草刈りを行ってきたが、耕作者の高齢化により、今後の草刈りが難しい旨をお聞きしてございまして、要望をいただきましたコンクリート張り等、今後何らかの対策が望ましいものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） 今後コンクリート張りとか、それが望ましいというお答えをいただいたんですけど、今その要望は実際に望ましいところと今後実際に計画していくのかどうか、今どういうふうな状況で要望はなっているのか。そしてまた、具体的には今おっしゃったコンクリート張りを検討するというところでございましょうが、要望として今どういう状況にあるのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

要望への今後の対応についての御質問でございます。

まず建設課のほうでは、今回の鵜木川の張りコンクリートなどの要望を含めまして、各行政区から毎年多くの要望をいただいているところでございまして、要望の多くは、緊急車両の通行困難な集落内の狭隘道路の拡幅や、高度成長期に設置した施設の橋梁や側溝、舗装などの維持工事が多い状況でございます。また、近年の物価や賃金の上昇もございまして、財政的にも厳しくなっているのが現状であり、鵜木川の張りコンクリート要望を含め、各行政区からの要望に対しましては、財政面や費用対効果を検証しながら、優先順位を整理した上で対応を検討する必要があると考えてございます。

このため、昨年11月の地元要望の際には、農政課が所管します町の単独の補助事業としまして、利用者が農業用施設の維持管理を目的とした工事に対する補助事業がございまして、別の地区におきましては、この補助事業を活用して複数年かけてコンクリート張りを進めているケースもございまして、こちらの補助事業についてもお伝えをさせていただいたところでございます。

また、今回要望のコンクリート張りにつきましては、現状では既存の国・県の補助メニューでは対応が難しい面もございまして、今後の農業者等のさらなる高齢化の進展を踏まえ、今後何らかの対応ができないか、県に対しても要望しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） 今お答えいただいたように、県に対しても要望していくということでございますけれど、コンクリートを張るということは、これから10年、20年、その就農者というのはその作業、除草作業からやっぱりそういう負担から免れるわけですね。これは本当に大事なことであると思いますし、また、農業用水路やら維持管理は、地域の善意やボランティアに依存する体制はもはや限界と考えております。だから機械化や外部委託の活用など、町の施策として大きくかじを切る時が来ていると思います。そのような切実な思いを酌み取り、早急に要望を実現する必要があると考えますけれど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

早急に実現をすべきとの御質問でございます。気持ちとしては、私も同様に思っております。ただ、先ほども答弁しましたとおり、今回の要望につきましては、コンクリート張り等の今後何らかの対策が望ましいと私自身も考えてございますので、引き続き、どのような対応が可能かにつきましては、県への要望も含めて、地元と協議をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 当然国・県、予算補助を求める、これはぜひとも必要でございます。ただ、国・県の補助等のあるなしを理由にせず、町民の声に正面から丁寧に向き合う逃げない行政、これは町民が言わなければ何も動かないじゃなく、そういった声をお聞きになればやっぱり積極的に動いていってほしいというふうに考えております。

これまで住民が主体となった環境保護は、地方自治の観点からも重要であるということは全ての方々が理解していると思います。現実的には一部の方の尽力で成り立っているようなところもございますけれど、鶴木川の地域の要望のように、必要に応じてコンクリートを張り、雑草を物理的に根絶するような見直しすることも、また河川などの良好な環境を将来まで残していくことも両立できる大きな基本政策と考えます。

このことを踏まえながら、今後の農業政策や河川管理を進めていかれることを切望して、私の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、松本照行議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここで昼の休憩をいたします。議場の時計で13時15分より再開いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後1時15分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に9番、大石純議員、発言席からお願いいたします。大石議員。

9番 大石 純議員 質問事項

1. 町内における解体車ヤードについて
2. 下高橋官衙遺跡の有効利用について

○議員（9番 大石 純） 議席番号9番、大石純です。議長より許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

1番目は、町内における解体車ヤードについて、2番目は、前回に引き続き、下高橋官衙遺跡の有効利用についてです。

まず、大刀洗町内における解体車ヤードの実態と違法状態等の是正の実行性について、質問させていただきます。

大刀洗町内では、特に菊池校区において、複数台の解体車両が集積されている、いわゆる解体車ヤードと見られる場所が確認されています。

まず、お伺いします。町は町内に何か所の解体車ヤード、またはそれに類する解体車ヤードが存在すると把握されているか、具体的な件数で答弁してください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員質問の町内における解体車ヤードについて、答弁をいたします。

解体車ヤードとそれに類するものの数についての御質問でございます。

福岡県内におきまして、使用済自動車の再資源化等に関する法律、いわゆる自動車リサイクル法に基づいて解体業を行う場合は福岡県知事の許可が必要でございまして、町内には解体業の許可業者が4業者ございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 御答弁ありがとうございます。4業者ということですが、私が確認するところ、今7つぐらい解体車ヤードが実際存在しております。既に10年以上経過しているところもあるようでございます。その4件という数値が実際どれほど精度の高さで調べられているかというのがちょっと疑問ですが、その点はお答え願えますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 大石議員の御質問に回答いたします。

4業者というのは、福岡県のほうの解体業の許可を受けている業者の数でお答えしております。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） では、ここでもう一度確認させていただきます。

無許可で車両を集積し解体作業を行うことは、都市計画法、農地法、自動車リサイクル法の観点から問題があると思いますが、この認識でよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） すみません、大石議員、もう一度御質問を確認させてください。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） 私が確認するところ4件以上、実際解体車ヤードが菊池校区に存在しています。その点で、こういったところは私は無許可になると思うんですけど、その点はどういうふうに考えられておるのでしょうか。違反性があるかどうかということです。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 町のほうでは、ヤードのほうに違反性があるかどうかということは、ちょっと把握しておりません。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） 町の中で違反の可能性があると業者が複数存在しているということは間違いなくと思います。4つしか届出が出ていないということですから。これを是正させるというのが私は行政の役割ではないかと思います。町は違反としたそういった事例があるのか、そういうことを把握されているか、もしあればその件数を教えてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 大石議員の御質問にお答えします。

町では無許可で車両を集積し解体作業を行っている業者については、今のところ把握しておりません。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） 把握していないということは、例えば過去5年間遡って、この解体車ヤードに対して町が行った指導・助言、是正要請等は全くないということでもよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えします。

過去5年間の指導・助言、是正要請についての御質問でございます。

解体車ヤードについての指導及び助言、勧告及び命令につきましては、自動車リサイクル法に基づき都道府県知事に権限がございますので、町に対し、自動車解体車ヤードが原因の騒音や油の流出等の相談・苦情があった場合には、福岡県北筑後保健福祉環境事務所に連絡をして、町と一緒に対応いただくことになると考えてございますけれども、過去5年間では町に対し、自動車

解体車ヤードが原因の騒音や油の流出等の相談や苦情等はありません。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） 確かに法的な監督権限というのは福岡県にあるものもあります。しかし問題が起きる場所は町の中にあり、騒音、排油、火災、大型トラックの出入り、これら全てはほぼ住民生活に直結する問題だと思います。県の所管だからといって町が実態すら把握していない、これは大きな問題ではないかと思います。責任の所在の話であって、問題を放置しているということでは駄目だと思います。住民から見れば、県か町ではなく、困っている場所が町の中にあるかどうかです。町として実態調査、県への情報提供、住民相談等、これらは当然の役割ではないかと思います。町は本当に現状を把握しているのでしょうか。行政として極めて消極的な姿勢ではないかと思います。

全国ではこのヤード問題が拡大し、騒音、排油、不法投棄、盗難車の問題が多数発生いたしております。問題が起きてから「県の所管でした」では住民は当然納得しないと思います。また、一定の指導ということでも町民は納得しません。結果として撤去されていないのか、されているのか、今もその場所に車両があるのかなのか、そういったことを今から把握しようとしているかどうかというのを教えてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 大石議員の御質問にお答えします。

町といたしましても、住民の相談に応じまして現地確認や情報収集を行うとともに、関係機関と連携しながら情報把握に努めていきたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） 実際、住民の方々からそういった苦情とかいうのは町に来ていないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 先ほどの町長の答弁とも重複しますが、5年間でヤードに関する相談というのはございませんでした。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） それでは、このヤード問題というのは非常に大きな問題があると私は思っています。このヤードの中には、外国人が実質的な管理運営を行っていると思われるケースがあります。町として事業許可の有無、土地利用の適法性、これらについて日本人、外国人の別なく厳正に確認するという事は取られていますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

事業許可の有無、土地利用の適法性についての御質問でございます。

解体業を行おうとする者は、自動車リサイクル法に基づき、事業所所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされてございまして、日本人、外国人の別なく、所轄庁である県において許可基準に沿って確認がされているものと理解してございます。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） しかし現実には、相手が外国人だから、言葉の問題があるから、対応が後手に回っている事例もあるのではないかと思います。町として外国人が関与する事案ほど、警察、県、入管と積極的に連携していくべきではないかと思います。

ここで町長にお伺いいたします。解体車ヤードの問題は単なる環境問題ではなく、町が違法状態を放置しているのではないかという町政への信頼の問題ではないかと思います。町長は、現在の対応を十分だと考えられているのか、それとも不十分だと認められた上で今後改善していくのか、どちらのお考えであるか、いま一度御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

町が違法状態を放置しているのではないかとの御質問でございます。

町では、違法に車両を集積し解体作業を行っている業者につきましては、現在までのところ把握はできてございませんけれども、町に対し、自動車の解体音や部品が散乱している等疑わしい施設、違法ヤードの相談があった場合には、速やかに現地確認を行い、立入検査権限のある福岡県の廃棄物対策課、あるいは北筑後保健福祉環境事務所及び警察等と連携して対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 御回答ありがとうございます。今後、町内の解体車ヤードの全件調査、違法が疑われる案件の件数の公表、改善されない場合県や警察署への正式要請、これらをぜひ積極的に行っていただきたいというふうに思います。

違法解体業者の把握等、例えば無車検車運転のパトロール、違法業者の徹底的な排除を私は町を挙げて行ってほしいと思います。こどもの通学路である町道を堂々とナンバーなしの車で移動しているという状況、これを私は何度も確認しております。町の無法地帯化のような様相を呈してきております。こういうことがない町を、まずは町として対応していただきたいと思います。

住みよいまちづくり、安心安全なまちづくりの観点から、まずこのような目に余る明らかな外国人による違法行為の防止、今は小さな芽ではありますが、こういうことが堂々とあからさまに行われぬよう、例えば埼玉県川口市のクルド人問題のようにも、今のうちからしっかりと芽を摘んでいってほしいと思います。

特に、解体事業目的で大刀洗に新設する業者の制限やコンプライアンスの基本の徹底を事前に厳しくチェックを行うということ、そしてさらに町としての実態調査、県への条例要請を強く要請して、まず1番目の質問を終わらせていただきます。

次に、2問目に入りたいと思います。

前回の一般質問に続き、今回は別の観点から、下高橋官衙遺跡の有効利用について伺います。

下高橋官衙遺跡は、大刀洗を代表する歴史資源です。しかし素直に申し上げて、町の観光資源として十分活用されているとは言い難いと思います。現状では、維持管理費がかかる一方、町の財政に直接的な利益を生んでいないと考えます。

そこで、まず率直に伺います。この遺跡の重要性を町長としてどのように考えておられるのか。また現在、町にその遺跡が利益を生んでいるのか、それとも支出だけを生む存在ですか。事実でお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えします。

下高橋官衙遺跡につきましては、奈良時代の官衙跡ということで、貴重な我が町を代表する遺跡、文化財であるというふうに認識してございます。ただ、これはあくまでも文化財でございますので、基本的には利益を求めるような施設ではないことから、今議員が御指摘のような観点からは、官衙遺跡が町の収益につながっているかというふうな御質問でございましたけれども、現在のところそのようにはなっていないのではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） では確認いたします。前回の質問で、年間200日程度利用されていると伺いました。その利用料は、概算で結構ですが、総額幾らぐらいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは大石議員御質問の、現在の下高橋官衙遺跡の年間の利用料について答弁させていただきたいと思っております。

下高橋官衙遺跡公園の利用料については、下高橋官衙遺跡公園の設置及び管理に関する条例第8条において、1つ目には、行商、募金、その他これらに類する行為をしようとするとき、2つ目に、業として写真または映画等を撮影するとき、3つ目に、興行その他これに類する行為をしようとするとき、4つ目に、協議会、展示会、博覧会、集会及び各種の行事、その他これに類する催しのため、遺跡公園の全部または一部を独占しようとするときに使用料を納めることが規定されています。

また、同条例の施行規則において、使用料の免除の規定が定められており、これまでの使用許可においてはこの規定が適用されており、実際に利用料を徴収したような事例はなく、令和6年

度はゼロ円であり、他年度も基本的にはゼロ円となっているところであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 利用料は取っていない。また利益を生まない一方で、維持管理費というのは毎年発生いたしております。この状態を続けるということについて、最終的な責任者は町長でよろしいですね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

教育委員会が所管する史跡公園ではございますけれども、最終的に予算の調整権等は町長にございます。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） それでは、直近5年間で下高橋官衙遺跡の維持管理に町は幾ら支出しましたか。概算で構いません。

○議長（高橋 直也） すみません、これは通告相手が町長になっておりますので。中山町長。

○町長（中山 哲志） この質問につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、大石議員御質問の直近5年間で下高橋官衙遺跡に概算で幾ら支出したかについて答弁いたします。

下高橋官衙遺跡公園の維持管理に係る経費ですが、草刈りの委託料、上下水・電気料金、各種修繕などで直近5年間の合計で約1,500万円、年平均約300万円の支出となっています。

また、官衙遺跡公園については、年約100万円の特別交付税措置がなされているところです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 1,500万円の支出によって、例えば町の税込、雇用、定住人口、この3つのうちどれか1つでも明確に増えましたでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えします。

今言われたようなことについて明確にお答えするのは難しゅうございますけれども、冒頭に答弁させていただきましたとおり、この官衙遺跡については、町の文化財として貴重な史跡であり、また、この公園を通じて地域の皆様の健康維持等、いろいろな意味で憩いの場になっている面もあるんだというふうに認識してございます。

議員お尋ねの税込の増加ですとか、あるいは定住人口の増加にどれだけこの遺跡が寄与してい

るのかということについては、正確には把握できてございません。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） つまり、税金は使い続けたんですが成果は示せない。これは私は政策として成功と言えるのか、それとも失敗なのか、この点で町長の認識をお伺いしたいと思えます。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えいたします。

重複した答弁になって恐縮でございますけれども、この下高橋の官衙遺跡公園というのは、収益を目的として設置している遺跡公園ではなくて、貴重な文化財を後世に伝えていくために町のほうで管理をしている史跡公園だというふうに認識してございます。例えばこちらの公園だけでなく、大刀洗公園にしても、各種公園ございますけれども、基本的に公園というのが、現状においては、収益を得るために設置をしているものではなく、もちろん維持管理等の費用等は生じておりますけれども、町民の皆様をはじめ、公園の利用者のためのいろんな観点の利用面で住民福祉の向上のために設置をされているものだというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） 私、今の答弁は質問には答えられていないと思います。私は文化的意義とか、そういうのを聞いているのではありません。財政的に成功か失敗かということをお伺いしております。そういう点ではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えします。

財政的、町の税収に直結するという御趣旨の御質問であれば、それは直結はしていないと思えます。そういう意味でいえば、この当該遺跡を史跡公園としてではなくて、例えば工場団地とかで企業立地をしたほうが町の税収面ではプラスになります。ただ、先ほど来お答えしておりましたとおり、奈良時代の貴重な官衙跡ということで後世に残すべきだということで、当時の教育委員会なり、町のほうが判断をして、今の形の国の重要文化財として史跡として残す決定をしたものだというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） それでは伺います。財政的に厳しいからと分かっているながら、町は収益化の具体策というのを一度でも検討したことはございますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えします。

先ほど来の答弁と重複して恐縮でございますけれども、基本的にこの官衙遺跡というのは、文

化財史跡公園でございまして、収益化を目的として設置した公園ではございませんので、この官衙遺跡をきっかけに収益を町として上げるような検討というのはこれまではなされてきていないのではないかと考えてございます。

先議会などから議員のほうから御指摘がっておりますように、この史跡公園の隣接地なりにそういう町の税収増にも寄与するような施設を設置するというのは、それは一つの考え方かもしれませんが、史跡そのものに収益を目的としたものを置くというのはなかなか難しい面もあるというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） 検討はされていないということです。

それで、厳しいと言いながら同じ支出を今後も続けていくということ。これは行政として私は怠慢であるのではないかと思います。

国は、公園や史跡の収益化手法として、9年前からパーク P F I 制度というのを明確に用意いたしております。町はこの制度の内容について、どの程度把握されているでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

パーク P F I 制度についての御質問でございます。

この制度は、飲食店や売店など、公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度というふうに理解してございまして、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減するとともに、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備管理手法というふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） そういうパーク P F I を承知されていて、初期投資は民間、維持管理費も民間、町は使用料や還元金を受け取れる。それでもこのパーク P F I というのを、この場所に検討しなかった理由についてお伺いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

パーク P F I というのは、都市公園法に基づく都市公園において活用できる制度でございまして、大刀洗町内には都市公園法に基づく都市公園はございませんので、この制度をそのまま適用するというのは難しいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） 先ほどから文化財とか史跡ということを理由にされますが、全国で史跡プラス飲食、展示、物販を併設している事例は多数ございます。例えばお隣の県、吉野ヶ里歴史公園では、アウトドア企業スノーピークが参入し、キャンプ、宿泊、飲食、物販を組み合わせた観光拠点が整備されています。明後日18日にプレオープンし、4月より本格稼働となっております。結果として、年間来園者は70万人規模です。

そこで伺います。このような民間導入型の史跡活用を研究調査されたことはありますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） この質問については、教育委員会のほうから答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、今議員から御紹介がありましたように、他自治体の事例の調査についての御質問です。

この制度については、私自身は、議員の御質問で初めて認識したところではございます。パークPFI制度の事例としては、近隣では久留米の中央公園においてスポーツガーデンがカフェKURUMERU等を運営している例があるというふうにお聞きしているところです。

また、先ほど議員が御紹介にありましたように、吉野ヶ里遺跡公園の指定地外にキャンプ、あるいはレストラン等宿泊施設が開設されている。また、大阪市の難波宮跡の史跡指定地、この史跡にも史跡の指定地跡に隣接する公園エリア内でこのようなパークPFI制度を活用した例があるというふうにお聞きしているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） このパークPFIということが9年前から国が提案しているにもかかわらず、本町だけができない理由を述べる。できる事例を調べていない。これが実態で間違いないと思います。町民の皆さんは、なぜ草刈りしかならない遺跡に税金を払い続けるのかという疑問を持っています。町はこの疑問にどう説明するのか。

では改めて聞きますが、現時点で町民に対し、将来こういったパークPFIを使っていくというふうなビジョンはございますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、このパークPFI制度が想定しますのは、都市公園法に基づく都市公園でございますので、町内には都市公園はございませんけれども、ただ、誰もが安全で快適に利用できる公園となるよう、公園の質の向上や公園利用者の利便性の向上と公園の効率的な維持管理の在り方については、今後とも引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） ここまで実際に検討なし、ビジョンなしということが明らかになりました。検討という言葉が今町長の口から出ましたけれども、このパーク P F I の可否について、年度内に方向性を示すという覚悟はおありでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって恐縮でございますけれども、パーク P F I 制度が想定しておりますのは、都市公園法に基づく都市公園でございます。町内にはそういう都市公園が存在しておりませんので、現時点においてパーク P F I 制度をそのまま適用するというのは困難であるというふうに認識しております。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） そのまま適用ということなら、この吉野ヶ里公園というのはスノーピークグラウンズというのが実際もう4月から動き始めるわけです。感覚からすれば、ほとんど下高橋官衙遺跡と私は変わらないというふうに思います。先ほどは検討するという少し言葉が出ましたが、そのためには、この下高橋官衙遺跡を誇りと言いながら赤字を垂れ流すのか、誇りと利益を両立させるのか、これは町長の政治姿勢そのものだと思います。具体的にこういう行動を強く求めたいと私は思います。

ここで政策提案させていただきます。下高橋官衙遺跡は県道に面しており、立地条件は最高である。史跡周辺に道の駅、物産販売、観光案内、カフェなどを整備すれば、歴史観光と地域産業を結ぶ循環型地域経済の拠点にすることができます。下高橋官衙遺跡を核とした道の駅型拠点観光についても検討はできると思います。私は、この下高橋官衙遺跡でパーク P F I を検討するというのであれば、史跡そのものだけでなく、史跡に近接する土地を町が一定程度確保していくということが前提条件になると思います。なぜなら民間が自由度を持って事業提案できる。史跡への直接的な改変を避けられる。町が主導権を持った事業設計ができるということでございます。

そこで伺います。町として、下高橋官衙遺跡に近接する地域の土地を将来的なパーク P F I 導入、観光資源化を見据えて、取得する考えはおありか。町長の見解を伺います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、官衙遺跡につきましては、史跡公園でございますので、史跡の保存、後世に残すというのが第一義でございますので、史跡の指定区域内にそういう施設を建設するのはなかなか文化庁等の許可が下りないのではないかと、難しいのではないかとというふうに考えてございます。

一方で、史跡に隣接して、今議員のほうから御紹介があったような道の駅ですとか、あるいは

そういう利便性を向上するような施設を整備するというのは、それは一つの手法としてはあり得るのではないかと考えてございます。ただ一方で今、道の駅につきましては、建設課のほうで検討しておりますけれども、そこが一番最適なのかというのはいろんな観点から検討する必要があるものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） そこが一番最適なんですよ、どう考えても。県道は4車線化しますし、今後それに合わせて道の駅というのは私は一番いい場所だと思います。先ほど私が質問した点にちょっと答えられていないんですけれども、土地取得については今後検討されていくのかどうか、そこをいま一度お伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、そこに何を持ってくるかというのを考えるのがまず第一なんだろうと思います。官衙遺跡に隣接した土地を町で購入をして、それが道の駅になるのか、飲食店や売店など公園利用者の利便性を向上する施設になるのか分かりませんが、それを官民連携の手法で民間事業者等を公募して新たにその地域の核としてつくってはどうかというふうな御趣旨かと思っておりますけれども、まず、どういう施設を持って来るから隣接地のどのくらいの面積が要るんだとか、そういう検討が必要でございますし、そもそもそういうのに官民連携であれば応募する事業者があるのか。やっぱり収益が上がる見込みがないと民間事業者のほうは出てまいりませんので、あるいは事業化検討時のマーケットサウンディングの検討から公募・選定・契約まで、そういうのを実施する担当職員の確保等必要でございます。

いずれにしても、すぐに今この隣接地の土地を具体的にどこか町のほうで買収して、それを基に一体的に、議員が御提案いただいた道の駅なり、それに類するような施設を直ちに町のほうで整備するというところまでの検討には至っていないところでございます。

○議長（高橋 直也） 大石議員。

○議員（9番 大石 純） 土地の取得は確かに支出を伴いますが、毎年収益を生まない遺跡管理に税金を支出し続けているという事実があります。毎年確実に出ていく支出と、将来収益を生む可能性のある投資、町として優先すべきはどちらでしょうか。私は土地の確保を先に行うことが非常に重要だと思います。パークPFIを検討すると言われながら、その前提となる土地の確保を一切考えないということであれば、これは検討でなく先送りかと思っております。活用計画なし、経済効果試算なし、民間導入検討なしであれば、それは資源ではなく、眠り続けるお荷物の土地になってしまいます。町長はこの遺跡を生かすという御意志はございませんでしょうか。

人口減少の今の時代において自治体が税金で整備するというのは当然限界があると思います。

民間の活力を生かしながら土地資源を活用するということが必要です。下高橋官衙遺跡を観光拠点として生かすのか、このまま保存だけで町民のお荷物として終わらせるのか、町長の政治判断を伺います。

私は、下高橋官衙遺跡について、パーク P F I は民間資金、道の駅は国の資金、町は一部の土地確保のみ行えばいいと思っております。このような方法で眠っている町の資源を有効活用し、観光資源化する。もう待ったなしではないかと思えます。今まで町は一体何をやってきたのでしょうか。地域循環型経済を目指し、町独自の自主財源確保という観点からも、一刻も早く取りかかる必要があると思えます。場所の検討から、いつも言われていますが、実際協議会すら立ち上げられていない状況です。場所は、私はもうここで決めていいと思えます。既に21年前に基本計画書まで作成されているわけで、それを粛々と実行していけばいいと私はそう考えております。何で全くその動きが見えないのか私は不思議でたまりません。これは政策提言です。下高橋官衙遺跡は、何度も申し上げるとおり、道の駅の候補地としては条件をかなり満たしております。10年先とかいう消極的な発言では全く駄目です。町として、パーク P F I のための民間導入の可能性調査を来年から始めていただくということについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、答弁が重複して恐縮でございますけれども、この官衙遺跡公園というのは、文化財として後世に伝え残していく史跡公園だというふうに認識してございます。その中でどういうふうに町民の皆様に御活用いただくかというのは、それはまたその考え方があるんだろうと思えます。現在も地元のほうのグラウンドゴルフであったり、J Aの農業まつりであったり、あるいは商工会のひばり市等でも一部活用いただいておりますけれども、あるいは町の健康課がやっておる公園ウォークとかですね。ただ、議員が御指摘のように、もっともっと官衙遺跡を活用して、町民の皆様をはじめ地域の皆様に有効活用していただくべきではないかというのはまさしく私も同意見でございます。もっと活用できる方法について検討してまいりたいと考えてございます。

一方で、今議員のほうから御紹介がございました、パーク P F I 制度導入に向けての調査を来年度からでも始めるべきではないかというふうな御趣旨の御提案かと思えますけれども、これについては、まず今の史跡公園内ではパーク P F I 制度はそのまま適用はできませんので、そこはもっと広い意味での P P P、P F I 等の官民連携の手法が隣接の用地を買収した上でできないかというふうな形の調査にするのであればなろうかと思っております。

いずれにしても、これは当初予算等にも上げておりませんので、現時点において来年度からすぐ実施するというのは難しいと思えますけれども、議員からの御指摘も踏まえて、どういう活用の在り方があるのか、もっと官衙遺跡を含めて、町民の方が利用しやすく、あるいはいろん

な意味で活性化につながるようなやり方がないのかというのは今後も検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） ありがとうございます。検討していただくという言葉を書きましたので、ぜひ来年度以降、調査研究というのをずっと進めていっていただきたいと思います。

そういった意味で町長の政治判断を強く求めて、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋 直也） これで、大石純議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩を挟みます。議場の時計で14時15分から再開いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時15分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、8番、河野政之議員、発言席からお願いいたします。

8番 河野 政之議員 質問事項

1. こどもの安全について
2. 総務省の自治大学校研修について

○議員（8番 河野 政之） ただいま議長のほうから指名をいただきましたので、質問させていただきます。議席番号8番です。河野政之と申します。

では早速、始めさせていただきます。

私は、大項目として、こどもの安全について、それから2番目として、総務省の自治大学校の研修についてを質問させていただきたいと思います。

小項目で、一番初めに、近年道路が狭い上に大型車両が多いという環境の中でこどもたちの安全が担保できていない状態について、今この案件につきましては建設課の取り扱う事業だと思っておりますが、なかなか前に進みません。そこで今日は切り口を変えて、こども課、教育委員会はこの項目に対してどのような考え方をお持ちかをお尋ねいたします。

私は以前、小学校の事業に参加して、通学路の現地を見、安全確認をする事業に参加していました。また、年に一度だけ見守り隊、PTAを含めた意見交換会があります。それにも参加しております。そのときいろいろな意見が出ていますが、この意見が出された要望を教育委員会、こども課がどのような対策を講じてあるかを聞きたいと思います。

そこで、菊池小学校周辺のグリーンベルト、白線が消えて全く見ることもできません。それから通学路について、危険場所へのカーブミラーの設置、続いて通学路の安全確保は町としてどう取り組んであるか、まずこの3点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、河野議員御質問のこどもの安全について答弁をいたします。

まず、菊池小学校周辺のグリーンベルトと白線についてでございますが、大刀洗町では令和5年度から、交通量が多く、グリーンベルトが消えている箇所から部分的に改修する維持工事を進めてございまして、福岡県におきましても、本年度、本郷基山停車場線の菊池保育園付近の交差点の安全対策に加えて、旧パナホームまでの区間に新たにグリーンベルトを設置いただいたところでございます。

議員御質問の菊池小学校付近のゾーン30のエリア内につきましては、本年度からグリーンベルトや白線、ゾーン30の路面標示の改修を進めてございまして、来年度の完了を予定してございます。

次に、危険箇所へのカーブミラーの設置についてでございますが、大刀洗町では、町が管理する町道を通行する自動車の事故防止を目的として、行政区からの要望も踏まえ、カーブミラーの設置を行っているところでございます。

一方で、里道や個人宅、アパート等の出入り口などに対しての設置は行っておらず、町道でも宅地の出入り口等で生活の支障となる場合には設置できない場合もあるところでございます。

次に、通学路の安全確保についてでございますが、大刀洗町では平成24年、全国での登下校中の事故が相次いだことから、関係機関と緊急合同点検を実施し、平成27年3月に大刀洗町通学路交通安全プログラムを策定し、関係機関等の連携を図るため、毎年、大刀洗町通学路安全推進会議を開催し、大刀洗町役場内では総務課、建設課、こども課と小郡警察署、久留米県土整備事務所、町内校長会間で情報の共有を図るとともに、各学校から危険箇所の要望を受け、現地視察や対策等の協議を行い、必要な対策につなげているところでございます。

教育委員会の取組については、教育委員会から答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、河野議員の御質問の、通学路の安全確保についてどう取り組むかの御質問にお答えしたいと思います。

教育委員会こども課では、先ほど町長が答弁しましたように、大刀洗町通学路交通安全プログラムに基づく大刀洗町通学路安全推進会議に参加し、各学校から要望された危険箇所について現地確認を行い、必要な対策を行っているところです。

また、各学校の取組につきましては、危険箇所等につきまして情報が入りましたらその都度、

児童生徒・保護者へ確実に周知し、安全に関する注意を促しているところです。

さらに、小学校においては、新年度当初から上級生と新入生と一緒に集団登校を行ったり、下校時に教師が児童と共に通学路と一緒に歩いたりして、通学すべき道路や危険箇所を直接、児童生徒へ周知指導しているところです。

そのほか定期的に、保護者や見守り隊と地域住民の方々と連携を強化しながら、危険箇所等を重点的に見守っていただいているところです。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） ありがとうございます。

私は、小学校の4年生ですか、3年生ですか、と一緒に通学路の危険な場所を勉強のために見回っていったんですけど、そのときに引率者の先生が本当に素晴らしい先生で、もう自分がここに来ればどこが死角に、車が見えるか見えないかということも下調べをずっとしてあって、本当にこの先生はすごいなという。やはり先生は一生懸命になって下さらえをし、こどもたちのために指導してあるなと思っております。

そこで、見守り隊、PTA、先生方を含めて、やっぱり意見交換会があるんですけど、そのときには様々な意見が出ております。それは教育委員会のこども課のほうには報告はいつているのでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） それでは答弁させていただきます。

先ほど申しましたように、町のほうでは大刀洗町通学路交通安全プログラムに基づく安全推進会議のほうを実施しております。その中で各学校のほうから、通学路の危険箇所について報告を受けておまして、その安全会議の中で様々な見回り、実際に現地を確認したり、どういった対策が取れるかということを検討しているものでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） 先ほど、町長のほうからも言われたように、グリーンベルトも今一部はきれいに出来上がっているんですけど、今は予算とかいろいろありまして、早いうちにやりますよということで御返事いただきまして、本当にありがとうございます。できるだけ早くお願いしたいなと思っております。

あとはもう答弁要りませんが、やはりこどもたちはみんなで見守っていかないとはいけませんので、今後もやはり悪い箇所は早く整備をしてから、こどもたちが安全に行けるように、今の時期に道の拡張とか、そういうことでも予算のほうもありませんので大変ですから、できるところ

からやっぱりやってもらいたい。できるところからというのは、やっぱりグリーンベルトとか、白線とか、ここは学校の通学路ということで運転手に知らせるといこともこれは大事な一つではないかなと思っております。本当にみんなで見守りたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは、2項目の外国人住居者への交通マナーの対応についてです。

これは外国人といいますと、ちょっとこの前警察の方ともお話ししましたが、非常にフィリピンとか、インドとか、いろんな他国なんですけど、交通ルールはあってないようなものと。私たちがやっぱり外国人を指導するという事は、本当に日本人を指導するよりも何倍も骨がかかりますことを警察の方は言っていました。それで久留米のほうでは外国人学校というのがあります、そこに年に1度、2度、警察のほうが行って指導をされるそうです。ところが、大刀洗においては、学校がありませんので指導はできないと思います。そこで、私はやっぱり一番大事なのは、外国人を採用している事業主を町の取組で、やはり外国人の方も、この前インドの方とちょっと話しましたが、6年間、今日本におると。そして妻子は向こうに残していると。何ですかって言ったら、勉強させるため、学費を送るために全く帰れないということ言っていました。そういう方たちが日本で本当に事故に遭ったり大変なことになったら、送るお金もなくなりますので、ぜひみんなで外国人さんたちをやっぱり見守っていきなと思っております。

そこで、町としては、事業主への取組として、事業主もなかなか理解ができないと思っておりますけど理解していただくように、そうしますと警察のほうからその事業主の方の従業員さんたちに粘り強く指導していただくことがやっぱり大事ではないかなと思っております。町としては、その付近をどのようにお考えかということで、警察との連携はどのようになっているか。また、町として外国人を雇っている企業の住居者に対して交通ルールの指導、それから通学路安全確保、町としてどう取り組んでいるか。これは私、通学と間違えて書いているんですけど、これは横断歩道を実際私、朝毎日見守りをしておりますけど、ヘルメットはなし、歩道を自転車で通勤してあります。対向車からは子どもたちが歩いてきております。こういう実態ですけど、この人たちは4月1日から青切符、赤切符があるんですけど、今後は罰金刑で青切符を切るんですけど、なかなか外国人さんはヘルメットも着用しない、そういう状況で指導するのも大変だなと。だからといって私たち見守り隊が指導するということはなかなかできないです。もう行き来しておりますので。まず私のほうからしていませんけど、そういうところで、町としての考え方をお願いしたいなと。再度言いますけど、通学路安全確保というのは、歩道を自転車で通勤してある方のことを指したんですけど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 河野議員の御質問にお答えします。

外国人居住者への交通マナーについての御質問でございます。

まず、警察との連携についてでございますが、大刀洗町では小郡・三井地区国際化対策連絡協議会などを通じまして、小郡警察署、小郡市をはじめ、関係機関と連携を図っているところです。この点、小郡警察署では外国人留学生向け交通安全教室を開催してございまして、昨年11月には小郡市内の自動車学校でネパールやベトナム出身の留学生らを対象に、スタントマンを使用した自転車を巻き込んだ事故を再現して危険性を伝える交通啓発や、自転車は左側通行、並走しない、並んで走らない、イヤホンをして運転しないなど、日本の自転車の交通ルールを具体的に指導する交通安全教室を開催したところでございます。

また、NILS日本語学校の留学生に対しまして、防犯講話とともに、交通指導を実施し、年末の交通安全県民運動においてイオン小郡店などで交通安全のチラシや啓発物を配付し、外国人も含めた地域住民の皆様へ事故防止を呼びかけているところでございます。

次に、外国人を雇っている企業や居住者に対する交通ルールの指導についてでございますが、これまでのところ、町独自で外国人を雇用している企業や居住者に対する交通ルールの指導は実施しておりませんが、先ほど申し上げました小郡・三井地区国際化対策連絡協議会などを通じて、どのような対応が可能なのか協議をしてみたいと考えてございます。

次に、通学路横断等の安全確保についてでございますが、これも先ほど申し上げました大刀洗町通学路安全推進協議会や、小郡・三井地区国際化対策連絡協議会などにおいて対応を協議してみたいと考えてございます。

教育委員会の取組につきましては、教育委員会から答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、引き続き河野議員御質問の、外国人居住者への交通マナーの対応についての御質問について答弁させていただきたいと思っております。

通学路の安全確保に対する教育委員会としての取組についてですが、通学路の安全確保は全ての児童生徒にとってひとしく保障されるべきものであり、外国人居住者の増加に伴う交通環境の変化にも的確に対応していく必要があるというふうに考えています。

町では、先ほども答弁いたしましたように、大刀洗町の通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の合同点検を継続的に実施しながら、危険箇所の把握と対策を進めております。

また、各学校においては、交通ルールや自転車の乗り方等について交通安全教室を開催しているところです。外国人の児童生徒にも理解しやすいように、補助員、支援員等がついておりますので、安全意識の向上に取り組むことができるよう、重要であると考えていますので、そういった支援も含めながら理解を促しているところです。

今後も、警察や地域、企業、学校と連携しながら、誰もが安心して暮らせる交通環境の整備に

は、あるいは理解には努めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） ありがとうございます。

今、見守りしておりますけど、以前は中学生はヘルメットを顎の裏につけて、そういう生徒は今一人もいません。全部ヘルメットをきちんとかぶって、挨拶もよくできて、すごくよくなってきたなという感じがしております。それだけ御報告をしておきます。

大項目の2番目に行きたいと思います。

総務省の自治大学校研修について、お尋ねしたいと思います。

研修カリキュラムにおいては、地方自治制度、自治体のガバナンス、管理監督職のためのコンプライアンスなどの総合教養や公共政策、行政経営など幅広い研修をお受けになっているとお聞きしております。そこで次の内容について聞きたいと思います。

総務省の自治大学校研修に町の職員が参加される意義について。

次、費用や人選の方法。

次が、研修が町の行政にどのように反映され、活性化されたでしょうか。

最後、参加した管理職のその後はどうなっているでしょうか。

以上4点について、答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、河野議員御質問の総務省の自治大学校研修について、答弁をいたします。

まず、研修の意義についてでございますが、自治大学校は、地方公務員に対する高度な研修を行い、その質を向上するとともに、勤務能率の発揮及び増進を図り、もって地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を期することを目的として設立された地方公務員のための国の研修機関でございます。

自治大学校では、地域の実情に即したカリキュラムが提供されておまして、小規模自治体の職員が、地域特有の課題に対処するための専門的な知識の習得をはじめ、地域の課題解決に向けた人材育成やネットワークの構築、住民との関係強化、職員のモチベーション向上など、多岐にわたる意義があるものと考えてございます。

この点、今後少子高齢化のさらなる進展に伴いまして、これまでどおりの職員の確保が難しくなることが想定される中、複雑多様化する行政課題の解決や行政サービスを維持向上させていくためには、これらを担う人材の育成と職員の能力開発がこれまで以上に重要になってくるものと考えてございます。

次に、費用・人選についてでございますが、人選につきましては、参加者の意欲と自主性を重視し、手挙げ方式で行ってございます。過去5年間での参加者は2名であり、費用は令和5年度が、研修負担金12万500円、旅費8万7,790円、令和6年度が、研修負担金11万3,600円、旅費9万917円となっております。

次に、行政への反映についてでございますが、受講したカリキュラムは、地方行政・財政の課題、社会保障と財源、人間関係論などの総合教育科目が13時限、危機管理、人材育成戦略、リーダーシップ、コンプライアンスなどの公共政策・行政経営科目が18時限、災害危機管理、多文化共生、貧困対策、DX推進など地方公共団体をめぐる最新の政策課題が29時限のほか、演習としまして持ち寄り型の事例演習や特定政策課題レポートが19時限、その他振り返りなど4時限の計83時限を受講してございます。

管理職には部下のマネジメントや外部との調整力、地域課題における政策や経営的視点が求められてございまして、自治大学校での研修は専門的な講義受講を通じて習得した知識やスキルを今後の職務の遂行や部下への指導に生かしていただくことを期待しているところでございます。

次に、参加者のその後についてでございますが、先ほどの答弁と重複しますが、自治大学校での研修を通じて習得した知識やスキルをそれぞれの職務の遂行や部下への指導に生かしていただいているものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） それでは順次、再質問をさせていただきます。

自治大学校で学んだ管理職のうち一名の職員は、自ら複数の文章を偽造して宿泊費を受け取り、さらにはそのような行為を部下にも指導するなどした結果、公務員の非違行為に該当するなど、管理職にあるまじき行為として分限処分を受けております。また、旅費規程のさらなる緩和を要求し、もう一人の管理職の方が、決裁文書の改編していたことが明らかになっています。行政のコンプライアンスの服務規定について研修を受けてこられた方々が、なぜこのような事態の当事者になっているのかを質問させていただきます。

○議長（高橋 直也） 答弁を願います。中山町長。

○町長（中山 哲志） 河野議員の御質問にお答えします。

個別の事案についての答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、当該研修には管理職に部下のマネジメントや外部との調整力、自治大学校での研修を通じて習得した知識やスキルをそれぞれの職務の遂行や部下への指導に生かしていただきたいという思いから研修に参加をさせていただいているところでございます。

例えば、個人名は避けましても、研修に参加した一人の者につきましては、これまでも市町村職員研修所が実施をする地方自治法ですとか地方公務員法を講師として教える立場でござい

ました。また、庁舎内においても地方自治法の職員研修や震災研修等、いろいろ教える立場でもございましたので、今回の自治大学校の派遣を通じて、さらにそういうスキルなり知識をつけていただいてフィードバックしていただきたいという思いで参加をさせたところでございます。

○議長（高橋 直也） 河野議員。

○議員（8番 河野 政之） 本当に私も残念でなりません。こういう素晴らしい方が素晴らしい研修を受けて、結果的には町を裏切るようなことをしたということが本当に残念でなりません。

では次に、町が公金を支出して研修を受けた管理職が、率先して不適切な行為を繰り返しています。研修の内容と正反対の行動をしており、令和8年度も研修費が計上されていますが、この自治大学校の研修に参加させる意味があるのでしょうか。問います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 河野議員の御質問にお答えします。

先ほど研修の意義については申し上げたとおりでございます。また、来年度実際に研修に派遣するかにつきましては、これは先ほども申し上げましたとおり、職員の手挙げ方式にしておりますので、応募する職員があれば、これについては研修に派遣をさせたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、今後少子高齢化へのさらなる進展に伴いまして、これまでどおりの職員の確保が難しくなることが想定される中、複雑多様化する行政課題の解決や行政サービスを維持向上させていくためには、これらを担う人材の育成と職員の能力開発がこれまで以上に重要となるものと考えてございますので、今後とも必要な研修については研修機会の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 河野議員。

○議員（8番 河野 政之） 町長、私も研修をさせて、その方の能力を発揮するという、これは大事なことです。研修にはやっぱり行っていただきたい、研修を受けていただきたいという気持ちはたくさん持っております。

では次に参ります。

部下を指導する立場にある管理職員が、率先して不適切な行為を取り処分を受けるなど、役場の信用を失墜させているということについて、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 河野議員の御質問でお答えしたいと思いますけど、通告をいただいているのが総務省の自治大学校研修でございますので、ちょっと質問の趣旨が通告の内容とは違うのかなと考えてございますけれども、不適切な事案については大変遺憾に思っておりますし、職員を指導監督する立場としては責任を感じてございます。

○議長（高橋 直也） 河野議員。

○議員（8番 河野 政之） 質問内容が違う、私はいいと思うんですけど。

○議長（高橋 直也） ちょっと質問を整理させてもらいますと、この総務省の自治大学校で研修を受けた方が不祥事を起こしているという前提の質問じゃないんでしょうか。そうですね。それについてもう一度きちんと町長がどう思っているかということ聞かれていますので、それについての回答を、答弁をお願いいたします。

中山町長。

○町長（中山 哲志） 河野議員の御質問にお答えいたします。

この総務省の自治大学校研修については、職員の人材育成、能力開発の面から必要な研修だというふうに認識してございます。一方で職員の不祥事事案は、これとは別にたすべき問題だというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 河野議員。

○議員（8番 河野 政之） 管理職が不正を働き処分されたことについて、町長の管理監督責任をどうお考えでしょうか。問います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 河野議員の御質問にお答えします。

旅費の証拠書類に関していろんな不適切な事案があったことについては、これはまず、旅費制度をきちんと職員の誤解のないよう分かりやすい、あるいは不正が起こり得ないような制度にしていくというのが私の責任だと考えてございます。その上で、私の管理監督責任については改めて判断したいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） 行政のガバナンスが全く機能していないとしか言いようがありません。今後、町長は行政のガバナンス構築をどのような対策をお取りになるでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 河野議員の御質問にお答えします。

ガバナンスの構築というのは、議員がどのような趣旨で言われているのか十分理解できてございませんけれども、今後とも、これまで以上に職員の指導監督に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） 私は議員になってまだ2年余りですが、その僅かの中に役場の問題を調査した中で思いを強くしたのは、役場のガバナンスが機能していないということと、人材育成がほしいということです。町長の人材育成についてのお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 恐れ入ります。もう一度御質問、人材育成がひとしいというのは、どういう意味でございましょうか。

○議長（高橋 直也） 今、河野議員が言われているのは、こういった研修制度に職員を行かせながらその職員がそういった不正をするということについて、今後どのような危機管理を持ってガバナンスを徹底していくかということですかね。

○議員（8番 河野 政之） そうです。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 河野議員の御質問にお答えします。

先ほど来重複した答弁になって恐縮ではございますけれども、職員の人材育成と能力開発というのは、これからの自治体経営を考えるに当たって必要不可欠だというふうに私自身が思っております。町の行政、事務処理を回していくのは職員でございますので、職員がその人材育成をしないと何もできませんので、そこに注力してまいりたいと考えてございます。ですので必要な研修については、この自治体大学の派遣研修に限らず、受講させていきたいと思っております。

またそれと別に、職員に対する綱紀の徹底であるとか、コンプライアンスの徹底等については、これはこれとして今まで以上に職員に対して指導監督してまいりたいと考えてございますし、そういう意味で研修を受けさせたのにそれが生かされていないではないかというふうな御趣旨の質問であるとしたら、それについては誠に遺憾でございますし、必要な研修は研修として受講させるとともに、職員の指導監督も今後より一層注力してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） 人材育成はどんな組織でも一番力を入れなければなりません。その組織がカクテキにより、より継続し発展していくためには、まず人を育てていくことが大事です。それが町長の役目ではないでしょうか。

最後に、今回の不正問題発覚を機会として、大刀洗町役場のガバナンス機能を管理職が率先して襟を正し、人材育成に取り組むべきと強く申し上げて、私の質問とさせていただきます。

終わります。

○議長（高橋 直也） これで、河野政之議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時52分

令和8年 第14回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和8年3月17日 (火曜日)

議事日程 (第4号)

令和8年3月17日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 竜博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	福岡 信義	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	渡邊 章子	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	西村 智道
建設課長	黒岩 雄二	住民課長	入江由香理
会計課長	案納 明枝		

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和8年第14回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております7番、平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 不祥事の経過や対応について
2. 任意団体の現状と対策について
3. 校区センターの管理運営について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従って質問させていただきます。

珍しく朝一番の登壇であります。楽器もそうなんですけど、朝一というのはなかなか口がまめりません。その点、御容赦ください。どうぞよろしくお願いいたします。

1、不祥事の経過や対応についてです。

この間、議会の調査により、町職員による不正や不祥事、不適切な経理などが複数明らかになりつつあります。一部においては、事実認定に基づき処分などがあっておるようですが、まだ全容が解明されたとは言えず、今後も行政として真摯な調査や是正が必要と考えられます。

一方、現時点で判明した事実を見ると、当町の行政の内部統制がいかに機能していないのか、今月の議会においても、遵法精神や公金の取扱いについて初歩的な基本が周知されていないことが管理職の発言からも明らかになっており、寒心に堪えません。

そこで質問ですが、第1に、当町行政においては、横領や詐欺、使途不明金などは何件・何円までなら許容されますでしょうか。

第2に、職員による旅費の不正について、懲戒・分限処分が下されたとのことですが、事案の発覚から処分に至る経緯を詳細に答弁をお願いします。

第3に、その旅費の返還請求について、2件のみを請求するという判断は法に照らして妥当でしょうか。

第4に、具体的な再発防止策についてお聞かせください。

第5に、行政の各種の不祥事について、住民や議会への報告体制はどうなっていますでしょうか。

第6に、一連の不祥事に対し、町長、副町長などの管理監督責任をどう考えていらっしゃるでしょうか。とりわけ課長級が不正を行ったことについての管理監督責任はどうでしょうか。

以上、6点について答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の不祥事の経過や対応について答弁をいたします。

まず、公金の横領、詐欺、使途不明金の類いは何件・何円まで許容されるかについてでございますが、本町に限らず、公金の横領、詐欺、使途不明金の類いは、件数や金額の多寡に関わらず、許されるものではございません。

次に、職員による旅費の不正についてでございますが、分限懲戒審査委員会において、平成29年度から令和6年度の宿泊を伴う出張の全てについて、調査対象者及び一緒に出張した職員並びに当時の会計管理者に聞き取り調査を行い、宿泊の事実を確認するため宿泊施設へ宿泊証明書を請求し調査をした結果、被処分者は出張事実のない空出張はなかったものの、平成30年から令和2年の宿泊を伴う出張において、旅費の請求に当たり宿泊証明書の偽造を複数回行ったこと、また現時点において宿泊施設のほうにデータが残っておらず、宿泊事実を確認できない宿泊が2泊分あったことから、この宿泊施設にデータが残っておらず宿泊事実の確認が取れなかった2泊分の宿泊料の返還を求めるとともに、懲戒処分に処し、併せまして管理職が非違行為を複数回行ったことは地方公務員法第28条第1項第3号に該当すると認め、降任の分限処分としたものでございます。

次に、旅費の返還請求についてでございますが、先ほど答弁しましたとおり、調査対象者及び一緒に出張した職員並びに当時の会計管理者に聞き取り調査を行い、宿泊の事実を確認するため宿泊施設へ宿泊証明書を請求し調査をした結果、出張事実のない空出張はなかったものの、現時点において宿泊施設のほうにデータが残っておらず宿泊事実を確認できなかった2泊分の返還を求めたものでございます。

次に、再発防止策についてでございますが、本議会に大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正を上程してございますが、昨年9月から庁議におきまして、職員の旅費に関する条例などの改正について協議を進めてきたところでございます。そして、職員から改善や疑問点を出してもらおうなどして、条例・規則の改正を含め、Q&Aや旅費の手引の作成に努めてきたところでございます。

次に、住民や議会への報告についてでございますが、職員の処分につきましては、本年1月

6日の議会全員協議会で御説明した後、被処分者、事案概要及び処分内容について町のホームページに掲載するとともに、マスコミに対して資料提供をしたところでございます。

次に、管理監督責任についてでございますが、今後、同様の不詳事案がないよう、国の法改正を踏まえた必要な条例・規則の改正をはじめ、旅費のQ&Aや旅費の手引の策定など、職員への制度の周知徹底、チェック体制の強化に取り組んでまいります。その上で、これまでのかてて（旧さくら市場）の問題も含めまして、改めて管理監督責任について判断をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次、再質問させていただきます。

（1）です。残念なことに、この当町においては非違行為が幾らまで許されるのか、何件・何円までなら許されるかという点から聞かざるを得ないほど、当町の行政、組織は機能していないと感じます。これまでも、なぜ議論がかみ合わないのか、私は不思議に感じていましたが、他の自治体や組織では当たり前の常識や前提が、特に当町の特別職、一部管理職においては全く通用しないということが原因だと分かりました。このような質問から始めざるを得ないこと、極めて残念な事態であります。

ともかくにも、先ほどの答弁では、件数や金額の多寡にかかわらず、こういった不正は許されないという答弁をいただきました。

そこでお尋ねしたいんですが、よく議会の調査活動を批判し、町の事業を支持する立場の方々が「担当者が頑張っているんだから、少しぐらい会計が合わなくたっていいじゃないか」とか、「町のイメージが悪くなるから、議会は少々の不正には目をつぶれ」という趣旨の御意見がよく寄せられます。先ほどの町長の答弁に照らして、こうした御意見は正しいと思いますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

そういう意見があることは承知しておりますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、行政において不正行為というのは1円たりとも許されざるものだというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるとおりだと思います。そうであれば、ぜひ町長にお願いしたいんですが、町長の町政運営を支持する方々も含めて、こういう主張をする方に、当町においても1円の不正や誤った経理は許されないということを、ぜひ町長名で説明していただけないか。対話とか、対話と称する会とか、広報での周知でもいいです。

ですから、誤った主張をこれ以上広げないために、町長が率先して支援者の皆さんや住民に周知すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員のほうから御指摘があった点ですね、行政において、そういう使途不明金なり、あるいは金額が合わない、そういうのはあつてはならないということは当然のことでございますし、それについては、町民の方というよりは、職員に対して指導監督をさらに徹底してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ぜひ住民、職員は当然なんですけど、住民の方にも、当町においてもこうした不正は1円たりとも、1件たりとも許されないということを、町長の当然の決意として広報していただきたいと思います。

それからね、例えば、かててではなくて旅費に関しても、1万900円ぐらい、1万900円、2件、それぐらいいいじゃないか、そんな御意見もいただくんですね。それも当然許されない話です。そういうところを、まず町長が率先して決意表明して説明していただければと思います。

2点目です。先ほどの答弁では、旅費の不正発覚までの経緯が全く答弁にないのはなぜでしょうか。ホームページでも分限懲戒委員会にかかった後の経緯説明しかないようですが、どのような経緯でそれらの不正疑惑が発覚したのか、もう一度、御答弁ください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。重松副町長。

○副町長（重松 俊一） それでは、分限調査委員会の委員長をしておりました私のほうより、お答えをさせていただきます。

まず、職員の旅費の不正が発覚したのは、令和5年2月におきまして、例月出納検査において不明確な添付書類が確認をされました。それに基づいて、3月に監査委員さんのほうが宿泊証明の発行先の施設へ問合せをし、宿泊の事実がないということが判明し、その後、その内容を総務課長のほうに報告をされております。

3月中旬、これをもって教育委員会のほうで処分するようにしたところ、教育委員会のほうが内容ではちょっと協議できないということで、分限調査委員会のほうに諮問をされ、分限調査委員会のほうが審議した後、教育委員会のほうに答申をしております。で、4月に教育長より本人へ訓告処分をなされたところです。

その後、百条委員会等の調査等がありまして、職員の旅費の疑義が発生しましたので、6月に町長より町の分限調査委員会のほうに諮問をされ、分限調査委員会のほうで7月から12月にかけて7回ほど委員会を開催し、旅費の疑義について調査・審議を行い、去年の12月25日に町長へ答申し、翌日、町長より本人へ処分をなされたところです。

本年1月6日に総務課長より議会全協へ報告し、その後、処分等についてホームページ及びプ

レスリリースをした経緯となっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 多分、今わざとさらっとお流しになったと思うんですけど、以前の訓告処分というのは公になっていません。こうした問題が明らかになったのは、一昨年12月議会での議員の質問により、当該人物の文書偽造問題が一般に明らかになり、議員は町長や教育長に再調査を求めたのではありませんか。なぜその重要な経緯の説明がないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。重松副町長。

○副町長（重松 俊一） 分限調査委員会の委員長としての経緯を説明したところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質問にお答えいただきたいんですよ。その事案の発覚から処分に至る経緯なんです。分限調査委員会の調査の経過じゃないんです。何で分限調査委員会にこれらの複数の事案がかけられることになったのか、そこを詳細にお答えいただきたいです。お隠しにならずにとということです。ちゃんと公にしゃべっていただきたいです。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

議員から御指摘がございましたように、議会のほうから御指摘があり、また百条委員会等で調査される中で、新たに複数の事案が疑義があるということが出てまいりましたので、改めて私のほうから分限懲戒審査委員会のほうに諮問し、先ほど述べたような調査を行ったところでございます。

○議長（高橋 直也） すみません。傍聴者の皆様、携帯電話の電源は切っていただきまして、この中での携帯電話の使用はお控えください。よろしく願いいたします。

平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そういうことですよ。議会での質問で再調査を議員が求めたのに、それに対して町長や教育長はどのように答弁なさいましたか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 当時、6年の12月の議会だったというふうに思いますけれども、私としては、そのときの分限調査委員会に諮問して、そして答申を受けました、訓告という処分をです。その処分については尊重すべきではないかというふうな答弁をさせていただいたというふうに思っているところです。たしか、調査をいろいろ言われましたけど、調査しないとは私自身は答えてはいなかったのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

一 昨年12月議会でございますので、私が正確にどう答弁したかというのは今ちょっと覚えておりませんが、恐らく分限懲戒審査委員会の結果なり経緯を御説明したのではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 複数の議員が調査を求めたことに対して、町側は「本人がほかにはやっていないと言っている」などと言って、不正を働いた本人の言い分をうのみにして追加調査を拒否したのではないのでしょうか。その結果、町側が再調査を拒否した結果、やむを得ず議会の多数で百条委員会が設置され、調査に多大な時間をかけた結果、多くの余罪が判明し、町長がやむを得ずその事実に基づき分限調査委員会に諮問して、処分に至ったのではないですか。どこか違いますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員のほうから御説明がありましたように、議会からの御指摘があり、百条調査の中で新たな疑義が生じてまいりましたので、私のほうから再度、分限懲戒審査委員会のほうに調査を行うよう諮問をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 自らのゼロ回答によって、やむを得ず百条委員会が立ち上がり、百条委員会の調査によって複数の余罪が発覚したり、かてての不適切経理が発覚したりという経緯を、なぜ住民に正直に説明しないのですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えしますが、その部分の認識は議員のほうと私のほうと違ってございまして、私としては、今まであったことについてはお伝えをしてくれているものと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も言いますが、分限調査委員会の立ち上がりからしか説明していないし、プレスリリースもしてないですね。それに至った町側の不誠実な答弁、それに対する議会の意思決定や、多大な時間をかけた調査というものを——事実とは違わないですよ。先ほどの答弁で事実とは違わない。その事実と違わない町長が認めた事実を、なぜ住民に説明も謝罪もなさない。それから、議会の多大な調査に関する何かの意思表示も行わない。改めて聞きます。何ですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員の御質問の趣旨がよく理解できないんですけれども、私どもとしては、先ほど来答弁いたしておりますとおり、新たな疑義が生じたことから、再度、分限懲戒審査委員会のほうに調査を命じ、その調査結果に基づき職員の処分を行ったところでございます。これについては、その処分の内容なりについては、先ほど申しましたように、ホームページなり、マスコミに資料提供なりをしてきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これは町長に言わせると、かみ合わないという、すり替えになるんでしょうけど、何度も言いますが、疑義が生じた経緯をなぜ説明しないんですかと聞いてるんです。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど議員のほうから、一昨年12月議会において調査をしないのかというふうな趣旨の質問があり、その際に、私なのか、教育長なのかはあれですけれども、職員がもうほかにないというふうに言っているからしなかった旨の答弁があったように議員のほうは覚えておられるということかと思っておりますけれども、そこについては、現時点においてほかの複数の疑義が生じておりますので、議員から言われれば、それはそのときに町としても再度ほかにないのか調査すべきだったというのは、これは私も現時点ではそういうふうと考えてございます。

ただ、私どもは基本的に職員を信頼して行政を行っておりますので、職員が虚偽のことを言うというふうには想定していない部分がございますので、信頼関係の中でこれまで業務を進めてきたところでございまして、ただ議員のほうから再三御指摘がっておりますように、現時点において考えると、もう少し丁寧に調査をするべきだったというふうに反省はしてございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 政見を聞いてるんじゃなくて、簡単な事実経過をちゃんと、疑い、間違いの、事実経過を誠実に住民にお知らせしなさいというだけなんですよ。町長のお考えは聞いてません。

それから、議会にも何かおっしゃることはないんですかね。こういう、これだけの多大な調査をさせておいて、事実が発覚したにもかかわらずですよ、議会に対しても何らの御意見も御意思表明もない。本当に残念なことだと思います。

3点目です。町長は、宿泊の確認が取れない2件について返還を求めるとの内容ですが、実際には偽造した証明書で本人が受け取った旅費は全て不当利得であり、返還を認めるべきではない

ですか。つまり本人が証明すべきものを出す機会があったのに出さずに、偽の証明書で宿泊を受け取った。これは全件不当利得だと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

先ほど冒頭に答弁いたしましたように、調査をした結果、出張に行っていないような空出張はなかったと。ホテルのほうに、宿泊施設のほうにデータが、その者だけではなくて、全ての者について、もう年数が経過しておりますので、現時点でデータが残っておらず、宿泊が確認できなかった2件について返還を求めたものでございまして、その他の件については、宿泊したというのは、ホテルのほうに証明書を問い合わせ、宿泊した事実は確認してございます。なので、そこは実際に宿泊してございますので、それは旅費の、議員がおっしゃるような不当利得にはならないのではないかと考えております。

ただ、その宿泊証明書を偽造したというのは、これは地公法に反することです。それについて処分を行ったところでございまして、この処分内容については、顧問弁護士のほうにも協議をし、妥当だというふうな見解をいただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も言いますが、出すべきときに出さなかったから、もうそれは権利の回復なんかできないですよ。泊まっていたというのは結果であって、そういう公金を支出する際に偽造証明書で公金を詐取していたと、住民団体からも告発されているんですけど。町は公金を詐取された被害者でありますから、当然、詐欺や横領の既遂——既遂じゃないですよ、既遂ね——当該職員を刑事告訴すべきだと思います。我々納税者から見ても、町長の答弁は極めて不正行為者に甘く、公金の管理者としての自覚がないと言わざるを得ないと思います。

4点目は、条例も出ております。その中で質疑しておりますので、今回は省略したいと思います。

5番目ですね、これも何度も申し上げているんですけど、全く誠実な対応がなされていない。住民に対しても、先ほど言ったように、簡単な経過すら誠実に、自分、御自身に都合の悪いことは全く説明しないどころか、9月の町長主催の説明会においては、法を殊さらに無視したり、事実と異なる記述の資料を作成して、虚偽の事実に基づいた誤った認識を植え付けようとする。それから、職員向け説明会でも、同様の対応だった旨お聞きしております。ただし、職員説明会においては、3件の横領事案は削除されていたと聞いております。

もう一つは、住民の代議機関である議会への対応です。特に不祥事について、速報でもいいので速やかに報告してほしい旨の意見を何度も申し上げておりますが、全く是正されておられません。個人情報漏えいという重大な事案についても、議会への正式な報告は発生の何と1週間もたつ

てからでした。

まず、お尋ねしたいのは、町長は不祥事について議会へ速やかに報告する意図も必要性も感じていないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

不祥事案が発生した場合は、議員が今御指摘がありましたとおり、議会のほうにも速やかに報告なりするべきだというふうに私は思っております。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） どの程度なら報告する、どの程度なら報告しない、そういう基準というのはあるんですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

不祥事案、どこからどこまでがあれなのかというのはすごく明確にお答えするのは難しゅうございますけれども、基本的には議会のほうに報告すべきだと考えてございますが、今、議員のほうから御質問がありました、どこまでだったら議会のほうに御報告なり御説明して、どこまでだったら議会のほうに説明しなくていいというような、そういう基準を定めたような文書なり規定なりというのは、今のところは存在してないところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） となると、現状としては町長の判断によるものというふうに理解していいと思うんですよ。そうすれば、都合の悪い情報ほど早期に議会に報告して対応を願うと、それが当たり前の内部統制じゃないかと思うんです。

例えば下水道事業会計で消費税の事前納付を失念し、延滞金が発生したケースがあると思うんですが、それは町長から議会への報告は必要ないという判断でしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

正確ではないかもしれませんが、担当課、建設課のほうから、その報告が私のほうにあったときに、議会のほうにも説明するように指示をしたというふうに記憶しております。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） そのとき報告がありました。ただ、課長が別件の説明のおまけに、最後にちょこっと報告して、おわびのようなことがありました。それで済ませていいというもの町長の指示でありますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

そのような指示をした覚えはございません。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） その場には多分副町長もいらっしゃったと思うんですが、課長のみがおわびを発言して、副町長はだんまりだったと思います。これも町長の指示か、それとも副町長の指示によるものか、どうですか。

○議長（高橋 直也） 重松副町長。

○副町長（重松 俊一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

恐らく2月の全協だったと思うんですけども、担当課長より全協で説明するよという指示はしました。ただ、どこでどういうふうなタイミングで言うという、そこまでの指示はしておりません。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 副町長もいたにもかかわらず、課長におわびをさせればよいという程度の認識だったと了解いたします。

全体として、町長と副町長が責任者として機能していないじゃないかという疑問がございます。先ほど、いろいろ管理監督責任は、いろいろ調査の上、決めたいということですが、その際には、不正発覚から百条調査による複数の余罪発覚という経緯をきちんと住民に説明していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

私自身の責任を判断する際に、どういうことでその判断に至ったのかというのは、議会なり、町民の方も含めて御説明をしたいと思えます。ただ、その際にどういう説明になるかというのは、今後判断していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 2点目、参ります。任意団体の現状と対策についてであります。

第1に、町が関与する、町長が任意団体と称するものの整理状況はいかがでしょうか。

第2に、そのうち、代表者や会計責任者や予算書・決算書が一切存在せず、かつ監査も一切受けていない団体は何団体ありますか。6年度までの団体も含めて御答弁ください。また、監査を実施していない団体数は何団体でしょうか。

3点目に、任意団体に関し、町が9月に示した一連の横領事案を当町行政としてどう生かしますか。

4、あわせて、9月の説明資料中の著作権入りのイラストはいつの時点ですり替えられましたか。それはなぜでしょうか。

以上4点、御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の任意団体の現状と対策について答弁をいたします。

まず、町が関与する任意団体についてでございますが、この任意団体というのは定義が多義的でございます。その定義によって、どう捉えるかという範囲が多少変わってまいります。その上で、例えば、本年度ですね、令和7年度に町が補助金等を予算に計上した団体のうち、町職員が——これは会計年度任用職員も含みますけれども、が例年事務局として関与している団体の数は、24団体となっております。

次に、代表者、会計責任者、予算書・決算書が存在せず、監査も一切受けていない団体は何団体あるかについてでございますが、これも先ほどの本年度に予算を計上している団体のうち、町職員が例年事務局として関与している団体で申し上げますと、本年度発足した団体には現時点では決算書等はありませんけれども、現時点において代表者、会計責任者、予算書・決算書が存在せず、監査も受けていない団体は、ございません。

6年度までの団体ということでございましたら、今、議会のほうから御指摘を受けてございます、さくら市場あるいはかててが該当するかと考えてございます。

次に、当町行政としてどう生かすかについてでございますが、他団体におきましても、準公金団体においてルールが未整備で不祥事につながったケースもあることから、大刀洗町としましても必要な内部規定の整備を行い、監査を適切に実施してまいりたいと考えてございます。

次に、説明資料中のイラストについてでございますが、昨年12月議会での平山議員からの一般質問での指摘を踏まえ、専門委員に確認し、翌日に差し替えをしたところでございます。この点、専門委員によれば、著作権法第32条に認められた引用であり、使用料が必要なものについては、御本人がお支払いになっているとお聞きをしております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 再質問させていただきます。

まず、(2)についてですが、いろいろ定義があるけど24団体で、そのうち代表者や会計責任者や予算書・決算書が一切存在せず、監査も一切受けていない団体は、24団体のうち、かててのみだということですよ。そういう事実ですよ。それは我々が以前から指摘したことではありませんか。ようやく今回お認めいただいたんですけど、そこがまさに1年3か月かけて我々が問題にしてきたところではないですか。

こうした何もないじゃないかという我々の質問に対して、町側は、ほかにも町内でも文化協会とかいろんな団体があるから、それと同じだという御趣旨の発言をなさっていたと思いますが、それは誤った発言ではないですか。こういう任意団体としての必要なものを一切備えていない団体は、ほかにはないということでしょう。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複して恐縮になりますけれども、私のほうから申し上げてきたのは、町が補助金等で予算に計上した団体で、町職員が事務局として関与している、そういう団体も複数ほかにございますということをおっしゃっていただきました。

ただ、一方で、議員のほうから御指摘がっておりますように、旧さくら市場、かててについては、そういう必要な規定等の整備がなされていなかったということがございましたので、今年度、地域経済活性化協議会をつくり、必要な規定の整備をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 結局、（2）に戻りますけど、何もない、代表者もない、会計責任者もない、決算・予算もない、監査も受けていない、これは団体と言えるのでしょうか。これは存在がないということなんです。存在がどこにもない。それを町長が突然任意団体だとおっしゃったところから、さらに混乱が広がった。そこの責任をぜひ痛感していただきたいと思えます。

それから、ひばりマラソンも、多分、詳細はまだ承知してないんですけど、是正の方向で対応なさったと聞いております。先日のね、これまで御主張をなさっていた、いろんな団体の一つなんだということが正確ではない、極めて誤った発言だということもお認めいただければと思います。

当然、作成の結果、複数の問題が発生した場合は、相当の是正の作業が必要になるかもしれませんが——これはやめときます。

先日の町長の御証言では、直営の立てつけができてないから、もう任意団体と主張せざるを得ないという御趣旨に聞こえました。何度も言いますが、中山町長のマニフェストを含めて、全ての行政資料は直営と記述しているにもかかわらず、制度設計ができていないということなんですよね。

ただ、任意団体からすると、また別の違法性や刑事罰などの可能性もありますので、町長が自らの発言によって発生した自業自得の状況と言わなければなりません。我々納税者にとっても、善意で事業に関わってきた住民にとっても、本当に残念なことだと思います。

3点目です。前回も申し上げましたが、町長が9月にお示しになった資料で唯一生かすべきは、

横領事案における当該自治体の報告書の再発防止策ではありませんか。その後、極めて示唆に富んでいると思います、詳細に検討なさいましたか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

他団体の改善事例について詳細に検討したかというふうな御質問でございますけれども、まだそこまでは行き着いてございませんが、先ほど来答弁いたしておりますとおり、これまで、さくら市場、かててにつきましては、必要な規定等が整備できておりませんでしたので、新たに地域経済活性化協議会を立ち上げ、必要な規定の整備に取り組んできたところでございます。

また、議会からの御指摘も踏まえて、今後とも、特定の任意団体に限らず、その在り方等については、他団体の事例も参考にしながら適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 例えば豊川市の報告書を見ても、任意団体は不適切経理の温床になり得ること、特定の職員に任せていたこと、適切な人事異動がなされなかったことなどの原因が示され、再発防止策としては、準公金団体取扱基準の策定、監査の徹底や適切な人事管理、内部統制による対応、公益通報制度の周知・啓発などが示されています。まさに全てが当町に反映させるべき内容ではないでしょうか。

特に、準公金団体取扱基準の策定というのは、今回の一覧表作成と併せて、直ちに策定が必要と思います。対応が必要と思いますが、どうですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

現時点において、今、議員から御指摘があったような要綱等については策定できておりませんが、やはり議員のほうから御指摘がありましたように、準公金団体等の任意団体については、どうしても、いわゆる町からの統制、ガバナンスが利きづらいという部分もございまして、どういうふうにやっていけばきちんと、きちんとというか、適正になっていくのかというのは、要綱だけではないと思いますけれども、その在り方というのは、今後、真摯に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、1年3か月もたって、ようやく24件という件数が出てきたけれども、まだ基準の策定にも至っていないというのは、本当にこれを是正するお気持ちがあるのか、疑わざるを得ません。

他団体、他の自治体でも、こういう準公金団体あるいは会計における問題が発生したら、直ちに不要不急の事業を止めて、半年、1年かかって是正に注力させるんですよね、そういう部署を

つくってですね。それが1年半、3か月たっても全くできていないということは、当町長のこれに対する真摯さの欠如ではないかと思えます。

ですから、町の税金500万使ってますよ、第三者委員会と称する、違法と疑われかねない団体を使って、そこに丸投げするんであれば、こういうものを自らすぐできるではないですか、他団体の事例を見て。そういうのにまず注力していただきたいと思えます。

それから、次行きます。4番ですね、(4)です。その著作権の主張、著作権が発生するという透かし入りの資料、イラストを無断でホームページからコピーして使ったと本人もおっしゃっているみたいなんですけど、違法性の事実、違法性などの認識は事実あったという認識でしょうか。先日は適正に処理しているという御趣旨の答弁だったと思えますが、違法性の認識は事実あったということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

私自身は著作権法の規定について詳細に承知しておりませんので、あれですけども、後から御指摘をいただいて確認したところ、著作権料が必要だということでしたので、それについて専門委員のほうに確認したところ、それについては既に使用料をお支払いしたというふうな報告をいただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私は12月議会の一般質問の当日に、町がホームページにおいて著作権の透かし入りの資料が依然として公開されていることを確認した上で、質問しました。翌日午前9時過ぎに町のウェブを確認したところ、いつの間にか透かしなしのイラストにすり替えられていました。誰の指示により誰が実行したのですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

冒頭答弁したとおりでございますけれども、議員からの一般質問を受け専門委員に確認し、正規の使用料を支払ったイラストを頂いて、差し替えを行ったものでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 著作権の使用料は、いつ、誰の原資によって支払われたのですか。いつの時点で支払われたか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、いつというのは正確にちょっと申し上げられませんが、専門委員の原資でお支払いになったというふうに聞いております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も申し上げましたが、これは町の資料ですよね、町が説明会で使った公的な資料、全ての責任は町にあると、そういう基本的に町にあるという答弁を前回いただいたと思います。だから町の責任は重大ですよ。その場でですよ、勝手にコピーして使いましたということを野放しにして、かつ議員の指摘があるまで著作権料も多分お支払いにならずに、町の公式資料として公開していた。大変な問題だと思います。そこに全く基本的な法令遵守の精神が欠落しているというのが大問題なんですよ。

12月議会において町長は、私が以前の議会で、法務が不十分だったら、法の専門家にそういう専門を委託したらどうかと、平山議員からの御提案もあったので、専門委員を委託したという旨の町長答弁があったと思います。そうですね。

当たり前なんですけど、私の発言を根拠にしていますけど、当然ですけど、法務の専門家というのは、自ら法を遵守し、法を遵守させる者を採用すべきですよ。そうではありませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

一般論で言えば、まさしく議員の言われるとおりであると思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ところが、この専門員と称する方は、法を自ら無視する行動、言動を繰り返し、著作権も無視し、法をやゆし、人間の基本的な生存権も理解しない。法の専門家から最も遠い存在ではありませんか。このような人物を採用しておきながら、私の発言を引用して正当化しようとする。正反対の言動に対して私の発言を都合よく引用するときは、私や住民に対して極めて失礼な発言だと思います。

中山町政の特徴は、無責任だけではなく他責、これに特徴があります。自らは責任を認めず、部下や現場、善意で関わる住民など、人のせいにすることに重大な特徴があります。

かてても現場のせい、専門員も議員のせい、さらには校区センターの管理も現場のせいにする気ではありませんか。町長や担当課長のこれまでの言動を見ていると、またぞろ、議会が認めなかったからできないとか、議会のせいにするおそれがあると思います。それを踏まえて大きな3問目に参ります。

校区センターの管理運営についてです。

前提として、校区センターと言っているのは町内4か所ですね。校区ごとに1か所ずつ設置されている施設のことを指しています。

質問ですが、第1に、運営方法の現状と課題、今後の対応をどうお考えですか。第2に、現在の運営方式は何年前から継続していますか。第3に、職員による運営費の着服事案について、事

実経過をお聞かせください。4点目に、センター長会議などの各種会議の記録作成はどのようになっておりますか。5点目に、校区センターの管理運営に善意で関係していらっしゃる住民や団体への誠実な対応が必要と思いますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の校区センターの管理運営について答弁をいたします。

まず、運営方法の現状と課題、今後の対応についてでございますが、校区センターは町が設置する公の施設であり、施設や設備の改修や修繕は町が行う一方で、町から各管理運営委員会などに校区センター活動助成費、補助金を交付し、清掃や消耗品の充当など、管理運営業務の一部を担っていただくとともに、各校区が独自に展開する地域づくり活動を実施をいただいているところでございます。

この際、校区センターの窓口業務等を担う職員につきましては、町のほうで任用します会計年度職員、これは集落支援員、センター長でございますが、この会計年度職員と校区センター活動費、助成費、補助金等を活用し、町が任用する会計年度任用職員の指揮監督のもと、管理運営委員会等で雇用しているスタッフで施設の予約や施設使用料の収受を含め、対応いただいているものと認識してございます。

しかしながら、一方でこの集落支援員が不在で、スタッフだけで窓口を担う時間帯があることや、最低賃金の上昇などに伴い、人件費負担が増加し、年々地域づくり活動などに充てる経費を圧迫してきた等の課題もございます。

このため、来年度、令和8年度からは管理運営委員会などで雇用しているスタッフを町の会計年度任用職員として任用するとともに、清掃や消耗品等に係る経費を町から支出することによって、公の施設としての管理体制を明確にするとともに、管理運営委員会等が地域づくり活動などに注力できる体制を目指すものでございます。

次に、現在の運営方式についてでございますが、当初各校区センターが設置された際には、地域と協議し、管理運営委員会を設置し、建物の日常的な管理を依頼し、補助金として委員会に支出していたものと認識してございますが、当時は校区の区長の皆様などに校区センターの鍵を管理していただくなど、校区センターの利用は地域の行事等に限定されたものであったというふうに認識をしてございます。

このため、平成21年度に緊急雇用対策事業などを活用しまして、校区センターに指導員を置き、平成22年度からは役場職員を配置し、常時開館する体制に取り組んできたところでございます。

その後、平成24年度からは4校区とも現在の校区主体による自主運営に切り替わってきたも

のと認識をしてございます。

次に、運営費の事案についてでございますが、今回の事例につきましては、公金処理の不適正に該当するのではないかと校区センターのほうから報告を受け、担当課において関係者から調査をしたところ、通常の校区センターのほうで行われている会計ルールと違う取扱いがなされていたものというふうに報告を受けてございます。

次に、センター長会議などの各種会議の記録作成についてでございますが、議事録を作成し、翌月の会議で振り返りとともに文書で配付をしているところでございます。

次に、関係する住民や団体への対応についてでございますが、今回の件に関しましては、ルールどおりでない運用がなされてございまして、その原因の究明と再発防止について、地域役員の皆様と協議をしたところでございます。

今回の事例を踏まえまして、今後の校区センターにおける地域づくり委員会、管理運営委員会等のお金の出し入れのやり方についてどうすべきなのか、チェック体制の強化の在り方について、今後とも各校区の委員会と協議をしてみたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 確認いたしますが、公の施設を管理運営するには、どのような制度が必要だったと思いますか。つまり、町の直営でなければどのような立てつけが必要だったでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

指定管理制度は、地方自治法の改正に伴いまして導入されて以降は、町の直営かあるいは指定管理、どちらかだというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 公の施設を管理運営するには、町の直営かもしくは指定管理が必要と。現状においては平成24年以降、指定管理でも委託もされていない団体に管理運営していただいていたという理解でよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

4つの校区センターにつきましては、一貫して町の直営で運営をしてきてございまして、その管理運営の一部を管理運営委員会等をお願いをしてきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 窓口において、利用許可や使用料の收受や利用料、使用料の減免等を町長印で決済していたと思うが、それは職員でない方が長年やっていたと思いますが、その構

造的な問題はどうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今議員のほうからありました施設の使用料の収受等について、現場のほうにお願いをしてきたという事実がございます。これについては、センター長、集落支援員として町の職員というふうな立てつけの中で、その集落支援員の指導監督のもと、各校区で任用されているスタッフの皆様が、その部分を担っていた部分もあったのではないかとというふうに考えてございます。

なので、今議員のほうからも御指摘がございましたので、来年度以降の運用を改め、スタッフについても、町で直接雇用する体制に改めてまいりたいと考えてございますし、これは今の法制度の中と校区センターの利便性というか、のバランスの問題でございまして、もしそういう収受なり予約がもう厳密にやろうとした場合、もう役場でしか受け付けられないというふうな形にもなってしまうので、そうするとやっぱり今の運営体制なり、利用者にとっての利便性が損なわれることもございますので、現在のような体制で行ってきたものでございますし、また来年度体制を改めるものでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ということは、校区センターの管理運営の問題も、かててと同じ構造的問題ではないでしょうか。かててが平成22年から、校区管理運営委員会による管理運営が平成24年から、平成22年、平成24年、町長はどのような立場で町にいらっしゃいましたか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

平成22年は、副町長としておりました。平成24年は、県のほうに在籍してございました。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長が副町長として在籍してきたときに、事業を開始したり予算を作成したこのかててや、校区の管理運営という事業が、全く当初の制度設計ができておらず、法的に不適切のまま、十数年にわたり不適切な管理運営が行われ、善意で関わってこられた関係者や住民の皆さんに大きな負担をかけてきた。そしてまた、今後も混乱で迷惑をかけるおそれがあります。そのこれまでの責任をどうお考えですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

冒頭申しましたとおり、この校区センターというのは、当初、恐らく四ヶ所町長時代にできたときに、建物のほうは町のほうで建てるから、管理のほうは地元のほうでやってくれということの認識のもとに、これまで運営がなされてきたものというふうに認識してございます。

なので、なかなか常時開館しているような形ではなく、通常は閉まっていて、近隣の区長さんに鍵をお預けし、何か区の行事なり校区の行事があったときに開けて利用するというふうな利用の仕方ではなかったかと思っております。

ただ、やっぱりこの校区センターを活性化するというか、もっと使っていただくためには、やっぱり常時開館をしたほうがいいんじゃないかというふうな思いもございましたので、当初は国の緊急雇用か何かの補助金等を活用して、社会福祉協議会のほうに委託をし、常時開館できるような体制をとってきたところでございます。

また、平成22年度からは役場職員、当初は課長級等、職員をそれぞれの校区センターのほうに配置をし、そういう職員がそこにおいて常時開館でき、使いやすいようにする体制をとるとともに、今後やはりその役場だけでは全てがやっていけない。今後人口減少なりというのは当然想定されておりましたし、効率的な行政運営とかもございましたので、やっぱり地域と協働して町づくり、地域づくりをやっていく必要があるという認識のもと、各校区による自主的な地域づくり活動を支援をしてきたところでございます。

なので、私が当初おりました22ぐらいのところは、そういうふうにそこで常時閉まっているところから、常時開館するような体制に移行させ、当初は職員を派遣しやってきたところでございますが、一方で課長級の職員が配置をされても、その人件費に見合うだけの活動がされているのかというふうな地元からの声もありまして、当初統合補助金という形で校区のほうで自由に使えるような交付金を交付をして、地域づくり活動に当たっていただくようお願いをしてきたものだと考えてございます。

また、多分その後、いろいろ運用の変更はございますけれども、現在のような体制になってきたものというふうに認識をしております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 目的や経緯はもう聞いてないんですよ。平成24年の立ち上げ当初に、かててと同じで、基本的な制度設計ができていなかったんでしょという話を聞いてるんです。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。簡潔にお願いします。制度設計ができていたかどうかという質問ですので。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

冒頭答弁したとおりでございますけれども、町のほうで、どう言えばいいですかね。

○議長（高橋 直也） 町長、制度設計ができていたかできていなかっただけを答えていただければよいと思います。

○町長（中山 哲志） 町として当時、地域のほうと協議をしながら必要だという認識のもとに、制度設計をしてきたところでございます。それが現時点において議員のほうなりから御指摘があ

るような点があったのではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） つまり中山副町長の4年間の間に始まった事業が、当初の基本的な制度設計ができておらず、現時点において15年間のゆがみが噴出して問題となっている。この事実はよく御承知いただければと思います。

1点確認しておきます。また、人のせいにされたら困りますから。この不適切な運営が続いてきたことは、町に100%責任があるということによろしいですか。それともほかの方に責任がありますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

不適切というのは、何をもちって不適切って言われているのかよく分かりませんが、これまでも地域の皆さんと協議を進めながら、校区センター、地域づくりの活動を町としては支援をしてきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 法的な立てつけが全く基本できていない。だから利用料収受も本来してはいけない。利用料の減免等、町長印をやっていけない方に管理運営を長年お願いしてきた。そういうのも含めて、先ほどおっしゃったじゃないですか。直営か指定管理でないといけない。指定管理でないといけない運営が、なぜか指定管理もしていない、業務委託もしていない方々に長年担っていただいた。これは不適切ではないんですか。その責任は誰にあるんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まず、校区センターについては、ずっと直営でやってきております。指定管理ではなくて直営でやってきてございます。そのうちの一部の業務について、校区のほうの管理運営委員会などをお願いをしてきたというところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だからお願い、それから予算委員会で担っていただく。お願い、担っていただくというものの法的な意味合いは何ですか。どこでそういうものがお願いされたり、担っていただいたりという契約等がどこかにあるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

各校区の管理運営委員会等と委託の契約書等は議員おっしゃるようには結んではないと思います。協定なり何なりはあったのかもしれませんが、今正確にお答えすることは困難でございます。

いずれにしても、基本的に直営なんですね、直営の立てつけでやっております、その一部の業務をこれまで管理運営委員会等をお願いをしてきたところでございます。

また、集落支援員等については、町の職員でございますので、という身分になってございますので、その職員が使用料等を扱うというのは、これは問題がないというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） かつてと違って、今度は直営、直営という感じでおっしゃっておりますが、お聞きの方には全部分かっていたと思います。平成20年から24年にかけて始めた事業が、全く本来の立てつけができないまま、不適切な事業が住民の方に押しつけられて、不適切な事業が続けられてきたということが分かっていたと思います。

これをあとどう是正するかなんですけど、例えば管理運営委員会がそのまま管理運営を行うという規約を持っていれば、8年度以降は町が直営で管理する。職員を配置するんだけど、管理運営委員会は規約の中で管理運営権を持っている。

じゃ、校区センターの管理運営権を主張するものが2者現れることになりましたけど、そこら辺の管理運営委員会の整理も誠実に説明して、整理をお願いすることは必要ではありませんか。何か実際には何も変わりませんよみたいな、問題を矮小化するような説明をなさっているんじゃないですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

各校区の管理運営委員会等におきましては、これまでも校区センターの管理運営と、それから校区独自の地域づくり活動等を担っていただいたところでございます。

今後とも、そういう地域づくり活動を主体的に担っていただきたいと考えてございます。

また、議員のほうから御指摘があったような、それぞれの管理運営委員会等の規約等については、これについては今後それぞれの運営委員会のほうとも、今後どういうふうな規定の仕方がいいのかとかは、協議をさせていただければと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 少なくとも事業を続けるとなれば、4月1日にきちんと法的整理が終わってないといけません。昨年も言ったんですけど。管理運営委員会から管理運営を直営で今度しっかりやるということであれば、今後は管理運営委員会を地域づくり委員会に改組してもらって、地域に関する事業を担当してもらった法的整理が必要ではないですか。そこを曖昧にして、管理運営も一部お願いしますよみたいなことを言うと、またぞろ住民の方に迷惑をかけることになる、そうではないですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

現在の管理運営委員会等に担っていただいている役割なり、自主的に行っていただいている活動というのは、やっぱり公民連携の中で全てが全て役場だけではできないことは限られてきますので、その中で地域の利便性であったり、いろんな活動を活発にしていくために、これまでこのような活動を行っていただいていたものというふうに考えてございまして、法的な整理、法的な整理という御指摘ですけれども、そういう御指摘も踏まえながら、要はその法律を守らないと当然いけませんし、ただ全てが全て法律だけで規定されているものではございませんので、そういうその法律に規定されてなくても必要な活動というのはございます。

そういう中で、地域のほうと協働しながら、どういうふうに進めていったほうがいいのかというのを、それは地域のほうと協議しながら、今後とも進めてまいりたいと考えてございますし、議員のほうがどこの部分をもって、法的に問題が今後出てくるのかという、はっきりさせろと言われていたのかというのがあれですけれども、御指摘があればその御指摘も踏まえながら、必要な体制の整備なりを地域のほうと協議をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 事実変わらないじゃなくて、一からやり直すべき事案だと思います。

例えば現場において一部のスタッフを公務員化することは、その公務員たる身分の方と公務員でない管理運営委員会のスタッフには、一切の指揮命令系統もなければ委託でもない状況となり、業務の連携が現状のところ不可能だと思います。現場側の混乱が増すんじゃないでしょうか。

それから、町の職員、公務員の身分にある方が、センターにおいて執務中にどういう公務を行うべきか。また職務専念義務に照らして公務中はどういうことを行ってはならないか。さらには、今申し上げた管理運営委員会等のスタッフと公務員との関係をどうするかも全部新規の構築が必要になると思いますが、どうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

これ、今のセンター長、集落支援員もそうだと思うんですけれども、町の職員としての身分なり役割と、校区センターのセンター長としての役割があり、2つの役割を担っていただいているものだというふうに、私自身は認識してございます。

その中で、町の例えば使用料の收受とか、そういう町の業務に携わっていただくときには、当然それは町の職員の身分なり業務として携わっていただきますし、あるいはこれはボランティアになっているのかもしれませんが、校区センターのセンター長として、いろんな各種地域づくりの活動に担っていただいている部分、それはそれであるのではないかと考えてございます。

要は、今の各校区センターの活動というのが、町の公の施設の管理の部分の一部分と地域づくり活動の主体的な自主的な活動と両方をやっていた面がございまして、センター長にはその両者の側面があるのではないかと考えてございますので、その中で議員のほうから御指摘があったところをどういうふうに理解していくかということではないかと思えます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そこはちゃんとしないと、違法も発生するかもしれないし、何より善意で関わっていただいている住民の方々に、混乱やむしろ不必要な反目をもたらすようなことすら考えられるんですよ。町の責任ですよ。そういうのは本意じゃないでしょう、住民の方に混乱をもたらすようなことは。

そうであれば、ちゃんとやってください。4月1日からですね。これまでの運営をきちんと反省して、その反省を踏まえて、今後はこういうふうに整理をしていくんだ。とりわけ公務員を配置する場合、公務員の公務時間には大きな制約が課されます。それをきっちり整理しないと、またぞろまた何か新たな問題が発生します。かててと同じだと思います。しっかりやってください。そのことを申し添えます。

3点目です。昨年、菊池校区センターの管理運営委員会において、町職員の身分にあるセンター長が、運営委員会の会計から50万円を無断で引き出していたと複数の方から聞いております。

引き出しの2か月後に、初めて50万円の不明金が発覚し、本人は業者に仮払いするものと主張したが、その領収書も提出しなかったため、委員会側は数度の返還請求を行ったが、本人はこれに応じず、ようやく無断引き出しから3か月経過した12月末に、委員会の通帳に本人から入金があったと聞いております。そのてんまつをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。執行部、答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 校区センターの会計のほうについて、ヒアリングを行いましたので、事実のほうを申し上げます。

10月に宝くじ助成金のほうを活用しまして、当センターのほうでは様々な物品を購入されておりました。その中で設置費用が必要となる物品を購入していたため、その設置費用として通帳のほうから現金のほうをお引き出しになられたというふうに聞いております。

その後、設置をする予定でしたが、設置するに至らず、返金をしたというところになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 現在申し上げた、私先ほど申し上げた2か月後によろやく50万の

不明が発覚し、仮払いするものと主張したが、仮払いはなさっていない。そういうことであれば返還をといたがこれに応じず、約3か月経過した12月30日に入金があったと聞いております。

これは町の職員による着服事案と思いますが、一般的に町の職員が、任意団体といいますか、準公金団体の資金を無断で引き出し、業者への支払いもしないまま、2か月近くにわたって発覚せず、また3か月にわたり返金もしないという事実については、町が定める公務員の非違行為や刑法に抵触することに当たるのではないですか。どのように対応したのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

当該事案については、校区のほうからそういうふうな事案があって、不適正な事案ではないかというふうな連絡がございましたので、私のほうからは担当課長に、まず関係者からどういう事実関係だったのかヒアリングをして、事実関係を整理してください。その上で必要であれば、職員分限懲戒審査委員会において必要な処分について調査をするようにというふうな指示をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） その結果、この事実が多分このとおりだと思うんですけど、2か月にわたり50万円の出金が明らかになっておらず、明らかになった後もようやく3か月後にその50万円丸々ようやく返金されたという事実は、一般の公務員としては、何らの非違行為には当たらないという判断だったのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって恐縮でございますけれども、まず私としては、当該本人あるいは関係者の皆様から事実関係をヒアリングをして、確認をして、その上で分限懲戒審査委員会等で調査をするようにというふうな指示をしたところでございます。

その今議員のほうから言われたような部分について、まだきちんとその事実関係を確認し、そういう調査委員会のほうで調査をする前に当該職員のほうが辞職をされ、また地域のほうもそれを承認されましたので、今言われたようなところの整理については、まだ現時点ではできてないところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） であるから、一番最初に戻りますけど、議会の指摘を受けて調査しなかったというのは、一番最初にありました。一応指摘しましたよ。再調査してください。

当町では2か月にわたり不明金を出し、3か月にわたり1円も返金しないという事例が、何ら

の非違行為にも該当しないという事例がここで作られるのかどうかです。それを私は注視しています。

我々る述べてまいりましたが、今議会の議会の主張は極めてシンプルであります。不要不急の事業を整理し、予算と人員を確保し、住民福祉の部署に人員と予算を振り向けることであります。

そして、不適切な事業運営は中止や停止を含め、直ちに是正を図ることであります。大多数の誠実な職員の皆さんのためにも、事業の適正化と不要不急の事業の廃止、停止は理にかなうと思っております。住民の福祉向上のための停止できない事業は、正しい是正を図ることであります。

町長においては過去及び現在の不適切運営を誠実に住民に説明し、直ちに適正化、正常化に全力を挙げていただくよう強く求めて、質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、平山議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時10分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、11番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いいたします。

11番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 下水道事業について

2. 地域公共交通計画について

○議員（11番 野瀬 繁隆） 11番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問を行ってまいります。

今回、私は下水道事業、地域公共交通計画についての2問の質問を予定しておりますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

まず、1問目の下水道事業についてでございます。

流域下水道とは、複数の市町村から発生する下水を効率的に集め、処理するための広域的な下水道システムで、河川などの公共用水域の水質保全や流域全体の生活環境改善を目的としております。

一方、公共下水道とは、家庭や工場などからの下水を直接受け入れる下水道で、終末処理場を有する流域下水道に接続をし、主に市町村が管理する事業であるというふうに認識をしております。

す。

大刀洗町の下水道は、小石原川左岸地域については、平成7年度から農業集落排水事業として供用開始し、右岸地域は公共下水道事業として平成16年度に整備を進め、一部供用、そして平成18年度にはほぼ全域で供用開始をしております。近隣市町に比べまして、比較的早い時期に整備が行われたものというふうに思います。

一方、近年では、下水道管渠の老朽化などによる破損が原因で、道路陥没事故などが発生をしているような状況もございます。そこで、本町における下水道事業の現状と今後の課題についてお伺いをいたします。

まず1問目ですが、下水道法第2条の2においては、流域別下水道整備計画を定めることが規定をされております。本町に関しては、筑後川中流右岸地域下水道計画が策定をされております。そこで、以下の点についてお伺いをします。

まず、1点目でございます。計画の概要、それに対する現状はどうなっているのかをお伺いします。

2点目は、全体及び大刀洗町の計画区域並びに区域外となっている主な地区はどこにあるのかをお願いします。

3点目は、大刀洗町公共下水道との接続地点となる場所はどこでしょうか。

4点目は、福童浄化センターの処理能力及び現状と今後の課題となることは何でしょうか。

5点目、負担金の推移と今後、その負担金の課題となるのは何になるのでしょうか。

以上5点について、まずお伺いをいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の質問にお答えするに当たり、資料を配付させていただきたいので許可をお願いします。

○議長（高橋 直也） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員御質問の下水道事業について答弁をいたします。

筑後川中流右岸流域下水道整備総合計画の計画概要と現状についての御質問でございます。

まず、計画の概要と現状についてでございますが、本計画は福岡県が策定します大刀洗町の流域関連下水道事業計画の上位計画に当たるものでございまして、計画目標年次は全体計画が令和27年度、事業計画が令和12年度となっております。

この県の流域下水道事業は、平成6年度に事業着手し、甘木、小郡、大刀洗の3つの幹線管渠は平成17年度末に完成してございます。

また、平成15年度に宝満川浄化センターに連絡管で接続し、15年度に大刀洗町を含め一部の地域で下水処理の供用を開始し、その後、平成20年度から現在の終末処理場でございます福童浄化センターの供用を開始し、現在までに計画汚水量に対し4系列の全てが完成をしております。

この点、事業計画における日最大の汚水量は、1日当たり2万2,800立米で、うち大刀洗町は4,400立米となっております。

次に、全体及び大刀洗町の計画区域並びに区域外となっている主な地区についてでございますが、今配付させていただきました資料の1ページをご覧ください。

筑後川中流右岸流域下水道の計画区域図でございます。薄いピンクの範囲が計画区域となっております。

本流域下水道の範囲は、大刀洗町は小石原川の西岸、右岸全域でございます。小郡市は西は基山町境から東側全域で、北は基山町側で陸上自衛隊駐屯地の北側付近、筑前町側で草場川の南側付近、南は久留米市市境まで、朝倉市につきましては、佐田川の北側、右岸川全域で、北は甘木公園の北側まで、東はふくれん甘木工場付近となっております。

この範囲のうち、大刀洗町では、主に農振農用地区域で多くは圃場整備がなされた地区が区域外となっております。

次に、大刀洗町公共下水道との接続地点についてでございますが、接続地点は町内に13か所ございまして、詳細につきましては後ほど担当課長から答弁をいたします。

次に、福童浄化センター汚水処理能力及び現状と今後の課題についてでございますが、汚水処理の能力は日最大で1日当たり2万7,000立米で、事業計画の2万2,800立米を満たしております。

一方、昨年度の実績は日平均流量水量が1万7,429立米で、日最大流入量は2万7,509立米、晴天時日最大流入量は2万8,034立米となっております。

今後の課題といたしましては、人口減少に伴う汚水処理量の減少や物価高に伴う処理単価の上昇、汚水処理量の減少に伴う生物処理に由来する処理水の水質悪化、地球温暖化に伴う異常な豪雨時の過剰流入による流入ポンプ場の下水漏れや処理水の水質悪化などが想定をされているところでございます。

過去5年間の決算額では、令和2年度が1億5,700万円余、令和3年度が1億6,100万円余、令和4年度が1億6,100万円余、令和5年度が1億6,200万円余、令和6年度が1億6,600万円余と上昇傾向にございます。

この点、現在の負担金単価は、令和2年度から1立米当たり137円で算定されておりますが、今後、物価上昇に伴い負担金の増加が課題になってくるものと認識しております。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） それでは、野瀬議員の質問の3ポツ目の大刀洗町公共下水道との接続地点について御説明をさせていただきます。

先ほど配付させていただきましたお手元の資料の2ページをご覧ください。

筑後川中流右岸流域下水道への接続管系統図でございます。

2点破線が市町村境でございます。真ん中辺りが大刀洗町の接続部分でございます。

町内には13か所の接続地点がございます。まずは本郷の朝倉市方面から下高橋の小郷市方面にかけての甘木幹線でございます。

1つ目、⑨の本郷北の分でございます。こちらの分は、本郷小学校北側の大刀洗町本郷交差点のところにある接続地点でございます。

続きまして⑨の1、本郷東でございます。こちらは本郷保育園南側の県道内でございます。

続きまして、⑩の1、本郷南でございます。こちらは井関農機具前の踏切付近の県道内がございます。

続きまして、⑪の冨多東でございます。こちらのほうは本郷駅踏切交差点の県道の歩道内のほうでございます。

続きまして、⑪の1、冨多西でございます。こちらのほうは、大刀洗町役場西側の暁酵素付近の県道内がございます。

続きまして、⑫本郷西でございます。こちらは有本橋の西側で、三田地区からの交差点付近でございます。

続きまして、⑬の上高橋東でございます。こちらのほうは、西鉄バス今村天主堂バス停前付近の県道内がございます。

続きまして、⑭の上高橋西でございます。こちらは国道322号と鳥栖朝倉線が交差する久保山石油東側の交差点付近でございます。

続きまして、⑮の鶴木でございます。こちらは鶴木公民館南側の県道沿いで、鶴木の掲示板を設置されている付近の県道内がございます。

続きまして、⑯の下高橋東でございます。こちらは柳医院付近の県道内がございます。

続きまして、⑯の1、下高橋西でございます。こちらは下高橋のセブンイレブンから西側の小郷市方面で、上野地区からの道路との交差点付近でございます。こちらの甘木幹線のほうで接続箇所は11か所ございます。

続きまして、北鶴木地区から小郷市方面、古飯地区のほうにかけての大刀洗幹線でございます。

⑰の菊池南でございます。こちらは、トライアル大刀洗店の南側の町道交差点付近に設置しております。

続きまして、⑰の1、菊池北でございます。こちらはこの頃できたHOTEL R9 The Yardのところで、国道500号線と町道との交差点部分の国道内でございます。

こちらの2点で、合計13か所の接続を行っております。

以上で、野瀬議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 何点かちょっと再質問をさせていただきます。

計画区域、資料を頂いた一番最初の1ページで、着色してない部分になるんだろうと思います。今、答弁があった中で、主に農振地区はもう外れておるといふ、これはよく分かるんですけど、いわゆる小石原川左岸地域の大刀洗区域は、外れているといふか、農業集落排水の関係だろうと思うんですけど、いわゆる農業集落排水は全然前提としなくて今の計画がつくられているのかなと。例えば処理場の規模とか管路の大きさとか、そういうことは、いわゆる流域下水のほうが後発になるのかな。

農業集落が一番早かったんじゃないかなと思うんですけど、そういう接続、先ほど接続地域は公共下水道との接続を説明されたんですけど、後の質問にもちょっとつながるんですけど、農業集落排水は、どちらかといえば西原と栄田にあって、将来的には公共下水道につながるのかなという感じではおるんですけど、それからいえば、この計画、流域下水道計画からは、処理場の規模とか、あるいはその計画区域からすら外れておるといふ、そういう理解でまずいいんですか。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 野瀬議員の質問にお答えいたします。

今現在の計画としては、農業集落排水と公共下水道の区域は別のものと考えております。

ただし、今、こちらのほうの処理場は、朝倉市と小郡市と大刀洗の処理として、今福童のほうに浄化センターがございます。浄化センターのほうの容量的には、先ほど説明いたしました2万7,000立米の処理能力が今現在あるところでございます。こういった農業集落排水は、大刀洗と朝倉市のほうに存在するような施設でございます。

今のところ、容量的には公共の接続も可能かもしれませんが、そこら辺はまた県とか近隣市町村と協議して、接続が可能かどうかというのは協議していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） また後で詳しくちょっとお聞きしますが、まず、そういう接続するかしらないかとか検討するに当たっては、この流域下水道の計画そのものを変えなくちゃいかんのかなと、ちょっと私自身はそう思うんです。

いわゆるその福童の能力が、今足りているかも分からないということですが、割と私から見たらぎりぎりなんです。だから、そういうことからすれば、今の流域下水道の計画そのものを見直す、区域ももちろんそうですけど、管路の大きさですとか、処理場の規模とか、そういうことからまず変えなくちゃいかなのかなということを使うんですけども、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 野瀬議員の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、処理場の規模、そういったところの検討も必要と考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 多分検討が必要だとおっしゃいますけど、それはやっぱり流域下水、いわゆる県が造ってる流域下水、そこでないとなかなかつくれないんじゃないですか。

だから、私が言いたいのは、そういう検討をしていく上で、今、朝倉市と大刀洗町と小郡市が、今の流域下水道の計画の構成団体みたいになってますので、その協議っていうのは、定期的に何か協議、いろんな問題点について、あるいはそういう計画の内容等について、そういう協議会みたいなものをつくってあるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 野瀬議員の質問にお答えいたします。

処理場に対しての協議会的なものは存在しますが、農集の接続とかになると、また個別な協議が必要だと考えております。

実際今、先ほど説明した中で、ちょっと日最大の量が多いところもございますので、そこら辺も含めた処理能力の、もし農集をつなぐにしても見直しの検討・協議が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっとこだわるようで申し訳ないんですけど、今、集落排水の地区の方、いわゆる洪水も入るんですよ。ほとんど毎年みたいに洪水に見舞われているということで、いわゆるトイレから逆流して吹き出すとかいう苦情もちょっと聞くんです。

だから、早く何とかしてくれと言われるんですけど、将来的にはそういう下水道につながるような計画を持っていますよとか、いや、そうじゃなくて、今の施設を更新していきますよとか、何らかの答えが見つからないんですけど、私としては協議を始めて、いわゆる建設が必要ならば建設、あるいは処理場を増築するとかいうことになれば、本当やっぱり10年単位ってかかる話なんだ

と思うんです。特にこういう施設に関しては、かなりの日数も要りますし、協議はまず物すごく時間がかかるんですよ。

だから、少なくともそういう協議の窓口がどこで、どういうことを協議していけばいいのかとかいう整理ぐらいはやっぱりしとかなないと、全く使えなくなって、下水はもう御存じのように一日でも止めるわけにはいかんわけです。

だから、そういうことにやっぱり備えていただきたいと思うんです。現実的にいろんな課題が出てきているんだろうと思うんですけど、そういう流域下水道と大刀洗町の公共下水道に関する問題として、ぜひそこはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。ちょっと何か答弁があればお願いします。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 野瀬議員の質問にお答えいたします。

野瀬議員が言われるとおり、やっぱり施設の整備になると、協議を含め長い日数が必要だと考えております。一応、農業集落排水のほうも平成7年に設置しておりますので、施設の耐用年数等も近づいてきておりますので、そこら辺もちょっと早めに、そういった流域の接続も含めたところで、流域の接続を含めるか施設の改造とどちらが有利になるかも含めて、早めの検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ぜひ、そういう早め早めの対応をお願いしたいと思っております。

次に移ります。公共下水道事業と農業集落排水事業についてでございます。

まず1点目は、それぞれの事業の普及率、いわゆる水洗化率というのはもうほぼ九十何%だと思うんですが、それはどういうふうになっているのかということ。

2点目が、下水道法の11条の3に定められております水洗化への取組、これはもう水洗化への義務というふうになると思うんですけど、取組はどうなっているのでしょうか。

それと3点目は、集落排水の公共下水道への接続というのは、先ほどもちょっといろいろお伺いしましたが、やっぱり一番大きな課題となるのは何なんだろうかということ、今の時点でもいいんですけど、教えていただきたいと思っております。

4点目は、汚水処理施設の技術の進歩に伴いまして、公共下水道への接続だけではなくて、既存の集落排水施設の更新ということも検討してもいいのではないかとということを私は考えます。

そういうことについての所見をまずお伺いをしたいと思っております。

以上4点についてお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

公共下水道と農業集落排水事業についての御質問でございます。

まず、おのこの事業の普及率、水洗化率についてでございますが、令和6年度末現在で、公共下水道事業の下水処理人口普及率は99.9%、水洗化率は93.1%、農業集落排水事業の下水処理人口普及率は100%、水洗化率は90.9%となっております。

次に、下水道法第11条の3に対する取組状況についてでございますが、下水道法第11条の3は、処理区域内においてくみ取り便所の場合、水洗便所に改造する義務が発生するものでございまして、しかしながら、近年においてこれを基に命令を発した事例はございません。この点、家屋等の下水排水で水路等から悪臭があった場合には、家屋の住人や所有者に対しまして、下水道への接続のお願いに訪問してございますが、いずれの方も高齢あるいは資金の関係で改造が困難との回答を受けているのが現状でございます。

いずれにしましても、今後とも通知や訪問を行い、水洗化の推進に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、集落排水の下水道接続の課題についてでございますが、公共下水道への接続には、新たな管路やポンプ施設建設、あるいは既存施設の撤去に要する費用負担や、接続先の流域下水道の処理場、福童浄化センターの地元住民の理解を得る必要があるほか、現施設の後利用の検討や、接続先の処理能力の余裕及び県の流域下水道計画との調整及び接続許可の協議、合特法に基づく一般廃棄物収集事業者との調整、横断する小石原川の河川管理者との協議、道路橋梁への添架に伴う道路管理者との協議などの課題があるところでございます。

次に、既存の集落排水施設の更新の検討についてでございますが、野瀬議員の御指摘のとおり、省電力化されたポンプ、汚水処理工程の省力化、発生する汚泥の減量化等、汚水処理の技術は現在進歩していることや、現在の集落排水施設は平成5年頃に計画されてございまして、現施設では処理人口の余裕がかなりございますので、更新をして片方に集約することも考えられるところでございます。

一方で、集落排水施設は、どうしても公共下水道と比較をいたしますと割高になってございまして、先ほど申し上げましたとおり各種の課題はございますが、維持管理費の観点からは広域下水道への接続が望ましいものと考えてございます。

いずれにしましても、これらの観点を踏まえまして、今後の集落排水施設の在り方について中長期的に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 先ほど水洗化率のところ率のお話がありました。ほとんど九十九点何%とか、それ、普及率と水洗化率、何か数字がちょっと開きがあったと思うんです。九十

九点何%と93%とか、その開きってというのはどういうことなのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

下水道の人口普及率というのは、人口区域内の浄化槽を除いた分の人口から、排水ができる地区の区域内の人口を割り戻したものでございます。

その点、水洗化率は、その中の実際下水道につながれてある人の人口と、実際下水道に接続可能なところの地区の人口を割り戻した率でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ということは、下水道の整備はされてるんだけど、まだいわゆる公共下水道に接続されていない家庭っていいですか、そういうのがあるというふうに理解していいんですか。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 野瀬議員がおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと続けて小項目の3番目に入ります。

下水道事業経営戦略というのがつくられております。下水道事業を取り巻く経営環境というのは、人口減少とか施設等の老朽化に伴う更新需要が増大をしております、厳しい経営環境の中で、将来にわたって安定した下水道サービスを提供し、事業を継続していくということが目的になります。

令和6年3月に、大刀洗町下水道事業経営戦略というものが策定されているというふうに理解をしております。その経営の基本方針がその中で示されております。

1点目は、計画的な経営方針が示されておいて、その具体策というものはどういうものかということ。

2点目は、財政基盤の強化というものが示されておりますけれども、それに当たっての具体的な施策というものは何なのか。

3点目は、定量的な業績指標において、汚水処理原価が低減をしておりますけれども、その低減する理由というものは何なのかというのを教えていただきたいというふうに思います。以上3点です。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

大刀洗町下水道事業経営戦略についての御質問でございます。

まず、計画的な経営の基本方針についての具体策についてでございますが、令和5年度に策定いたしました大刀洗町下水道事業経営戦略におきまして、適正な事業計画及び財政計画を基に経営を行うとしてございまして、具体的には安易な範囲拡大を行わないことが重要と考えてございます。

この点、大刀洗町の事業認可区域が宅地化見込みで、農振農用地以外の農地や雑種地を取り込んだ区域もございまして、土地所有者が建設を行う際、協議及び申請を受け、順次延伸及び水洗化の向上を図っている状況でございます。

次に、財政基盤強化の具体的な対策についてでございますが、本経営戦略におきましては、使用料収入の確保と国や企業債の資金を的確に調達することや、公営企業会計移行により、今後はより精度の高い財務分析を行うとしてございまして、具体的には取付管新設等による水洗化率の向上や、住民票異動や上水道開栓情報に基づく適切な使用料賦課など、使用料収入の確保に努めてまいります。

また、企業債の資金として安易な借入れは行わず、交付税に反映するような流域下水道事業債などを選択するとともに、税理士法人の助言を受け、一般会計繰入金の特定収入に係る消費税の対策などに努めてまいります。

次に、定量的な業績指標において、汚水処理原価が低減する理由についてでございますが、汚水処理原価は維持管理費と資本費を合わせた汚水処理費を年間有収水量で除したものでございまして、この資本費のほとんどが企業債の利息と企業債償還が関係してございまして、これらの減少が汚水処理原価が低減する主な理由となっております。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 原価の算出方法がちょっと分からなかったものですが、なぜ下がるんだろうかなというのがちょっと考えたところでございます。

要は、経営戦略つくられて、それにのっかって3つの方針を維持されるというのは非常に大事なことかなというふうに思います。

そういう中において、先ほど質問したときに、負担金が大体毎年のように増えていくということが、答弁がありました。そういうことに対する財政の運営といいますか、要は下水道事業の事業会計を見てみると、大体、ほとんどがというか、料金収入と一般会計からの繰入れになっているんですね。それで収支が取れているような状況になってるんですけど、繰入金をできるだけ減らすような考え方がいいのかなという、いわゆるどうしても赤字になれば、それはもう当然繰入れしていかなくちやいかなのでしょけれど、そういう繰入れを幾らかでも少なくしていくよう

な努力というのは、例えば極端に言えば、使用料どうすれば増えるのか、年間有収水量が増えれば当然収入は増えるんだろうというふうに思いますので、そういうところを具体的にどういうふうに考えていくのかというのは、非常に難しい課題ではあるんですけど、一般的な水道にしろ、下水にしろ、料金値上げというのがすぐ出てくる話なんです。それはなかなか難しい話なのかも分かりませんが、現行の料金は維持しながらいろんな経費を削減していくということが、やっぱり大事なかなと思うんです。

だから、投資的経費とかを幾らかずつでも減らしていく。代わりに維持更新費がどんどん増えていくのは間違いないわけですから、財政運営というのは非常に厳しくなっていくのかなというふうに思います。

だから、そういうことに対して、前回もちょっと私申し上げたと思うんですけど、これ基金の積立てがありますよね。私が質問したときには、一番最初は年間5,000万ぐらい積み立てていけば、20年ぐらいすれば10億ぐらいになるからという話があったんですけど、ここ数年の積立金を見れば、それこそ1,000万あるかないかぐらいの積立金になっているんです。そういうことについて、やはり計画的な基金の積立てというのをお願いしたいかなと思うんですが、その点について何か所感があればお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

まず、一般会計の繰入れにつきましては、多くの部分が企業債の償還に伴う分です。これが交付税措置等ございますので、その分について繰入れをしている部分が大きな部分かと思っております。

また、議員からお尋ねがございました基金の積立て、これは議員がおっしゃるとおり計画的に積み立てていきたいというふうに私自身も思っておりますけど、なかなか年度年度の財政状況等におきまして、毎年5,000万というのが今現状として難しい状況になっているところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） それでは、下水道事業については、今申し述べましたことをくれぐれも留意しながら運営をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。次に2問目、地域公共交通計画についてでございます。

大刀洗町における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため、2022年度から2026年度の5か年を計画期間とする地域公共交通計画が策定をされております。

その中で、町の将来像として「誰もが公共交通を利用して、行きたい場所へ移動できるまち」

というものが掲げられております。その実現に向けて、様々な取組がされているんだろうというふうに思います。

そこで1点目は、交通弱者、それと公共空白地域への対応などに対する取組の成果と今後の課題ということについては何なのか。

2点目は、既存公共交通への転換、維持に関する主な取組と成果をどういうふうに評価してあるのかということについて、まずお伺いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員御質問の地域公共交通計画について答弁をいたします。

「誰もが公共交通を利用して、行きたい場所へ移動できるまち」の将来像の実現についての御質問でございます。

まず、交通弱者、公共交通空白地域への対応などに対する取組の成果と今後の課題についてでございますが、大刀洗町では、令和2年度から令和4年度に実施いたしました大刀洗巡回バスの実証実験の結果を踏まえ、令和4年7月から現在ののりあい定額タクシーひばり号を導入し、約3年半が経過をしたところでございます。

この間、町の広報誌、ホームページ、招致協議会などで周知活動に取り組み、令和8年1月末時点で登録者は累計984名に達し、便数は累計で1万6,000便を超え、町民の皆様の通院や買物といった身近な移動手段として定着するなど、一定の成果があったものと考えてございます。

今後の課題といたしましては、財政負担の増加と供給体制の確保、この2つが大きな課題になってくるものと考えてございます。

まず、1点目の財政負担の増加につきましては、これまでひばり号では財政負担を最小限に抑え、効率的な運行を実現するため、ひばり号専用の車両借上げは行わずに、実際に走った走行距離の運賃から利用者負担額を差し引いた差額と配車経費を町が負担するメーター運賃方式を採用してきたところでございます。

しかしながら、令和6年度まで運行の軸を担っていただいておりますタクシー事業者1社が、令和6年度末をもって急遽撤退し、その後廃業するという事態に至りました。このため、町では増加する移動需要に確実に応えるため、供給体制の見直しを行い、別のタクシー事業者1社と新たに車両を借上げる方式でひばり号専属の車両を確保するとともに、もう1社とは従来のメーター運賃方式を併用する二段構えの体制で運行を維持してきているところでございます。

しかしながら、この点、借上げ方式を導入しましたところ、従来のメーター運賃方式のみの運用に比べまして、利用者1人当たりの町負担額が増加をしているというふうな課題がございます。今後、高齢化の進展に伴いまして、移動手段を持たない利用者の増加や人件費や燃料費の高

騰等の外部要因により、町の財政負担はさらに上昇することが懸念をされているところです。

次に、2点目の供給体制の確保につきましては、先ほども申しあげました事業者の撤退に加えまして、現在、タクシー業界全体におけるドライバー不足は深刻な課題となっておりまして、こうした外部環境の変化が今後の事業の継続性を脅かす大きな要因になることを懸念をしているところでございます。

次に、既存公共交通への転換、維持に関する主な取組と成果についてでございますが、大堰駅、西大刀洗駅、今村天主堂バス停におけるパーク・アンド・ライド駐車場の確保や、大堰駅、本郷駅での送迎車両待機場の整備など、既存公共交通の利用環境の向上を図るとともに、枝豆収穫祭やレタスフェスタをはじめとするイベントでの連携を通じた利用者の創出や、甘木鉄道への電気料・燃料価格高騰に対する財政支援や、新型車両導入や安全施設等整備に係る負担金の拠出とイベント広報への協力、西鉄路線バスにつきましても、運行の欠損額の一部に対する路線バス運行補助金の交付などを通じまして支援をしてきたところでございます。

これらの取組の結果、地域公共交通計画の目標に掲げております西鉄甘木線、甘木鉄道の乗降客数及び路線バス北野線の運行人数はおおむね成果指標を達成してございまして、一定の成果を得たものと認識をしております。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） いわゆる計画の中の、計画の目標というのが掲げられておりまして、3つの目標があって、数値で、K P Iというんですかね、示されておるんだと思います。そういうことになると思います。

例えば大堰駅の乗降客数とか、そういうのをずっと数値で表してございます。それに対する、現況でもいいんですけれども、計画に対する現状というか、それをちょっと、課長さんでもいいんですが、教えていただければというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 福岡財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） それでは、地域公共交通計画の各目標に定めるK P Iの状況でございます。先日開催されました地域公共交通会議の中では、令和7年度の目標値、実績値について御説明させていただきたいと思っております。

まず、目標が大きく3つ、既存公共交通による提供サービスの維持、活性化というところの中でございますと、西鉄甘木線及び甘木鉄道の維持、高速バスの維持、また路線バス、北野線のサービスの維持というところで施策を打っております。

その中で、西鉄甘木線大堰駅の乗降客数でございますが、計画の4年目、令和7年度におきましては、目標値351に対して実績値378ということで、達成率108%。同じ甘木線本郷駅でございますが、目標値355に対しまして実績384ということで、率としては同じ108%

を達成しております。

また、甘木鉄道西大刀洗駅の乗降客数におきましては、目標値175に対しまして、実績143ということで、82%でございます。

その中で、次に高速バスの運行便数、これ高速バス日田号になりますが、平日便におきましては、目標値68便に対して実績63ということで、93%の達成率、土日祝日の便でございますが、こちらが目標値57に対しまして、59便ということで、104%の達成率でございます。

続きまして、路線バス北野線の運行便数でございますが、こちらも平日と土日祝日分かれておりまして、平日におきましては、目標値23に対しまして22便ということで、達成率が96%。土日祝日のほうは、10便の目標値に対しまして実績値11便ということで、110%の達成率でございます。

続きまして、目標の大きな2項目め、町民の多様な移動ニーズに応じた新たな移動手段の創出ということで、こちらにつきましては、乗り合い定額タクシーの乗車人数という、当利用者1人当たりの町負担額というところがございますけれども、まず定額タクシーの乗車人数につきましては、1日当たりの乗車人数が目標値19人に対しまして12人ということでの達成率が63%でございます。

また、利用者1人当たり町負担額につきましても、町長の答弁の中にもございましたが、目標値、上昇しておりまして、具体的には目標値900円に対しまして、プラス1,477円の2,377円というのが実績値となっております。

最後の大きく3つ目の目標でございますけれども、多様な関係者の連携による公共交通の利用促進活性化というところがございます。

こちらにつきましては、大きく3つKPIがございます。具体的には、公共交通ガイドマップの作成でございますとか、町のホームページの情報環境の充実でございますとか、自治会等を通じた乗車体験イベント、交通安全教室等の開催でございますとか、警察や免許センター等と協力した免許返納時の情報提供、利用促進でございますとか、沿線自治体等と連携した利用促進、福祉・観光関係者等と連携した外出企画の推進という、主にソフト面での取組が主なものでございますが、そのKPIも今のところ大きく数値で表れておりますのが2つございます。

1つが取組への協力パートナー数ということで、こちらにつきましては、16の目標値につきまして18の実績値ということで、達成率が113%でございます。

また、こちらにつきましては、もう1つのKPIが運転免許返納数の累計でございます。こちらにつきましては、毎年40件の増加ということを目標値として設定をしておりますが、4年目におきましては、目標値160に対しまして、実績値181ということで、こちらの達成率は113%でございます。

もう一つ、K P Iの中に、公共交通に対する満足度というところにつきましては、こちらは令和8年度におきまして、実施するアンケート等におきまして、数値のほうを把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すいません、詳しく教えていただいております。

大体取組の成果としては、目標に達成しているというか、そういうふうに感じられます。一番大事なのは、やっぱり西鉄の甘木線とかレールバスというんですかね、そういうところを維持していくというのと、上高橋に行っているバス路線、それを維持する、あるいは便数を増やすとか、そういうことがやっぱり大事かなと思うんです。

ちょっと心配していたのは、例えば甘木線においては、三井中央高校がいわゆる廃校になったということで、乗降客数がどうなるのかなというのが、ちょっと心配をしておりましたが、今の乗降客数だけを見れば、大体その目標を達成しているんだろうと。

こういう目標値を達成していけば、いわゆる廃線、廃線ちゅうたらいいかな、鉄道事業者として、例えばバス路線変更するとかいうような、そういう話というのは、この目標値を達成していけば出てこない話なのか、いや、これでもやっぱり足りないんだというような話をされているのか、そこら辺が、事業者といいますか、事業者との協議とかにおいて、あるいは協議会においてそういう話が出るのでしょうか。ちょっとそこら辺があったらお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

私自身は協議会のほうに、私が参加しているわけではないので、担当課からの報告だけになりますけれども、今、議員から御指摘がございました当町における目標値が達成したら、もう廃線の危機はないのかということでございますが、これ、やっぱり当町だけではないかんともしがたい面がございます。

現状として、一番、あれは西鉄甘木線でございますけれども、甘木線の赤字部分を天神大牟田線の黒字なりをほかの部分で補っているというのが現状であろうと思っておりますので、西鉄のほうも、地域を担っていただいている鉄道会社ではございますが、民間企業でございますので、そこは民間企業としての経営判断というのは出てくる可能性がございます。

したがいまして、大刀洗町としては、廃線となることがないように、現在も久留米市、朝倉市とともに、今どういうふうにしていけば今後持続可能な鉄道として残っていくのかということで、西鉄のほうも含めまして、勉強会等で意見交換等をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） いわゆるそういう鉄道系の維持というのは、非常にやっぱり難しい話、課題として残るんだろうと思います。

ただ、今町長もおっしゃいましたように、大刀洗町だけではどうしても解決できる話ではなくて、朝倉、甘木といますか、それとか久留米都市圏とか、そういうところとの連携、あるいはそういうのを維持していこうとするには、当然いろんな取組は必要なんだろうけど、ある程度の財政的な負担というのもやっぱり覚悟しておかないといけないのかなと思います。

黒字になるようなものっていうのはほとんど見当たらないのかも分かりませんが、いわゆるそういう鉄道というのは、本当、交通、移動手段としても一番公共交通としては大事なところだと思いますので、ぜひともそういうところはまた今後とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこで、次の2問目というのは、小項目の2問目ですが、今の計画の総合的な評価、それから次期計画に取り組むというような話も聞いております。そういう策定に向けた基本的な方向性というのがあれば、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

現計画の総合的な評価及び次期計画の策定に向けた基本方針についての御質問でございます。

第1期目となります現計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間として策定し、本町が目指す将来像や公共交通が果たすべき役割を踏まえ、1つ目として既存公共交通による提供サービスの維持・活性化、2つ目として町民の多様なニーズに応じた新たな移動手段の創出、3つ目として多様な関係者の連携による公共交通の利用促進活性化の3つの目標を掲げ、本計画に基づき、交通事業者や地域の関係者の皆様、さらには他分野の関連団体や町内各部署が緊密に連携し、各種施策を推進しているところでございます。

この点、先ほど担当課長から申しましたとおり、各目標の達成状況を示す成果指標、KPIについては、現在までのところおおむね順調に推移しているものと評価しておりますが、一方で、乗り合い定額タクシーの利用者1人当たりの町負担額など、目標に達していない指標もございます。これら未達成の項目については、要因のほうを精査し、運行効率の向上や利用促進策の再検討などの改善を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、令和9年度からの次期計画の策定に当たりましては、第1期計画の評価を行うとともに、運行データやアンケート調査を基に、本町の地域公共交通が置かれている概況を多角的に分析した上で、私たちが目指すべき将来像と現実との乖離、ギャップを明確にし、解決すべき課題の見える化を図りたいと考えてございます。

特にひばり号につきましては、令和8年度の地域公共交通計画の策定の中で、利用者へのアン

ケート調査やタクシー事業者へのヒアリングを実施し、持続性向上のための方向性を大刀洗町地域公共交通活性化協議会において協議いただきたいと考えてございます。

また、具体的な施策の検討を含む計画の策定に当たりましては、町民代表、交通事業者、関係機関で構成いたします大刀洗町地域公共交通活性化協議会を中心に対話を重ね、国が示しておられます地域公共交通のアップデートの指針に沿った実効性の高い計画案を目指してまいりたいと考えてございます。

現在、全国的にドライバーの確保や自治体の財政負担増など、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増してございますが、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていかれるよう、今後とも持続可能な交通ネットワークの維持・活性化に向けた真摯な議論を計画設定の過程で深めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 次期の計画ですから、いろんな要素が入ってくるんだろうと思います。

ただ、何ていうんですか、地域の人たちと話しててよく思うのは、やっぱり乗り合い定額タクシーの利用というのは非常にいいんですけど、皆さん方が言われるのは、やっぱりドア・ツー・ドアっていいですか、だから、そういうことを考えていただきたいというのがちょっと多いんです。

それと、タクシーもいいんだけど、巡回バスみたいな運行もちょっとされました。ああいうものとの連携といいますか、ある程度主な路線が決まっているところまでは、近所の人に送ってもらってもいいんだけど、そういう組合わせなんかもやっぱり要るんじゃないかというような意見もございます。

ちょうど私が団塊の世代と言われる一番最後の年代で、いわゆる免許証返納ということをやったり真剣に考えていかなくちやいかんような世代に入ってきてます。そういう中で、今からが一番交通を考えるときに大事なところだろうと思うんです。誰でもやっぱりどこにでも移動できるというような将来像を実現していくには、ある程度の負担は要るのかなということもちょっとあります。

そういう中で、やっぱり今、地域交通協議会をつくってという中でいろんな意見が出るとは思いますが、例えば、最近ちょっともう言葉が消えたような感じですけど、ライドシェアみたいなものも何かうまくやれば、非常に有効な手段かなとも思ったりします。そういういろんな課題を検討していただいて、取り組んでいって、何が住民の方々にとって一番利便性がよくて、使い勝手のいい公共交通機関になるのかということを考えていただきたいと思います。

何も我々の年代だけではなくて、今からの世代の方々が、移動手段として、鉄道なのか、自動

車なのか、自動車から鉄道のほうへ移行するというような、いろんなパーク・アンド・ライドみたいなことを考えられたりもするんでしょうけど、それにはやっぱりある程度の投資も要るのかなというようなことを思います。

ぜひとも次期の計画に向けて、そういういろんな課題を整理されて、今までの計画を再評価していただいて、取り組むべき課題を割と重点的にやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで野瀬繁隆の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここでお昼の休憩をいたします。議場の時計で13時30分から再開いたします。

休憩 午後0時16分

再開 午後1時30分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、6番、安丸眞一郎議員、発言席からお願いいたします。

6番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 小中学校の児童・生徒数の現状と課題について
2. 防犯灯の設置と維持管理について
3. 運動公園多目的グラウンドなどの照明のLED化に伴う利用料について

○議員（6番 安丸眞一郎） 議席番号6番、安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、通告のとおり、1点目が小中学校の児童生徒数の現状と課題について、2点目が防犯灯の設置と維持管理について、3点目が運動公園多目的グラウンドなど照明のLED化に伴う利用料について、以上3点について、それぞれ小項目ごとに質問を行ってまいりたいと思っております。

まず、大項目1点目でございますけども、小中学校の児童生徒数の現状と課題について問うものであります。

現在、中学校が3月13日に166名が卒業をされております。また、町内4小学校で明日3月18日に151名の6年生が卒業していくことを聞いております。

そういう中で各町内の小中学校の児童生徒数、これは担当課のほうにお尋ねした推計値もありますけれども、大刀洗小学校が、これは昨年の2月時点の推計値として、児童数が大刀洗小学校が166名で、通常学級と特別支援学級を合わせて11クラスから今年の2月時点の推計値的には169人、クラス増減はないということです。

また、菊池小学校については、昨年が403名でクラスは21クラスから今年の2月時点では433名、30人の増ということで新1年生が77名入学予定になっております。3クラスになるということで、全体的には1クラス増ということで通常学級が13、特別支援が9がということになっております。

本郷小学校においては、昨年が317、クラスが18クラスから17名減の300人ということで、クラスの増減はないようです。

それから、大堰小学校が107名ということでクラスが9クラスの今年が推計値ですけども106人で、特別支援学級が1増ということで通常学級と合わせまして10クラスになるということを知っております。

一方、中学校のほうは、467人の21クラスから457人、生徒数は10名の減となりますけれども、クラスの増減はないようでございます。

以上のように、学校間の児童数の差はありますけども、この1年間だけで町全体で見ると4小学校の児童数は993人の59クラス、これは通常学級の36クラスと特別支援学級が23ということでございます。1年経った今年の2月時点で1,008名の61クラスということで、通常学級は37、特別支援学級が24ということで、全国的に少子化がいわれる中に若干微増傾向にあるというふうに言えるのではないのでしょうか。

こういうことは、これまでの子育て支援の充実、あるいは学校設備の改修、多様性の尊重や合理的配慮による個に応じた教育環境の整備充実に力を入れてこられたからではないかというふうに思っているところです。

このような町内の4つの小学校の現状を踏まえて、小項目ごとに質問を行ってまいりたいと思います。

まず、小項目1点目ですけども、児童数による学力面や指導面での問題や課題について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、安丸議員、御質問の小中学校の児童生徒数の現状と課題について答弁させていただきます。

まず、児童数による学力面や指導面での問題点や課題はについての御質問です。

この御質問については、児童数の少ない場合や多い場合による学力面や指導面でのメリット、そして課題等について整理して説明させていただきたいというふうに思います。

まず、児童数が少ない場合についてですが、自分に合った授業や指導が受けやすくなり、学力向上が見込まれるとともに、教職員は担当する児童生徒数が減ることで負担が減り、児童生徒に寄り添ったきめ細かな指導ができるなどのメリットがあります。

しかし、一方で児童数の減少により、クラス替えやクラス同士の教育活動が十分できないなど、学級数が少ないことによる教育活動推進上の学力面での課題や、あるいは教職員の経験年数や男女比など、バランスの取れた教職員の配置、教職員1人当たりの校務負担が重くなるなどの指導面での課題が生じる可能性が考えられるというふうに思います。

次に、児童数が多い場合についてですが、この児童数の増加は先ほども町全体として微増傾向にあるというふうなことで御紹介いただきました。地域の活力を示す喜ばしい減少であり、子供たちにとっても多様な人間関係やあるいは授業を進めていく上で協働解決学習、あるいは対話型の学習の実施など、多くの機会を得られるメリットがあります。

しかし、一方で児童数の増加により、子供たち一人一人が個別指導のための時間、それを教職員が確保することがいわゆる難しくなるなどの学力面での課題や、そのための人的支援や教室、特別教室の確保、給食や通学路の安全確保などの指導面での課題が生じる可能性があるというふうに思います。

いずれにせよ、子供たちにとって適切な教育環境を提供することが重要であり、現在35人学級や、先ほども議員から御紹介ありましたように特別支援教育を進めているところでございます。

以上で、安丸議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま教育長から答弁いただきましたように、それぞれ少人数学級での課題、問題点含めて、また、児童数が多い学校の現状なり紹介いただきました。

確かに、私も以前の一般質問の中でも、前教育長のときにもこの種の質問をさせていただきましたけども、やはり少なければ、紹介があったようにやはりクラス替えがないもんですからそのままずっと進級していくというか、そういう問題、子供たちの仲間意識が強くなるかと思えますけども、ある意味、クラス間の競争とか競い合うと言いますか、そういった面のデメリットもあるんじゃないかなと、先ほど児童数が多い学校の紹介で対話型の授業も含めてのそういった展開ができにくくなるんじゃないかなというふうに思われますけども、先ほど教育長の答弁の中にありました児童数の多い学校での指導面での問題が時間が取りづらいということが発生する可能性があるというふうな意味合いの答弁があったかと思えますけども、現状としては町内の4小学校、そういった指導面とかそういったところでの問題とかというのはないというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 先ほど答弁いたしました課題として、児童数の増加により、個別指導のための時間の確保が難しくなる可能性があるというふうにお話ししましたが、これは本町にとってやはり現状として一人一人の子供に対して学力面等での補足、補う時間を確保するという

のはやはり多くなればなるほど、やはり課題になってくるところではございますので、全く本町ではないということは申し上げることができないというふうに思っているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。そういった個別指導面での問題が発生する前にしっかりと解決をしていただきたいというふうに思います。

以前の学力面での私の一般質問の中で、やはり現状として児童生徒、学力面での二極化現象があるというふうなことも言われておりました。昨年の4月17日に実施された小学生は6年生、中学校は3年生でしたか、学力調査があったかと思えますけども、それを見ますと大刀洗町の令和7年度の学力調査の結果としては、認知能力の度合いは県平均を大きく上回る結果が出たかというふうに思っております。これは昨年の11月号、広報たちあらいの中でその結果も公表されておりますけども、かなり大刀洗町内の小学生の学力面とか、中学校もそうですけども、かなり上がってきているんじゃないかなというふうに思うところです。これは日頃から先生方の指導の賜物というふうに思っております。特に、今、教育委員会のほうでも出されておりますけども、骨太の学力ということでベストミックスによる大刀洗町授業メソッドということで、これまでの教えて考えさせる授業から効果のある指導、そして1人1台の端末を使った学習での活用ということで、それが実践が身につく、結果的に表れてきたんじゃないかなというふうに思うところです。

そういうことで、現在、教育長として全4小学校の学力の平均はかなり上回っておりますけども、小学校間のいろんな学力差、具体的な数値は公表されていませんけども、全体的に見たときに児童の中での学力面での依然あった二極化というか、そういったところは現状としてどんなでしようか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今、議員から御紹介いただきましたように、本年度の全国学力学習状況調査の一つの結果、認知面での結果ではございますけれども、小中学校とも全国の平均値を達成しているような状況でございます。

以前は、多分、議員おっしゃってましたように二極化等々の課題もあったかというふうに思います。長年取り組んできました、いわゆる主体的・対話的深い学びを、今、全国的に求められておる、それを実現するために本町では教えて考えさせる授業、そして効果のある指導、両面から具体的に授業改善を進めてきまして、もう大体6年以上経つんですけれども、それによって学校間そのものの課題もやはり解決してきているというふうに思います。4小学校とも全ての学校とも全国値を達成してしまして、それに伴っていわゆる二極化も少しずつですけども緩和されてき

ているのではないかなというふうに捉えているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。そういった小学校の現状を踏まえながら、今答弁がありましたように二極化も解消されつつあるというか、現状としてはなくなりつつあるということで、しっかりと今後もやはり次の時代を担っていく子供たちの教育に当たっていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、次に小項目2点目でございますけども、児童数が減少している地域への町としての対策についてお尋ねするものです。

これは以前の一般質問の中でも校区全体で人口を増やす取組を積極的に進めてもらいたいということを申し上げました。その際、町長の答弁の中で、4小学校それぞれ残すために何をすればいいのかというところから逆算してそれぞれの施策に当たっていくということでの答弁がいただきました。

町民の方からも、じゃあ、そういう小学校の児童数が減ってきている小学校校区に対しての町として何か対策をしているのかというお声も聞かれます。

そういうことで、この質問については2年前でございますから、急激な進展はないかと思えますけど、何か具体的なその後の取組なり、町として今後具体的にこういったことを取り組んでいくんだということで計画があれば答弁をいただきたいと思えます。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

児童数が減少している地域への町としての対策についての御質問でございます。

議員からも御紹介がありましたとおり、大刀洗町全体では人口が増加する一方で、校区間の地域差もございます。また、同じ校区間でも行政区間で地域差が生じているのが現状でございます。

このため地方創生の総合戦略では、先ほど議員のほうから御紹介がありましたとおり、各4つの小学校を残していくためにどうすればいいかということで計画を策定し取り組んできたところでございます。

また、この点、どうしてもハザードマップで見たときに浸水想定深が深い地域にはやっぱり新規のアパート建設等が敬遠される傾向がございます。このため、これまで国や県に対しまして筑後川や小石原川、佐田川、大刀洗川、陣屋川等の一層の整備を要望しますとともに、県による大刀洗川、陣屋川の調節池の整備や町による農業用ため池の浚渫等の災害対策をはじめ、西鉄甘木線の維持確保対策や定住促進住宅の建設等に取り組んできたところでございます。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 失礼しました。また、教育委員会所管分については、教育委員会のほうから答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、児童数が減少している地域への町としての対策について、教育委員会として取り組んでいる部分について答弁させていただきたいというふうに思います。

教育委員会としては、子供たちが安心して学べる教育環境を提供し、教育の質を確保するための対策が児童数の少ない、多いに関わらず重要であるというふうに考えています。

これまでの対応、対策について幾つか紹介しますと、これまで校舎改修やエアコン設置を行い、快適な学習環境の提供に努めています。

また、1人1台タブレットや電子黒板などのICT機器の導入やオンラインを活用した交流学习の充実を図り、児童数の減少に対応した教育環境を整えているところです。

2つ目に、教職員のスキルアップを図るための研修を充実させているところです。特に、学校教育推進事業は本年度6期目になりまして、それを継続し、指導方法を研修を強化しているところです。

3つ目に、特別支援教育の充実を図り、児童生徒のニーズに応じた適切な教育を受けられるよう各学校に支援員を配置しているところです。

4つ目になりますけども、コミュニティスクールを推進し、地域住民や保護者との定期的な意見交換を開催し、地域全体で子供たちを支える体制を醸成しているところでございます。

また、各学校においては、地域資源を活用した教育活動が推進されるよう学習ボランティア等を募りながら、そのための予算を教育委員会としては計上しながら子供たちの学びを豊かにするように努めているところです。

今後も児童数が減少している小学校においても質の高い教育環境を維持できるよう、子供たちが安心して学べる環境を提供してまいりますので、御理解と御協力をお願いしたいというふうに思っているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） それぞれ答弁ありがとうございました。

やはり、学校現場の校舎であったり、教育環境であったりというのは、町のほうもしっかり子育て支援教育に事業予算を積まれて毎年のように拡大されておりますから、しっかりと箱のほうは出来上がっておりますから、中身のほうは先生方にお任せして、教育長を中心にしっかりと子供たちの指導、教育に当たっていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

また、先ほど町長の答弁の中でありました国、県とのタイアップ、河川の改修というものも当

然必要でございますけれども、町として、先ほど申し上げましたようにやはり校区全体として、やはり人口増の取組が必要になってくるんじゃないかなというふうに思うわけです。

そういう中で、前回の答弁の中に、例えば定住促進住宅の建設も含めて検討のそれも一つということをおっしゃられたかと思っておりますけれども、何かそこらあたりで町として何か具体的な人口増への取組に向けて現実に計画があれば御答弁いただきたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

町としてもやっぱり防災力の強化で安全・安心な町をつくっていくというのは一つだと考えてございますし、あるいは大刀洗、農業がやっぱり基幹産業でございますので、農業の振興に力を入れていくことも大事だと思っております。

また、近年の人口動態等を見ておきますと、やはり子育て世代の、先ほど議員のほうからも子供の数が微増傾向にあるという御紹介がございましたけれども、30代等の転入、社会増が人口増の大きな要因になってございますので、やはりそういう面から言っても今まで取り組んでまいりました子育て支援と教育環境の充実、ここをさらに注力をしてまいりたいと考えてございます。

また、大堰校区からは定住促進住宅の2棟目の建設について、かつて区長さん方から御要望をいただいているところでございまして、これについても引き続きどう対応するかというのは検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。ぜひ、繰り返しになりますけれども、やはり校区全体で人口を増やす取組というのが急務ではないかなというふうに思うところです。

先般いただいたこども課からの児童生徒数の推移を見ても、やはり大堰小学校のほうはかなり5年後にはもう2桁台になっていくということの数値も出ておりますし、そういうことから喫緊の課題というか、急いで取組が必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。しっかりとそこら辺は校区全体で人口を増やす取組、併せて国県との連携した冠水対策なり防災対策についても取り組んでいただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思っております。

小項目3点目については、これは2点目と逆の質問になりますけれども、宅地分譲などで今後も児童数の増加が見込まれる小学校校区における町としての対応と対策についてお尋ねをするものです。

冒頭申し上げましたように、菊地小学校の場合はほかの小学校より歴史は浅いんですけれども、今年、設立から71年目の学校でございますけれども、やはり御存じのようにアパートや宅地分譲などで校区内の人口が急速に増加をしております。予測を上回るペースで児童数も増加傾向にあ

るんじゃないかなというふうに理解をしているところです。

このような現状において、課題として出てくるのはやはり教室不足であったり、その他の教育環境の問題が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。町としての対応と対策についてお尋ねをしたいというふうに思っております。

菊池小学校の場合は6教室を増築されておりますが、令和8年度は恐らく空き教室は1つになるんじゃないかなというふうに思っております。この辺も含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、3点目の宅地分譲などで今後も児童数の増加が見込まれる小学校校区における町としての対応と対策についての御質問です。

先ほど議員から御紹介、御心配いただいているように、児童数の増加により教室不足や、あるいは教員や保育士等の確保といったような問題点が一方で生じる、あるいは課題が生じることが考えられます。

これらの課題に対して町としての対応や対策についてですが、これまでも既存の保育園や学童保育所、そして小学校の施設を拡充し、教室や保育スペースの増設、保育士や支援員の確保を支援してきています。また、放課後や延長保育の充実を図り、働く保護者の支援をしているところです。

特に、菊池校区においては、企業型保育園とおおぞら保育園の誘致を進め、小学校では今後の児童数増加による教室不足を解消するため、令和5年度に増築工事を行い、先ほど議員からも御紹介いただきましたように、新たに6教室を新設しているところです。新1年生がたしか77で3クラスを予定しているという、現在のところでございますので、先ほど議員からおっしゃられましたように教室がまた1つ増加するというふうな状況でありますし、今後もその増加が見込まれるのではないかなというふうに思います。

現在、4教室は5・6年生が使用しており、残りの2教室は今後の児童数増加への対応等として使用する予定をさせていただいているところです。

さらに、令和8年度には学童利用児童の増加に対応するため、学校敷地内に学童保育所を新設する予定でございます。

今後も児童数が増加している保育園、小学校においても質の高い教育環境と保育環境を維持し、子供たちが安心して学び、成長できる環境を整えられるよう努めてまいりたいと考えているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。ということは、当面、ここ数年は教室不

足にはならないという教育委員会としての判断に立ってあるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

先ほど教育長も申し上げましたが、残り1つ教室もございまして、特別支援教育のほうも9教室、今ありますので、その辺もどうなっていくか分からない状況ですので、今のところは教室の不足は生じないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。ちょっと心配しているのはそういったことで、6教室増築されましたけども、実質的にはもう1教室になってきて、令和8年度からそのままいけばなるし、再来年には具体的にどういうふうになっていくかは見えませんが、全体的に通常学級と特別支援学級を含めたクラスがかなり年々増えてきております。当然、少人数学級になったことによって、基本、これから3クラスになっていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ子供たちがそういう教育環境がしっかりと整えられた大刀洗町の各小学校であってほしいということを思っておりますから、ぜひ、そこら辺も、もし教室不足なりそういった問題が発生するとなれば、早めの手立てをしっかりとお願いしておきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

大項目1点目については、以上で終わっていきたいと思います。

次に、大項目2点目の防犯灯の設置と維持管理について質問を行ってまいりたいと思います。

まず、小項目1点目ですけども、防犯灯の設置について台帳等による管理状況、具体的にどういうふうに管理されているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

町内には、かなりの数の防犯灯が設置されているかと思います。その管理状況についてお尋ねをするものです。

たしか平成22年度から3年間で約800基ほどのLEDによる防犯灯が町のほうで設置されたかと思います。それも含めて、全体的に管理状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の防犯灯の設置と維持管理について答弁をいたします。

防犯灯の設置について、台帳などによる管理状況についての御質問でございます。

現在、町で管理しております防犯灯は713基でございます。これらにつきまして設置場所、電柱番号、灯具の種類などを記載した台帳により管理を行っているところでございます。

この点、効率的な維持管理のため、今後、老朽化した灯具の更新時期をより正確に把握するなど、管理台帳の制度向上に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 先ほど町で平成22年から3か年で設置した防犯灯については約800基、具体的にはたしか778基だったかというふうに理解しておりますけども、今、町長の答弁の中では713基が町管理ということは、それから年数的に十五、六年経っていますから撤去されたというか、変更があったということで理解していいのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 町が設置しました集落間の防犯灯につきましては、先ほど答弁しました713基でございますので、それから撤去等は行っておりませんので、713のほうでうちのほうは管理している状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 大変失礼しました。私のほうが、以前の質問の中で集めた資料の中で、記録的に778というふうに書いておりましたので、訂正させていただきます。

当初から713基をそのとき集落間でつけたという理解でよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 先ほど答弁しましたとおり、今現在、町のほうでは713という形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。なぜ、町管理というか管理されている防犯灯の数を聞いたかと言いますと、町内には当然行政区とか、区によっては隣組単位で防犯灯が設置されているところもございます。そういうことで、いろんな区長さん方からの要望、あるいは以前も私も質問しましたがけれども、組織率が低下している中で、やはり公益性、公共性があると言いながらも一部の組織された方だけの負担になっているんじゃないかということで、これは設置に関する費用とか、あるいは電気料についても町で一括して維持管理も含めてしていくべきじゃないかなということで申し上げました。そういうことで、その点で、まず現状を確認した次第でございます。

そういうことで次の小項目に移りますけども、設置や維持管理に係る費用負担の現状について答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

設置や維持管理に係る費用負担の現状についての御質問でございます。

地域で防犯灯を設置する場合については、町が設置費用の8割を補助し、残りの2割を各行政区に負担いただく一方、設置後の維持管理に係る電気代や電球交換等の修繕費については、各行政区で負担をいただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま答弁いただいた内容については分担金条例なり、設置規則の中にうたわれております。

その中にもうたわれておりますけど、事業の受益者という立場でそれぞれ設置規則なり分担金条例のところで書かれているかというふうに理解しております。

冒頭も申し上げましたように、やはり防犯灯というのは公共性、公益性ということからすれば、その地域の一部の受益者だけじゃなくて、やはり全町民にかかってくるんじゃないかなというふうな考えでございます。

そういうことで、やはりこれを地域の区長さん方からの強い要望もございまして、やはり先ほど紹介しましたように隣組の組織化もかなり減少傾向にあります。その中で一部の、現状としては要望で設置して、隣組で維持管理もしているという区も結構ございます。区によっては、区全体一括して設置から維持管理まで区費の中で、区の予算の中で見てやる行政区もございまして。

そういうこともございまして、やはり公共性、公益性ということからすれば、ぜひ町のほうで負担することも含めて、やはり設置規則の見直し、あるいは分担金条例の見直しも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

防犯灯設置規則及び分担金条例の見直しについての御質問でございます。

先ほど来あつてございますとおり、防犯灯には町が設置したものと行政区の要望により設置したものの2種類がございます。

この点、町が設置しました防犯灯は大部分が集落間をつなぐ国県道に設置したものでございまして、維持管理や電気代は町で負担をしております。

一方、行政区の要望により集落内に設置された防犯灯につきましては、先ほどお答えしましたとおり、町が設置工事費の80%を補助する一方、設置後の維持管理や電気代については各行政区で御負担をいただいているところでございます。この点、近年の電気料金の高騰や各行政区における負担軽減の要望については認識しておりますけれども、一方で管理主体の変更に際しましては、公平な設置基準の策定や管理体制の整備、中長期的な財源の確保など、整理すべき課題も

あるところでございます。このため、現時点では防犯灯設置規則及び分担金条例をすぐに見直すことは考えてございませんが、今後、他自治体における先進事例や管理手法を参考にしながら、大刀洗町立にとりまして最適な防犯灯の在り方につきまして、引き続き、調査研究を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 答弁ありがとうございました。私が思うに小項目2点目から小項目3点目に移ってしまいましたけども、今、町長の答弁の中にもありましたけども、現時点での見直しなり、そういったことは考えがないけども、他市町、近隣の自治体の調査も含めて、やはり今後検討していくということも前向きな答弁があったかと思えます。

私も調べてみると、近隣もそういった町で負担されておる。大きな市は、市のほうで負担がありますけど、財政的にも少し余裕があるんでしょうけども、そういう市で見てやるところもありますけども、町のほうにもそういった形で町で一括して維持管理も含めて支払っているということがございますけど、それはどんなのでしょうか。町のほうは、近隣の自治体のほうの実態というのは把握されてますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 安丸議員御質問の近隣自治体の状況等でございますけれども、筑前町のほうとかは恐らく町のほうで設置して、電気料金もたしか町のほうでお支払いされてあるというふうに思っております。

また、大きな自治体、先ほどありましたけども大牟田市さんのほうでは、電気料金につきましては市が全額負担しているという場合もございます。

また、福岡市さんにおかれましては、電力会社の契約ワット数、10ワットでありましたら1灯当たり年間で1,300円の補助があっているような状況でございます。

また、近隣の状況でございますけども、小郡市さんのほうにおきましては上限5万円の2分の1、また柱以外の部分では1万5,000円を上限としまして2分の1の補助などをなさっております。

ただし、うきは市さんとか小郡市さんのほうにおきましては、発注が自治会のほうでなさってあるような状況でございますので、本町におきましては、新設または改修工事等につきましては町のほうで発注を行っておりますして、地元から2割負担をいただくような形を取っておりますので、そういう事務負担を考えますと地元自治体、地元の行政区がする必要がない部分もございまして、大刀洗町としましては意外と地元の事務負担等もないような状況ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ぜひ、先ほど町長答弁にありましたように、防犯灯の位置づけとしては、やはり安心して通れる道であったり、安全な道というためにも公益性、公共性が十分にあるというふうに思いますから、行政区内の受益者だけじゃなくて、全町民に関わってくる問題だというふうに思っておりますから、ぜひ、これは各行政区長さんからの強い要望も御意見もございます。令和8年度になれば、また新たな区長さん方になるかと思っておりますけども、こういった御意見があれば、ぜひ前向きに検討していただいて、安全で安心なまちづくりの一つになるように取組を進めていただきたいということを最後に申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問になりますけども、大項目3点目に移りたいと思います。

運動公園多目的グラウンドなどの照明のLED化に伴う利用料について問うものであります。

まず、小項目1点目でございますけども、現在、公共施設の照明器具を水銀灯などからLEDに順次更新されております。現状と今後の計画について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、安丸議員御質問の運動公園多目的グラウンドなどの照明のLED化に伴う利用料について答弁させていただきます。

現在、公共施設の照明器具を水銀灯などからLEDに順次更新されているが、現状と今後の計画はについての質問です。

まず、公共施設照明LED化の現状についてですが、教育委員会生涯学習課所管の公共施設では、中央公民館、そして勤労者体育センター、武道場のLED化は現在済んでいるところでございます。

次に、今後の計画についてですが、本年度、ドリームセンター舞台照明、運動公園多目的グラウンドの照明を行って全て完了の予定でございます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。それぞれ社会体育施設であったり、町の運動公園グラウンドのもLEDに順次変えられたり、既にLED化されております。

今回取り上げておりますのは、社会体育施設として利用されている施設についてお尋ねをしておりますけども、そういった現状を踏まえて、小項目2点目に入りますけども、照明設備のLED化に伴う利用料の見直しの考えについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） それでは、安丸議員の御質問にお答えいたします。

LED化に伴う利用料の見直しについての質問ですけれども、照明料を徴収する施設には、運

動公園多目的グラウンド及びテニスコート、小中学校体育館があります。

料金の見直しにつきましては、今後の電気料金の推移やLED化前と後の電力使用料、それから近隣市町村の状況等を比較、考慮した上で見直すべきかの検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。今、担当課長のほうが答弁ございましたけども、具体的には今後の電気料金の推移、あるいはLED化することによって料金がどれだけ下がってきたのかという、その結果を見て利用料の見直しについては検討していくということでの理解でよろしいですか、まず。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） それでは、お答えします。

はい、そのように御理解していただいて結構だと思います。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 単純にやはり水銀灯からLED化されることによって電気量もかなりの軽減、料金的には下がるということと、維持管理についてもやはり4万時間から6万ということで、製品によってはいろいろ差があると思いますけども、LED化することによって維持管理も費用もかなり軽減されるということを知っております。

何でこういうふうな質問をしたかと申しますと、今、令和8年度に今度は社会体育施設を含めてエアコンの準備の計画があるかというふうに思います。もう上がるほうはすぐたしか担当のほうは利用料を設定するんじゃないかなというふうに思っておりますから、そこら辺の各施設の利用料見直しは、そういう当初予算の中で決定されて事業が終われば、そういった利用料の見直しも含めて検討する時期が令和8年度中には来るんじゃないかなというふうに思っておりますけど、そのところは担当課としていかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） それでは、お答えいたします。

今述べましたLED化に伴う照明料の見直しに加えまして、今後、空調機器設置に伴いまして社会体育施設、社会教育施設の利用料の見直しも必要なものと考えておりますので、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。社会体育で利用の体育協会加入の利用団体からも、LED化になったことによってやはり利用料金も見直しも必要じゃないかなという声

もあります。ぜひ、そういった利用団体が安い費用で健康維持にできるため、あるいはそれぞれのスポーツを通じてコミュニケーションを取れる施設として幅広く利用していただきたいというふうに思いますし、利用料金も安くなれば、それだけ利用者も増えてくるんじゃないかなというふうに思っておりますから、早急に施設利用の見直しについてもしっかりと検討していただきたいということを最後に申し上げて、本日の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋 直也） これで安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をいたします。議長の時計で14時35分から再開いたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時35分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

冒頭に発言の訂正の平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 先ほど安丸議員御質問の一般質問の中で、防犯灯の数の件でございますけれども、町長答弁でありましては713につきましては、電力会社から請求があっている件数で報告しておりました。実際に平成22年度から3か年で設置しました防犯灯の数につきましては778件となっております。

以上でございます。おわびして訂正いたします。

○議長（高橋 直也） それでは、次に、3番、中村竜博議員、発言席からお願いいたします。

3番 中村 竜博議員 質問事項

1. 産業創出拠点の大刀洗町への設置について

2. 町の賑わい創出について

○議員（3番 中村 竜博） 議席番号3番、中村竜博です。議長より発言の許可をいただきましたので、通達に従って質問させていただきます。

今回、大項目で2点、御用意させていただいております。

1つ目が産業創出拠点の大刀洗への設置について、2つ目が町のにぎわい創出について、質問させていただきます。

本町に経済循環の仕組みをつくっていく上で農業の活性化は必要不可欠と考えます。

しかしながら、農業を取り巻く環境は厳しさを増すばかりで、所得の向上や担い手不足解消は直近の課題であります。

また、若者の起業が伸び悩む中で本町が後押しできる方法がないか、私なりに模索しております。

したが、近隣の自治体で面白い事例がありましたので、今回質問させていただきます。

まず、1つ目、農業を基幹産業とする本町において、後継者不足、農業所得の伸び悩み、6次産業化や販路開拓の課題等について、現状について町はどのような見解か教えてください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、中村議員御質問の産業創出拠点の大刀洗町への設置について答弁をいたします。

後継者不足、農業所得の伸び悩み、6次産業化や販路開拓の課題等についての町の見解についての御質問でございます。

先日発表されました2025年の農林業センサス速報によれば、日本全国の基幹的農業従事者数は2020年比で25.1%、5年で4分の1減少するなど、高齢化と担い手不足が深刻化し、かつてないスピードで構造転換を迫られております。

これは、農業基幹産業とする大刀洗町においても例外ではなく、持続可能な生産体制の構築が喫緊の課題であると考えてございます。

この点、後継者不足、農業所得の伸び悩みにつきましては、農産物の市場価格の低迷や異常気象、自然災害による収入の不安定、重い労働負担、昨今の円安による肥料、農薬、燃料など生産資材、農業機械施設の大幅なコストの上昇などが要因と考えてございます。

また、農業者が自ら生産、加工、販売までを一貫して手がける6次産業化や販路開拓に係る課題につきましては、農業者は農産物栽培のプロである一方、6次産業化に係る高額な設備投資への負担に加え、製品を加工する技術や販売に関するノウハウの不足、消費者ニーズを捉えた商品開発の困難さ、既存の商品や流通網との競争、安定的な商品供給体制の確立、ブランドをPRするマーケティング力などにおいて課題があるものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。町長おっしゃられるとおりで私も感じております。やはり、生産に重きを置いてきた農業従事者の方たちからすれば、やはり販路の新規開拓と非常に難しい問題がたくさんあるとは思いますが、本当に簡単に解決策が見出せない難しい問題だと思います。しかし、うきは市では課題解決の糸口となりそうな施設が造られております。

そこで、2番目の質問です。うきは市のうきは6次産業化研究開発事業化支援センター、通称うきは夢ラボについて、町として把握しておりますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

うきは市のうきは6次産業化研究開発事業化支援センター、通称うきは夢ラボについての御質

間でございます。

うきは市にございます、このうきは夢ラボにつきましては、農家や加工業者が地元の農産物を活用して乾燥機器などの専門機材を利用してドライフルーツや加工品を試作、研究できる場を提供されてございまして、単なる加工施設の貸出しにとどまらず、農産物の加工に関する講習会などの教育やソフト支援も実施するなど、市場性の高い商品を開発できる環境を行政として提供している施設と認識してございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） よく御承知であればよかったです。農業の6次産業化のみならず、若者の企業支援や小規模事業所などの商品開発に一定の効果があると私も伺っておりますが、こちらはどのようにお考えか、次に質問させていただきます。

若者の起業支援や商品開発などの研究拠点として、町はどのような評価をしておりますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

若者の起業支援や商品開発などの研究の拠点としての評価についての御質問でございます。

先ほども申し上げましたとおり、単なる加工施設の貸出しにとどまらず、農産物の加工に関する講習会などの教育やソフト支援も実施するなど、若者の企業支援やうきは市の果樹を中心とした豊富な農産物を活用した商品開発などの研究の拠点としても有効な施設と認識してございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 現在、本町にて独立、起業をやりたくても初期投資や販路の問題で足を踏みとどまっている若者がおられるのも事実です。町として、そのような若者を後押ししてあげる施策が必要と考えます。

そこで、4つ目の質問となります。本町でも誰もが挑戦できる拠点が必要だと考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

誰もが挑戦できる拠点の必要性についての御質問でございます。

議員からの御紹介がありましたこのような施設の設置については、望ましいものと考えますが、一方で建設費や維持管理費に多額な費用や、また、施設の管理運営や施策研究を支援するスタッフの配置などを要する必要がある場合がございますので、農業者をはじめ利用者のニーズや農産物の地域性の違い等による実質的な稼働率を考慮する必要があるございまして、その必要性と費用対効果について、慎重に精査をする必要があると認識してございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ただいま建設費に関するところのお話もありましたが、例えば今ある校区センターや公民館、中央公民館の調理室を改装して使えば、費用も随分と抑えることが可能だと考えます。また、そこでできた商品をかててやふるさと応援寄附金の返礼品に採用することで、利用者には大きなチャンスになるとも考えています。

そこで、次の質問にはなりますが、施設設置に地方創生交付金などを活用はできないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

地方創生交付金などの活用についての御質問でございます。

これは、うきは市におかれましても施設等の整備に関しまして、平成30年度の地方創生拠点整備交付金及び令和元年度の地方創生推進交付金を活用されてございまして、施設の整備に当たりまして、国等との調整、協議をした上で、これらに類する補助金の活用は可能ではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） それでありましたら、具体的に設置のところの費用面では、随分と問題が解消されるのではないかというふうに考えております。また人員に関しても中央公民館とか校区センターであれば、常駐しているスタッフもおりますので、そちらを活用していれば費用面と人員面というところの問題は少なからず解消できるのかなというふうに思いました。

交付金が活用できるのであれば、ぜひとも前向きな検討をしていただきたいと思っております。また、次の質問に移らせていただきます。

本町が挑戦できる町へと成長するために設置に向けた具体的な検討はできないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

設置に向けた具体的な検討という御質問でございます。

先ほども申し上げましたとおり、このような施設の設置を望ましいと考えてございます一方で、建設費や維持管理費に多額の費用や施設の管理運営や試作研究を支援するスタッフの配置などが必要なこと、また、農業者をはじめ利用者のニーズや農産物の地域性の違い等による実質的な稼働率を考慮する必要があり、その必要性和費用対効果について、慎重に精査をする必要があると考えてございます。

このため、まずは農業者をはじめ利用者の皆様のニーズの把握から始める必要があると考えてございます。どうしても施設があるのは望ましいのは同意見なんですけれども、施設を造っても全く利用がなければ、それは無駄な投資になりますので、どういうニーズがあるのかというのは、

まずそこをつかむ必要があると考えてございます。

この点、例えば設置が望ましい施設というのはいろいろあります。例えば、よく言われるのはプールであったりとか、健康づくりができるようなジムのような施設とか、いろんな施設があったら望ましいというのはよく要望があるんですけども、全ての望ましい施設を1つの自治体の中だけで完結しようとする、そこはやっぱり財政的に非常に難しいものがございます。なので、そこはやっぱり優先をつけて、本当に真に必要な施設を整備する必要があると考えてございます。

また、このような施設については、例えば広域的な利用を進めるという観点からの検討も必要だと思っておりますし、同様の施設については、例えば福岡県では福岡県の工業技術センターの生物食品研究所の中に福岡食品開発支援センターというのがございます。これは久留米の合川のほうにございますけれども、ここでもいろんな商品の開発支援等を行っておりまして農業者の方も相談できますので、そういうところも御紹介するのも一つの考え方ではなかろうかと思えます。

また、例えば議員のほうから御紹介がありました、例えば校区センターの調理室、あるいは中央公民館の調理室の簡単な改装なり、あるいは各種届出でできるということであれば、そこはそれを使いたいニーズがどれだけあるかというのを把握した上で、今後、そういう部分については検討させていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 前向きな御返答ありがとうございます。そうですね、ニーズがなければやる必要はないのかということ、私も随分感じておりますが、そのニーズを調査するところからなかなか前に進まないというのがこれまで多々見受けられる部分が多くございますので、できればそこに関しても、きちんと期限を切った上でいついつまでにそういうニーズ調査をした上で、どの程度利用価値が利用されるのかというのを確認していただき、そこに伴って費用面であったり、人員面であったりということの計画まで何とか考えていただきたいなというふうに思います。できない理由はたくさん出てくるとは随分承知しておりますが、やはり、その中でいかにして進めるべきものを前に進めていくかというのをきちんと精査していただければと思っております。

また、私は個人的にも最寄りの北筑後保健所に確認してみたのですが、許可の取り方だったりとか、都度、打合せを行いながら進めていけば、許可の取得自体はさほど難しいものではないというふうな返答をいただいております。

また、近年では食品衛生法の改正により、これまで漬物を作って販売していた方たちが販売目的の漬物を作ることを諦めたとの声をよく聞きます。漬物の製造には供用作業場や管理場所の問題など、また違った準備が必要ではありますが、こちらも協議の内容次第では不可能ではないとの説明も受けております。そのようにして出来上がった商品もまた特産品としてかてて等で販売

が可能になるのではないのでしょうか。若者の起業、儲かる農業、高齢者の生きがいづくりなど、多くの町民のためとなる施設の設置に向けた前向きな検討をぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

繰り返しの答弁になって恐縮ですが、議員から御指摘をいただいた点も踏まえて、現実的な対応としてどのようなものができるのかというのは、ニーズもそうですけれども、既存のセンターの調理室なり、あるいは保健所等の指導等も確認の上で検討させていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ぜひ、よろしくお願いいたします。

ここからは私の勝手な展望ではございますが、例えば施設設置がかなった際には、例えばですけど、小都市にある平岡学園の調理製菓専門学校の生徒たちと農家をつないで施設を活用して大刀洗町独自の商品開発なども行っていければ、より価値の高い施設活用になると思いますし、それこそが農業従事者や起業を目指す若者への後押しになると考えております。

町内の経済循環の仕組みづくりのために、ぜひ設置に向けた検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

大項目2番目、町のにぎわい創出について。

地域ブランド創出事業にて大刀洗町の知名度、関心、誇りが一定数向上したことは間違いないと思っております。しかし、その先の展望がいまいち分かりづらくもあります。

そこで、私の個人的見解をふんだんに詰め込んで、今回質問させていただきます。

1、現状、本町では地域ブランド創出事業の成果として、町の知名度は向上しましたが、観光や製品の購入などの来場者数などの分析はしてありますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、中村議員御質問の町のにぎわい創出について御答弁をいたします。

観光や製品の購入などの来町者数などの分析についての御質問でございます。

大刀洗町における過去10年間の観光入込客数につきましては、平成28年度の5万2,769名に対しまして、コロナ禍の影響もございまして年度ごとの増減はございますが、昨年度、令和6年度が11万1,095人、本年度が令和7年度が1月末までで10万563人と増加傾向にございます。

地域ブランド創出事業の町内全体への経済効果については把握できてございませんが、例えば、えだまめ収穫祭では飲食ブースや枝豆、スイートコーン等のイベント会場での売上額が昨年度、

令和6年度が651万円余、本年度、令和7年度が1,086万円余となっております。

また、本年3月に開催いたしましたレタスフェスタにおいて来場者アンケートを実施したところ、町内からの参加が45%に対し、町外からの参加が55%となっているところでございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） やはり町のイベントであったり、お祭りというところで、町への来町者数は増加にあるというところは分かりましたが、なぜこのような質問をしたかと言いますと、知名度向上は体感しておるのですが、経済面の向上はなかなか感じ取れない部分があるからです。非常にもったいないと思います。せっかく知名度を上げたのに、実際に足を運んでいただくための受皿となる施設が本町には乏しいと考えております。

そこで、次の質問です。

来町者勧誘の拠点として道の駅（物産館）の建設の計画がありますが、進捗状況はいかがでしょう。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えいたします。

道の駅（物産館）計画の進捗についての御質問です。

道の駅につきましては、一昨年9月に建設課に道の駅推進係を新設し、先進地調査を始め、道の駅の整備に向けた各種検討に取り組んできたところです。

一方で、道の駅推進係では、国及び県の道路及び河川事業に関する調整や要望活動を実施する各種期成会の運営対応等も担当してございまして、現在までのところ、基本構想等の策定にまで至っていないところでございます。

このため、今後、JAの統合をはじめ社会情勢の変化を踏まえ、道の駅整備に向け課題を整理した上で、基本方針の策定に着手をしまいたいと考えています。

詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） それでは、私のほうから詳細について説明をさせていただきます。

地域で経済が巡回する仕組みを確立するための施設としての道の駅等の整備を目的として、一昨年の9月1日に建設課に新たに道の駅推進係を設置しております。

係の体制といたしましては、係長1人で道の駅等の整備に向けた業務に加え、国及び県事業の調整や各期成会、登記事務等を多岐にわたって行っており、日常的に国及び福岡県と様々な業務に取り組んでいる状況でございます。

具体的には国及び県事業の調整や各期成会、登記事務等に関して現在工事が進められている国道322号バイパス事業や、大刀洗川及び陣屋川の調整池整備事業、佐田川橋架け替え事業をは

じめ、建設中の大堰踏切交差点改良事業、本郷橋付近の河道計画、長田川及び佐田川流末、筑後川橋の架け替え等多くの事業を進めており、地元調整、用地交渉や説明会対応等の業務に当たっている状況でございます。

お尋ねの道の駅の推進についてですが、昨年、令和6年度は候補地選定を目的として、奈良県の田原本町に視察に行っております。

本年度は、整備手法を目的として、千葉県富津市のほうへ視察を実施しておりますところでございます。

基本、道の駅の整備については、基本構想、基本計画、実施計画を策定して工事に着手することが一般的と考えられており、場所、施設規模、運営形態、販売品目並びに出荷体制など、非常に多くの検討事項がございます。このため、当初、基本構想の軸となる事項として、候補地の選定の作業を進めておりましたが、一方で候補地を決定しても施設内容等の方針を固めなければ、中身次第で立地条件も変わることから、立地条件や施設内容等、大刀洗町が置かれている様々な条件面から必要とされる道の駅はどのようなものか、その在り方を慎重に調査研究を進めている段階でございます。

本年度は、千葉県富津市の視察を実施しましたが、千葉県富津市では、本町と同様に多くの検討事項を抱えたまま道の駅整備についての意向を公表しております。

今後、様々な検討をする状況でございます。視察した目的といたしましては、整備手法が一般的な手法である基本構想、基本計画、実施計画ではなく、様々な検討に先駆けて基本方針を作成しています。この基本方針は職員で視察調査を実施し、必要とされる施設方針を定めているものでございます。

本町といたしましては、今後、必要とされる道の駅の方針を定めるなど、様々な検討を行い、関係機関と協力して地域で経済が巡回する仕組みの確立を目指していきたいと考えております。

また、同時に現在着手されている国及び福岡県の道路及び河川事業も停滞することのないように対応してまいりたいと考えております。

その際、本年度の9月議会において中村議員へ答弁させていただいたように、道の駅等の検討に当たっては、民間や近隣自治体との連携など、あらゆる可能性を排除することなく適切に対応していきたいと考えております。

また、それらの施設の整備については、相当の事業費が必要となることから、国・福岡県の補助金を有効に活用できるよう、密に確認協議を行ってまいりたいと考えております。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） 答弁ありがとうございます。なかなかやっぱり決めることが多すぎ

て、前に進んでないという現状はつかめました。

ただし、前回の私、一般質問のときにもお伝えしたと思いますが、熊本県芦北町では、計画から建設完了まで2年ほどでできているという事例もございます。もちろん早く、急いで造って雑なものを造られると、またそれはそれでよろしくはないのですが、その中で極力地域に見合ったニーズに応える形で、きちんと本当に検討していただきたいなというふうに思っております。

もう道の駅の話ももう出てかれこれ1年ちょっと、2年ぐらいにはなっているとは思いますが、その間も常に検討、検討、調査ということで全く前に進んでないように私は伺っておりますし、昨日の大石議員の質問でもあったとおり、委員会でも計画がなかなか進んでない旨の説明を伺っております。大きな計画となりますので、慎重にならざるを得ないところは承知しておりますが、今では小郷インター近辺の開発が進み、トラックなども駐車場に溢れている状態をしばし目にします。だからこそ、今が国、県に要望を上げる契機ではないでしょうか。ぜひ、スピード感を持って取り組んでいただきたいです。

また、すぐにでもできる取組として、先ほど答弁にもありました枝豆収穫祭やドリーム祭りなどの行政主導のイベントやお祭りを活用し、地域の事業者や農家などにこれまで以上に出店の機会を増やし、食や製品の販売などを促進して経済循環の後押しを行うのも一つの手段だと考えます。

そこで、次の質問に移ります。

枝豆収穫祭やドリーム祭り、昨年からはレタス祭りも始まったが、そのほかにもイベントなどのお祭りの開催回数を増やすお考えはないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

お祭りの開催回数を増加してはどうかという御趣旨の御質問でございます。

大刀洗町ではドリーム祭りに加え、今年度、10周年を迎えた枝豆収穫祭や、昨年度からは新たにレタスフェスタを開催をしてきたところでございます。

この点、議員のほうから御指摘がございましたように、町のにぎわい創出の観点からは御指摘のように四季折々、町内のいずれかのところで何らかのイベントが開催されているということは望ましいものというふうに考えてございますが、一方でやはりイベントの開催には、予算や必要なスタッフの確保が必要でございますので、まずは、現在のイベントの定着と充実に注力をしてまいりたいと考えてございます。

その上で、町が全てを計画実施するイベントではなくて、例えば大刀洗公園や下高橋官衙遺跡等で町民参加型のマルシェ等の開催の可能性などについては、今後、地域経済活性化協議会などを通じて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） せっかく本町の知名度、関心、誇りが向上したにもかかわらず、今のままでは経済合理性がなかなか見えてこない。非常にもったいない状態と感じております。だからこそ、思い切って毎月お祭りなどのイベントを開催するなどして、大刀洗町を知っていただいている方たちに実際に足を運んでもらうきっかけをつくり、産品や町民と触れ合ってもらい、大刀洗町のすばらしさを知っていただきつつ、経済循環を促す必要があると考えます。それでも難しいですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。

私自身としても、議員御指摘のようにブランド推進で知名度向上に取り組んできた結果、例えばその成果が実際に経済循環に結びつくような施設があったほうが望ましいと、それはもう私自身そう考えてございます。そういう考えもでございますので、道の駅の検討というのを打ち出したところでございます。これはなかなか進んでいないところもありますけれども、その必要性については十分認識をしているつもりでございます。

あといろんなイベントがもっとあったほうがいいんじゃないかと、それも私も同感でございます。

ただ一方で、先ほど来、答弁しておりますとおり、そのためには一定の予算の確保、あとあるいはスタッフの確保というのが必要になってまいりますので、まずは今あるイベントの充実に力を注いでまいりたいと考えてございますし、町だけでやるのではなくて、いろんな主体でございますので、そういう中でできないかというのは検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） もちろんその地域活性化協議会とか、そういったところといろんなところと手を合わせて、力を合わせてやっていったほうがより大きな成果を生むっていうのも十分承知しておりますが、やはり最終的には一番動かす力があるっていうところと言えば、やはり行政組織じゃなかろうかと私は思っております。

先ほどから費用の面だったりとかっていうのはまだいろいろと障害となるところがあるという答弁ではございますが、地域ブランド創出事業自体は、近年では、年々大体毎年2,300万円ほどの予算が上がっております。レタス祭りの費用感で言えば、毎月実施するのに十分な予算だと私は感じております。ぜひ、町内外の方が本町に足を運び、実際にお金を使ってもらい、経済循環の仕組みづくりも真剣に検討してください。

続きまして、最後の質問です。

本町の知名度向上の状況を踏まえ、今後の大刀洗町について町長の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 中村議員の御質問にお答えします。

今後の所信についての御質問でございます。

これは第5次総合計画でも示しておりますとおり、今後は少子高齢化の進展に伴う人口減少や財源の減少などの影響を受け、様々な課題に直面していくことが考えられます。そのような中、将来にわたって大刀洗町が住みよい町として自立し存続していくためには、行政の力だけでは解決できない課題が生じてきます。

このため、今後とも大刀洗町の知名度向上に努めるとともに、町民一人一人が自分たちの地域に関心を持ち、住みやすい地域を自分たちでつくっていくことで地域への愛着を深め、10年後も大刀洗町に住み続けたい、住んでよかったと誇れる大刀洗町であり続けることを目指して、町のにぎわい創出も含め、各種施策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 中村竜博議員。

○議員（3番 中村 竜博） ありがとうございます。やっぱりあれですね、町長と私みたいな民間出身というところで、やっぱり何かちょっと感覚のズレが多少あるのかなというふうに感じています。実際そうなんです。理想で言えば、町長が言われているのは本当に素晴らしいことだと私は思っておりますが、現実の問題として、やっぱり人口減少であったり、経済の問題というところを踏まえたときに、まずはどこかで何か1つ大刀洗町が輝くものを持つ必要があるのかなというふうに私は感じております。他方向に全てうまくいく、みんなで力を合わせて協力し合って頑張ろうよっていうのも非常に分かるんですけど、なかなかその大衆を動かしていく中で、皆さんを導いていく中で、その理想を現実としていくためには、時には力強い歩みであったりという部分も必要になってくるのかなと私は非常に感じておるところでございます。

ちょっといろいろと言わせていただきましたが、最後に、町長が明確なビジョンと覚悟を持って本気で旗を振れば、懸命に頑張っただけの優秀な職員がたくさんおります。ぜひ、職員のためにも強いリーダーシップを発揮し、大きな決断にも果敢に挑戦していただきたく、お願い申し上げます。

活気ある町は活気ある職員が日々活躍しております。豊かな町をつくっていく上で、職員が安心して働ける環境をつくっていくのは町長にしかできない仕事です。決断すべき時は決断し、職員たちを協力を牽引する。そんな行政運営をお願い申し上げます、私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋 直也） これで、中村竜博議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 3 時13分

議事日程 (第5号)

令和8年3月26日 午前9時30分開議

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 議案第3号 大刀洗町いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 大刀洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 大刀洗町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 大刀洗町法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第21号 令和8年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第15 議案第22号 令和8年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第23号 令和8年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第24号 令和8年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第18 議案第25号 令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算について
- 日程第19 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の最終報告について

追加日程第1 安丸眞一郎議員に対する問責決議

日程第20 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 議案第3号 大刀洗町いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 大刀洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 大刀洗町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 大刀洗町法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第21号 令和8年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第15 議案第22号 令和8年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第23号 令和8年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第24号 令和8年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第18 議案第25号 令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算について
- 日程第19 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の最終報告について
- 追加日程第1 安丸眞一郎議員に対する問責決議
- 日程第20 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 竜博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	福岡 信義	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	渡邊 章子	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	西村 智道
建設課長	黒岩 雄二	住民課長	入江由香理
会計課長	案納 明枝		

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12人です。

また、町民の皆様には早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから令和8年第14回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 直也） 日程第1、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について御異議ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 皆さん、おはようございます。今回、人権擁護委員の委嘱等について、2名の方を推薦されておられるようでございますので、やはりこの人事案につきましては、今まであまり深く検討したようなこともございませんでしたし、前回は議会の不祥事も一部あったのかと思うんですけれども、やり直したというような経緯もございます。そういったことは、今後、絶対にやってはいけないというような観点から、やはり人事に関しましても慎重に運ぶべきではないかというふうに考えております。そういった観点から、この方が本当に人権擁護委員としてふさわしいのかどうかといった観点から、御質問させていただきたいというふうに考えます。

まず、第1点目の佐々木寛さんに関する件でございますが、人権擁護委員法の第6条の第3項に、法務大臣が人権擁護委員を委嘱するに当たっては、まず市町村長、いわゆる市長が人権擁護委員にふさわしい地域の候補者、これを選んで議会に意見を聞いた上で法務局、いわゆる地方法務局へ推薦するというふうなうたわれております。

この方が2ページ目の履歴等を見ますと、かなり御立派な方であられるというふうに感じております。学歴もすばらしい学校を出ておられるし、それから職歴につきましても一貫して同じ会社で働いておられると。最後のほうには、ここの顧問である取締役、そして顧問までされているというふうな状況でございますが、まず確認したいのがこの方がお勤めであった株式会社ミズホメディィーというんですか、ここはどのような会社であるかということをお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。執行部、答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） 人権擁護委員さんの推薦について、福祉課のほうで担当しております

ので、私のほうから答弁させていただきます。

人権擁護委員さんが人権擁護委員にふさわしいかということについての御質問ということでございます。

個人情報の保護の観点から、履歴書のほうに記載をしている内容以外のことについては、この場での回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっと今の御回答では、納得できないような感じがしております。少なくともこの方がどのような会社でどういった仕事をされているか、それぐらいのことはやはりこの履歴書にも書いてありますのでお答えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） どのような会社でどのようなお仕事をされていたかということの御質問でございますが、それをもって人権擁護委員にふさわしいかというような判断をしたわけではございませんで、福祉課としましては、この方が海外勤務もおありですし、会社の経営にも携わってこられているという、会社自体がどのような会社であったかというよりは、そのお立場ですとか経験からこの方が人権擁護委員として、今後、大刀洗町の住民の方に人権の相談に乗っていただく方にふさわしいと判断しての推薦でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございますでしたが、その方が仕事をどのようなのをされたかというのを私も確認はしておるんですけども、立派な仕事をされております。ただ、仕事をされているのは立派かと思いますが、その会社はどのような会社で、それが一番ポイントになると思うんです。名前を見ると何かミズホって書いてあるから、みずほ銀行関連かなと思いましたがけれども、全く関係ないみたいですね。だから、この会社がどこにあって、どういう仕事というか製造・販売とか多分されていると思うんですけども、その辺ぐらいは調べておられると思うんですけども、よければ御回答をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） 議員さんのおっしゃることはよく分かります。詳しく把握しているわけではないんですが、ミズホメディーですか、そちらのほうは、その前の会社のほうは九州外のところにお勤めだったようなんですが、その後、こちらのほうに九州のほうに戻ってこられて、そのミズホメディーの会社は鳥栖市のほうにある会社だというふうにお伺いしております。薬品の開発などを行っているメーカーだというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。私もそこを少し調べてみたんですけども、薬品というよりは病院とか開業医ともいいですか、ここでコロナとか入りましたよね、そういうときにキットとかが結構使用されましたよね。こういうものを製造・販売しているというふうに私はお聞きしております。

当時は、言い方は悪いけれども、コロナのおかげで一山当てたというんですか、そういった記事が載っておりました。そういう会社でお勤めだから恐らく問題はなかろうと、しかもこの方の履歴を見るとアメリカの子会社のほうに6年半ほど行っておられますよね。ここでも一生懸命やられた方だろうと思います。それプラス、この履歴を見てみますと、この方はミズホメディーだけにお勤めだというふうなことですけれども、ほかにも何かこの方は勤められた経緯があるみたいですね。もしそれが分かれば教えてください。

○議長（高橋 直也） 渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） 古賀議員の御質問に答弁いたします。

ここの履歴書に記載している以上では、私のほうでは把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 把握されていないというのは、何か理由があるんでしょうか。そこを、よければ町長、お願いしたいんですがいかがですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） この方の履歴書、2枚目にありますとおりでございますが、この履歴書につきましては本人からの提出によるものでございますので、こちらとしましてはこれ以上のことについては知っておりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっと調査が不十分じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 先ほど申しましたとおり、履歴書は本人からの提出でございますので、御本人からの提出してあるものについて記載しておるものでございますので、こちらとしては、それ以上のものについては知っておりません。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） この方はさらに立派な仕事をされておられるんですよね。それだけ

立派な仕事をされておられるのに履歴書に書いてないから、書かんやっただけのはいかがなものかと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 先ほど申しましたとおり、御本人から出されました履歴書にあるものをこちらとしては記載しておりますので、以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） だからです、調べないということは何かやましいことがあったかもしれないから調べないのか、本人が発覚したら困るから書かれていなかったのか、その辺の身体検査はどうなったのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） どの方がどの職場でどう働こうが、それは御本人のあくまで基本的人権でございますので、こちらとしましては御本人が出してある、こちらの町のほうに提出されました履歴書に基づいて出してあるものと先ほどから申しているとおりでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ということは、身体検査は全然されなかったということですね。よろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 今回、上程しています諮問第1号、第2号、それぞれですけれども、こちらから地域、地元の区長さんのほうに推薦をお願いしているもので、そちらのほうから提出されたもの、この2名に対して推薦がございましたので、その履歴書等を含めましてこちらとしては適任という形で今回上程させていただいております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 中山町長に確認します。今の話では、役場は何も身体検査も何もやっていないということをおっしゃったんですよね。どうお考えですか、そこをお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

先ほど来、総務課長が答弁しておりますとおり、この人権擁護委員候補者につきましては、地元のほうからこの人が人権擁護委員に適任ではないかというふうな御推薦を頂き、御本人から履歴書を頂いて、町としても適任だというふうに判断して、今議会のほうに上程をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ただいまの町長の答弁は、人権擁護委員法第6条の第3項に違反するんじゃないですか。町長がふさわしい候補者を選ぶとなっているわけです。地元の区長さんっておっしゃいましたか、が出してこられておるのをそのまま真っすぐただ出したというふうに聞こえたんですけど、そこは全く町長が反省もなければ、そういうふうに書いてあるんです、法律に。そんなことでいいんかということをお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮ではございますけれども、地域のほうから御推薦頂いた方について、町としても適任だというふうに判断した上で、議会のほうの意見をお願いしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。先ほど適任だと判断したという、その根拠を知りたかったから質問したんですけども、どこが適任だったんでしょうか。よければ詳しく、町長、教えてください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地域のほうからこの方が人権擁護委員としてふさわしいということで推薦を頂いたと、日々、地域のほうで生活されている方がたくさんいらっしゃる中で、この方なら人権擁護委員にふさわしいのではないかとということで御推薦を頂いたと、それを受けて、町のほうでもこの方の履歴書等も確認させていただきながら、この方だったら人権擁護委員をお願いできるのではないかとというふうに考えて、今回議会のほうに上程をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） かなり苦しい御答弁みたいでしたけれども、何かいまいち私の質問にはお答えいただけていないような感じで、結果的に町は何も、ただ地元から推薦があったからそれを認めたというだけみたいですね。それはそれで分かりました。そういうことだから、前回みたいに教育委員のほうでのいろんな問題がありましたよね。こういうことが発生するんじゃないかと。まだまだこれについても御反省はされていないというふうに私は考えております。

そこで、問題なんですけれども、この方は先ほどの鳥栖にありますミズホメディーですか、ここかなり重要なお仕事をされております。同時にこの方はここの大株主でもあります。かなりの株を持っているというふうに聞いております。こういう大株主の方が株主の配当とかを受けたりされると思うんですけども、そのときに一般の株主の方と利益の相反が生じるんじゃないか

というふうを感じるんですが、こういった恐れがないのかどうか、そこまで確認されているのかどうか、町長、御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

今、議員のほうから御質問があったことについては、個人情報のプライバシーに関することのでございますので、こちらからの答弁は控えさせていただきます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 答弁をしたくないと言えばそれまでですけど、そこまで調べてなかったんでしょ、いかがでしょうか、町長。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮でございますけれども、個人のプライバシーに関することについては、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） プライバシー、プライバシーとおっしゃるけど、この人権擁護委員になるための資格としては、ある程度時間と金銭的な余裕、これも求められておるんですよね。それをプライバシー、プライバシーでお逃げになるというのはいかがなものかと思いますが、いかがでしょうか、町長。繰り返しながらもう結構でございます。新たな御答弁なら頂きますけど、お願いします。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 答弁がないようですので、ほかに何かございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） それでは、お諮りいたします。

本件について、特に不適任という意見もないようですが、議会の意見は適任ということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。本件については、議会の意見は適任と決定しました。

日程第2. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 直也） 日程第2、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について御意見等ございませんか。よろしいですか。

[なし]

○議長（高橋 直也） お諮りします。

本件について、特に不適任という意見もないようでございますが、この議会の意見は適任ということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。本件について、議会の意見は適任と決定しました。

日程第3. 議案第3号 大刀洗町いじめ防止対策推進条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第3、議案第3号大刀洗町いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号大刀洗町いじめ防止対策推進条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号 大刀洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第4、議案第4号大刀洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討

論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから議案第4号大刀洗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第5、議案第5号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おはようございます。7番、平山です。私は、本案に対して反対の立場から討論を行います。

本案については、昨年12月の定例会において反対多数で否決したにも関わらず、全く何らの修正もない議案がまた提出されるという事実に戦慄せざるを得ません。

町長は、12月定例会で多数の議員が問題を指摘して否決した、このことに対して何の対応を取る必要もないし、議会の意見を聞く必要もないというお考えなのでしょうか。

前回は申し上げたように、当町の行政においては、管理職の立場にある者が悪意を持って複数の文書を偽造し、公金である宿泊費を複数回詐取していた事実が明らかになり、当該職員は懲戒、分限処分を受けました。

そうであれば、再発防止のためにも他の一般的な自治体よりも、より厳しい例規を整備すべきではありませんか。ところが、本議案を見ると、他自治体より厳しいどころか、より甘い立付けになっているのではないのでしょうか。近隣の小郡市や八女市、あるいは我々議員が所属する福岡県介護保険広域連合、三井水道企業団等の一部事務組合、さらには福岡県においても、同様に国家公務員に準拠した改正であるのに、宿泊費の額は条例内で定めており、金額の改正には議

会の議決が必要な制度になっています。

ところが、なぜか当町においては宿泊費の額が条例から丸ごと外され、議会の議決が不要になっております。

また、管理職の不祥事が発生した直後であるにも関わらず、その顛末について住民や議会への誠実な説明もおわびも監督責任者の処分も一切ないばかりか、行政内部による報告書も再発防止策も一切作成されていません。仮に旅費を改正する必要があるのであれば、顛末書や再発防止策において二度と不正を許さない体制を確立することが大前提ではないでしょうか。

さらに、クレジットカードの使用条件を厳格化することや、デジタル領収書等の不正や改ざんを防止すること、管理職の不正を監督する制度を確立すること、出張命令者の責任をさらに明確にすること、海外渡航の条件を厳格化するなど、定めるべき事項は幾らでもあるはずです。

特に、当町は議員ではなく、町長などの行政職員がしばしば海外渡航を繰り返すという極めて特異な異様な自治体といえます。住民の目につかない場所での事業が多いからこそ、その執行は明確に透明性が確保されなければなりません。

付言すれば、当町の行政は、旅費だけでなく、事業によっては日々の売上も全く管理できない現状が明らかになっています。

さらには、当町の管理職は校区センターの使用料に関して、議会の議決がじゃまなので条例から外す旨の発言を本会議場で繰り返し、さらには、議員を名指しで攻撃さえしました。

このような行政において、宿泊費の金額を条例から外すことがどのような結果をもたらすのか、寒心に堪えません。近代民主主義の基本を理解せず、簡単な会計処理もできない行政であれば、条例で厳しく定めるしかないのであります。

結果として、厳しいどころか近隣自治体よりも甘いと思われるお手盛りの条例案が何の修正もなく再び提出されたことは、我々の理解を超えており、賛同する理由が発見できません。

続く第6号と併せて反対するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。私は、賛成の立場から討論いたします。

このたびの国家公務員に係る旅費制度の改正に伴い、本町においても大刀洗町職員の旅費に関する条例について、旅費の種類、請求手続等、全面的な見直しを行うため、大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例案が提出されました。

現行の旅費に関する条例はこれまでも国の制度に沿って定められ、かつ運用されてきましたが、このたび、国の旅費制度が全面的に改正されたので、町の条例も国の旅費制度の改正内容に沿って全面的な見直しが行われるものであります。

条例改正のポイントといたしましては、1つはこれまでの出張命令を旅行命令に変更するとともに日当や食卓料を廃止し、宿泊に伴う雑費として新たに宿泊手当が新設されたこと。

2つ目は、旅費計算の原則を実費弁償としたことでもあります。このことから、交通費は現行の国内旅行における定額を廃止し、実費支給となりました。なお、乗合バスの運賃も支給するとともに、タクシーやレンタカーも旅行の実情に合わせ支給可能となっています。また、宿泊費についても、現行の定額支給方式を改め、上限付き実費支給方式となり、交通費と宿泊費一体となったパック旅行等に対応するため、包括宿泊費が新設されています。

3つ目は、旅費の返還についてであります。旅行者が旅費の精算をしなかった場合は、旅行者の給与等から概算払いに係る旅費額などを差し引かせることになっています。この条例は、令和8年4月1日から施行される予定となっています。したがって、町で新たな条例の規定に基づき、必要な事項を定めるため、現行の大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則を全面的に改正し、同日付で施行することになっています。したがって、議会としては、令和8年4月から旅費が適正かつ円滑に支給できるよう、今回提案された条例案を早急に認定すべきであります。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 議席番号10番、白根美穂です。私は、本議案に対して反対の立場から討論いたします。

今回の旅費の条例の改正ですが、12月議会で、条例に不備があるとして否決された内容と同じものが提案されています。

旅費の処理に関して二度と過ちを起こさないためにも、条例の中で細かく示すことが望ましいと考えます。

細かいことは規則でということですが、一般的にはそうかもしれませんが、本町においては問題が発生した事実がありますので、自由に改変できる規則などの中で提示するよりも条例に記載したほうが明瞭であり健全ではないでしょうか。

細かいことを条例に記載できない決まりはないかと思います。自分たちが納めた税金がどのように運用され、使用されているのか、住民にも分かりやすく提示するためにも、他の自治体や団体が別表も付しているように、本町も別表を条例に付して策定すべきだと考えます。

以上により、提案された条例案は不備があるとして反対いたします。各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第5号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立4名]

○議長（高橋 直也） 議員11名中、起立4名です。したがって、本案は否決されました。

日程第6. 議案第6号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第6号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから議案第6号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立4名]

○議長（高橋 直也） 起立少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第7. 議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第7、議案第7号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第8号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第8号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。9番、大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 議席番号9番、大石でございます。ただいまの議案に反対の立場から討論を行います。

国保加入者は自営業、農業従事者、年金生活者、非正規雇用者など経済的に厳しい世帯が多く、また昨今の物価高で実質所得が減り続けている状況、アメリカ、イスラエルのイラン侵攻による原油高、まさに今は危機的な状況にあるにも関わらず、国保税の増税はこの方々への生活を確実に直撃します。住民サービスを削減するのではなく、ほかの事業の効率化や一般財源を投入して現在の保険料を維持すべき、これは至極当然のことです。

相変わらず、政府は財源不足を訴えますが、税収は史上最高78兆、6年連続で過去最高を更新しています。なぜ増税なのか、全く説明もない。いわゆる国民無視の政治が相変わらず続いている状況であります。

昨年も申し上げたとおり、国が国民を突き放す政策を行っているなら、最後のセーフティーネットとして、国民の味方につくべきは、私は自治体、町であり、そういう姿勢を貫き通すべきであると考えます。

また、令和10年度に急激に上がるのを緩和させるという説明も稚拙で、現在、政府が社会保険料の減額を検討していることと全く整合性が取れません。減額されれば、その前提は根底から

崩されます。そして、保険料が高くなりすぎると払いたくても払えない世帯が増加し、結果として財政がさらに悪化するという悪循環を招く恐れすらあります。国保財政悪化の真の要因は、国や県が支出金・補助金を大幅に削減したことであり、国の政策的な問題にあると思います。

町長は、公平性がと言われますが、そもそも国民保険税そのものが不公平であり、全額を加入者が負担させられていることでもあります。その不公平を補填するのが本来は国や県、そして自治体にあるにも関わらず、逆に増税して、町民の国保加入者に負担させる値上げは拙速であり、自治体としては、まずやることは国や県に補助金の増額を求めることが本来の姿であると考えます。財政が厳しいというのであれば、削減すべきは漫然と支出される町の経費であって、残念ながら今回の予算にもその努力は見えません。

大刀洗は町の幸福度ランキングで九州・沖縄地区1位に選ばれたのも、子育て世代に手厚い施策が行われてきたことが要因の一つであることは間違いないはずですが。子育て世代の国保税に関しては、均等割の弊害が出て、逆に子供が多い世帯ほど負担が増加するということになり、その点では政策と相反する事態を招くことにもなります。

私は、未来永劫増税するなどは申し上げておりません。この厳しい御時世の今ではなく、もうしばらく現在の政府が行う積極財政の果実が現れ始め、経済状況が改善されたときに新たに考えるという判断をぜひお願いしたいと思います。

税金徴収の目的は景気の調整弁、いわゆるビルト・イン・スタビライザーです。これはマクロ経済学のトップに明記されていることでもあります。景気が悪いときは減税をしなければならないのです。ましてや、その反対の行為である増税は、この経済学すら無視しており、言語道断であると言わざるを得ません。この点をしっかりと考慮していただきたい。

議員各位のこの厳しい経済状況の中にある町民の皆様の目線に立った御判断を強くお願いし、反対討論とさせていただきます。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。私は、賛成の立場から討論いたします。

本町における国民健康保険は厳しい財政状況の中、例年5,000万円程度が不足しているため、一般会計からの法定外繰入金により運用されています。

町としては、安定的な健康保険の運用を維持するために、国民健康保険の税率や税額を改定する必要があります。また、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に伴う納付金課税額の新設、その他所要の改正を行う必要があるため、今回の大刀洗町健康保険税条例の一部改正案が提案されたものであります。

この件については、昨年12月議会に提案されましたが、保険額の急激なアップとなるため検

討すべきということで議会の指示が得られなかったため、担当課において十分に検討され、被保険者の生活に支障を及ぼさないよう、段階的にアップする案に変えて、今回、再提案されたものであります。

条例改正の主なポイントは、次の3点であります。

1つは、後期高齢者支援金と課税額の改正であります。基礎課税額と介護納付金課税額は据え置かれる一方で、後期高齢者支援金等課税額の税率や税額の一部が改正されています。

2つ目は、新たな課税額の新設であります。来年度から新たに子ども・子育て支援納付金課税額が新設されます。割当て区分により金額は異なりますが、被保険者均等割額として1,086円が新たに課税されることになっています。

3つ目は、基礎課税額から減額する額の変更であります。国民健康保険税の算定において、後期高齢者支援金等課税額などから減額する額が変更されます。現在の7割軽減、5割軽減、2割軽減、それぞれの区分において被保険者均等割額、世帯別均等割額などが改正されます。

国保会計は、大幅な財源不足の中で運営されています。例年5,000万円程度が一般会計から繰り入れされております。今回、条例を改正しなかった場合、来年度も4,000万円程度の赤字になる予定ですが、今回の改正案では、約2,000万円まで赤字が縮小される予定であります。

この条例は、令和8年4月1日から施行され、8年度分の国民健康保険税について適用されることになっていますので、議会としては早急に認定するものであります。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、本案について反対の立場から討論申し上げます。

反対の理由については、先ほど大石議員が十分な討論をしていただきました。私もほぼほぼ同じ気持ちであります。

一方、今しがた行われた賛成討論では、町の財政のみが取り上げられ、住民生活が一顧だにされていない討論ではなかったかと思えます。

住民生活の苦しさが、大石議員がおっしゃったことに対する賛成討論の中で、住民の生活がどうしていくのかが全く触れられなかったのは、本当に残念なことだと思います。全く討論というよりは行政の提案理由の説明、それがそのままなぞられただけの御発言だったんじゃないかと思えます。残念なことです。

さて、国保税についても、私は27年前の初当選以来、一貫して負担軽減を訴えてきたことは御承知のことだと思います。昨年度まで十数年にわたり税率の抜本改正は行われませんでした、

これはそもそもの税率が高すぎたことが理由であります。当時、加入者の医療費は県内で中ほどであるにもかかわらず、モデル世帯では、県内で9番目、実に高い保険税が課税されていました。

さらに、昨年度は総額5,000万円もの大幅な増税案が提案されましたが、議会の多数はこれを認めず、増税案を否決しました。

何度も申し上げますが、市町村国保というのは一部の人の保険ではありません。他の健康保険に加入できない全ての国民が加入を強制される保険であり、加入者の構成は、無職の方、失業中の方、退職者、非正規雇用者、個人事業主、農業者の方々など、財政基盤が極めて弱いことは当たり前の話であります。だからこそ、大刀洗町行政においても、国民健康保険は相互扶助ではなく社会保障であるとの見解を公式に示していただいています。

そのような中で、国保においては、低所得者はもちろん、年間所得が300万円から400万円の層に最も重い税負担率が課せられる制度になっています。昨年度の増税案では、年間所得300万円の4人家族に年間7万4,000円を増税し、年間58万円の国保税を課す、実に所得の2割を国保税で徴収される、およそ物価高騰に苦しむ折の政治政策とは思えません。

今議会の値上げ案に関し、町は、撃変緩和のために値上げ幅を総額2,000万円に圧縮との説明でした。そうであれば、昨年度、町が提出した値上げ案は、まさに加入者に撃変を強いるものだと、町自ら認めているということです。

昨年の議案否決で議会が示した意思としては、議会は、国保に町の一般財源を活用していいと判断しているということです。さらに申せば、町の不要不急の法定外の事業を見直せば、1年間で3,000万円程度の財源はすぐに確保できると考えます。

今年度の予算委員会では一部の修正にとどまっていますが、今後は、より厳しく不要不急の事業を精査し、中止・廃止により、福祉や国保などの財源に充てていただきたいと思います。

もう一つは、国保が県に一本化されれば大幅な値上げになるから、今のうちから少しずつ値上げして、被保険者を慣らしていくという趣旨の説明があったことです。これは住民に対して極めて無礼な発言ではないでしょうか。

もし県単位になることによって大幅値上げになるのであれば、それまでの期間は、町の努力で被保険者の負担を軽減すべきです。さらに、県単位での統一保険料そのものにも問題があるということです。一本化に厳しく反対するとともに、政府や県に対しても必要な財源、少なくとも1兆円程度の市町村国保に措置することを求めなければなりません。

他の議員もおっしゃったように、今やるべきは、増税ではなく負担軽減です。地元で頑張っている自営業者や農業者の皆さん、低所得の中で物価高騰に苦しめられながら生活している被保険者の皆さんが、これ以上の負担で苦しめられることのないよう、本案は否決すべきと考えます。議員各位の御賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。1番、松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 議席番号1番、松本照行でございます。

私は、この本条例案について2つの観点から、賛成の立場で討論いたします。

第1点は、国民健康保険税率の改正でございます。

国保会計の状況と国保税率の改正の考え方につきましては、昨年12月1日及び今年の2月5日の全員協議会で担当課より説明を受けたところでございます。御承知のとおり国民健康保険は国民皆保険である公的医療保険の一つで、会社の健康保険に入っていない人が加入する医療保険で、病気やけがしたときの医療費をみんなで支え合う仕組みと制度となっています。

先ほどから、加入者のこと、または、そういう何%ぐらい入っているかは平山議員がおっしゃいましたので割愛しますが、この保険税、これについては市町村で当然個別に決められるようになってございますし、運営も自治体が運営するようになっております。そのため、国保会計で赤字にならないように、非常に苦心しながら行っているものと考えておりますが、様々な要因、どうしても医療費が高額につながっていて、現実的には赤字にならざるを得ない、そういったことになっております。したがって、その赤字をバランスよく、少しでも解消するために必要な条例改正であるとも考えております。

先ほど、反対討論の中で言及がありましたけれど、加入者は個人事業者、農業者、非正規労働者、年金生活者など、その加入者の多くの方が生活基盤が乏しいというか、また一方、物価、米、ガソリンなどの様々な物価高騰により極めて厳しい状況で生活や事業を営まれていることは十分理解した上で、支払うお金は少しでも安く、受けるサービスは少しでもよいものと思うのは誰しも思うことです。私自身も毎年送られてくる国保の納付額については驚愕する思いです。

しかしながら、今回の改正案は、令和7年3月で上程され否決された同条例の改正案と異なり、国保に構成される医療費分や介護納付分を据え置き、後期高齢者支援金のみの標準家庭に税率に移行するなど、激変緩和措置を講じられております。この点は大きく評価できるところです。

また、一般会計からの法定内繰入れに加え、赤字補填のための法定外繰入れを今回もすべきという意見がございましたが、このことは、国民健康保険加入者とその国保以外の保険に加入されている町民の負担の公平性からも非常に問題点があると考えます。

第2点目は、これが、一番私が今度の条例の中で問題点として考えておりますのは、今年度、テレビでも今日あっていましたけれど、4月1日から、子ども・子育て支援納付金が新たな項目として国民健康保険制度の中に組み入れられました。少子化対策のための財源を全世代で負担する仕組みですが、児童手当の拡充、妊婦への給付、保育サービスの拡充など、子育て支援に特化した目的財源でございます。将来に向かって非常に重要な項目で、ぜひとも確保していく、その財源を確保していく必要があると考えております。法的な位置づけも、法律に基づく全国一律の

制度で、地方自治体の裁量の及ぶところではなく、条例で定めなければ違法になっております。

つまり、制度として否定できないとともに、もし否定すれば、違法状態が存続し、子ども・子育て支援が充実していると言われる大刀洗町の評価にひびが入る、そんな事態も考えられるわけです。

以上2点のことを鑑み、本条例改正はすべきものとして、議員各位の御理解と御賛同をよろしくお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第8号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立6名〕

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 大刀洗町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第9号大刀洗町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号大刀洗町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号 大刀洗町法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第10、議案第10号大刀洗町法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号大刀洗町法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第11号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第11号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議

員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 12号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 12、議案第 12号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 13号 大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 13、議案第 13号大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号大刀洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第21号 令和8年度大刀洗町一般会計予算について

日程第15. 議案第22号 令和8年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第16. 議案第23号 令和8年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第17. 議案第24号 令和8年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第18. 議案第25号 令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算について

○議長（高橋 直也） 日程第14から日程第18まで一括議題として、日程第14、議案第21号令和8年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第18、議案第25号令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまで、以上5件につきましては関連がありますので、これを一括議題といたします。

なお、所管の予算特別委員会委員長から審査報告書の提出がありましたので、タブレットにアップしております。

予算特別委員会野瀬繁隆委員長、登壇して報告を願います。野瀬議員。

○予算特別委員長（野瀬 繁隆） 予算特別委員会の委員長を務めました野瀬繁隆でございます。

予算特別委員会に付託されました議案第21号令和8年度大刀洗町一般会計予算についてはほか、特別会計3議案及び下水道事業会計について、審査の概要と審査結果を会議規則第77条の規定により報告をいたします。

審査は去る3月5日、6日、9日、10日、11日の5日間にわたり、全委員出席の下、中山町長、重松副町長、柴田教育長をはじめ関係課長などの出席を求め、審議を行いました。

一般会計審議の後、議員間討議を行い、その後、再質疑、討論を行い、採決をいたしました。

特別会計と下水道事業会計については、令和8年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算から、令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算までを会計ごとに説明を受けた後、質疑を行い、4議案の議員間討議を行いました。

その後、特別会計予算と下水道事業会計予算を議案ごとに再質疑をし、討論、採決をしました。

議案第21号令和8年度大刀洗町一般会計予算については、大石純議員から修正案がお手元に

配付の内容で提出をされました。

第1条中、歳入歳出予算の総額94億7,359万円を94億4,612万9,000円に改める。第1条第2項、第1表歳入歳出予算を次のとおり改める。歳入で14款2項国庫補助金、18款1項基金繰入金を合計で746万1,000円減額をし、歳出で2款1項総務管理費を746万1,000円を減額修正するものでございます。

内容としましては、地域ブランド推進費のタウンプロモーション、KBCふるさとWish委託料の事業効果など明確な説明が得られないこと、また、地域活性化協議会補助金過年度分の支出は認められないことなどでございます。

議案第21号令和8年度大刀洗町一般会計予算について、審査の結果、修正案は賛成多数で可決すべきものと、修正案を除く原案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第22号令和8年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について、審査の結果、本案は賛成少数で否決すべきものと決しました。

議案第23号令和8年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について、審査の結果、本案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第24号令和8年度大刀洗町土地取得特別会計予算及び議案第25号令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算については、審査の結果、賛成全員をもってそれぞれ可決すべきものと決しました。

ただし、予算特別委員会の審査と自由討議を踏まえ、令和8年度の予算の執行に当たっては、特に次の4点について意見が出ました。

1点目は、継続事業、新規事業含め事業の目的、期間、効果など明確にした制度設計の検証並びに見直しを行うこと。

2点目、各課が所管する補助金、助成金等の交付要綱について、公益性、目的の明文化、町の施策目的との整合性、補助金交付の効果、不適正な会計処理などを検証、見直しを行うこと。

3点目は、新規事業や新規計上の予算については、目的、根拠、財源などを明確にし、丁寧に説明をすること。特に設計、工事を伴う新規事業予算については、その算出根拠などを明確にし、適正な事業執行を行うこと。

4点目、予算の執行管理、状況を必要に応じて、住民、議会等へ報告、周知を図ること。

以上のことを留意して行政運営に当たられるように申し述べるものでございます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これから、議案第21号令和8年度大刀洗町一般会計予算についての討論を行います。本案に対する委員長の報告は修正可決すべきものであります。討論は、原案に賛成の方、次に原案及び修正案に反対の方、次に原案に賛成の方、次に修正案に賛成の方の順に交互

に行います。

まず、原案に賛成の方、発言を求めます。

[なし]

○議長（高橋 直也） それでは次に、原案及び修正案に反対の方の発言を求めます。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。私は修正案に反対の立場から討論いたします。

令和8年度大刀洗町一般会計予算案が当局から提出されましたが、審議される前に、大石議員ほか6名の議員の提案により、今回の修正案が提案されました。

修正案は94億7,300万円から約750万円を減額するものであります。減額する経費は少ないが、削除される事業は町政にかなりの影響を与えるのではないかと思います。

削除されたのは地域ブランド推進費で、その内容はタウンプロモーション事業、KBCふるさとWish委託事業など、大刀洗町を活性化するための重要な事業であります。

このKBCふるさとWish委託事業は、特に枝豆収穫祭などで威力を発揮する事業であります。県内でも有数のイベントである枝豆収穫祭の開催に当たり、KBCテレビでしっかりと放映されるため、町外からの参加者も多く、約1万名の方が参加されています。

この事業は、一度やめて様子を見てはどうかという議員の発言により削除されましたが、このようなすばらしい事業を簡単に中止することに私は反対であります。

先般の一般質問でも、ある議員から、地域ブランド創出事業の成果として、町の知名度は向上したとの報告があっています。昨年度からは、枝豆収穫祭やドリーム祭りに加え、レタスフェスタも始まりました。まさに、KBCふるさとWish委託事業の出番ではないでしょうか。

このような効果が期待される事業を取りやめる場合は、単に、一度やめて様子を見ようではなく、事前に事業の効果や問題点などをしっかりと検討の上、終了すべきか、続けたほうがいいのか、これを十分に検討すべきだと思います。特に、中止する場合は、新たな事業の提案が重要であります。今回はそのような検討はされていませんし、対案の提案もあっておりません。残念です。

最後になりましたが、議会では、本年度から総務文教厚生委員会や建設経済委員会で、町の主要な事業の検討を行っています。今回削除した事業についても、ぜひ、9年度からの実施に向け検討していただくよう希望するものであります。これは、あくまでも修正案が通った場合のことです。以上の理由により、私は今回の修正案に反対であります。

以上をもって、討論を終わります。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 次に、修正案に賛成の方の発言を求めます。7番、平山賢治議員。

先ほどの平田議員の発言は、原案及び修正案に反対の発言ということでよろしいんですよね。

○議員（4番 平田 康雄） いえ、違います。訂正です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、私の発言が間違っていたら訂正いたします。私は原案に賛成でありまして、修正案に反対であります。

○議長（高橋 直也） であれば、その前のときに発言していただく場所だったんですけども。

○議員（4番 平田 康雄） 間違ったら、おわび申し上げます。

○議長（高橋 直也） 続けます。修正案に賛成の方の発言を求めます。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私はこの修正案に賛成、その他の原案については反対の立場で討論申し上げます。

ただ、先ほど平田議員がおっしゃったんですけど、委員会においては、私を含めて5名の方が修正部分以外の原案に反対なさったと思います。私は大変心強い思いがいたしております。そのように、原案の修正部分以外の原案についても、やはり認められない部分はしっかり反対していく、そういう流れを今後広げていければと思っています。今回においてもどうぞよろしくお願いいたします。

この1年4か月間、百条委員会での調査により、町の複数の事業における不正や不適切事案が次々に明らかになりましたが、町長以下の特別職、一部の管理職は誠実に調査に応じようとせず、事実の解明に多大な時間を要する事態となったのは誠に残念なことであります。

さて、今回の予算審議に当たり、多数の議員が求めているポイントは極めてシンプルであります。それは、不要不急の事業を中止または凍結し、それにより不要となった財源や人員を住民福祉の向上の分野に振り分けろという、ただ一点のみであります。まさに地方自治法に基づく当然の要求ではないでしょうか。

具体的には、町長も初日におっしゃった法定の事務ではない、法定外の事業に厳しく優先順位をつけ、効果の乏しいもの、目的の曖昧なものは思い切って整理すること、そして、その財源を国民健康保険会計などの負担軽減に回すこと、人員を法務や総務部門の抜本強化に振り向けることです。これは、町長のおっしゃるマンパワーが足りない問題の解決にもつながります。その点では、特にブランド推進事業は、私は、かねてから目的や効果を疑問視し、毎年の予算審査で反対を述べてきたのですが、この8年度においては名目を変更の上、不必要な宣伝費なども残存していると考えますので、修正案でそれらの関係予算を一定削除することは評価できるとして賛成するものです。

修正案で議論のあった最大の問題は、かててに関する過年度分の補助金と称する支出です。そ

もそも、かてての事業実態が法的に整理されておらず、町長は突然、かてては任意団体と主張し始め、町長が是正したと主張する7年度の会計資料も一切提出されないという、判断のしようがない現状です。過去にわたる法人税の補填をなぜ町が支出しなければいけないのか、全く理解ができません。手元に払うお金がないというなら、なぜ、かててにそのお金がないのか、原因を解明し、その責任者に賠償を求めるのがまずやるべきことではないでしょうか。

町長は、一般会計に戻し入れていたなどという事実と異なる主張をしていますが、その戻し入れについても重大な疑義が生じており、全く解決していません。臭い物に蓋とばかりに、自らが招いた延滞税を町の公金で補填しようとする、しかも、予算審査で真摯に説明しようともしない、本当に不誠実で残念な町政と言わざるを得ません。その点で、修正案において補助金の定義から逸脱した損失補填のごとき項目が削除されたことは大いに賛成します。

一方で、その他の原案には、まだまだ不要不急として、中止、整理、縮小すべき事業が多々含まれていると考えます。予算審査の中でも、それぞれの議員が修正以外についても、さらに削除したい事業を発言していらっしやいました。もちろん、毎年申し上げておりますが、私は予算のほとんどの部分には賛成であります。法定の事業について、誠実に職務に当たっておられる大多数の職員の皆さんの努力に敬意を表します。だからこそ、そのような地道な職務遂行が正当に評価される組織でなければなりません。公益通報制度等の速やかな実施も急務です。

8年度の事業では、中学校の給食の無償化に踏み出すこと、小中学校の体育館の空調設置に踏み出すことは、子育ての負担を軽減し、子供たちの安全と健康を守る観点からも大いに評価します。給食費の無償化は単年度と言わず、ぜひ9年度以降も継続を期待します。

体育館の空調設置に当たっては、施設の老朽化の問題があります。国の補助制度をよく研究し、必要な改修も含めて長期的に効果のある事業実施を期待します。

次に、原案中に含まれる不用と思われる予算です。

何度も言いますが、町長がおっしゃるように、必要なマンパワーを確保するためにも、さらには住民の福祉向上のための財源を確保するためにも、議会は積極的に不要不急と思われる事業を止める責任があると思います。その点では、慶応大学との連携事業や対話関連の事業、町の専門委員と称する方との契約などは、他議員からも多くの指摘がなされているとおり、中止、凍結して差し支えない事業と考えます。

専門委員に関しては、法を守り、守らせる立場の方を当然採用すべきところ、法を故意に無視し、軽視し、やゆし、事実と異なる内容を町民に説明する人物を採用することは、開いた口が塞がりません。直ちに中止すべきです。

次に、直ちに改善が必要な項目です。

百条委員会で明らかになった事業開始時の制度設計が全くできていないかてては、一旦事業を

停止するか、早急に改善に着手するべきです。また、町長が自らの説明資料でいみじくも明らかにしたように、いわゆる準公金団体と称されるものの整理と管理の明確化に踏み出すべきです。本来は、これら事業の正常化とルールの明確化に半年、1年をかけて当たるべきであります。それをしないまま、漫然と事業を続けることにより、あるいは小手先の変更によって、さらなるゆがみが生じてくる可能性もあるし、それによって損害を被るのは納税者だということを、一日も早く自覚しなければなりません。

特に、校区センターの運営は、早急に法に基づく制度を確立すべきです。校区センターの管理運営に関する人権費が当初予算で計上されています。しかし、それを実施するための十分な準備や法的な整理がなされていません。校区センターは直営にもかかわらず、委託も指定管理もなされないまま、別団体が管理運営に当たっていた事実があります。これは、かててと同じく、制度開始時の制度設計が全くなされていなかったことが原因です。

しかし、町長以下の担当管理職は、自らの責任を免れるために問題を矮小化し、その場しのぎの制度改定やごまかしの説明に終始しています。これでは、4月からのセンター運営に、さらなる混乱と無用の対立を招きかねません。それらの被害を被るのは、全て善意で運営に当たってくださっている住民の皆さんです。かてても含め、この1年以上の調査で明らかになったのは、町長以下の特別職や一部管理職が、無責任なばかりでなく他責、私は知らない、全部現場がやったことなどと口をそろえて証言しているという残念な現実です。責任を押しつけられる矛先は、一般の職員だったり、非正規職員だったり、善意で関わっていただいているかてての出品者や地域づくりセンターの管理運営にボランティアで関わってくださっている皆さん、今後もそれらの方々の責任にされかねません。極めて危険な現状であるということです。

かてても校区センターの運営も、町長が県庁から副町長として赴任していた時期に開始、立案された事業であり、開始当初の制度設計が全くできていない町長の責任は重大です。どうか、今度こそ校区センターの運営では正直に住民に説明し、これ以上住民の皆さんに混乱と分断、そして、責任を押しつけることのないよう、4月1日までの完全正常化を強く求めるものです。

特に公務員とそうではないスタッフの指揮命令関係や、充実する公務員の業務内容を確定すること、また、過去において不適切な業務に従事させた全ての関係者に謝罪し、場合によっては損害を賠償することも必要であります。

る述べてまいりましたが、特に指摘しなければならないのは、当町の行政においては、近年、手段が目的化し、議論のすり替えが多々発生しているということです。海外事業も、当初は海外に町の商品を売り込むということが主眼であったはずですが、ところが、先日の香港事業報告でもあるとおり、実際に販路を拡大したり、商品の売上げがほとんど上がっていません。それを正当化するために、いつの間にか商品販売の目的が町のPRにすり替えられ、PRという手段が目的

化しています。

それから、町長がよくおっしゃる対話もそうです。対話は目的を達成するための手段であるはずが、なぜか対話をする事自体が目的化し、その先に何らの展望も伺うことができません。

9月の町長主催の報告会もそうでしたが、虚偽の事実や悪意ある資料、違法な資料に基づく対話は、何の意味もないどころか、町民にとってマイナスでしかありません。その対話の先に何があるのか、目指す目的を明らかにしていただきたいものです。

さらに最近では、誇れる大刀洗とか、最近、愛着などというスローガンまで出してこられました。誇れる町をというのであれば、長年の行政の不正やゆがみなど、誇れない行政の問題を一掃することこそが、最も緊急に必要ではありませんか。

管理職の立場にある職員が不正に手を染めているのに、町長は自力では調査も是正もせず、議会の調査によってしか渋々対応できない。にもかかわらず、議会を一貫して敵視し、住民に事実経過を誠実に説明することもしない。町長自身が全国的にも恥ずべき行政運営を続けておいて、なぜ住民に対して誇れる町をなどと平然と言えるのでしょうか。

行政正常化の障害になっている方々は、直ちに第一線から御退場いただきたい。それが誇れる大刀洗町をつくる第一歩と信じてやみません。よって、私は修正部分には賛成しつつ、その他の原案については一部認めることができませんので、修正案賛成、その他の原案反対の立場で討論するものです。

なお、国保会計、後期高齢者会計も高い被保険者負担に基づく予算であり、賛成しかねるものであります。議員各位の御賛同どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに修正案に賛成の方、ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番の古賀世章でございます。

私は修正案には賛成でございますが、残りの原案に対しましては反対するという立場で討論をしたいと思っております。

まず、来年度の事業といたしましては、学校や体育館などへのエアコン設置等があります。

それから、2つ目に高齢者や難聴対策といたしまして、補聴器の購入助成、さらには、大堰校区西原地区への通学路の安全対策、そして、大刀洗校区の高樋地区の町内道路の拡張など、一部評価できるような事業もございますが、一方では、道の駅事業など進展が全く見えない、こういった事業もございます。これらにつきましては、やはりきちんとした推進計画を早急に構築されまして、もう少し予算をかけてでも、見えるような形で、地域住民の方が心から待ち望んでおられる道の駅事業、こういったことをもっと進めていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、残念なのが、この後審議されると思いますが、国民健康保険特別会計ですか、これ

によります、令和8年度には約4,000万円の赤字が出るという事案でございます。

先ほどからの御説明等では、令和10年度には、県の標準税額ですか、税率に移行するという
ことで、本年度も改定を行うということございました。

結果といたしまして、その半分の約2,000万円、これは町の法定外の繰入金から対応する
と、そして、残りは加入者の負担ということございました。

私どもといたしましては、議会といたしましては、加入者の負担を1円でも安くすべき、少な
くすべき、議会としましては、必要性が極めて低い、先ほどからもほかの議員さんがおっしゃ
っておいりましたが、地域ブランド推進事業ですか、こういったやつの見直しとか、一部停止等々
を行って、現在までに約750万円近くの金額をほぼ捻出をしている状況でございます。

加えまして、本年度に何の法的根拠もない第三者調査委員会と称する合議体をつくられました
が、これに私もびっくりしたんですけど、502万円も払っておると。極めて、これは大金が費
やされたんじゃないかというふうに考えております。

このような無駄とも思える支出がなければ、住民への負担はさらに軽減できたのではないかと
いうふうに判断もしております。

そして、私が、今回最も残念であったということは、先ほどのほかの議員さんからもお話があ
りましたが、中山町長が何の前触れもなく、校区センターは町の直営であると、こういうことを
一貫しておっしゃっております。これは、何の合意もないまま、そして、今回予算をされてしま
っております。このような過去からの信頼とルールを無視したようなやり方は、中山町長と校区
の管理運営委員会が長年培ってきましたパートナーシップ協定、これに違反するばかりではなく、
もし、これが執行、本当に4月1日から執行されれば、さらに地域に不信感や混乱、そして、か
なりの反発を招くことは必至でございます。こういうことを考えまして、これについてはきちん
とした対応をお願いしたいと考えます。

結びになりますが、今までは中山町長の人柄と手腕を信頼しておりました。そういうことで、
少々のことには目をつむりまして、予算案には賛成してきたつもりでございますが、今回は、こ
のようなことから賛成はできかねます。すなわち反対するということでございます。各議員の御
賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに修正案に賛成の方。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） それでは、ほかに討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第21号令和8年度大刀洗町一般会計予算についてを採決いたします。

まず、委員会の修正案について採決いたします。委員会の修正案に賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立7名〕

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。修正議決した部分を除く部分の原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立8名〕

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を入れます。議場の時計で11時30分より再開いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時30分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

これから、議案第22号令和8年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。反対討論ですか。平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、議席番号4番、平田康雄です。私は反対の立場で討論します。

本調査は、調査資料の収集や調査方法……。

○議長（高橋 直也） 何の。国保ですよ。

○議員（4番 平田 康雄） ごめんなさい。

○議長（高橋 直也） 間違いです。よろしいですか、平田議員。討論ございませんか。国民健康保険特別会計予算についての討論です。よろしいですか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第23号令和8年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり可決すべきと思う議員は起立を願います。

〔議員11名中起立6名〕

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は可決されました。

これから、議案第23号令和8年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についての討論

を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号令和8年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

これから、議案第24号令和8年度大刀洗町土地取得特別会計予算についての討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号令和8年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

これから、議案第25号令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算についての討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号令和8年度大刀洗町下水道事業会計予算についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここでお昼の休憩をいたします。議場の時計で13時45分より再開いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後1時45分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第19. 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の最終報告について

○議長（高橋 直也） 日程第19、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の最終報告についてを議題といたします。

本件について、調査特別委員会委員長の報告を求めます。古賀世章委員長。

○公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員長（古賀 世章） 委員会調査報告書。
当委員会に付託の事件について、調査の結果、別紙のとおり決定したので、大刀洗町議会規則第47条の規定により報告をいたします。

なお、当委員会は既に令和7年9月19日に中間報告を提出しており、本報告はそれも含めて全体の報告として行うものでございます。提出いたします。

ここで、議員の皆様はこの報告書と同じものを配付してください。

〔資料配付〕

○公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員長（古賀 世章） 皆さん、こんにちは。ただいま議題となりました、公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する調査特別委員会の最終報告につきまして、委員長として報告を申し上げます。

本委員会は、地方自治法第100条に基づき設置され、証人喚問、関係者からの説明聴取、資料提出要求、その他必要な調査を重ね、計41回にわたり審査を行ってまいりました。

本日、最終報告書を提出し、本委員会の調査を終えるものでございます。

しかしながら、本委員会が明らかにしたのは、単発の不正でも個別の事務処理上の瑕疵でもありません。本件を通じて露呈したのは、公金支出の確認、会計管理、意思決定、文書保存、監査、説明責任という自治体運営の根幹が長期にわたり損なわれていたという極めて深刻な実態でございます。

本件は、一部職員の問題に矮小化できるものではなく、町政全体に深く根を張った重大かつ根源的なガバナンスの破綻として受け止めなければなりません。

宿泊費不正事案については、町の管理職職員による偽造宿泊所での旅費請求発覚後においても直ちに全容解明へ向かわず、処分判断、内規変更の経過に至るまで、客観的資料による裏づけを欠いたまま推移していたことは明らかとなっております。

ここで失われていたのは、公金支出を適法かつ適正に統制するための行政内部の機能そのものであります。また、大刀洗マルシェかてて、いわゆる旧さくら市場をめぐることは、さらに重たい問題が認められました。

本委員会の調査により、約15年にわたり、町が人的にも財政的にも深く関与し、公費を支出し、対外的取引を継続しながら、事業主体、会計主体、課税主体及び責任主体を基礎づける制度

を全く備えないまま、運営が続けられてきたということが明らかになりました。

これは、帳簿や規程の整理が遅れていた、そのような水準のお話ではありません。制度なき行政運用が長年にわたり放置され、その結果として、何が公金であり、誰が責任を負い、どのような根拠で支出と収入が処理されていたのかさえ検証できない状態が固定化していたのであります。

本委員会は、ここで特に重く指摘しなければなりません。第一に、中山哲志町長のみが、本委員会の求めに対し、二度にわたり出頭を拒否したという事実であります。

百条委員会は、議会が地方自治法に基づいて行う正式な調査でございます。その調査に対し、町の最高責任者であります中山町長が、二度にわたり出頭を拒否したことは、極めて重大であります。

これは、議会に対する説明責任から、正面から背を向けたものと受け止めざるを得ず、町政に対する信頼を根本から傷つける行為でございます。

第二に、大刀洗マルシェかてても最も重要な部分に関わる経理処理について、中山哲志町長は、本委員会による再三の請求に対し、最後まで提出を拒否したという事実があります。

本件は、まさにその経理実態、資金の流れ、責任所在を解明することが、調査の核心でありました。その核心に当たる資料が、最後まで提出されなかったのであります。

このことは、百条委員会の事実解明を直接妨げたにとどまりません。町の対応それ自体に極めて強い疑念を生じさせるものであり、町が何を明らかにせずにおこうとしたのかという重い疑いを残す結果となったところでございます。

本委員会は、この事実を厳粛かつ重大に受け止めておるところでございます。

そして、中山哲志町長が設置しました第三者委員会なるものに関する問題点につきましては、法的助言者による添付文書を御参照願いたいというふうに考えます。

本委員会としましては、その経過も、また本件における行政対応の重大さを示すものとして受け止めております。

以上を踏まえ、本委員会は町に対し次のとおり重い提言を行うものであります。

まず、宿泊費の不正事案は、個別職員の処分をもって終わったものとしてはならないということとあります。偽造宿泊所による請求、宿泊事実を確認できない支出、返還対象を限定した判断、処分内容の変遷、内規変更の経過まで含め、一連の全体について改めて整理し、客観的根拠をもって議会及び住民に説明しなければなりません。

併せて、旅費支出における証拠書類確認の厳格化、疑義発覚時の全件調査、運用変更に係る文書決裁の徹底を直ちに制度として確立しなければなりません。

次に、かてての過去の運営は、後年の制度整備によって治癒されたものとして処理してはならないということとあります。本件の本質は、過去の運営そのものにあります。事業主体も会計主

体も課税主体も責任主体も定めないまま、公費支出が長年続けられてきたのであります。

したがって、過去の運営は過去の運営として切り分け、独立した再検証、再整理、清算及び責任整理を行わなければなりません。後から協議会を設けたことをもって、この問題が終わったことにはなりません。

さらに、資料提出拒否と出頭拒否を含む町の対応そのものについて、議会は極めて重く受け止めなければならないということでもあります。

議会の正式な調査に対し、町長が二度出頭を拒否し、かつ最も重要な経理書類の提出を最後まで拒否した。この事実は、町が自らの責任に向き合う姿勢を欠いていたことを強く示すものであり、到底看過できません。

本件においては、事案そのものの重大性に加え、事実解明に対する町の向き合い方そのものが、さらに重大な問題として記録されなければならないのであります。

そして最後に、本件は執行機関全体の統治機能の再構築を要する重大事案であるということでございます。文書がない、帳簿がない、決裁の経過がない、責任主体が分からない、監査が統制回復に結びつかない、問題発覚後も必要資料が提出されない、このような行政運営は地方自治体として到底許されるものではありません。

町は、本報告書において確認された事実を厳粛に受け止め、再整理、再検証、清算及び責任整理を先送りすることなく、実行に移さなければならないと考えます。

最後に申し上げます。本委員会は、本日ここに最終報告書を提出し調査を終えます。しかし、本委員会が議会の正式な記録として残すのは、大刀洗町において、公金の支出と行政運営を律する基本が損なわれ、それが長期にわたり放置されてきたという極めて重たい事実であります。

執行機関に対しましては、本報告書の提言を厳粛に受け止め、必要な措置を直ちに講ずることを強く求めるものであります。

議会としましても、また本件を一過性の問題として終わらせることなく、その後の是正、清算、責任整理及び説明責任の履行を引き続き厳しく監視していかなければなりません。

以上をもちまして、公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する調査特別委員会の最終報告といたします。

以上です。

○議長（高橋 直也） 以上で、調査特別委員会委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） しっかりとまとめられているということですが。

○議長（高橋 直也） 起立して言っていただいでよろしいでしょうか。

○議員（4番 平田 康雄） 23日にこの調査報告書の案を頂きました。しっかり勉強するよう

にということだろうと思ひまして、いろいろ読んでみますと、今日、新たにもらった報告書、案が取れたやつですけれども、中身は記載内容が大きく異なっておりまして、今急にこれ質問しろと言ってもなかなか質問できないなと思ひます。

前の案であれば質問事項は分かりますけれども、今回の案は今求められてもなかなか質問事項が急に分からない点がありますけれども、ただ1点だけお聞かせ願ひたいのは、実は私は百条委員会の委員会に召致されまして、尋問を受けましたけれども、その委員長が調査対象者の氏名とか未確認な疑義が記載された資料を、これを傍聴者に配布されたそうでございます。傍聴者にはマスコミ関係者もおられたというふう聞いております。

その資料が回収された事実は確認できておりませんが、会議公開の原則があるとしても、個人の名誉やプライバシーに係る未確認情報を、百条委員会の委員長自らが外部に拡散されたと、これは制度の趣旨からして好ましくない、著しく配慮を欠くものじゃないかと思ひますけれども、委員長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 古賀委員長。

○公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員長（古賀 世章） 御質問ありがとうございました。ちょっと具体的に書類をおっしゃっていただかないと、どれがどれか分かりませんので、よければそれを指摘していただくと助かりますけど、よろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田議員、先ほどの質問は、報告書には関係ないかと思われましても。平田議員。

○議員（4番 平田 康雄） 報告書を作成する過程において、そういうことがあったということ、そういうものを前提とした報告書であって、それもこの場で急に渡されて、質問がないかと言ってもなかなか我々も回答、質問ができないと。

だから、前回のこの出された案ですね、これであれば質問できますけど、今回のやつは全くその案とは異なりますからね。そこまで頭はよくないんで、この前回出された案であれば質問できますよ。

それから、先ほど言われまして、何のことかと言われましても、それは。

○議長（高橋 直也） もう少し分かりやすく簡潔に質問していただいてよろしいでしょうか。こちらちょっと質問の意図が分かりませんので。

○議員（4番 平田 康雄） 分かりました。そのとき何の資料を配布したかということですが、会計課の職員が町の出張実績を独自に調査して一覧表にまとめた。それを一覧表にまとめて、町の職員の名前がずらっと載って、それに会計課の意見をずっと疑わしいのが載った。そういった書類を来られた方にみんな配布されたということです。

○議長（高橋 直也） ここで、暫時休憩を取りたいと思ひます。

休憩 午後2時05分

再開 午後3時40分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

これより、調査特別委員会の委員長に対する再質疑を行います。再質疑ございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 6番の安丸でございます。調査特別委員会1年4か月にわたっていろいろ調べられて、最終的に本日最終報告書は配付されております。委員会調査の段階において、いわゆる議会としてこれまでそれぞれ年度ごとに決算委員会等を開いて、具体的に言えばかつて、旧さくら市場の問題でも決算委員会の中での承認というのがこれまで令和6年度決算まで承認されてきたというふうに理解しておりますけれども、委員会調査の中で決算委員会での議論について、委員会の中で議論されていたかどうかをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） それは、調査報告書には関係ある質問でしょうか。安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） もちろん調査する段階で、要は決算委員会での議論、結果も含めて、委員会での協議なりされたかどうかというのを確認したいということでございます。

○議長（高橋 直也） この最終報告書の中だけについての質問でお願いしたいと思いますけれども。よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の最終報告書については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[議員11名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

本件については、ただいまの委員長報告のとおり最終報告書が提出されました。本特別委員会の調査は、本日の最終報告書をもって終了いたします。

本特別委員会は、地方自治法第100条に基づき、議会がその権限と責任において設置し、長期間にわたり厳正な調査を重ねてまいりました。本日提出された最終報告書は、その調査の結果

を取りまとめた議会の正式な記録です。

執行機関においては、本報告書に示された事実認定、指摘及び提言を厳粛に受け止め、町政に対する信頼の回復に向け、誠実に必要な対応を講じられることを求めます。

平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 議長、動議。議案を提出いたします。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩を行います。皆さん全員協議会室にお集まりください。

休憩 午後3時45分

再開 午後4時08分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の議会運営委員会の報告を求めたいと思います。平山賢治副委員長、登壇して報告を求めます。

○議会運営副委員長（平山 賢治） 副委員長の平山です。先ほど提出されました発議第2号につきまして、議会運営を開きまして取扱いを協議いたしました。

安丸委員長は関係者のため、退席の上、副委員長が会議を主催いたしました。

協議の結果、発議第2号を直ちに日程に追加することで決定いたしました。

以上で副委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で副委員長報告を終わります。

お諮りします。この際、安丸眞一郎議員に対する問責決議を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、安丸眞一郎議員に対する問責決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 安丸眞一郎議員に対する問責決議

○議長（高橋 直也） 追加日程第1、安丸眞一郎議員に対する問責決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、安丸議員を除斥といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。

〔安丸眞一郎議員退場〕

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。申し訳ありません。提出者の説明を求めたいと

思います。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） たびたびすみません。提案理由の説明を申し上げます。

問責決議案に申し上げているとおりでございます。大刀洗町倫理条例ほかにおいては、議員は町民全体の代表者として品位を損なうような行為を慎む、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、あるいはそういう反する事実があると疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないと定めています。

しかるに安丸議員は、過去2回の教育委員同意案件において、自らが地方自治法117条に規定する参与することができない立場であるにもかかわらず、審議及び議決に参加し、結果として2回とも違法議決と整理され、うち4年前、直近の令和4年3月定例会での議決は、同法176条4項に基づく再議に付さざるを得ない結果を招いたものであります。

再議結果は否決となりました。

一連の経緯につきまして、安丸議員は、令和7年12月17日の議会運営委員会において、様々な発言をなさっております。自治法的に除斥の対象になるというのは十分分かっています。けれども、最初の同意案のときに、議長のほうからそういう除斥対象だから退室願いますというのがなかったから、いいと思っていいんだなという解釈で。ベテランの平山議員や事務局もいますから、そこら辺の指摘もなかったというふうに理解しています。2期目については、議員全員がたしか賛成だったというふうに理解しておりますなど、自らの責任を他議員や議会事務局に転嫁する発言を行い、かついずれの発言についても、現時点で訂正も謝罪もなされていません。

地方自治法117条は、ここは誤解のないように、執行部の皆さんも確認していただきたいのですが、117条には、議員は自己の関与する〇〇には参与してはならないと書いてあります。主語は議員です。

したがって、議員が法に反して議決に参加した責任は、議会ではなく、参与した議員本人にあることは明白であります。

先日の全員協議会等において、一部の議員から、これは議会も悪いんじゃないか旨の発言があったように思いますが、議会には全くこの地方自治法上の責任はありません。

ただし、加えて令和4年3月定例会において、安丸議員は議長の職にありました。これは責任がないとは言えないというのが事務提要に明記されていることであります。議長の職にありながら、除斥対象である議員を除斥させなかったことは、責任がないとは言えないと書いてあります。

したがって、議長の職にありながら、自らが退席せず議事に参与したことは、議長ではない議員に比して、より重い責任が生じることを指摘しなくてはなりません。

もう一つの問題は、当該議員が現在議会運営委員長の職にあることです。議会運営委員会というのは、議会手続の適法性や議会運営の公平性を担保する中枢的機関であり、その委員長が過去

の不適切な議会運営、違法と判断される議会運営の当事者であった事実は、今後の議会運営に対する町民の信頼を著しく損なうおそれがあり、議会として看過できないと考えます。

なぜ私のほうからこの議案を提案したかと言いますと、私自身もこのように私のせいにされたというのも一つあるんですけども、過去2回の教育委員の同意案件において、これは違法の疑いがあるんじゃないかということで、議会運営委員会のほうに議長から諮られました。

これは初めてのケースですので、議会運営委員会としては、安丸委員を除く4名でこの法的整理を3回にわたって会議を行いました。

その結果、違法と整理されるということで、副委員長名で1月27日に高橋議長に答申をお渡ししたところです。

とりわけその中で、5ということで、現在、当該議員が議会運営委員長の職にあることの構造的問題ということも指摘させていただいています。

議会運営委員会の総意でこのような答申を行った以上、当時の会議を主催した者として責任を持って、この当該議員の責任を厳しく問うことが必要ではないかと考えた次第です。

以上をもって説明といたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） この問責決議の最初のほうですけど、いわゆる倫理条例に反するんだということが書いてあります。

今、経過をずっと説明を受けまして、倫理条例の、議員として品位と名誉を損なうような一切の行為とか書かれていますけど、今までの議員活動を拝見していても、そういう事実は私はないんだというふうに考えてます。

ですから、一番最後に書いてある、当該議員としての責任を厳しく問うというふうに書いてありますけど、具体的にこれ何を意味するんですかね。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それは私のほうから、具体的に申し上げないほうがいいのかもしれませんが、例えば、一つの例としては、先ほど申し上げましたように、議会法を合法に、適法にですね、議会運営委員会として、議会手続の適法性、議会運営の公平性を担保する中枢的機関にある議会運営委員会の委員長職にあることは妥当なのかどうか、そういったものも含めて、議員本人にお考えいただきたい、そういう意味でございます。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩を挟みます。全員協議会室にお集まりください。

休憩 午後4時18分

再開 午後4時29分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き質疑を再開いたします。
質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、安丸眞一郎議員に対する問責決議を採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立5名]

○議長（高橋 直也） 起立者は5人です。議長を除いたただいまの出席議員は10人でありますので、可否同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して採決します。本件について議長は可決と採決いたします。

それでは、安丸眞一郎議員の入場を許可します。

[安丸眞一郎議員入場]

日程第20. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（高橋 直也） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より会議規則第75条の規定によって、タブレットに掲載しておりますとおり所管事務調査等の閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

これで令和8年第14回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後4時33分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 3月26日

議 長 高橋 直也

署名議員 平山 賢治

署名議員 河野 政之